

女性労働者通信

第71号

# アジアの仲間

アジア女子労働者交流センター  
〒169 東京都新宿区西早稲田  
2-3-18-34

発行人代表者 塩沢美代子  
編集責任者 広木道子

電話 03-3202-4993  
郵便振替 00100-3-70086

## CAWネットワーク・グループ全体会議

### 自由化、国際競争の激化・・・

### 女性の困難な状況を共有して

11月9日から12日、3年に1度のCAWネットワーク・グループ全体会議が、ネパールの古都バクタプールのゲストハウスで開催され、11カ国22のグループから約40人が参加した。日本からは、女の労働わくわく講座の高木澄子さん、おんな労働組合(関西)の山野和子さん、アジア女子労働者交流センターから広木道子の3名が参加。会議の目的は、97年までの3年間の活動を総括し、98年から2000年まで3カ年の活動計画をつくること。各国報告を通してアジアの女性労働者がどんな問題に直面しているかを全体で共有した後、各小地域グループごとに過去3年間の活動を振り返り、今後の計画について討議した。自由化、規制緩和、国際競争の激化を伴って急速に進むグローバル化の下で、女性労働者の状況は確かに悪化している。その構造を学びながら、CAWは具体的にどう行動したらよいかを話し合った。なお広木は、この会議をもってCAW運営委員としての6年間の任期を終えた(8~10面)。



## インド女性との交流プログラム 草の根の女性たちの活動を知る

10月18日-27日、インドからCITU(インド労働組合センター)のラジェスワリさんと、WWF(働く女性のフォーラム)のムスラクシュミさんの二人を招いて交流プログラムが行われた。交流活動の後、10月25日には”インド社会を変える草の根の女性たち”をテーマにシンポジウムを開催し、40人を超える参加者とともに意見交換をした。なお、このプログラムは「立正佼成会一食平和基金」の助成を受けたものであり、感謝の意を表したい(2~6面参照)。

<シンポジウム・インド女性を迎えて>  
**新経済政策とたたかう女性労働者**

M・ラジェスワリ  
 (インド労働組合センター)

インドの憲法は、男女の平等を定めていますが、実際には多くの女性たちが経済的に自立しておらず、社会的な差別の犠牲となり平等を享受する位置にはおかれていません。しかし、女性たちの間で新しい自覚が生まれつつあり、女性への差別の不当性に対してすべての階層の女性たちが組織的に、時には自然発生的に、抵抗を始めています。

**新経済政策の女性への影響**

1991年にインド政府が打ち出した新経済政策には、国営・公営部門から大幅に投資をひきあげることが含まれています。この部門では労働力の11%を女性が担ってきました。すでに国営6銀行の株の大部分が売り出されています。死亡や退職で空いた職が補充されずに、何千という仕事が失われています。大量の自動化、コンピュータ化があちこちで進められています。以前は産業ごとに同一レベルの賃金が支払われていましたが、今は利益の確保や損失を口実に各銀行ごとに賃金が決められ、銀行間に賃金の差が出てきています。このような状況のなかで新しい雇用が創出される望みはありません。女性労働者にとっては、とくに状況が厳しいのです。

政府のサービス部門でも採用は凍結されて



CITU・ラジェスワリさん

います。看護婦の仕事は、全面的に女性によって担われている職業ですが、ある州では採用が15%減らされました。仕事の量が増え看護婦1人あたり15人の患者と決められているにもかかわらず、40人もの患者をみななければならないになっています。しかも、政府はさらに看護婦の数を削ることを宣言しています。他の部門でも状況は変わりません。

また、教育予算が削られ、大衆識字運動にも影響が出てきています。さらに民間の教育機関の自主性が認められたために、儲からない学校を閉鎖することにはずみがつき、多くの女性教員が職を失うことになるでしょう。

保険産業は、女性に雇用機会が多い産業です。ここでもまた、採用が大幅に削減されています。しかも、国の経済状態を反映して一般の人々が保険を解約し始めているので、保険産業でも女性の雇用機会は非常に危ういものとなっています。

最近発表された国家公務員のための賃金改訂勧告は、国家公務員の職を段階的に35万削減しようという提言です。この提言は、インド全国の何百万という国家公務員の抵抗と反対にあい、政府はこの仕事の削減勧告を取り下げる約束をせざるを得ませんでした。し

かし、危機が去ったわけではありません。大量の仕事が削減される時、その影響を被る女性はかなりの数にのぼります。

一般的には、政府所有の公営部門の仕事には、賃金やその他の条件で男女差はありません。銀行、保険産業その他で働く女性には有給の産前産後休暇が保障されています(1回の出産につき3ヵ月、最大12ヵ月まで休暇がとれる)。またその他の権利(流産、中絶には最大6週間の休暇)が、労働組合の粘り強いたたかいによって勝ち取られています。夫が転勤になると妻も一緒に転勤できる制度がこの部門では保障されています。

職場で女性が直面する最も深刻な問題は、直接的あるいは間接的に、様々なセクシュアルハラスメントが行なわれていることです。女性がいるにもかかわらず、同僚に猥褻で下品な言葉を言ったり、女性をそのような言葉でからかったりするものが典型的な例です。

最近のケースですが、15年間勤務した7人のスチュワーデスが昇格することになりました。ところが、パイロットたちがこれに反対してストライキを行なったのです。理由は、彼女たちが昇格すれば、給料がパイロットより高くなるというものです。労働組合の介入により、パイロットたちはたたかいをあきらめました。この事件は、男性優位主義的考え方が地位の高い男性たちのなかにも根強く残っていることを示しています。

### 「自由化」政策と企業進出

組織化された部門でさえも、政府は弱い立場にある労働者を搾取しようとしています。

雇用の必要性が増えインドの数カ所に輸出地域と呼ばれる輸出指向型産業のための特別な地域が設立されました。ここでは最初から労働組合が事実上禁止されています。ここにある多くの産業では、労働者は主として他の地方から出てきた独身の女性たちで、経済的搾取、性的搾取にさらされています。

東南アジアの輸出加工区に雇用された女性たちの労働条件の調査では、この加工区のなかでの経済的、性的搾取のひどさが明らかにされています。インドでも、今後予測されるこの加工区の反労働者の状況が全国的に広がる懸念されます。

インド政府が新経済政策を採用して以来、毎年、何万人という労働者による全国的な抗議のストライキや政府官庁前での大規模な座り込みが行なわれてきました。このたたかいにも多数の女性たちが参加しています。組織化された部門でも、銀行や保険産業の従業員が直接行動を繰り返しています。このようなたたかいは、労働者に多くの利益をもたらしています。全インド保険従業員協会が民営化に反対して1000万以上もの署名を集めたおかげで、保険産業はまだ民営化に歯止めをかけています。

経済の自由化政策はインドや他のアジア諸国に外国の企業が新たに進出してくる道を開きました。これは日本にも影響のあることです。インドの労働者は安い賃金、最悪の労働条件で搾取されています。日本でも労働者は仕事を失い、パートや契約労働者として働く人が多いと聞きました。私たちの国の状況を理解していただいて、皆さんが日本で労働運動を強化していくことを期待します。

## 草の根の女性たちの組織化をめざして

S・ムスラクシュミ

(働く女性のフォーラム)

統計によると、インドの労働力人口は2億9400万人で、このうち全国レベルの労働組合に組織されているのは、わずか2500万から3000万人です。圧倒的多数を占める2億6700万人の労働者はインフォーマルセクターで働いており、その89%が女性です。彼女たちはNUWW（全国女性労働者組合）など2、3の団体が組織化の努力をしている以外はほとんど未組織の状態におかれています。

### インフォーマルセクターの女性たち

インフォーマルセクターの女性労働者が、政府や雇用主から「発展のための勢力」というよりむしろ「施しを与える対象」としか扱われない状況を目のあたりにして、社会・政治活動家であるジャヤ・アルナチャラムは、1978年、無担保融資の活動を中心とするWWF（働く女性のフォーラム）を設立しました。その後、NUWWを発足させて、未組織の女性を労働組合に組織し、現在15の異なる文化に属し、167の職場で働く45万人の女性たちが組織されています。

NUWWはグループ毎の融資を通して、貧しい女性たちが経済的に生活続けることができるように支援を行っています。また労働組合への組織化やトレーニングを通して女性



WWF・ムスラクシュミさん

労働者をエンパワーしてきました。女性労働者が貧困や離婚、夫との死別により犠牲にならないように運動をしています。これらの活動は、次のような目的をもって行われています。(1) 職種ごとに労働組合を組織し、一人ひとりの女性が組合のすべてのレベルで参加できるような斬新な体制をつくる。最底辺の草の根の人々のあいだに広がるような新しい方法を展開する。(2) インフォーマルセクターの女性に焦点をあてる。(3) 男女平等をめざし、融資や健康トレーニング、エンパワーメントなど女性たちがもっとも必要としていることに取り組む。

NUWWには、賃金労働者の女性たちと個人で小さな商売をしている女性たちが加入しています。前者に対しては、たとえばヴェローラの紙巻き煙草の労働者やバンガロールの線香作り労働者、ダルマプリの織工たち、アディラマパッティナムの女性漁師などのために、賃上げや労働者の保護措置を要求するなど、従来の労働組合の活動をしています。後者に対しては、融資をすることにより組織化をすすめています。具体的には彼女たちの仕事が続けられるように協同組合をつくる支援をしています。この組織化の努力によって、

小さな商売をする女性たちも労働者として認められるようになってきました。

伝統的なアジアの文化の中では、女性たちは家族のなかで従属的な立場に置かれており、女性の収入は補助的なものと考えられています。女性たちの労働は安価で流動的で使い捨てです。NUWWでは、女性たちが家の中で家内労働を続けるよりも、外に出て賃金を稼ぐか小さな商売を始めることを奨励しています。しかし現状では女性たち自身も、家事や子供の世話など家のことをしながら経済活動ができる家内労働を好む傾向があります。

### 生活向上に結びつく資金融資

女性たちは土地や財産を持たないので、小さな商売を始めるためには融資を必要とします。この融資が、彼女たちの経済活動を可能にする絶対条件となっています。NUWWは、最初は国営銀行が貧しい女性たちを援助するための仲介役として出発しましたが、すぐにこの試みはうまくいかないことがわかりました。女性たちの返済率が高くても、銀行の手続きの複雑さと銀行側の仕事の遅滞により、貧しい女性たちは簡単に融資を受けることができませんでした。銀行は、女性労働者が借金を返済できるのか、また自分たちの状況を改善できるのかどうか疑問をもっており、文字の読み書きができない貧しい人々を援助するのは困難だと考えていたからです。

このような状況のなかで、NUWWは既存の銀行制度に対して疑問をもつようになり、「女性のためのインド協同組合ネットワーク」という融資協同組合を新しく設立しました。

これは1980年代初期に2500人の会員が一人20ルピーずつ出資して、5万ルピーの資金でスタートしました。現在は大きな運動に発展して、タミル・ナドゥ、アンドラ・プラデッシュ、カルナタカ州の3州に広がっています。

貧しい女性たちに融資の仲介をした結果、次のようなことが目に見えて改善されました。

(1) 女性たちは子どもの教育に投資できるようになった。(2) 今までの借金を返済できた。(3) 仕事の規模を拡大できた。

多くの家族が、女性たちの収入により1日2回はちゃんと食事をとれるようになり、飢えを克服できました。このように、この融資協同組合ができたお陰で、女性たちの生活全般の質が向上しました。

NUWWでは小口融資だけで貧困が解決されるとは考えていません。財政的援助は非常に大切な要素ですが、その他のサービスと組み合わされて効力を発揮します。妊娠・出産をめぐるサービスや男女差別に対するたたかい、住居や衛生、水、食料の安全確保などすべてが必要な要素です。

世界銀行はその政策に貧困の撲滅を掲げていますが、その行動はそれに反するものとなっています。平価の切り下げやさまざまな社会開発部門やサービス部門への配当金の削減はさらに貧しい人々を苦境に追い込んでいます。健全な貧困者向けの政策を実行することが、現在の改革の危機を乗り越える唯一の解決策なのです。NUWWは、国の政策のなかにインフォーマルセクターについての有効な政策をきちんと取りこませるための活動についても話し合っています。

## インド女性との交流プログラム

## こんな交流をしました

10月20日から5日間の交流プログラムですが、日本とインドとは、政治・経済・文化・宗教、その他社会生活の上でかなりの違いがあります。お互いの国のことを知り合うのがまず第一、とゆったり構えていたけど、質問や意見がどんどん飛び交いました。

20日 交流プログラムの趣旨、訪問・交流相手についての説明と、日本の女性労働についてのオリエンテーション。日本の女性労働者のたたかひの歴史をはじめて聞いた、と。

21日 フォーラムよこはま訪問。情報や人の交流、男女の自立と共同参画、国際協力・交流などの活動を推進するための機関と施設を紹介。相談室では離婚の相談もあるとの話に、「離婚の原因は何か」と食い下がる。インドでは”ダウリ(持参金)”に関することで大きな悲劇が数多く起こり、離婚も多いとか。その後、パートスタッフも含めて結成されたばかりの労働組合役員との交流も。

22日 栃木県烏山の縫製工場見学と労働組合役員との交流。デザインや裁断はすっかりコンピュータ化されているけど、ミシンを動かしているのはやはり女性が主流。組合役員は全員女性。昼休み集会では皆が親しみを込めて大歓迎。地元の和紙工場も見学し、70代の女性たちがていねいに手作業している姿にたいく感激した様子。

23日 所沢のひまわり保育園見学。親たちの運動で作られた保育園。保育内容にもポリシーがある。高齢者のためのデイサービス

もあり、地域に根ざした活動を肌で感じる。日本の子どもや高齢者の状況とそれに関わる女性の立場をめぐる、かなりの激論。家族に縛られるインドの女性の状況も問題？

同日 JMIUいすず労組(電機)との交流。工場閉鎖、解雇の攻撃を撤回させた女性パワーが大きな刺激に。一つの企業の中に複数の組合がある場合のたたかひの実践を聞いた。パート労働者の組織化の努力にも惜しげない拍手を送っていた。

24日 ワーカーズ・コレクティブの見学と交流。お弁当屋さん「とまと」、パン屋さん「ラ・ママン」、クッキー屋さん「歩」を見学し、資金、運営、営業など、ご苦労や工夫のしどころを伺う。ワーカーズで働いている女性たちの100万円の税金の壁の問題は納得がいかなかったようだ。



高齢者のためのデイサービスセンター訪問

## ベジタリアンて、なに？

彼女たちの滞在中、一番大変だったのは毎日の食事。二人ともチャキチャキのベジタリアン。とくに一人は玉ねぎもにんにくもダメ。「パンとバターとミルクがあればOKよ。」といていた二人でしたが、そんな訳にもいかず大分振り回されました。訪問先でもいろいろお心遣い頂き、ありがとうございました。

## ~~~~~ 海外短信 ~~~~~

## ~~~~~ 韓国：女性職業教育センター設立 ~~~~~

韓国女性民友会と韓国女性労働者会協議会はソウル市とプサン市にそれぞれ女性職業教育訓練センターを開設する。この二つのセンターは女性たちにさまざまな職業教育を行うことを目的としている。たとえばコンピューターや美容、絵画、英語のような、とくに事務職や販売などのサービス業向けのコースがある。働いている母親のための保育施設も併設されている。この訓練センターは、他の分野で仕事を探したいと考えている人や、近年最も失業率の高い高卒または短大卒の女性たちを対象にしている。

センター設立は、韓国の働く女性たちの状況を改善し権利のためにたたかっている韓国女性労働者会協議会の力強い新たな一歩となっている。挑戦しなければならないことは多く資金はかざられているが、この運動に賛同するさまざまな地域に住む人々から協力や支援を受けている。

資金づくりの一環として、これまでの革新的な運動の中から生まれてきた画家たちによって描かれた、労働者をテーマにした印象的な絵の展示即売会を行なった。そのなかにはたとえば、1979年工場閉鎖に反対するたたかいの中で、野党の事務所の建物の中で亡くなった縫製労働者、キム・キョンスクを描いた絵などがあった。

CAWはこの職業教育センター設立をお祝いします。良い働きを！

(CAWニュースレター・1997年7月号)

## ~~~~~ 香港：家事労働者保護の法改正 ~~~~~

産休、長期勤続手当、不当解雇などに関する5つの法改正により、香港の家事労働者はわずかながら権利が認められることになった。

新しい法律によると、妊娠している被雇用者は解雇から保護され、勤続4週以上の場合は無給で10週間の産休をとることができる。給料の3分の2が支払われる有給の産休が認められるのは、勤続40週以上が必要である。改正前の法律では、勤続12週以上ない場合は解雇からの保護が適用されず、勤続26週以上ないと産休をとることができなかった。法律はまた、健康を保障するために妊婦を危険な仕事からはずすことを規定している。

自由党のセリナ・チョウは、妊娠を理由とする解雇からの保護から家事労働者を除外する決議を提出しようとしたが、失敗した。彼女は「わずか4週の勤続で家事労働者に妊娠の保護を与えるのは、雇用主の家族にとっては負担が大きすぎる」と主張したが、外国人が多い家事労働者に対する差別だと批判された。労働組合活動家であるリー・チェクヤンは「労働者に対して認められた母性保護を家事労働者に対してだけ、どうして否定できるのだろうか。」と語った。

文部・人力大臣ジョゼフ・ウォンは、これらの労働法規は不当な解雇に対する逃げ道を塞ぐことになる、と述べている。この法律改正によって、妊娠や労働災害、病欠、労働組合への加入を理由とした解雇は違法となった。

(CAWニュースレター・1997年7月号)

## <CAWネパール会議から>

### 小さな試みを大きな力に

ネパールで開かれたCAW全体会議は、参加者がこの会に何を期待しているかを表現することから始まった。全員を一つ10人くらいのグループに分け、配られた模造紙に絵や言葉でそれぞれの思いを表現する。CAWを大きな家や木にたとえ、アジアの女性労働者の困難な状況、それを共有する仲間たち、情報交換やネットワーク、そしてグローバル化に立ち向かう国際連帯の輪などを思いのまま描きこんでいく。そうしているうちに、いつのまにか参加者同士が打ち解けてくる。皆の長旅の疲れと緊張をほぐして、楽しいオープニングであった。

まず、各国の女性労働者の状況について報告と交流をしたが、これも自主的に手をあげた順番で行う。質疑応答も活発で、自分の国のことを知ってもらいたい、他の国の状況ももっと知りたいという気持ちが溢れていた。その中からいくつかの特徴を紹介したい。

スリランカは、1970年代末から自由貿易地域(FTZ)をつくって外資導入を進めてきたが、90年を前後して「自由化」が強まり、ますます多くの外国企業が入ってくるようになった。現在3つのFTZに8万6000人の労働者が働きその9割は女性だ。海外からの投資は28カ国に及ぶが、件数で見ると韓国が第1位、2位は日本である。深夜三交替労働と粗末な寄宿舎での暮らしがきつい。95年には香港系の縫製工場で賃金遅配と工場閉鎖・大量解雇の攻撃があり、500

0人が影響を受けた。FTZの中では労働組合は事実上認められていないが、労働者の代表が香港に行き、香港の労働団体の協力を受けて本社交渉を続けた結果、会社の経営者が代わり工場閉鎖を撤回。全員再雇用に成功し、賃金・ボーナスも支払わせた。

タイは他の東南アジア諸国と同様、NIESめざして年平均10%を越える成長率を維持してきた。けれど7月はじめのタイ・パーツの暴落以来労働者の解雇が相次いでいる。工業化の過程で工場働く女性の数が急速に増えたが、労働条件は悪く、多くの女性たちが職業病に苦しんでいる。タイの女性たちは今、多国籍企業、世界銀行やIMF(国際通貨基金)などの国際機関、政府の政策など、問題の背景は何かを学んでいる。工場火災で多くの犠牲者が出たこともあり、労働者の安全と健康に関する委員会を作って政府交渉を行うなどの活動をしている。またさまざまな地域、業種の女性たちが集まって女性労働者ユニティをつくり、女性の働く権利や労働条件の改善について共同行動を起こしている。

東アジア地域では女性の非正規雇用化、不安定化が最大の焦点であった。香港では工場労働者の数が激減して、女性はサービス産業に多くなった。中でも30代半ばを過ぎると家事サービスやビル掃除などが多くなる。また、そのような仕事はフィリピンやスリランカなどの外国人労働者と競争関係になり、労働条件が悪化していく傾向もある。海外出稼ぎの送り出し国、受け入れ国双方の状況について、問題の共有が必要ではないか、と積極的な提案もあり、夜、希望者が集まって2時間ほどの交流会を持った。また香港では、中

国への返還後の臨時評議会で、組合の交渉権などの労働法改正を時期早尚として撤回する動きが見られ、男女平等法の制定も進んでいない。日本や韓国では労働法制の全面的な規制緩和が進められようとしている。



会議の後の文化交流で笑顔がこぼれる

1960年代に始まったアジア地域の外資依存型工業化は、低賃金労働力としての女性労働を最大限利用してきた。グローバル化が深まる中で、資本は低賃金・高利潤を求めて自由に世界を駆けめぐり、女性たちは互いに競争させられている。その構造を広い視野でとらえ、今の状況を少しでも変えるためにCAWとして何ができるか。各国の状況に見合ったさまざまな取り組みが紹介された。地域をベースにした女性労働者の組織化（日本のコミュニティユニオン、女性ユニオンなども含まれる）、個別訪問による住民への働きかけ、保育所運動、協同組合運動、自営または小集団による仕事づくり、労働組合の交渉力の強化、職業訓練など、小さな経験であっても互いに新しいアイディアに触れて刺激を受け、元気づけられる。CAWはそういう力を蓄積してきたが、今後はアジアの女性労働者の声をもっと積極的に世界に発信していくことが求められている。（広木道子）

=2000年までのCAW3カ年計画=

1998年から2000年までの3年間、CAWの共同行動として何をするか。東アジア、東南アジア、南アジアの地域グループごとに話し合いをし、後日の運営委員会で次のように決まった（要約）。

### 1、アジア全体の活動

- 1) グローバル化に関するアジア地域会議  
2000年9月・韓国
- 2) ILO条約175号「パートタイム労働条約」、177号「家内労働条約」の普及・批准キャンペーン活動
- 3) 次回CAWネットワーク全体会議（CAW活動の総括と3カ年の計画）  
2000年2月・タイ

### 2、地域グループごとの活動

#### 1) 東アジア地域

- ・ワークショップ「アジア女性労働者の不安定雇用への挑戦」
- ・1998年12月・台湾

#### 2) 東南アジア地域

- ・ワークショップとキャンペーン「グローバル化と女性雇用のカジュアル化」
- ・1999年3月8日・マレーシア

#### 3) 南アジア地域

- ・ワークショップ「労働者組織への女性の参加」
- ・1999年9月・パキスタン

3、各国の活動 各グループや国ごとにCAWの援助を受けて行なう諸活動。交流センターではCAW発行「SILK&STEEL」の翻訳・出版を予定。

## 初めてCAW会議に参加して

おんな労働組合(関西)

山野 和子

海外に出たことのない私にとって、今回のネパール行きは多くの事を学べ、いい体験になった。

ネパール国に対しては、マスコミからの知識しかなく、遊牧民の生活のイメージを持っている程度の薄いものだった。空港での「チップ、チップ」攻撃に驚き、CAW会議が行われたバクタプールの周りの庶民の生活を見聞きして、カルチャーショックを受け、現在の日本での生活の在り方をつくづく考えさせられた。日本の何十年も前の生活レベル、生活に精一杯で文化的生活からはほど遠い暮らし、家の手伝いに追われ学校へ行けない子どもたちが多くと聞く。けれど日本の子どもたちと比べると顔がイキイキと輝いていて、まさに「生きている」って感じ。識字率が低い事をはじめ、ネパールの国が自国民の幸せのためにやるべきことは多くある。これから打ち出される国の政策は注目されると思う。

CAW会議は4日間ギッシリのスケジュールであった。各国報告は、2日間かけて行われた。日本の企業がアジアの労働者に対して行なった行為が世界から非難された、まさに同じ事をアジアの他の国が今やっている。また、日本での労働者に対する攻撃——労働法改悪の動きもすぐに、韓国をはじめ近隣の国に波及するだろう。このことは今までの歴史が証明している。企業や政府の動きを先取り

し、労働者がたたかった体験、経験や情報の交換は非常に重要だと思う。

3日目は、やっと会議場での缶詰状態から解放され、工場見学をした。繊維工場とクッキー工場の二手にわかれた。私は繊維工場を見たが、繊維から出るほこりと騒音に圧倒された。職場環境は非常に悪いと思ったが、現地の人は「良い環境だ」と言っていた。

そこの組合(GEFONT=ネパール全国労働組合連盟に加盟)と交流する。組合としての課題は多いが、日本の組合と比べて真面目に取り組んでいる印象を持った。



山野和子さん(左)と高木澄子さん(右)

4日目はCAWの今後について討論。私は通訳を介して議論に加わっていたので、通訳の言葉を聞き取るのが精一杯で、しかも討議の流れも非常に速く、その上CAWについて不勉強のまま参加したいきさつも手伝って、会議に自分で考えて一緒に討議する事がとてもでき得なかった。申し訳なく思う。けど、アジアの頑張っている多くの女性の顔が見れて彼女たちから元気をもらえたと思う。私たち、同じアジアの仲間として、共に助け合っていけたらと思う、これからも。

おんな労働組合(関西)としてできる限り、会議等に出て学んだり、アドバイスしたり、されたりの関係をもちたいと考えている。ただ、言葉の壁のしんどさを痛いほど感じた。なんとかならないものだろうか。

## ＜図書紹介＞

オ・ジョンヒ著・波多野節子訳

### 『金色の鯉の夢』

著者はこれまでに韓国の二大文学賞を受賞しており、現代韓国を代表する女性作家と言われている。本書には三つの作品が入っているが、どれも語り口はとても静かである。

9歳の女の子の目を通し、朝鮮動乱後の港町(仁川)の日常を描いた「中国人町」は、戦中生まれの私にとっては、私たちの国でもかつて同じような日常があったことを想像させ懐かしい想いを起こさせる。

8歳の男の子を主人公にした「不忘れ」は、日本の朝鮮支配が終わる頃から解放軍が入ってきた頃の、北朝鮮にある海嶺に住む網元一家の日常と社会の動きを伝えている。日帝支配、解放運動、阿片中毒などを含め、差別や偏見に満ちた日々の暮らしが語られているが、声を大きくして語っているところがどこにもない。

表題になっている「金色の鯉の夢」は、サラリーマンの妻で45歳の「わたし」の心の揺れを、壊されていく屋敷や祖母に聞いた昔話を織りまぜながら語っている。

訳者のあとがきで「北に故郷があって戻ることのできない人たちを、韓国では失郷民とよぶ。オ・ジョンヒという作家をあえて一言で規定するなら『失郷民の子』と言うことができるように思われる」と述べているが、三つの作品に感じる静かさもそんなところからきているのだろうか。

(段々社発行・星雲社発売 2060円)

清水 靖子著

### 『森と魚と激戦地』

「語られなかった太平洋の島々の住民の側からの太平洋戦争。そして、その森と魚のお話。」後者は日本が伐りつくし獲りつくしている太平洋の資源のことであり、前者と後者はつながっている。戦後日本が過ちを自覚し、島の人たちの声に耳を傾けていれば、後者の事態は起きなかったはずだ。

海と森の豊かな自然の中で平和に暮らしていた人々の生活が、何の断りもなく侵略してきた日本軍により滅茶滅茶に破壊される。南太平洋での戦いについてその激戦ぶり、戦いの無謀さと悲惨さ、飢餓と玉砕など日本側からは多くのことが語られてきた。しかしそこに住み、理不尽で甚大な口では表せないほど悲惨な被害を蒙った人々の声が聴かれたことがあっただろうか。

著者は、南太平洋の環境保護運動活動に取り組む修道女で、島の人たちと生活を共にする中で、あまりのむごさに家族にも話したことがなかったという日本軍の加害の数々を語る、既に年老いた語り部たちの言葉に耳を傾け書き留めてきた。「人間の記録として。また私たちが同じ過ちの道をたどらないように、同じ道に私たちを連れていこうとしている日本の流れへの抵抗のために。」

「新ガイドライン」という恐ろしいものがすでに動き始めている今、著者同様この流れに抵抗する者の意志をさまざまな形で表していきたいと思う。(北斗出版 2730円)

## &lt;事務局日誌&gt;

- 9月3日 翻訳グループ学習会  
 9月5日～6日 女性労働問題研究会セミナー講師(広木)  
 9月7日 労働分野の規制緩和に関するシンポジウム(広木)  
 フィリピン研修ツアー写真交換会(山本・仁田・広木)  
 9月24日 翻訳グループ学習会  
 9月25日 9月定例事務局会議  
 9月29日 「アジアの仲間」69・70合併号発送  
 10月4日 日立とすべての職場から男女差別をなくす会総会パネラー(広木)  
 10月14日 PP研究所社会運動研究部会(広木)  
 10月15日 翻訳グループ学習会  
 10月18日～27日 インドの女性との交流プログラム  
 10月25日 シンポジウム「インド社会を変える草の根の女性たち」開催  
 10月31日 10月定例事務局会議  
 11月3日 「戦争と女性への暴力」国際会議公開シンポジウム(仁田)  
 11月5日～18日 CAW全体会議・CAW運営委員会(ネパール・広木)  
 11月22日～30日 DAGA主催多国籍企業に関するアジア地域会議(タイ・塩沢)  
 11月23日 多国籍企業のモニターに関する第2回アジア国際シンポジウム東アジア地域セミナー(広木)  
 11月26日 11月定例事務局会議  
 11月27日 日立男女差別裁判傍聴(山本)

☆新しくCAWの書記局員になったインド出身のドリーは、ただ今妊娠5カ月。香港のシャンシャンは、2人の男の子の母。シンガポールのアグネスは、オランダに夫を残して単身赴任中。3人全員が既婚者というのは初めて。女性の働き方はホントに変わった。(H)

☆韓国朝鮮人BC級戦犯国家補償裁判控訴審を傍聴。提訴から6年、7人の原告のうち今なんとか健康を維持して法廷に立てる方は2人しかいない。時間がない。70代も後半に入った彼らの言い表わしようもない無念の胸中を想うとやりきれない。聴く耳を!!(K)

## ▲ ▼ 事務局だより ▼ ▲

☆所沢は、ダイオキシン問題にゆれていきます。我が家のプラスチックゴミも気をつけていても大量にたまります。ゴミから見える生活や社会、政治、関わりだしたらおもしろくて深みにはまりそう。深刻な問題だけど、知恵を出しあって行動していく喜びも多々。(Y)

☆インドのゲストのお供でディズニールンドを初訪問。「どうして日本でアメリカ文化なんか見せるの?もっと見るもの沢山あるはずだけど。」「あらもうディズニールンドは日本文化よ。」帰る時間も忘れて楽しみました。(N)

女性労働者通信

第72号

# アジアの仲間

アジア女子労働者交流センター  
〒169 東京都新宿区西早稲田  
2-3-18-34

発行人代表者 塩沢美代子  
編集責任者 広木道子

電話 03-3202-4993  
郵便振替 00100-3-70086

インドネシアの靴労働者

## 6000人がストライキ

アジア各国の「経済危機」が、労働者の暮らしを直撃しています。インドネシアの靴工場で働く女性は、「昨年4月の私の賃金は、1日2.2米ドルだったのに、9月には1.6ドルの価値しかなくなりました。」と語っています。

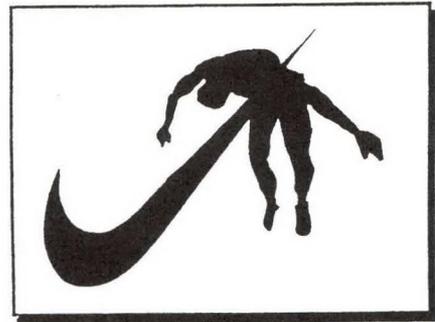
インドネシアの工業地域タンゲランの靴工場で、昨年10月、会社の不当解雇撤回と人事担当重役の退職を求めて、6000人の労働者のストライキが起きました。この会社は韓国資本で、それまでに2000人以上の労働者を解雇したことを認めています。

4月には、同じタンゲランでナイキの靴を作っている工場の1万人を超える労働者が、改訂された最低賃金の支払いを怠る会社に抗議して大規模なデモを行ないました。

インドネシアではこの他にも靴工場での労働争議がたびたび起きています。最低賃金以下の賃金、賃金・時間外手当の未払い、強制残業、生理休暇の取り上げ、トイレ時間の管理、制服強要、労働災害、暴力や非人間的な罰則・・・など、様々な問題が聞かれます。

靴工場の女性労働者がつぶやきました。

## 3000 WORKERS RETRENCHED



## 6000 WORKERS PROTEST

「マイケル・ジョーダンのナイキとの契約料は年間2100万ドル。私の賃金はやっと594ドルよ。」

80年代終わりまでナイキ、リーボック、アディダスなど欧米ブランドのスポーツ・シューズは、主に韓国や台湾の下請け企業で作られてきました。90年代以降東アジア企業の海外進出が盛んになり、今ではインドネシアと中国が主要な生産地になっています。ナイキなどの企業は、自分の手を直接汚さずに労働者を酷使し、消費者には独占的な価格で高い靴を売って莫大な利益を得ているのです。

ヨーロッパ、北アメリカ、オーストラリアなどでは、95年秋から、靴産業労働者の労働条件改善を求めて、葉書による抗議や不買運動、マスコミへのアピールなどの”ナイキキャンペーン”に取り組んでいます。

## DAGA・多国籍企業に関するアジア会議

### 急増する中国への進出 消費文化の影響も懸念

昨年11月23日から29日まで、タイのチェンマイで、DAGAの主催する多国籍企業に関するアジアの国際会議が開かれた。

DAGAというのは、CCA-URM(アジアキリスト教協議会—都市農村宣教委員会)の活動の一部で、アジアの民衆の活動グループのために情報や資料の提供や調査活動をする部門である。アジア各国の経済発展に深い関わりのある多国籍企業の問題は、70年代から度々とりあげられてきたが、今回は90年代の実情について話しあい、21世紀へ向けてどういうことをやっていくべきかの意見を出しあうために開かれた。

参加要請を受けたのはセンター事務局長の広木さんだが、彼女は前号で報告したCAWのネパール会議があつて参加できず、このテーマにもろにとりこんでいる「進出企業問題を考える会」は、同じ頃に同じようなテーマで、東アジアの国際集會を日本で開くので余力はないということだった。アジアの現状を知るよい機会なので、他にも会の趣旨にふさわしい参加者を探してみたが、結局行ける人はなく、「塩沢さんが行くしかない」とスタッフにはっぱをかけられた。

この種の会議に参加するのは働きざかりの年代の人たちだから、スケジュールも午前、午後、夜とぎっしりだし、女性労働者の問題に焦点がしぼられているCAWの会議と違っ

て、経済学者などもきて話題は幅広い。英語での仕事を離れて久しい73歳の身としてはためらわざえるをえない。その一方でたぶん最後のチャンスだろうから行ってみたい気もあり、DAGAから歓迎するというファックスと、CAWからミヨコに出てほしいと電話がくるにおよんでついに腹をくくった。

CCA関係の会議は、いつも質素なセミナーハウスなどで開かれるので、暑がりの私は冷房がないかもしれないというのも不安のひとつだった。ところがチェンマイ空港で迎えてくれたスタッフに案内されたのは、設備の整ったホテルだった。後から聞いたのだが、ホテルを会場に使えたのは、パーツが大幅に下落しているからで、タイ人は苦しんでいるが、外国人にとってホテル代がたいへん安いという皮肉な現象だった。

### 90年代の日本企業のアジア進出

参加者は韓国、中国(香港)、タイ、フィリピン、インドネシア、インド、日本からと、香港にあるアジア学生協会で働くネパール人の青年、それに主催のDAGAスタッフと、CCA-URMの主事の八幡さんという小規模な会議だった。それに小グループの話し合いが多かったので、案じていたよりは容易に参加できた。

各国に予めテーマを設定されて発表を求められており、私の場合は90年代の日本企業の海外進出状況の統計資料と、それによってアジアにどんな問題が起きているかの具体例を話した。出発前に慌ただしく調べたジェトロの最新の資料によれば、アジア進出の特色

は、開放経済下の中国に急ピッチでふえ、とくに製造業で著しいことである。そのかげに、韓国に進出していた企業が撤退し、中国に工場を移すさい、韓国の労働者になんの予告もせず、日本の本社からのファックス1枚で全員解雇を強行した例もある。これに対し怒りにもえた若い女性ばかりの労組役員が、直接交渉をするために来日して、はげしい闘争を展開した事実について述べた。

また日本の労働基準法の女子の時間外労働の制限と深夜業の禁止が、業種・職種を問わず撤廃されてしまったことが、アジアの女性労働者に及ぼす影響の大きさについてもふれた。CAWを通じて、アジア各国の女性労働者から「なんとか撤廃を阻止して」と求められていたのに、それに応えられなかった理由も述べた。つまり日本の労働運動の中枢が、草の根の労働者から浮き上がって御用化していることや、僅かな議席しかない共産党しか野党がなくなってしまう、自民党と沢山の名をもつ自民党の親類で政治が行われている政情についても、ふれざるをえなかった。

私の報告の後、韓国からの参加者が、韓国女性労働者の来日闘争について、「韓国人は日本人が嫌いだったが、来日した人たちは支援してくれた日本人と接して、日本人への見方が変わった」と発言して下さった。

### 石油の値上げ阻止したフィリピン

ところで6日に及んだ会議の全容を述べる紙幅はないので、報告された各国の現況を中心に印象の強かった点にふれてみよう。

▼統計で示した近年の日本企業の進出動向を

そのまま実証したのが、中国の報告だった。

香港でアジアの労働問題に関わっているAMRCの若い女性は、広い中国の地図とビデオによって、中国の工業化の現状を示した。沿岸部に次々とつくられている工業都市の多さに加えて、女性労働者の働く工場内部のビデオには、英語の字幕を付して、その労働条件のレベルの低さを伝えた。

▼10数年前、私がアジアを歩いていた頃とちっとも変わらないなあと思ったのがインドネシアの賃金水準の低さだった。今回は首都圏以外の地域の女性労働者についての話だが、東南アジアで最低であるのみならず、業種によっては中国やインドより低く、製造業では世界一低いといえるそうだ。

それだけに韓国、台湾からの企業進出が多いが、多国籍企業の典型例として、スポーツシューズメーカーのアメリカ企業ナイキの製品をつくる台湾企業が田舎町につくった工場には、7千人の労働者がいてその75%が女性で、60%が小学校卒だというから、12歳の労働者もいることになる。

当時と違っているのは、労働運動が盛んになっていて、政府非公認の労働組合への弾圧はすさまじいようである。インドネシアの話を書いていると、かつての韓国の状況を思い出し、暗澹となる。「私たちへの手紙やファックスは官憲にチェックされるから、Eメールがいいよ」といわれたが、パソコンに詳しい人がいうにはそれだって安全とはいえないそうである。

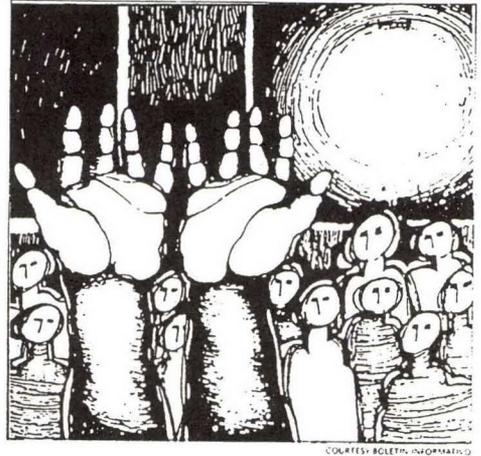
▼フィリピンでは石油の外資企業によって民衆の生活がふり廻されてきた。石油価格の規制緩和法による石油の値上げにより、諸物価

が高くなって生活が苦しくなったとき行われた交通機関のストライキは、幅広く民衆の支持を受けマニラをまひさせるほどであった。

この強い抵抗により、最高裁に石油価格規制緩和法は憲法違反という判決と、石油価格を値上げ前に戻すようにとの命令を出させるに至った。この勝利は多国籍企業の支配を、草の根の民衆のたたかいではね返したという点で大きな意味があると述べられた。報告者は、多国籍企業の問題にとりくんでいるIBONという団体の活動家で、関連する調査や情報の収集、国内及びアジア全域に及ぶネットワークづくりの重要性を強調した。

▼韓国からは海外進出企業を送り出す側としての報告で、70年代に韓国に何度か行った私としては時代の変化を感じさせられた。黒板にグラフを示されてわかりやすかったが、年次別に海外投資の増加を示す線が、92年頃からほとんど縦に近くなるほどである。進出先はインドネシアがもっとも多く、中国、ベトナムからラテンアメリカにも及び、製造業が圧倒的に多い。韓国の民主化により労働組合が強くなり賃金も上がったからだが、進出しているのは韓国国内での競争に生き残れない中小企業が多いそうである。

▼タイの参加者は女性牧師で、多国籍企業が現地の女性に及ぼす問題として、ひたすら売買取春とそれに伴うエイズの問題の深刻さを語った。会議のテーマにてらして意外な気もしたが、彼女がセックスツアーと呼ぶ観光業が盛んで、これも送りこむ側と受けとる側の旅行者のタイアップで行われるのだから、一種の多国籍企業といえよう。しかもその仕掛人は先進国側で、とくに日本、ドイツ、オラ



ングと名ざしされてしまった。用意されたビデオに次々とかわいい赤ちゃんが写し出されるが、この子もHIV感染者ですという説明がやりきれない。

▼アジア学生協会からの参加者は、本人はネパール人だが、開放経済下のベトナムの若者について報告した。さまざまな側面から開放経済をもたらしたマイナス面が指摘された。

外国企業の意向で教育内容まで技術者養成に重点がおかれ、人文や社会科学部門の学生がへったり、若者は外国文化の影響を受けやすいので、風俗営業に出入りしたりなどの傾向もでてきているということだった。

\*

小グループの話しあいや雑談のなかで感じたのは、以前はひたすら多国籍企業で働く者の労働条件が問題となっていたが、今回はその製品を売り込まれることによる、アジアの人々の消費文化の面も問題となっていることだった。電気の通じてない村でバッテリーでテレビを見たり、タマゴッチが普及してたり、今までの暮らしなら不要だったお金が、いくらでもいるというわけである。（塩沢美代子）

韓国・男女雇用平等月間

## 韓国女性労働者会が実態調査

モ・ユンスク（仁川女性労働者会）

毎年10月は男女平等の月である。KWWAU（韓国女性労働者会協議会）は、女性労働者の雇用問題が深刻さを増しているなか、各地で女性労働者の労働環境や就業に関するアンケート調査を実施した。

### 製造業労働者の職業病に対策を

馬山昌原女性労働者会は、電子産業の女性労働者を中心に筋・骨格系罹患実態調査を実施した。頸肩腕障害については以前から症状を訴える労働者が増えてきており、溶接工など製造業はもちろん、最近では一般事務のVDT作業の間でも症状が訴えられるなど発生頻度が高くなってきた。しかし、事務職労働者の頸肩腕障害（とくにVDT症候群）の問題だけが認識され、製造業労働者は当然視される傾向があった。

調査をした13の事業所のうち11カ所は電子会社であるが、仕事は大部分が組立などの単純反復作業である。440枚のアンケート用紙のうち241枚が回収された。うち21～25歳60.2%、26～30歳23%と若い女性が主流を占めていた。

回答者の76.6%が主として座って作業をしている。腕を上下に動かして腕と腰に負担を与える作業が59%、手首を横に振って作業をする人は39%あったが、88.8%の人が指で物をつかむ作業をしていた。

筋・骨格系障害とは、首、肩、肘、手、手首、背中、腰などの痛み、うずき、こわばり、ほてり、感覚マヒあるいは痺れなどの症状のうち一つ以上が一週間以上持続するか、または過去一年間、月に最低一度はある場合をいうが、電子産業の女性労働者たちは、大部分がこれらの障害を持っていた。

障害の多い部所を調べてみると腕85.7%、手・手首80.6%、下半身70.9%、背中と腰69.2%、肘57%、首54.9%、肩50.2%であった。

韓国では、このような職業上の筋・骨格系疾患は個人の疾病であり非職業上のものと見られてきた。多くの労働者が様々な症状を訴えてきたが、疾患や病気の名前が特定されずそのため研究や調査がまったくないように思われる。労働組合の個別的な作業や個人的な健診を通して筋・骨格系の障害が明らかになってきたのであり、労働者は依然として自身の健康権を法的に保障されていない。

韓国通信の電話交換手が集団で頸肩腕障害を職業病として認めさせた後、“VDT取扱い勤労者作業管理指針”が作られたが、これはコンピュータ端末機作業の場合に適用されるものであり、製造業での筋・骨格系疾患に対する対策にはなっていない。

筋・骨格系疾患に対する総合的な実態調査と環境評価が至急なされるべきであり、作業姿勢と作業工程に対するより徹底した人間工学的な評価とその対策が必要である。

### 既婚女性の就業拡大のために

釜山女性労働者会<平等の電話>では、既婚女性の就業実態を調査した。これは、企業

が望む女性労働力と労働条件、そして既婚女性が就業するときの本人の条件と希望する仕事の両方を調査し、既婚女性の就業拡大の方策を求めていくためである。調査対象は20代～50代までの既婚女性378人。アンケート方式による。

まず就業実態を見ると、85.1%が就学前の子どもを保育機関に預けて働いており、97.2%は子どもが小学校を卒業する前に就業を始めている。

未婚の時に就業した職種では事務職が43.7%でもっとも高いが、現在はサービス職29.2%、生産職24.5%の順になっている。希望職種では、生産職の分布は最低であるが(8.7%)、実際には4分の1の女性たちがこれに就いている。

女性たちの就業の理由は、「経済的自立能力を育てるため」36.0%、「経済的必要から」38.6%であった。学歴に関係なく一般的に「経済的自立能力を育てるため」が高く表れているが、政治的・心理的自立の土台となっている経済的自立能力を望む女性たちの増加は、持続的な就業を望む高い職業意識を身につけた既婚女性たちが増えていることを意味している。

既婚女性の大部分は正規職で安定的な職場を望んでいる。事務職または専門職の希望者が正規職を、サービス職希望者が時間制(パート)労働を望む傾向が強い。また生産職の場合、正規職だと勤務時間が長く労働強度も高いために時間制を選ぶ人が多いが、このような女性たちでも家事・育児と両立できれば正規職への転換を希望している。

就業を望みながら現在職場を持たない理由



を尋ねた結果、回答者247名中174名(70.4%)が家事・育児と職場生活を両立させることが困難と答えている。

次に、企業の立場から既婚女性労働力に対する評価と選好度の調査結果を見てみよう。

第1に、既婚女性が一番に選ぶ事務管理職は、業種を問わず一定程度の規模の安定した企業では、女性は受け入れていない。

第2に、女性たちがあまり好まない単純生産職では、既婚女性を希望している。

第3に、専門職の分野では既婚女性たちが経験がないという理由で採用していない。

この調査で明らかになったことは、第1に既婚女性の就業を妨げているもっとも大きな要因は、育児と家事労働の負担である。このことは妊娠・出産で職場を離れた女性が、空白期間を持つことによって不利な立場で再就職をする事態となっている。

第2に、既婚女性が希望する仕事と企業が既婚女性に任せようとする仕事とが相当に異なっていることである。職場と家庭を両立させるためには、母性保護制度の拡充や有給育児休職の制度化、保育施設の設定拡大と企業の育児支援サービスの多様化、時間制労働者保

護の強化、家族介護休暇制導入などの政策と法案が必要である。

さらに、生産職に既婚女性が多く就業するようにするためには、女性就業者の62.7%が働いている4人以下の事業所に、社会保険、勤労基準法、男女雇用平等法を適用すべきであり、ILOで採択された家内労働条約を批准すべきである。

#### 男女の雇用平等はどこまで進んでいるか

光州女性労働者会は、雇用における男女平等の実態を調べるため、光州地域の大企業に働く女性労働者に対するアンケート調査を行った。回答者は製造業79名、金融・通信・総合病院など事務職分野91名、新聞社・放送局など言論社から48名、計218名である。人事制度を利用した間接的な雇用差別実態を把握するために、労働組合を通して事業体に対する調査も合わせて行なった。

募集・採用に関する差別について、“本人の意志と関係なく、女性であるために入社できなかった経験があるか”との質問に、“ある”と答えたのは14.2%であったが、“学歴、経歴は同じでも、女性であるために男性より低い職級または職位で募集・採用された経験があるか”との問いには、35.6%が“ある”と答えている。

しかし、賃金差別に関しては生産職では“ある”が93.7%なのに対し、事務職では41.7%となっており、職種による差がはっきり出ている。

差額がどの程度であるかについては、10万ウォン以下が48.6%、11万ウォン以上20万ウォン以下が40.6%であった。

性別賃金格差の理由についての問いには、性別号俸体系80.3%、職級の差異14.5%、労働力の差異4.6%の回答を得た。昇進差別について、“男子職員は正規職である循環勤務により昇進の条件が与えられており、女子職員の場合は本人の意志に関係なく定められた業務に継続勤務するようになっている場合がある”か質問したところ、65.0%が“そのとおり”と答えており、20.3%が“女子職員も循環勤務を実施している”と答え、“循環勤務の内容が男子職員と異なっている”と回答した者は14.7%であった。これは、事実上昇進要件とされている循環勤務の機会が女性たちには制限されているということで、業種別に見ると、製造業の生産職では83.3%が循環勤務がない。

これは、女性たちの職業意識にも否定的な影響を及ぼしている。回答者の半分以上が現在の職場を一生の職場だとは考えていないと答え、その理由は低賃金37.8%、昇進の可能性が薄い26.1%、結婚・妊娠・出産・養育に対する会社の支援不足18.5%となっている。

以上、光州地域の職場内性差別はかなり深刻な実情である。平等実現のためには、女性労働問題が男女共通の問題であることを再認識し、女性たちが積極的に労組内意志決定に参加できるように女性幹部の比率を高めること、そのために割当制を実施すべきである。

また、企業は男女雇用平等法を遵守し、政府は行政監督を強化し、女性労働者の基本的権利が保障され平等な労働環境をつくり出す女性労働政策を樹立しなければならない。

（KWWAU「働く女性」97年9月）

## スリランカの自由貿易地域で 労働者への虐待・ロックアウト

スリランカのカトナヤケ自由貿易地域(FTZ)にあるスカイ・スポーツ・ランカ社は、パラグライダー、パラシュート、テント、馬具などを生産・輸出するドイツ系企業。ここでミシン工として働いてきたカルナワティさんが昨年10月17日、ドイツ人社長から梱包したパラシュートで暴行を受ける事件が起き、その後彼女は、生産ミスと欠勤を理由に解雇された。

カルナワティさんが、暴行の目撃者として名前をあげた2人の女性の同僚も年次休暇をとりあげられるなど、経営者側から嫌がらせを受けた。

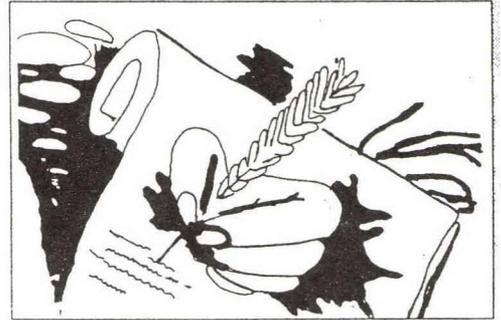
この事件の前に、カルナワティさんと数人の労働者が8月の祝日(August Poya Day この日に労働者は働かなくてもよいことになっている)に欠勤したという理由で1ヵ月分の勤務手当が削られ、その後の2ヵ月間、賃金から1時間当たり2ルピーが差し引かれた。これは、明らかに労働法違反の行為である。

カルナワティさんの給料は、残業手当と勤務手当を合わせて月66米ドル。勤務手当と時間当たり2ルピー減額された8月の収入はわずか51米ドルだった。66米ドルでさえ自分一人がやっと食べていける程度であり、家族を支えるのは困難な状況である。

経営者は、工場内での労働者協議会の結成を妨害しようとしているが、これは政府の政策にも、政府と投資企業が結んだ協定にも違

反するものである。

このように、FTZの中での経営者や監督による労働者に対する虐待は憂慮すべき状況になっている。外国の投資家がこの国の労働法に違反し、労働者の人権を侵害することをこのまま見逃すことはできない。



### バンダラナイケ首相への訴え

この事件はその後事態が悪化し、別の労働者が暴行を受け、従業員全員がロックアウトされている。労働者は皆立ち上がり、バンダラナイケ首相宛てに次のような訴え(124名の労働者のサイン入り)を送った。

「スカイ・スポーツ・ランカ社の従業員は経営者による非人間的な嫌がらせと不当なロックアウトに注目していただきたくこのような訴えを書いています。

私たちの会社では、1日の労働時間がはっきりと定められていません。トイレに行く時間は1週間で30分と厳しく定められており、病気の労働者の医務室さえありません。労働者の具合が悪くなると、会社がパナドールやウィックスなどの薬を売りつけます。

トイレから遅れて戻ったり職場に飲料水を持ち込んだ労働者には警告書が出されます。労働者はこのような非人間的な嫌がらせを受けているだけでなく、経営者から暴行を受け

るという事件もおきています。

先のカルナワティさんの事件に続き、昨年12月からは全従業員の給料から無断で100ルピーが差し引かれています。後にこれは死亡共済を作るためのものだと知らされましたが、これに関して詳しい説明を求めた労働者7人が12月31日の仕事中にトランプをしていたというでっちあげで、不当にも会社の敷地から追い出されました。そのうちの一人が次の日に工場に行くと、社長から暴行を受け門の外に締め出されました。

この社長の非人間的で不当な暴行を目のあたりにした労働者は、今年1月5日、会社に抗議をしました。翌日、労働者が工場に行くと、問題が解決されるまで工場は閉鎖されるという通知が貼り出されており、私たち労働者はロックアウトされてしまいました。

私たちはこの件に関して、政府の仲裁と支援をお願いしたいと思います。私たちの要求は次のとおりです。

- ・暴行を受けた2人の労働者とロックアウトされた全従業員を復職させること
- ・従業員への暴行を即時やめること
- ・労働時間を明確にすること
- ・トイレに行く時間の制限をなくすこと
- ・医務室、保健施設の設置と医療政策を確立すること
- ・適切で合理的な懲戒上の手続きを確立すること
- ・ロックアウト中の給料を従業員全員に支払うこと
- ・従業員を犠牲にしないような保障制度をつくること

（スリランカの女性センターからの訴え）

## 海外短信

### 台湾：公娼制廃止は是か非か？

台北市議会は公娼制廃止を決議した。そのため、現在台北市で法的に認められている128人の「売春婦」は非合法となる。全国で約300人のライセンスを持つ売春婦に対して、10万人を越える女性たちが非合法で性産業で働いているといわれており、キリスト教関係者の間でもさまざまな意見が出ている。

台南神学校のチェン牧師は「ライセンスを持つ売春婦は現代の『慰安婦』であり、政府が手に職を持たない女性たちを社会福祉政策で救ってこなかった結果である。公娼制は、婚外で性的関係を持つことを法的に認めることになり、家庭崩壊を招いてきた。」と公娼制廃止を支持している。

性的虐待の被害者を支援する「希望の園」のチ園長は、「性産業で働く女性は最も搾取されているが、公娼制廃止では問題解決にはならない。彼女たちに2年間の猶予期間を与え、公的な支援で職業訓練をして、借金の返済ができるようにする必要がある。」という。

少数民族出身の売春婦を支援する「レインボープロジェクト」代表のス牧師は廃止を支持しながら、教会が経済的・精神的な援助をしていくべきだと語っている。

前掲の3人は共通して、売春で働く女性たちに対する社会の差別的態度を変え、彼女たちが納得する生計の道を見つけ、誇りを持つようになることの重要性を訴えている。

（台湾長老教会発行「台湾教会ニュース」97年11・12月）

--- 個人通信 -----

## 「繊維と女性の暮らし」

池 亀 卯 女

15年ほど前、まだフリー・マーケットという言葉が一般的でなかった頃、「ガレージ・セール」と称して古着のリサイクルにたまたま手を染めてしまった。以来、毎年2回のガレージセール、毎月1回山谷の労働者に古着を持っていく。そして、4~5年前から古着のリフォームを始め、2年前からファイバースイッチに参加する。そんな中で古着にからむいろいろな問題を感じ、疑問がふくれあがってきた。

パキスタンのカラチにあるスラムの中の学校を”支援”したいということから、ファイバースイッチが始まったのだが、'91年に初めてパキスタンを訪れ、カラチの古着のパザール（はき古したブリーフや、ブラジャーまで並んでいる。）を見て、日本でのあふれる古着との対比から、日本の暮らし・アジアの暮らしを改めて捉え直したいと思うようになった。とりわけ、女性が基本的には外で働かないイスラム社会にあって、熱射病になりそうな炎天の下、綿花畑で働いていた女性たちの姿が忘れられない。綿花栽培はアメリカ南部の黒人奴隷にみられるように、奴隷的労働と結びついていることを思い知らされる。

古着に話を戻すと、今の日本ではどうしてこんなにたくさんの衣類やシーツなどの繊維製品が「不要」とされるのだろうか。子どもが大きくなった、中年になって太った、デザ

インが古くさい・・・などなど。まだ十分に着られる物でも、当人には不要とされフリーマーケットや廃品回収に出されたり「燃えるゴミ」となって家の中からでていく。片づいたすき間にはまた新しい衣類が入っていく。

つまりは、生活費の中で衣類は相対的に安いし、質も量も選べるからなのだろう。たとえば食事は、三食とも買ったり外食してははかり高くつく。それもあって殆どの家では食事を作っている。しかし、すべての衣類を買っても「高くつく」とは思わない。逆に作った方が高くつくし、時間ももったいない。

それでは、その安くなった理由は何だろう。衣類の原料は、綿花・生糸・麻・羊毛・そして石油である。原料から糸へ、糸から布へ、そして衣類へと加工されて流通している。その流れの中に安さの秘密はあるだろう。例えばスーパーで1000円の木綿のTシャツを買ったとする。その1000円のうち、スーパーの取り分、メーカーの取り分・・・と考えていくと、綿花畑で働いている女の人の取り分はいったいいくら位になるのだろうか。



一方、不要とされた衣類の行方を考えてみる。集められた古着は業者で分けられ、ごく一部は国内販売に戻るが、残りはウエス（工場用の雑布）と反毛（細かい繊維に戻して軍手などを作る）、そして海外輸出（主としてアジア向け）に3分の1ずつ回されていると

いう。輸出先の代表的な国の一つにパキスタンがある。キロ当たり古着価格をみるとシンガポールやマレーシアの半分、つまり、安い物がパキスタンに入ってくる。リサイクルといっても言葉通りに「再び戻ってくる」のではなく、豊かな国から貧しい国へ一方的に流れているともいえそうだ。

そして女性の働きや暮らし。昔から衣類の制作は主として女性が担ってきた。ごく初期の段階では、草や木から繊維をとり糸にして、布を織る。律令国家では絹や上等の麻は租税であり、献上物だった。さらに交易品となり、室町時代以降、絹も綿も商品となっていく。そして明治以降の急速な近代化を支えたのは、生糸の輸出であり、少し遅れて綿糸の輸出である。この明治から大正期の女性労働者を描いたのが「女工哀史」や「ああ野麦峠」である。'64年の東京オリンピックで「東洋の魔女」と賞された女子バレーの選手の多くが紡績会社に属していたが、この時期はまた、金の卵と言われた中卒集団就職の若者たちが、高度成長を下ざさえていた。

こうみてくると、「繊維と女性の暮らし」というとらえ方と同時に「繊維産業と女性労働者」という視点が必要になる。繊維産業の多くは日本からアジア各国に移り、かつての日本がそうであったように若い女性労働者が、長時間、低賃金で働いている。そのおかげで、私たちは500円や1000円でTシャツを買うことができる。アジアの女性労働者の現状はどうなのだろうか。日本国内の繊維産業もかつての勢いはなくなったとはいえ、絹や木綿の生産はどうなっているのだろうか。

（交流センター会員）

## ＜図書紹介＞

松井やより編

『日本のお父さんに会いたい』

——日比混血児はいま——

日本人の父親とフィリピン人の母親のあいだに生まれ、様々な事情で父親に見捨てられた子どもたちが、現在フィリピンには何万といます。彼らは、経済的貧困や周囲の無理解のなかでも、日本にいる父親を恋しく思い、会いたがっています。

本著は、この日比混血児と言われる子供たちがどのような現実のなかで生きているのか、かれらを取り巻く法律的問題や背景が述べられ最後にどのように解決していくのか簡潔に提案されています。

子どもたちの親である個々のカップルの出会いは多様だと思いますが、この問題の背景に日本とフィリピンとの経済格差、日本人男性の無責任さや日本社会の無理解など日本が抱える「病気」が見えてきます。父親に見捨てられても、「お父さんを愛している」「感謝している」、「理解している」と表現する子供たちと、困難のなかでそのような素敵な子供たちを育てた母親やその家族。彼らの声に父親が、それぞれが抱えた事情のなかで最大限誠実に応えてくれること、多くの日本人が理解と愛情を示し、彼らをサポートしてくれることを願ってやみません。

（岩波ブックレット 400円）



### <事務局日誌>

- 12月4日 国際労働研究センター会議(広木)
- 12月8日 国際労働研究センター会議(広木)
- 12月13日 国際労働研究センター研究会(広木)
- 12月15日 交流センター運営委員会
- 12月17日 翻訳グループ学習会
- 12月19日 「アジアの仲間」71号発行  
交流センター事務局忘年会
- 12月24日 12月定例事務局会議
- 12月26日 仕事納め
- 1月6日 仕事始め
- 1月21日 翻訳グループ学習会
- 1月24日 国際労働研究センター研究会(塩沢・広木)
- 1月29日 1月定例事務局会議
- 1月30日 東京法律事務所新春シンポジウム・パネラー(広木)

## スタッフ募集

英語担当スタッフ山本恵子さんが3月に退職されることになりました。そのためパートのスタッフを募集します。

<内容>英語担当:「英文ニュース」作成、翻訳、通訳など。

<条件>週3日位。

詳細はセンターにお問い合わせ下さい。

TEL & FAX: 03-3202-4993

☆家族の都合で札幌に引っ越すことになりました。研修ツアーや交流プログラムなどを通して、国内外の素敵な方々にたくさん出会うことができました。気が付いたら11年間!いろいろありがとうございました。落ち着いたら札幌で何か始めます。(山本恵子)

☆「国際交流の仕事をしている。」と言うと、周囲の人は「エッ!じゃ英語ペラペラなんだ。」と驚いてくれる。ホントはそれで苦勞してるのにここまでやってこられたのは、山本さんがしっかり支えてくれたから。本当にありがとう。スタッフ一同、謝々。(H)

### ▲ ▼ 事務局だより ▼ ▲

☆突然同級生が亡くなった。既に葬儀は終わっていたがお別れに行った。ご夫君、大学生のお嬢さん共に初対面である。仲の良い父娘の姿に家族を大切にしていた彼女が偲ばれる。妻の亡き後初対面の者が十人も訪れたら、夫はどう思うものだろう。(K)

☆インフルエンザが大暴れしています。滅多に病気をしない娘が発熱し、四日間添い寝をしてやっと回復しました。たまには風邪ぐらいひいた方がいいと思っっているのですが、亡くなった子供がいると聞くと胸が痛みます。(N)

女性労働者通信

第73号

# アジアの仲間

アジア女子労働者交流センター  
〒169-0051 東京都新宿区西早稲田  
2-3-18-34

発行人代表者 塩沢美代子  
編集責任者 広木道子

電話・FAX 03-3202-4993  
郵便振替 00100-3-70086

## インドネシアのスポーツウェア工場で 6人の組合リーダーに停職処分

インドネシアの北ジャカルタにあるスポーツウェア製造、ヨタ・メガ社では、6人の組合リーダーが、地域の法定最低賃金に基づく賃金の支払いとその方法をめぐって、ストライキを指導したとの理由で会社から停職処分を受け、激しい労使紛争が続いている。

ヨタ・メガ社は、創立以来のこの10年間

に事業を大きく拡大し、アディダスやカッパのブランド名のスポーツウェアを生産し、アメリカ、フランス、カナダに輸出している。労働者は852人で、大半が女性である。

6人は労働省や関係機関に要請書を送り、4月15日にはヨタ・メガ社の400人の労働者が人権委員会に訴えに行くなど、粘り強くたたかっている。深刻な経済不況の続くインドネシアではこのような労使紛争が続出しており、労働者の生活はきわめて困難な状況にある。

交流センター・第12回アジア研修ツアー

## 南インドへの研修ツアーご案内

- \*訪問先 チェナイ(旧マドラス)、バンガロールなど
- \*日程 出発: 1998年7月24日(金) 成田発10:30  
帰国: 8月1日(土) 成田着17:00
- \*参加費 29万円
- \*募集人員 14名
- \*申し込み締切日 5月29日(金) 定員になり次第、締め切ります。
- \*主なプログラム ・輸出加工区などの工場見学と女性労働者との交流 ・インフォーマル部門の女性たちとの交流 ・児童労働などNGO訪問  
・インドの歴史と文化遺蹟の見学、等々

昨年の交流プログラムで来日されたインドの女性たちは、自らの力で自分たちの未来を切り開こうとする力に溢れていました。深い歴史を持ち、大きくて多様性に富むインドで、今を生きる女性たちの姿に触れたいと思います。

## 増加する失業、悪化する労働条件

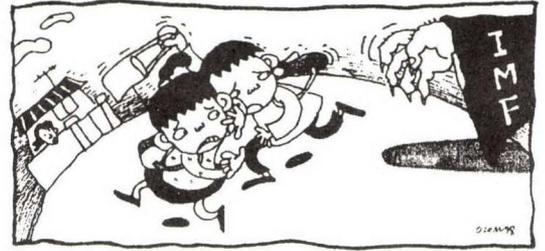
— IMF体制と韓国女性労働者 —

ソン・ヨンジュ (ソウル女性労働者会)

昨年11月、突然の通貨危機にみまわれた韓国は、IMF(国際通貨基金)の構造調整計画を受け入れ、新たな「経済改革」に着手した。これに対し多くの学者や労働運動家たちは、緊縮財政による恐慌の深まり、国際投機資本の流入による国内資本市場の悪化、経済的信託統治による国民経済の衰退、失業の増加、低賃金と貧困の増大、物価と税金の上昇による実質所得の減少、社会保障制度の後退、民主主義の退歩、政治的・社会的不安の加速化など否定的な見方をしている。

### 高い女性の失業増加率

韓国銀行は、ソウルにおける98年1月の不渡り件数は1239件に達したと発表。さらに統計にのらない零細下請け会社を加えると、その数は歴大なものになる。1月末の失業者数は70万人にのぼり、今年度には150万人の失業が見込まれている。80年代末の産業構造調整では、電子・電機、衣料、履物のように伝統的に女性労働者の多い産業で大量失業が発生したが、最近の失業は業種や事業所の規模を越えて、広範囲にわたっている。とくに、昨年度の同じ期間に比べて、女性の失業者増加率は男性の7倍にもなっている。また、5人以下の事業所に働く女性労働者が就業女性の6割を占めており、下請け零



細企業の廃業と不渡りによって多くの女性労働者が街に放り出されている。

”九老工団にある紳士服縫製の××社は、昨年12月突然不渡りを出し、160~170人の女性労働者が、退職金はおろか2カ月半分の給与も受け取れず失業した。”

ソウル女性労働者会で行なっている”求人・求職相談電話”には、昨年末から女性たちの求職問い合わせが殺到している。失業女性の増加と、夫の失業や賃金削減により働き口を求める専業主婦の増加のためである。2月前半の求職件数は147件で、1月に比べて大幅に増えているが、中でも30代以上の女性が61%、その63%が既婚者であった。希望職種については”どんな仕事でも”と答える人が10%を占め、女性たちの切迫した状況が伝わってくる。

### 相次ぐ不当解雇、性差別解雇

合理的な基準も対策もなく不当に解雇される状況は、女性たちの雇用状況を悪化させている。企業の部分閉鎖や統廃合、段階的な減員計画による解雇が増え、名誉退職(早期退職)や勧告辞職による解雇も広範囲に行なわれている。

”マサン××社では、ある部署を外注に移し、その業務を受け持っていた女性に、同社

を退職して外注会社に行くように言った（会社は同時に新規人員を募集していた）。ある女性がこれを拒否すると、臨時職がしている清掃の仕事をさせた上、この女性に解雇通知書を送ってきた。”

”プサン△△金属では、経営悪化で減員をするため、55歳の既婚女性に勧告辞職を強要した。”

労働者に一括して辞表を提出させ、その中から企業が選別して解雇することがある。この過程で労組活動に積極的な組合員を解雇する事例も出てきており、経営悪化を理由に労組活動を無力化する企業の意図が露骨に現われている。

”インチョンの○○家具は、全社員の一括辞表提出を強要し、翌日個別に整理解雇を通知した。会社は任意的に選別解雇を行ない、その上退職金も3ヵ月後に4回にわたる分割支給をすると通告した。解雇基準は不明確だが大部分が労組活動に積極的な人だった”。

”光州の▽▽電子は、朝会の際に「出産休暇に入る人は再び会社に出てくる考えを持つな。入社してもすでに仕事場はない。」と公言し、出産休暇に入る女性たちに公然と退社を強要した。”

日曜勤務をしないという理由で解雇されたり、急に出ていけと怒鳴られて解雇された女性もいる。さらに、事務専門職種に従事する長期勤続の既婚女性たちが解雇順位1位となっており、過去10余年間に積み重ねてきた雇用平等の成果と努力をだいなしにする危機に直面している。

男性は生計の担い手であるが、女性はいつでも家庭に帰ることができるという根深い性

差別イデオロギーは、非正規職や臨時職の女性労働者を失業と解雇の第1順位に追い立てている。

### 正規職は首切り、臨時職の大量雇用

昨年11月に統計庁が発表した雇用動向によれば、雇用契約が1年以上である常用労働者が1年間で4.8%減少している反面、契約期間が1年未満の臨時職や1ヵ月未満の日雇職は8%増加。臨時職がはじめて600万人を突破し、全雇用者の45%を占めるようになった。海外の大金融資本は労働市場の柔軟化を求め、整理解雇と派遣制導入を執拗に強要してきた。

”××社では日雇職女性100名を解雇し、派遣会社を通して数十名の在宅勤務女性労働者を新規に採用した。”

”□□社では、既婚女性がしていた仕事を派遣労働者に替え、既婚女性が失職した。”

”マサン地域の△△社では15名の正規職女性を個別に呼んで、人員が余るので日雇職になるか退職するように強要した。”

### 一方的な労働時間変更、労働条件改悪

経営が困難になると、労使間の協議さえも無視して一方的に労働条件を決定する会社があまりに多い。

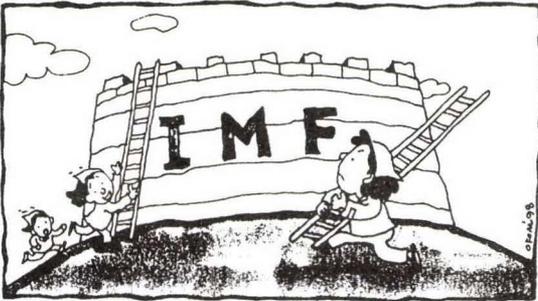
企業はこの機会を利用して、能力給導入や手当カットなど、賃金体系の改悪を行なっている。企業の一方的な勤務時間変更と変形労働時間制の導入、年俸制と能力主義人事制度の導入、休暇強制使用と未使用の休暇に対す

る手当取り上げなどがみられる。

”〇〇社では賞与金を半分にする一方で、整理解雇をほのめかしながら労働者に組合からの脱退を促していた。実際苦しい会社もあるが、時に乗じてむやみに賃金遅配や減員をするところが多い。整理解雇の前段で、賃金遅配、強制休暇使用、無給休業、賞与金半納などを順に踏んでいる。”

”休業状態の工程の労働者は整理解雇の対象とされ、生産の多い部署では残業や特別勤務で労働強化となる。人員を削減する一方で労働強化が進むという傾向がとくにマサン輸出自由地域で現われている。”

この間政府は、低賃金の単純労働・臨時労働力として女性を活用する政策を、女性労働の基礎にしてきたが、今、IMF体制下で女性労働者の雇用の不安定状況はとくに加速化している。整理解雇法の制定と派遣制導入は10年余の間、労働者の拘束などあらゆる弾圧とたたかってきた民主労組運動の勢力によって、思いもよらぬ程の危機である。



### 雇用安定確保運動の課題

私たちは80年代末、産業構造調整の過程で女性労働者が広範囲に経験してきた失業と不当解雇の苦しみを、いまだにはっきりと記

憶している。IMF体制下の今、その当時の雇用安定確保運動の成果と限界を踏まえて出発しなければならない。

まず、経済をこのような状態にしてしまった責任者を糾明すべきである。政府は、不当に行なわれている整理解雇や女性に対する差別的な解雇、不当労働行為をする企業主を処罰し、不法な派遣業者と派遣労働に対して、強力な措置を講ずるべきである。また、経済危機の主犯である財閥の経営の透明性を確保し、早期に改革を行なうべきである。

金泳三政権は、不実金融機関の構造調整に40兆ウォンを投入したが、失業対策にはかろうじて2500億ウォンを負担したにすぎない。金大中大統領は公約どおり、政府と地方自治体の雇用安定・失業対策、職業訓練、再就職斡旋、仕事創出に対する総合的対策を樹立すること、非正規労働者および従業員5人以下の作業所に対しても同等の雇用対策と社会保障を拡充し、臨時労働者にも労働法に従った公平な処遇を保障することを履行しなければならない。私たちは、IMF体制を理由に、母性保護と育児支援、労働現場の安全のための環境改善の後退には断固反対する。

企業は、労働時間短縮、配置転換、教育訓練などを通して、労働者の解雇を最大限回避する努力をすべきである。時短は、雇用創出効果もある。96年の全産業平均労働時間は週47.3時間であったが、もし実働時間を週40時間に短縮すれば、200万人の雇用創出効果を生み出すことができる。労働運動の側では、非正規職および零細事業所の労働者の組織化が大きな課題である。（韓国女性労働者会協議会「働く女性」98年3月）

## パキスタンの自由化政策と女性労働

— 請負い、臨時雇用の増大 —

シミー・グルザール（働く女性の会）

### 労働者としての権利持たない女性たち

パキスタンでは女性が教育や技術訓練を受け、就職できるチャンスはたいへん少ない。また健康や栄養の面でも、女性は不公平な立場に置かれている。15歳から40歳の女性は、同じ年代の男性に比べ75%も死亡率が高い。

女性は農林漁業、製造業、鉱業、建設業、れんが製造、社会的あるいは個人的サービス業に従事している。女性たちは農村の経済活動に参加しているにもかかわらず、賃金が支払われず、経済的貢献が認められていない。女性は主婦として分類され、労働力とは考えられていないのである。ある調査によると、女性労働力のわずか25.5%が賃金労働者であった。

男女を合わせた全雇用者の約50%が小規模または零細企業であり、そこでは多くの女性が働いている。しかし最低賃金の法律は彼女たちを保護していない。インフォーマル・セクターの労働者や請負い労働者、日雇い労働者なども増加しているが、やはり何の権利も認められていない。

労働法は50人以上の労働者を雇用している職場にのみ適用され、また年間継続して180日以下しか雇用されない労働者は対象にならない。雇用主は労働法の適用を避けるために、工場を小さな単位に分割したり、労働



者を解雇することによって労働組合をつくらせないようにしている。

パキスタンでは社会的にも文化的にも、女性に対する宗教上の束縛があるので、

女性は生活のすべての面でひどく差別され、二流の市民として扱われている。女性たちが直面しているさまざまなジェンダーによる差別は女性の暮らしに大きな影響を与えているにもかかわらず、主要な問題としては考えられていない。労働者の権利を守る唯一の拠り所である労働組合でさえも、この問題は論じられるようなことではないとしてとりあげない。そのため労働組合は、女性が組合に参加することの重要性を真剣には考えていない。また、病気休暇や産休、保育所、セクハラ防止や交通手段などの女性労働者がかかえている問題も、労働者の問題や要求としてはとりあげない。

### 女性労働者に対するリストラの影響

パキスタンは現在、世界銀行やIMFの大きな影響下にある。これらの国際経済機関の指示により経済の自由化や構造調整政策がすすめられている。輸出指向型の産業に対する外国からの投資が奨励され、下請けの零細・小企業の数が増加している。

一方、規模縮小やリストラの名のもとに銀行や政府機関で解雇や希望退職が大規模に行われており、失業の脅威は増え続けている。

パキスタンでは多国籍企業が下請け制度を利用しているために、労働者、とくに女性労働

働者の雇用は不安定で厳しい状況に置かれている。具体的には、臨時雇用のため雇用が不安定で、下請け制度による出来高払いが増えている。賃金が上がらないにもかかわらず労働時間が増大し、産休も取れず、年金やボーナスも出ない。このような不安定雇用者には労働組合をつくる権利が認められていないので団体交渉もできず、上司や経営者によるセクハラや暴行が横行している。また職場の労働環境も悪い。

昨年度(96年～97年)、自由化やグローバル化のモデルが取り入れられ、最大規模の製造部門の成長率は、マイナス1.4%であった。パキスタン銀行ではルピーの為替レートを18.5%切り下げたために、大変な経済的難局に陥っており、景気の後退や落ち込みの兆候があらわれている。

自由化や直接投資、下請け制度を通して、多国籍企業は受け入れ国の経済を支配し、男女労働者を搾取している。パキスタン政府は1990年からの自由化政策で、この7年間に84の公的機関を売却した。そのうち、依然として操業している機関は22しかなく、他の62の機関は現在閉鎖され、100万人もの労働者が職を失い生計の道を絶たれた(出所: 日刊新聞 [Jang])。その上、政府は若い人々のために新しい職をつくりだそうとはしていない。また、公務員を新たに採用することは禁止されている。

女性労働者に関する調査では、経済のグローバル化のもとでの自由化、民営化の結果として臨時やパート雇用が増えている。1990年以降、女性の工場労働者数が増大する一方、他方では構造調整政策で労働者の権利が

削減され、女性労働者を出来高払いの請負い労働者として、または臨時や季節労働者として雇用することによって、雇用主は労働者の基本的な権利を守らなくてもすむようになった。

パキスタン政府は多数の公的部門を私的部門に売り渡した。しかし労働者のたたかいによって、民営化を阻止できることを示す成功例もある。労働者の抵抗の結果、政府はパキスタン鉄道を民営化することができなかった。そのほかにも労働者の抗議やたゆまないたたかいによって、政府は縮小化や切り捨て計画を中止せざるを得ないでいる。

(「社会保障に関する国際会議」レポートより)

#### ==== 新刊のおしらせ =====

## 英文資料「日本の女性労働」NO. 21

昨年の労働基準法的女子保護規定撤廃に続き、現国会でも労働分野での「規制緩和」の流れを加速する労働法制の全面改訂が目論まれています。21号はこの問題を中心にとりあげています。

- (1) 雇用、労働時間、賃金制度の破壊につながる労働基準法改悪案
- (2) 日米新ガイドラインに反対する104人の女性たちのアピール
- (3) トピックス

\*名護市の市民投票「米軍ヘリポートはいらない」

\*介護保険法成立

(交流センター発行 400円)

## <雇用保障をめぐるアジア会議報告>

### 失業の増加にどう対応できるか

#### 香港からの問題提起

中国への返還から8ヵ月が経過した3月はじめ、香港で「社会保障に関する国際円卓会議」が開かれ、国際労働研究センターの勧めで、私はこれに参加した。社会保障といっても、「21世紀に向けての雇用政策—アジア・太平洋地域の展望」をテーマに、もっぱら雇用問題が中心であった。

1980年代から90年代にわたり、多くの先進諸国では失業が最も深刻な社会問題となり、ヨーロッパ諸国の失業率は10%を超えるほどになった。そのことは、人的資源の大きな損失であると同時に、社会サービスや社会保障の費用の増大を招き、国の財政を圧迫するものとなった。そして今、香港、台湾、韓国、日本などアジア諸国でも失業率が上昇し、同様の問題が生じてきている。そのような中で、雇用のためのトレーニング、労働者保護、仕事の創出など雇用政策はどうあるべきかをめぐって議論をしようというのがこの会の目的であった。

参加してわかったことだが、この会にはもう一つ特別に重要な意義があった。それは、中国の市場経済化に伴う新たな労働関係の下で、労働法や社会保障の面からどのような雇用政策を築いていくべきか、模索する場を提供することであった。周知のとおり、中国では開放経済以来、無数に進出した多国籍企業の下で労使紛争が頻発し、また、国営企業の

廃業や民営化が進む中で、労働者の雇用問題はますます深刻さを増している。中国にとって労働問題への対応は緊急の課題であり、また香港への影響も大きい。この会を主催したのは、香港理工大学応用社会科学部であったが、同大学の研究者はもちろん、北京大学をはじめ中国の大学や研究所から、法律や社会政策の専門家が多数参加していた。その他、この会議の協力団体であるアジアモニター資料センター（AMRC・在香港）の呼び掛けによって、アジア諸国から数名が参加した。

#### 中国—市場経済化がもたらしたもの

会は、中国、タイ、香港からの基調報告の後、50人を越える参加者を3つの問題別グループに分けて分科会中心に進められた。基調報告ではまず、中国から「再雇用政策と都市におけるレイオフ労働者」と題して、農村から都市への労働力の激しい流出と、それに追いつかない都市の雇用状況、つまり失業者の増大について話された。市場経済化によって社会保障の水準が大幅に低下し、多くの労働者が職業上の地位とともに生活手段を失い、今や都市の貧困は大多数の労働者の問題となっている。政府の政策とその実施に大きなギャップがあり、雇用創出、職業訓練、生活保障など、トータルに、しかも長期的展望を持った政策とそれを着実に実行する政府の姿勢が求められていることを強調した。

タイからの報告は、「工業化とその労働者階級への影響」として、工業化過程の問題点が述べられた。輸出指向型工業化は、女性や子どもの低賃金労働力への依存を高めながら

進行したが、結局、農村から都市への人口流出と農村の疲弊をもたらし、貧富の格差を著しく増大させた。昨年7月に起きたバブル下落と経済危機は、そうして得たバブルが弾けたものにすぎない。タイはもはや低賃金競争には勝てず、繊維、電機などで労働者の解雇が相次ぎ、下請け化、臨時化など雇用の不安定化と賃金の切り下げが進んでいる。雇用保障と合わせて、長時間労働や労働災害に対応する法律の強化が必要であると報告した。

「経済の低迷期における雇用と人的資源の開発」と題された香港の報告は、香港の労働者の雇用問題が、中国の動きと連動して起きていることを強調したものであった。中国の市場経済への参入、そして香港の中国への返還は、香港経済を根本的に変えた。以前は、香港のGDPに占める製造業の比率はきわめて高かったが、今は製造業はほとんど中国へ移転してしまい、代わって建設業が4割を占めるようになった。香港の労働者は仕事を失い、かろうじてみつけた小さな仕事も中国から日々入ってくる新しい労働者に奪われている。新しい産業や職業への対応のために職業訓練を施しても、状況の変化の早さにすぐ追いつけなくなってしまう。教育や社会サービスなど、労働集約性が高く、持続性のある産業を発展させるべきだ、と提言した。

### 雇用問題とジェンダー

分科会は3つあり、私は第3に参加した。

- 1) 雇用創出、労働市場および雇用訓練政策
- 2) 雇用保護と労働者の権利
- 3) 雇用問題におけるジェンダー視点

分科会の中で共通の問題となったのは、経済のグローバル化が女性労働に与えた影響ということで、まずイギリスの女性から概括的なレポートがあった。

どこの国でも、工業化の過程で性別による仕事の分離が作り出され、女性は差別され続けてきた。その上、グローバル化の進展と産業再編成により、女性労働者の雇用状況は最近ますます悪化している。「労働の女性化」と呼ばれるように、女性労働者の数も比率も



増大してきたが、それはあくまで低賃金労働力としてであり、またインフォーマル部門に集中するなど不安定雇用労働者としてであった。資本のボーダレス化によって労働者の低賃金競争は激しくなり、資本移転が労働組合活動への脅迫に使われる。女性労働者はいつでもその最先端にいる。

インドからは、魚加工業への農村女性の出稼ぎ状況、香港からは低所得女性の現状についての実態調査の報告、パキスタンからは、IMFによるSAP（構造調整計画）の押しつけで自由化、民営化が進み、失業者が増え

ていると同時に、多国籍企業の下請けで働く女性たちの労働者としての権利が奪われている実情が示された。

中国の市場経済の導入は、経済のグローバル化に一層弾みをつけたが、それによってもっとも大きな影響を受けたのは中国の労働者自身である。市場経済が労働者の雇用機会を増やし、技術の向上をもたらす一面もあったが、それはまさに競争の激化そのものでありとくに女性たちが犠牲となっている、と報告された。女性たちは高齢であることによって差別され、若い人は母性保護があるという理由で職場から締め出されているという。

### 労働法改悪は共通の問題

私は、日本の労働者が直面している緊急の課題として、労働法制の規制緩和、すなわち労基法改悪問題を提起した。強い国際競争力を維持するために、労働規制を緩和して資本の都合の良いときに都合の良い方法で労働者を働かせる。そのための労働法改悪が、各国で共通して起きていることを実感した。

分科会では、これらの問題にどう対応できるかについても不十分ながら話し合った。第一に、各国で労働法制や労働政策の見直し、社会保障制度の整備などに関する研究と政策提言をしていくこと。第二に、組織活動として女性労働者の組織づくりや労働組合との関係強化などがあげられた。第三には、多国籍企業に労働者の権利や労働条件について守るべき行動規範(Code of Conduct)を作らせ、それを監視する運動を世界的レベルで取り組むことなどが提案された。（広木道子）

## 中国・ジリ玩具工場火災から4年

—ある女性労働者のたたかい—

1993年11月19日、中国の深圳にあるジリ玩具工場（香港・中国の合弁会社、ぬいぐるみ製造）で大火災があり、工場で働く84人の労働者の命が奪われ、46人が怪我をした（「アジアの仲間」第48号参照）。この火災は多くの人々にショックを与え、香港の人々からの寄付の総額は9万米ドルにのぼった。中国の省政府はこの寄付と自らの資金によって、労働者に補償金を支払った。

火災で亡くなった労働者に比べて、怪我だけで済んだ人は幸運だったと考えられたが、現実には彼女たちの精神的外傷（トラウマ）は今だに消え去ることはない。金銭の補償で彼女たちの心の大きな傷を癒すことはできない。火災から4年経つが、心の傷と身体に残った障害は現在も労働者を悩ませている。大怪我をした一人の女性が、火災の後の日々をどのように生きてきたのかを語ってくれた。

### ワン・スーファの話

「私は何も考えたくありません。すべては悪夢だった、運命だったと思います。」

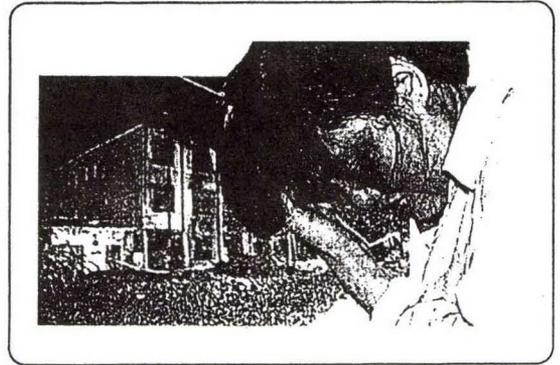
夏がやってきた。スーファは夏の暑さを楽しみたいが、今の彼女にはそれができない。汗をかくと体中が激しい痛みで襲われる。あの大火災で毛穴がとけてしまったのである。火災の後スーファは村を出た。新しい家は大きな道路の近くにあり、日々の生活がスムーズにいくように障害者手帳を申請した。

近所の人々や道行く人たちがスーファのつらい経験について尋ねるが、自分でも何が起こったのかよくわからない。工場の階段を気が狂ったように駆け下りたら、燃えているドアが彼女の上に落ちてきた。そこで意識を失い、助けられたのをかすかに覚えているだけである。目が覚めると、右手の指1本と右足の5本の指全部がなかった。

スーファは病院に半年いた。その後、家族はまだ歩けない彼女を家に連れて帰った。村に帰ると、彼女がもらった補償金のことを村人たちは聞き付けていて、これがさまざまな問題を引き起こした。親戚が次から次へとお金を借りにやってきた。いとこの一人は訪ねてくるたびに、町にアパートを買うお金をくれと無心した。しかしスーファの母親は親戚に金を貸すのを拒否し、代わりに町に家を買った。母親はまた、古い家を工場火災で娘を亡くしたスーファの伯父に売り払った。

大きな町では、スーファは、村のように人の噂に悩まされることはない。でも火傷の傷の痛みから逃れることはできない。脚からも背中からもよく出血する。母は多くの医者に相談したが、いつも役に立たない薬の山を出されるだけだった。お金目当ての医者にだまされることもあった。

将来の安定した生活のために、スーファは家で雑貨屋を始めた。家が大きな道路に面しているのだから、商売はうまくいくと思われた。けれど税務署の役人は、スーファが障害者手帳を持っていて所得税を免除されていると考え、多額の税を要求した。お店の維持費その他で儲けは何もなかった。でも、スーファにとってもっと大事なことは、自分が生産的な



人間として社会に貢献していることだった。

スーファは他に仕事を見つけようとしたが身体的障害が残っていて長く歩くことが困難なため、今の雑貨屋を続けるしかなかった。数年の間に、結婚の申し出が2、3あった。スーファの将来のことを考えて、母は軍人からの申し出を受け入れた。彼の家は貧しく、結婚の条件も悪かったが、97年の初めにスーファは結婚した。お祝いや会食の席もなかったが簡単な結婚の儀式をただけだった。スーファは、夫の借金を返すのを援助した。夫は軍の仕事のために都市に出ている。

スーファは以前と同じ生活を続けている。雑貨屋の店先にすわり、両親が町に洋服を売りに行くのを見ながら、夕飯の準備をして両親を助けることしかできない。

昔、スーファは街に働きに出ることを夢見ていた。そして、夢破れて村に帰ってきた。スーファがこれまでの経験で学んだことは、”忍耐”ということである。彼女は、これまでの辛い経験をすべて耐えてきた。これからは何が起ころうと、勇敢にそして困難には必ず打ち勝つという断固とした気持ちで、すべてのことを耐えていくであろう。

(CAWニューズレター1997年10月号)

## 1998年度 交流センター活動計画

「奇跡の経済成長」と讃えられたアジア諸国における突然の通貨危機と経済不況、市場経済の下で大量の外国資本を迎え入れる中国、IMFや多国籍企業の圧力によって自由化・民営化を進める南アジア……。経済のグローバル化は、アジアの女性たちの労働や暮らしを大きく変えながらますます深まっています。今年、交流センター設立15周年。アジアの女性労働者との交流をさらに進めながら、交流センターのこれまでの活動をまとめる作業にも取り組んでいきたいと思ひます。

- 1、第12回アジア研修ツアー インド・7月24日～8月1日
- 2、第3回東アジア女性フォーラムへの参加 モンゴル・8月23日～26日
- 3、交流センター設立15周年記念事業への取り組み
  - ①「アジアの仲間」15年の記録出版準備
  - ②15周年を記念する会（99年秋を予定）開催準備
- 4、アジア女子労働問題学習パンフ⑨の発行 99年2月  
CAW発行「SILK & STEEL」(産業再編成下の女性労働ーアジア6ヵ国調査) 翻訳
- 5、労働基準法改悪問題、進出企業問題など、女性労働に関する課題で、他のグループとの共同行動への参加
- 6、CAWその他諸外国のNGO、女性グループとの国際連帯・協力活動
- 7、「アジアの仲間」発行 年6回
- 8、英文資料「日本の女性労働」発行 年2回
- 9、その他、翻訳グループ学習会、講師派遣、資料収集、翻訳など

### <事務局日誌>

2月14日 労働法制の規制緩和は許される  
か2・14対話集会（広木）  
2月16日 出版社との話し合い  
2月18日 翻訳グループ学習会  
2月20日 2月定例事務局会議、「アジア  
の仲間」72号発行、NGO活動推進セン

ター主催「NGO就職ガイダンス」（広木）  
3月2日～3月7日 社会保障に関する国際  
円卓会議（香港・広木）  
3月13日 山本恵子さん送別会  
3月17日 センター設立15周年記念準備  
実行委員会  
3月18日 翻訳グループ学習会  
3月25日 3月定例事務局会議

## 1997年度決算報告

1997.4.1 - 1998.3.31

## &lt;収入の部&gt;

会費	3,258,000
カンパ	2,626,739
一食平和基金助成金	1,000,000
事業費	794,799
雑収入	23,879
運営基金より繰入れ	2,000,000
小計	9,703,417
前年度繰越金	△1,461,818
合計	8,241,599

## &lt;支出の部&gt;

国際交流費	707,899
国内交流費	33,184
資料費	613,133
調査研究費	609,695
交流プログラム費	1,152,603
編集印刷費	583,939
翻訳費	1,979,918
通信費	722,099
人件費	4,049,450
事務管理費	594,324
小計	11,046,244
次年度繰越金	△2,804,645
合計	8,241,599

97年10月にインドから二人の女性活動家を迎えて実施した交流プログラムは、立正佼成会一食平和基金の助成を得て可能となりました。基金のご支援に対し、心から御礼申し上げます。

## 1998年度 会費納入のお願い

多くの方々のご支援により活動を続けることができ、心から感謝しお礼申し上げます。昨夏の通貨危機を契機にアジア各国の経済は混乱に陥り、働く女性たちはますます厳しい状況の中でより強く連帯し、国際資本の動きに対抗して自らの権利を守っていかねばなりません。当センターも連帯の輪の一環として活動を続けたいと思います。

会費およびカンパがセンター運営の基本です。どうか新年度もぜひ会員としてセンターの活動を支えて下さるようお願いいたします。

## 会費(一口)は以下の通りです

## 一般会員

a, 3,000円

b, 5,000円

c, 10,000円

## 賛助会員(個人および団体)

20,000円

## 郵便振替

00100-3-70086

アジア女子労働者交流センター

運営委員長	東海林 勤
運営委員・所長	塩沢美代子
運営委員	青地 恵
	伊藤義清
	加藤 勇
	東海林路得子
	古川幸子
	山野繁子
	大津健一
	塩原節子
	高戸 要
	松浦順子

女性労働者通信

第74号

# アジアの仲間

アジア女子労働者交流センター  
〒169-0051 東京都新宿区西早稲田  
2-3-18-34

発行人代表者 塩沢美代子  
編集責任者 広木道子

電話・FAX 03-3202-4993  
郵便振替 00100-3-70086

~~~~~ CAWネットワークの共同行動 ~~~~~

## パート労働、家内労働に関する ILO条約批准キャンペーン

パート労働者、家内労働者など、臨時的で不安定な形の労働が増えています。このことは、先進国にも発展途上国にも共通して見られますが、国際競争が激しく経済状況の悪化しているアジア諸国では、労働コストを引き下げる方法として採用され、とりわけ女性に大きな犠牲を強いています。

ILO（国際労働機関）は、パート労働者や家内労働者に対して、社会保障制度、健康と安全に関する保護、母性保護、労働組合の権利など、正規労働者と同等の権利を保障すべきとして、1994年、96年に相次いで二つの条約を採択しました。

1990年を前後して、経済のグローバル化が急速に進む中で、アジア諸国の女性労働者は、産業再編や規制緩和、自由化などの影響を直接受けてきました。CAWは、その影響を明らかにするため、調査や交流プログラムなどに取り組んできましたが、今年はこの条約批准の運動をアジア全域で共同で取り組むことにしたものです（二面に関連記事）。



## 三重県の中学生 センター訪問

—— 修学旅行でNGOの活動学ぶ

5月24日、三重県松阪市から男女9人の中学生がセンターを訪問しました。NGOの活動について学ぶため、都内20数ヵ所の現場をグループ訪問したうちのの一つです。

労働経験のない中学生に、アジアの女性労働者の問題をどのように伝えるられかは難しい課題ですが、スライドやニュースレターを使っていろいろ話し合いました。中学生たちは、「なぜ女性労働者の問題を考えるようになったか」「男性の問題はないのか」「子どもの労働はどうなっているか」など率直な質問をぶつけてきました。その後、「アジアのことをもっと知りたいと思うようになった。」とのお手紙を受け取りました。

## パート労働、家内労働に関する ILO条約批准要求署名にご協力を！

CAW（アジア女子労働者委員会）は、アジア地域に広がっている女性労働者の非正規雇用化に関連して、ILO条約の批准運動に取り組むことを決めました。パートや家内労働者など不安定な労働者にも、労働者としての権利を認めさせるためのものです。日本ではすでに、パート労働者法の改正運動と合わせて、「ILOパートタイム労働条約175号」の批准運動が進められています。今回の署名運動は、国内のみにとどまらず、他のアジア諸国の政府にも影響を及ぼそうとするもので、アジア13ヵ国で取り組まれるものです。以下はCAWからのアピールです。

\*

女性の労働は補助的な労働力とみなされ、女性の仕事は、ますます臨時的で不安定なものになりつつあります。パートタイム雇用と家内労働はその典型で、これらの仕事に就く人は急速に増えています。

パート雇用は、臨時的な労働力として、つまり、必要なときに必要なだけという、融通のきく雇用パターンとして、急速に増大しています。パート労働者はより安く雇えるし、管理や解雇も容易だと見られており、労働組合がパート労働者を組織し、その権利を守るために団体協約を結ぶことも困難です。雇用者は、パート労働者にはほとんど何の責任も負わずに、利益をあげることに最大限利用しています。ますます多くの正社員がパート労働者に

働者に転じるように迫られ、その最初の標的とされるのは、多くの場合、女性なのです。

家内労働者も、パート労働者と同じく融通のきく労働者として利用されています。彼女たちは、力が弱く、片隅に追いやられた見えない労働者の集団です。彼女たちは、出来高制で家の中で働かたわら、その同じ場所で家庭責任も負わなければなりません。下請けシステムが急速に拡大している中で、家内労働者は一層増えています。家内労働者の大部分を女性が占め（95%）、児童労働はしばしば家内労働という形で見られます。

パート労働者も家内労働者も、正社員が得ているような手当や利益を得ることができません。たとえば年金、有給休暇、病気休暇、出産休暇、職業上の健康と安全の保護などから外されており、社会保障もほとんど受けられません。研修も昇進の機会も与えられず、組織化の機会からも疎外されています。



ILO（国際労働機関）は最近、このような不安定雇用の労働者を守るために、次の二つの条約を採択しました。

\*パートタイム労働に関する条約（175号、1994年）

\*家内労働条約（177号、1996年）

私たちはアジア各国政府に対し、国内法を整備し、これらの条約をすみやかに批准することを強く求めます。

## <バングラデシュ・産業再編と女性労働(1)>

### 農村から工業へ向かう女性労働

### 5つの産業で実態調査

#### I 開発計画と工業化

政府の第4次5カ年計画(1991-95年)によると、製造業部門は国内総生産総額の7.49%を占め、309万人に雇用を提供し、全産業の雇用の11%を占めている。製造業においては、公的部門と大規模民間部門が、付加価値の約58%を創出し、労働力のおよそ18%を雇用している。これに対して小規模・零細な産業は付加価値の42%、雇用の82%を占めており、大規模産業よりも雇用機会を多く提供している。

#### 政府の工業化政策

1980年代の政府の経済戦略は世界銀行の方針に基づき、①輸入代替工業化、②輸出指向型工業化、③国内需要にみあう工業化をめざしていた。82年にはこれにそって次のような新工業政策を発表した(86年に改訂)。

1. 工業政策の自由化と産業の民営化
2. 工業化、とくに製造業への民間部門の参入の奨励
3. 投資手続きの自由化

新工業政策を促進するために、必要な資本財や原材料、中間財の輸入をスムーズに行うようないくつかの改革が行われた。89年初めには海外からの直接投資を促進するために

投資委員会も設立された。

86年の工業政策は、認可の手続きを簡素化し、外国企業の投資を奨励し、小規模・零細な産業の発展を強調していた。その結果、民間部門の産業発展に強固な基礎を築いた。公営部門の投資を7つの戦略的重工業に制限することによって民間部門が自由に投資できる範囲を拡大した。

80年代末には工業部門で働く女性労働者にとって重要な2つの工業政策が出された。

その1つは88年のもので、工業化を速めるために、基本的で広範囲におよぶ次のような改革が行なわれた。

- a. 工業化の過程における政府の役割は、規制よりも奨励である。
  - b. 1億タカ以下の投資額、あるいは外国企業の投資比率が49%以下の場合は政府の認可は必要ない。
  - c. 1億タカ以下の投資の場合、財政やその他インフラの便宜においては公営・民間部門の差はない。
  - d. プロジェクトへの定期貸し付けを事前に行なう場合、金融機関も民間銀行も企業に特別の担保を要求することはできない。
  - e. 政府は、類似の品目に対して高い輸入関税を課すことにより、外国企業との競争から新設の生産工場を保護する。
  - f. 問題のある産業を改善するため、近代化に取り組む企業に税の優遇を行なう。
- 2つめは、工業部門が雇用を創出し、GDP(国内総生産)の成長に一層貢献することで、国際収支の改善を図ろうとした90年の工業化政策で、第3次5カ年計画(1985

—90年)の完成を強調し、輸出指向型産業への民間からの投資を奨励した。また、農村に新たな小規模零細産業をつくり、企業に対してより自由な操業を認めようとした。

### 輸出指向型産業と輸入代替産業

独立以前の工業化の初期には、砂糖や紙などの消費財の輸入代替に焦点があてられ、ジュートなどの輸出産業の発展が見られた。手厚い保護と補助金に支えられた輸入代替戦略は、資本集約的、労働コスト節約的生産方法をもたらした。同時に、輸入代替に補助金を出しながら輸出の拡大を開始した。しかし、輸入代替品の完成には燃料や原材料や資本財の大量の輸入を必要とするので、輸入代金の節約にはならなかった。

### 工業部門で働く女性

労働力および産業政策に関する政府の公式資料の中に、工業部門の女性労働者の統計を見つけることは容易ではない。しかし、この20年間に工業部門に参入した女性労働者の数は膨大である。控えめに見積もっても61年の90万人から85年の270万人へと著しく増加している。しかもそれは80年代において顕著である。83年と86年に実施された労働力調査では女性労働者数は250万人から320万人に増加し、その多くは農村の産業で働いている。数の増加に加え、労働力に占める割合についても、85年の調査では9%であったものが、86年には10.3%に増えた。女性労働者の参加率は製造部門に

雇用される労働力の36%にのぼった。この増加は主に輸出指向型産業(とくに衣料産業)の急速な成長によるものである。

産業別にみると、女性労働者は食品・飲料産業、次いで繊維・衣服・皮革産業に従事している。とくに衣料産業での増加が著しく、80年には4万8000人から、87年には667の衣料工場で22万5000人へと増えた。衣料労働者組織の統計によると、93年には80万人以上の女性が就業していた。

商業、道路、鉄道のようなサービス産業を除く他の産業では女性労働者の数は少ない。

農村と都市の産業を比べると、農村の産業がきわめて高い比率の女性労働者を受け入れている。BIDS農村産業調査によれば、全労働力に占める女性の比率は80年の27%から87年には40%に上昇している。公営企業では女性労働者の雇用は少なく全雇用者数の2%以下である。バングラデシュ繊維会社は女性の比率が最も高い(3%)。これは政府の定めた女性雇用者の割当てに従っているためである。

### 工業部門における女性雇用政策

第4次5カ年計画は、女性の経済への貢献がほとんど評価されていないことを認めている。また、仕事に就くために必要な基本的サービスを女性が利用できないことも指摘している。平等に教育を受けられずまた平等に雇用されないため、女性はいつまでも男性より遅れた状況に置かれている。憲法では女性の平等な権利を事実上否定している。というのは財産所有、結婚、子どもに対する権利など



の基本的権利は民法に従わずにイスラム教によって決められるからである。

圧倒的多数の女性は貧困ライン以下の生活をしている。そのため、政策立案者は女性を福祉の受け手、困窮者で依存者であるとしか見なさない。政府の計画では女性の地位向上の問題は社会福祉の章でしか議論されない。政策立案者は、女性が経済に直接的な役割を果たしており、かつ世界経済の変化と非常に強く結びついていることを認めずにいる。これまでの5カ年計画はすべて雇用創出と職業訓練に財源を割り当ててきた。実際は国の中心的な経済に貢献しながらも重要視されない女性を強化することは考えられてこなかった。

第4次5カ年計画では、女性問題が計画のあらゆる章で討議されている。工業の章では「産業発展への女性の参加」という表題のもとに論じられている。それは次のように述べている。

「製造業部門における女性雇用の主な供給源は多数の零細企業よりなる農村産業である。それらの産業は主として家族単位のものであり、女性が全労働力の大部分を占める。しかし、女性の多くは不払いの家族労働者であり家事と仕事を同時にやっている。これまでの経験で見ると、より貧しい女性たちが自ら機能的なグループを組織し、収入を生み出す効

果的な活動を行なうなど、先進的な役割を果たしている。たとえば、グラミン銀行、シヨニルボル融資プログラム、BRAC、BRDBのようなNGOに見られる活動である。それゆえ、第4次計画における地方分散参加計画のもとで、女性、とくに貧しく恵まれない女性たちがそのようなグループに組織され、農業以外の収入を生む活動に就くことができるであろうと考えられる。その上、女性が融資を容易に受けられるようにするために、女性起業家のための銀行設立へと歩が進められるであろう、それが存続可能ならば・・・」

輸出指向型工業以外では、女性の雇用を増やそうとする公的政策は無い。開発と工業化についての一般的な政策、たとえば貿易自由化、財政改革、公定歩合などは女性雇用に対して直接影響はない。逆にマイナスの影響を与える場合がある。

最近、世界銀行は女性に対する教育を強調している。81年の調査によれば女性の識字率はたった19%（男性は40%）である。世界銀行は「女性にとって教育は重要であり、教育を受ければ技術の変化に適応し、職場で必要な経営管理の能力を伸ばすことができる。こうした能力を身につければ、市場における男女差を逆転し、平等な賃金と自営業を営む機会を得ることが出来るようになる」という。

このような教育の必要性については、工業に関する章では明確にされていないが、女性の教育についてふれた部分で職業訓練や能力の育成について記述されている。女性の能力を適切に伸ばすことができれば、工業部門の労働力として将来有望であると考えられている。

## II 5つの産業の女性労働者の実態

電子、繊維、電話、ガラス、衣料産業の女性労働者の実態を調査した。また、休日と給付・手当について管理職と労働者双方から情報を集めた(表参照)。

公営企業は民間企業に比べ、管理職の人数が多く、その余剰人員は経費全般の負担を高め生産性を低め、競争力を下げている。公営企業のほとんどは経営が悪化し、人員削減があるとまず解雇されるのは労働者である。

ガラス工場の女性労働者は臨時雇用で、正式な労働条件や期間については口頭で告げら

れる。ガチプールにあるガラス工場では、地元の女性たちは貧しくとも働こうとはしない。ガラス工場の女性労働者は、夫と共に他の地域から移住してきて、他に仕事が見つからないために働いている。このガラス工場働く女性労働者は言う。「他に道がなく、絶望的な人でなければここでは働きません。出来高払いなので女性たちは、週7日働いて収入を増やそうとします。唯一の休みは、 Eid (イスラム教の祝日) の期間、3日間だけです。」(つづく)

(CAW発行『SILK AND STEEL』1995年)

表： 5つの産業の女性労働者の実態調査一覧

|       | 企業名                      |               | 設立年              | 製品                                                      | 従業員数( )内は女性                               | 労働条件                                             |                                         |
|-------|--------------------------|---------------|------------------|---------------------------------------------------------|-------------------------------------------|--------------------------------------------------|-----------------------------------------|
|       |                          |               |                  |                                                         |                                           | 休日・休暇                                            | 給付                                      |
| 電子産業  | メハール工業                   | 民間<br>↓<br>公営 | 1950<br><br>1972 | カラー・白黒テレビ<br>天井扇風機など電気<br>機器製品<br>(女性労働者は主に<br>テレビ組立作業) | 管理職 22人(1人)<br>監督職 64(8)<br>労働者 158(60%)  | 週休1日<br>国民祝日<br>臨時、病気、出<br>産、有給休暇あ<br>り          | Eidボーナス<br>(年2回)<br>退職積立金               |
|       | ラングズ電子                   | 民間            |                  | カラー・白黒テレビ<br>ラジカセ                                       | 管理職 2<br>組立労働者80(70)                      |                                                  |                                         |
| 繊維産業  | カデレア紡績                   | 民間<br>↓<br>国営 | 1961<br><br>1972 | 糸(10~80番手)                                              | 管理職 19(1)<br>監督職 105(5)<br>労働者 579(47)    | 週休、祝日、そ<br>他休暇は同上。<br>但し、産休は第<br>2子まで            | Eidボーナス<br>(年2回)<br>生産手当<br>精勤手当        |
| 電話産業  | シルバシャン<br>グスタ電話<br>(TSS) | 公営            | 1967             | 電話関連機器・部品                                               | 管理職 149<br>労働者 842(102)                   | 週休2日、祝日<br>臨時、病気、出<br>産休暇                        | Eidボーナス<br>(年2回)<br>交通費・昼食<br>費の補助など    |
| ガラス産業 | トリオガラス<br>工場             | 民間            | 1991             | ガラス、ピン類、<br>水差し、ガラスボウ<br>ル、腕輪など                         | 管理職 1<br>監督職 3<br>事務管理職 1<br>労働者 260(110) | 年間を通して、<br>休日はEidの<br>間(年3日)のみ                   | まったく、なし<br>(雇用条件が臨<br>時雇用、出来高<br>払いである) |
| 衣料産業  | コンコルド衣料                  | 民間            | 1982             | 輸出用既製シャツ類                                               | 管理職 3<br>労働者 660(437)                     | 週休1日あるが<br>たいてい休日も<br>働く。工場によ<br>っては休日も操<br>業する。 | Eidボーナス<br>(年1回)<br>残業手当                |

アムネスティ・インターナショナル

## 女性人権活動家の釈放もとめる

キャンペーンに参加を！

24歳のディタ・インダ・サリさんは、5年の刑を宣告され、インドネシアの刑務所で服役中です。彼女は苛酷なインドネシアの反国家転覆法によって起訴され、1年近くの間、死刑を宣告されるかもしれないという恐怖の下で生きてきました。

ディタさんは、1996年7月8日、最低賃金の引き上げを要求するデモに参加して逮捕されました。NGO「インドネシア労働者闘争センター」のリーダーとして、インドネシアの労働者の賃金と労働条件を改善するために活動を行っていたのです。世界人権宣言第25条には、**すべての人は十分な水準の生活を営む権利があることをうたっています。**

デモは平和裏におこなわれたにもかかわらず、重装備をした軍隊と警察によって封鎖され、退散させられました。これは、**集会の自由を保障する世界人権宣言第20条に反しています。**少なくとも9人の学生や労働者が逮捕されました。ディタさんを含む多数が殴打されましたが、これは**拷問や虐待を禁じている世界人権宣言第5条に反しています。**大半の人たちはすぐに釈放されましたが、ディタさんと農民組合のリーダーである学生クン・フセイン・ポントーさん、学生運動家のモハメッド・ショレーさんが拘束されました。3人は、96年7月末のジャカルタでの「暴動」当時には身柄を拘束されていたにもかかわらず、これに関与していたとの疑いで起訴



ディタ・サリさん

かです。

インドネシア政府は、**労働組合を組織したり、またそれに参加したりすることを厳しく制限しています**が、これは世界人権宣言第23条に反します。政府の後援を受けている労働組合連盟のみが公認されており、独自に組織された労働組合のメンバーは、暴力を受けたり、脅迫されたり、逮捕されたりしてきました。（キャンペーンリーフレットより。写真提供：アムネスティ・インターナショナル）

アムネスティ・インターナショナルでは、世界人権宣言誕生50周年にちなんで、世界で人権侵害を受けている11人の人権活動家たちに焦点を当てた”あなたの力を貸して下さい”キャンペーンを行なっています。日本では11人のなかの1人、インドネシアの25歳の女性ディタ・インダ・サリさんを支援しており、インドネシアの法務長官あてに、ディタさんの即時無条件釈放を求めるハガキを送ることを呼びかけています。

**資料・ハガキ請求（実費）先：**

アムネスティ・インターナショナル日本支部  
〒169-0051 東京都新宿区西早稲田  
2-18-23 スカイエスタ2階  
TEL 03-3203-1050, FAX 03-3232-6775

## 「公正な自由競争」とは？

—製靴工場の労働現場から—

又 邊 建 二 (センター会員)

2月中旬、スタンダード靴(以下ス製靴)は組合に対し、三期連続の赤字経営を建てなおすとして土地の売却や50名の希望退職を含む合理化案を提案してきました。ストライキを背景に、内外の支援と協力を得てこの争議は一応解決に至りましたが、今、日本の靴業界では「倒産」が頻繁に発生しています。

1993年7月、私は全皮労連(全国皮革産業労働組合連合会)の企画による「韓国・中国産業視察」に、繊維労連靴部会の代表として参加しました。当時は、皮と靴の輸入自由化に反対する国会向けのたたかいはしている真っ只中でもありました。とくに通産省に対しては「自由化を認めれば、国内産業は破滅し、失業が増大する」と訴えていました。

私たちは、アジア諸国の民主化促進と働く人々の生活向上を実現するために、各国の労働組合活動の発展を願い、日本企業がやっているアジアでの労働組合弾圧を非難してきました。日本企業がアジアに大量に進出するのは、国内の労働者とは比較にならない低賃金と労働組合の無権利状態があるからです。

賃金についてみると、中国では、平均月収3000円、経営者でも5000円。それによって出来上がる「靴製品」が、1足2000円台で日本に輸入されてくるのです。ちなみに、ス製靴で生産・販売している靴は、上代1万5000円から3万5000円で、底

も中底も甲革も皮という材料です。一部ゴム底の製品もありますが、それは中国の製甲を輸入し、日本で組み立て「日本製」として1万2800円の値札を始めから消して9800円として売られています。

### 人手に頼る中国の工場

中国では、どこの会社、どこの工場へ行っても低価格で、価格の面では日本製品はとも太刀打ちできません。しかし機械設備に関しては、日本で1950年代に使っていたものと同じようでした。今日本では、機械をコンピュータで操作するFA化が進んでいますが、中国では「機械」よりも人手に頼っている感じでした。たとえば、ワニ(皮を引っ張る道具の一種)でクギを打ち込む時、クギを口に含んで、口から一本ずつ取り上げる速さは「神業」でしたし、そんな作業を若い女性たちがズラリと並んでやっているのです。

4年前のコメの自由化の問題の裏で、皮・靴の自由化も決定されました。今は関税も21%まで下がり、年間1200万足、部品輸入1000万ピース、海外旅行者の購入70万足という実態にまでなっています。ス製靴では、年間の売上げは120万足分になりますが、そのうち国内仕入品50万足、輸入品が10万足あり、自社生産は、準自社品(衛星工場)50万足、本社工場10万足で、30年前の約5分の1にまで減少しています。

日本では、機械化によって商品開発と生産管理がスマートになり、「品質」もよりよいものを作っていますが、「消費者」は「安い靴」を買うという「普通のこと」を実践するので、今後も「産業の空洞化」は避けられな

いでしょう。売れない商品を扱う企業は倒産し、淘汰されるからです。

### 続出する中小企業の「倒産」

最近の不況は長く厳しいもので、「倒産」が続出しています。銀行の「貸し渋り」が、中小企業の倒産を多くしていると言われていいます。銀行は資金を貸すどころか「危ない企業」からの撤収を図っているのです。

5月のある日、職場を一つのニュースが駆けめぐりました。ス製靴の仕入れ先の業者が「不渡り」を出し、追い詰められて社長が自殺したというのです。業界では、ス社からの発注がストップしたせいだとの噂とともにこのニュースが広がりました。確かにス社からの発注は半減しただろうと推測ができます。親会社は「靴が売れない」「在庫の増大」「赤字経営」を避けるために、「在庫減らし」と「発注控え」をし、そこで関連企業の犠牲が出てきているのです。

今回の会社の合理化案でも、50名の人員整理、退職金の30%削減、土地売却と移転などが出され、これに連動して衛星工場（関連子会社）でも人員整理、操業時間の短縮をしつつ「大幅減産」を実施しています。大企業の倒産はニュースになりますが、マスコミに載らない中小企業の倒産が、靴業界では頻繁に発生しているのです。

アジアの労働者との賃金を比較をしてみれば、コストが「競争」にならないことは明白です。「世界的な分業」が進む中で、「公平な自由競争」とは何なのか。アジア諸国の民主化を望む一方で、労働者としての連帯とは何かを真剣に考えていきたいと思ひます。

### 短信

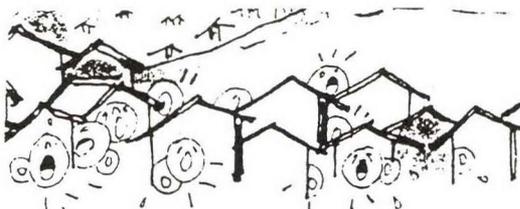
## タイ：解雇された女性労働者のジレンマ

ミッキーマウスやバッグス・バニーなどアメリカ向け衣料を製造するエデングループは、昨年末、1145人の女性労働者全員を解雇した。会社は91年以来、下請け化を進め、4000人いた労働者をつぎつぎと減らしてきた。女性たちは、5カ月にわたり賠償金を求めて会社や国会、労働省前でデモ行進をしたが無駄に終わった。彼女たちの大半は中年で既婚のため新しい職も得られなかった。

そこで彼女たちは共同で資金をため、マシンを買い新しい技術を身につけ、下請け業者から仕事をもらうようになった。「元工場労働者たちにとって下請けというのは最後の手段だが、現在の雇用危機にあっては、一つの解決策である。」と家内労働者を支援するNGO「タイ正義と平和委員会」のラカウィン氏は言う。現在タイでは440万人の日雇い労働者がいる。タイ政府はこの下請け制度について、地方の貧困対策にもなり、解雇された労働者が最後に行き着く場所、と楽観的だ。

しかし、家内労働者が受け取る賃金は、最低賃金よりもはるかに低く、その上、危険で有害な仕事がひこおこす健康問題は、地域や家庭が責任を負わされることになる。

（CAWニュースレター・98年4月号）



— プール・サイド —

## 民主化闘争の軌跡

塩沢 美代子

今は地球上のどこで何が起こっても、いながらにしてテレビでみることができる。過去10年あまりの間に、私がテレビにかじりついて、仕事も手につかなかったことが四回あった。

1986年、フィリピンでマルコス大統領追放に至った2月革命、87年に韓国で盧泰愚大統領に民主化宣言をさせるに至った民主化闘争、89年の中国で、民主化を求めての学生運動が軍隊につぶされた天安門事件、そして今年インドネシアでスハルト大統領を退陣させた学生運動と民衆の怒りの爆発である。

このなかで中国の天安門事件は、国の体制も結末も他の三国とはまったく違うが、韓国・フィリピン・インドネシアで起こったことは本質的には共通なものであった。つまり強力な独裁政権による長くきびしい弾圧を、ついに、ついに民衆の力ではね返したのである。

韓国は朴正熙、ついで全斗煥大統領、フィリピンはマルコス大統領によるすさまじい弾圧の時代に、官憲の目をおそれながら、しばしば両国に潜入し、非合法の草の根の労働運動関係者と交流していた私としては、とても他人ごとではなかった。両国とも日本のテレビが大々的に報道する前に、10数年にわたって、さまざまな形で反権力闘争が無数にあり、弾圧による学生や労働者、知識人や宗教

家などの、投獄・拷問・負傷・暗殺など数知れぬ犠牲が積み重ねられていたのである。その集大成ともいえる広範な民衆のたたかいが、ついに勝利したのである。私は多くの仲間の顔を思い浮かべながら、テレビの前で、「やった!」と叫ぶとともに、ここに至るまでの犠牲者に思いをはせた。

1977年に2回会って、その魅力にとりつかれたフィリピンの若い女性に、もう一度会いたいと思うのだが、生きているのかどうかもわからない。彼女はその年にCCAがはじめて女子労働問題に関するアジアの国際集会をマニラで開いたとき、秘密の会場だった修道院に深夜やってきて、この集会の企画にあたった私の労をねぎらってくれた。その夜は徹夜で語りあったのだが、話の大半が一緒に活動していた若い女性が官憲に殺された嘆きであった。”純粋なすばらしい人だったのに”と彼女はくり返していたが、夜明けとともに去っていった。もっとも参加したかったであろうその集会に顔を出さずに消えたのは、地下運動をしていたからだろう。名前は覚えているが、本名ではないだろうから今や安否を問うすべもない。



Upward Harmonization:

インドネシアには1977年に、中部ジャワを2週間かけて縦断して、繊維や煙草の工場などを訪ね歩いたきり行ってはいない。当時のジャカルタにたった一つ10数回建ての

ビルがあり、そこに入っているのがほとんど日系企業で、隣のプレジデントホテルのコーヒショップで耳にするのは日本語ばかり、備えつけの新聞は三種類が日経など日本紙なのでびっくりした。インドネシア人から最初にきいた話は獄中の政治犯がいかに多いかと、日本人ビジネスマンへの批判だった。74年に当時の田中首相が訪問したさい、学生らによるはげしい抗議行動があったのは、日本のテレビでも報じられていたので「私はテレビの前で拍手した。」と話したら、「そんなことをこの国で口にするのは危険」と注意され、きびしい言論統制を肌で感じた。

今回のスハルト退陣劇に私が興奮したのは、昨秋タイで開催された国際会議で、インドネシアの参加者が20年前と変わらぬ低賃金と、すさまじい弾圧で手も足も出ない嘆きを語った暗い表情が、目に焼きついて離れなかったからである。

ところでこの三国の民主化闘争の報道で、日本のマスコミに欠けていたのは、三国とも日本の政財界が自らの権益を守るために、独裁政権を支えてきたのが、長い間民衆が苦しんだ要因のひとつだという事実である。

☆

中国は行ったこともなく、今までの活動範囲の外だったのに、天安門事件の画面にかたずをのんだのは、私の第二の故郷である香港の多くの仲間たちの将来にかかわることだったからである。長い植民地支配から解放される喜びと、これまでの自由や民衆の活動が許されるのかという不安が伴う複雑な心境を打明けて、彼らは祖国に復帰していった。

（交流センター所長）

## ＜図書紹介＞

馬橋憲男・斉藤千宏編

『ハンドブックNGO

——市民の地球的規模の問題への取り組み』

本書では、国連、環境、人権、女性、開発、人間居住、自治体、開発協力と章を分け、それぞれにかかわるNGOの活動をとりあげ、総合的かつ世界的な視野から紹介している。NGO活動の歴史が浅い日本ではまだ実感しにくいのが、世界的には、地球社会の公正で民主的な運営を目指して、あらゆる分野でNGOが国家のパートナーとして大きな役割を担っているという。確かに、国連が主催する世界会議では、NGOが政府代表と並んで参加しているし、対人地雷全面禁止条約制定でNGOが果たした役割は記憶に新しい。

環境とNGOの項で紹介されている環境保護団体「地球の友オランダ」が将来の世代の資源利用の権利を侵さない限りでどの程度の資源の利用や消費活動、環境汚染が許されるのか、それを世界中の人々が公平に持とうとするなら一人当たりの利用限度はどれだけかを算定提示した活動の重要性など、今の日本社会に最も欠けている考え方、行動のあり方として示唆に富んでいる。

さらに、アジア・アフリカのNGOの具体的な活動が、とくに女性のエンパワーメントに焦点を当てて紹介されている。どのプログラムも「援助」ではなく、地域の人々が地域自立の主体として活動することを第一の柱としており、NGOのあり方として大いに参考となる。（明石書店・2100円）

## &lt; 事務局日誌 &gt;

- 4月9日 会計監査  
 4月13日 交流センター運営委員会  
 4月15日 翻訳学習会  
 4月30日 4月定例事務局会議  
 5月9日 国際労働研究センター研究会  
 (広木)  
 5月20日 翻訳学習会  
 5月22日 5月定例事務局会議  
 5月24日 三重県・東部中学校校修学旅行生  
 来室  
 5月27日 婦人少年協会来室  
 5月29日 国際労働研究センター編集会議  
 (広木)

---

 ニューフェイス登場

英語担当スタッフ山本恵子さんの後任に、5月から池田未生(いけだみお)さんが、新しくスタッフとして参加してくれています。週2回(火・水)の勤務ですので、どうぞよろしくお願いします。



## Eメール

でアクセスできるようになったヨ  
 お気軽におたより下さいネ  
 メールアドレス  
 awwc@mail.webnik.ne.jp

☆事務所の近くの区営プールは、安い、広い、きれい、と三拍子そろっているのが最近よく通っています。その上土地柄なのか、中国、韓国、ミャンマーなど、利用者の国際色も豊か。夏が近付くとあせるのは私だけではないらしい。今年こそビキニ？ (I)

☆「インドネシア暴動まもなく一カ月」今朝の新聞の見出しです。今回のインドネシアの学生を中心とした動きは、暴動になった部分もあるが本質は民主化闘争です。韓国のハンギョレ新聞には「暴動」という表現はないという。日本の新聞はどこを見ている？ (K)

## ▲ ▼ 事務局だより ▼ ▲

☆週末の渋谷。ハチ公前広場は、携帯電話を耳に当てた若者たちでごった返している。あちこちで聞こえる楽しそうな会話がフッと途切れる。電話が終わるとみんな一人。隣の人とは何の関係もない。寂しいなあ……。などといふ若者評をしてしまう私。(H)

☆礼服を新調したら着る機会が相次ぐ。娘の級友のおかあさんはまだ20代。倒れてそのまま帰らぬ人。お世話になった知人は50歳になったばかり。倒れて1年4カ月の人工心肺での闘病後に。限りある命を思う。(N)

女性労働者通信

第75・76合併号

# アジアの仲間

アジア女子労働者交流センター  
〒169-0051 東京都新宿区西早稲田  
2-3-18-34

発行人代表者 塩沢美代子  
編集責任者 広木道子

電話・FAX 03-3202-4993  
郵便振替 00100-3-70086

南インド研修ツアー  
特集号

## 自立と生活向上めざし 多様な形で働く女性たち

第12回アジア研修ツアーは、7月24日～8月1日、南インドのチェナイ（旧マドラス）とバンガロールを訪問しました。参加者は18人。南アジアははじめての試みでしたが、東アジアや東南アジアとは発展の仕方も異なり、文化や宗教も違って、ちょっぴり緊張したツアーでした。

ツアーを受け入れてくれたのは、センターの昨年の交流プログラムに代表を送ってくれたCITU（インド労働組合センター）の女性委員会。マドラス輸出加工区、バンガロールの工業地域などでの衣料や電機工場の見学、またタバコや食品、織物などの内職や零細工場などの現場を訪問して、さまざまな働く姿に触れました。

バンガロールでは、女性委員会の熱烈な歓迎を受け、大きなホールに100人以上の組合員が集まり、とりわけ日本の女性労働者の状況に熱心に耳を傾けてくれました。チェナイでも、インフォーマルセクターの女性たちの組織であるWWFを訪問するなど、あちこちで心の触れ合う交流ができました。

またプログラムの初日に、思いがけず核実験・核兵器化に反対するチェナイ市民の大集会に招かれ、日本からのメッセージを送ることができ、一層心に残る旅になりました。

### インドの働く子どもとNGO招聘プログラム

#### 「日本の子どもは 何を働いているの？」

「インドと日本：“子どもの権利”を考えよう」というテーマのシンポジウムが、国際子ども権利センターの主催で開催されます。

- 1) 開催期間：11月20日（金）  
～11月25日（水）
- 2) 開催場所：大阪、東京
- 3) 問い合わせ：国際子ども権利センター  
大阪市北区茶屋町2-30 5階  
TEL:06-375-5466 FAX:06-371-7804  
担当者：甲斐田万智子さん

## インド報告①

## 幅広い共同行動呼びかける CITUの主張と活動

### ”団結と闘争”スローガンに

インドには労働組合のナショナルセンターが7つあるというが、そのひとつであるCITU(インド労働組合センター)の女性労働者委員会が、今回私たちのスタディツアーの受け入れ団体であった。その女性幹部であり、昨年センターの交流プログラムで来日したラジーさんが、出迎えから見送りまで全旅程につきそって下さり、普通はなかなか入れない輸出加工区の工場内も、多様なインフォーマルセクターの現状も見聞きできたことは、大きな収穫だった。

2日目の夜、チェナイで男性幹部も交えての懇談。3日目、バンガロールでは女性委員たちから歓迎の横断幕で出迎えられ、女性労働者との大交流会が持たれた。そこでは私たちが日本の状況を話す側になり、女性委員会の具体的な活動については、十分に聞くことができなかつたのが残念だった。

これらを通して知り得たCITUの活動の概要は以下の通り。

インドにおける労働組合の結成と運動は、イギリスの植民地下にあった20世紀初頭から始まった。

1918年マドラスで繊維労働者が組合結成、20年にはナショナルセンター「全インド労働組合会議(AITUC)」が64労組、



早朝、CITU女性委員会に迎えられて

300万人の労働者を結集して誕生した。以来弾圧を乗り越え、労働問題だけでなく民族独立運動でも大きな役割を果たしてきた。

CITUの幹部も元はAITUCで活動してきたが、路線の違いから別の道を選ばざるを得なくなって、70年にCITUを結成した。本部はニューデリーにあり、現在全国に300万人の組合員がいる。

CITUは”団結と闘争”をメインスローガンに、あらゆる分野の労働者、青年、女性、農民などと幅広く手を結ぶ統一行動を、また国内の多様な労組や民主団体との連帯を追求してきた。

州、地区に個人加盟の下部組織があり、私たちが訪れたタバコ巻などの家内労働者も組織している。また、女性労働者の問題も重視し、中央、州に女性労働者委員会を設けて取り組んでいる。

### 生産効率化めざす新経済政策

政府は80年代から、それまでの経済開発政策(経済的自立への国内産業の保護と社会的公正の追求)の見直しをおこない、とくに

90年代以降は、自由化・民営化による生産効率化、国際競争力強化をめざす新経済政策をIMFや世界銀行と一体で進めている。これはカーストや宗教による分断、支配を強め、また公共部門の民営化と人べらし、生活必需品の物価高騰など労働者に深刻な影響を及ぼしている。そのため労働者、労働組合は各地でゼネストを含むたたかいを組織してきた。今は、7月14日の”全国抗議デー”に始まり8月12日の全国大会に終結される全国的なたたかいのさ中にある。CITUはこれらのたたかいの先頭に立って、公共部門も民間も、未組織の労働者もこのたたかいに結集する努力をしている。

当面の課題は、①工場閉鎖や失業に反対し雇用を守る。②公共部門の民営化反対。③病气やけがを防ぎ、労働者を守る。④適正な賃金政策をはじめ、労働法の充実と厳正実施。⑤女性にたいする差別と暴力の撤廃。⑥核兵器戦略反対。⑦労働者、国民の分断と統合の政策反対。⑧多様な被抑圧階層、宗教的少数派の利益擁護と安全の確保。

インドの国民の三分の一は貧困層であり、月1050ルピー（1ルピー=約3.5円）の最低賃金制度も守られず、これ以下の労働者が何万人もいるのが現状。CITUは最低賃金3500ルピーを要求している。

また、人民党政府（BJP）がこうした経済政策と表裏一体で、核実験など危険な核戦略路線を歩もうとしていることに強く抗議し、日本で開催された原水禁世界大会にも代表を送って、世界のさまざまな平和運動や労働運動との国際的連帯を強めている。

（川口 和子）

## インド報告②

### マドラスEPZの衣料工場 地元企業と日印合弁企業

#### <2枚の写真>

私の前に2枚の写真がある。マドラス輸出加工区（MEPZ）にある2つの衣料工場で撮ったものだ。1枚にはじけるような笑みを全身で表現している女性が写っている。もう1枚には、下を向いて気持ちを押し隠しているような女性が写っている。笑ってしまうほどの表情の違いがある。前者のは、最初に訪れたインド国内資本の衣料会社ファムテックス社の工場でのものだ。冷房設備もなく、ムッと暑い室内いっぱいにはミシンや裁断台がならんでいる。その間にたくさんの労働者が群れるように働いていた。異国から訪れた私たちに好奇心一杯の目を向け、互いに笑いしゃべりあっている。後者のは、やはり衣料工場の中のものだが、ここはMEPZ初の日本との合弁企業だそうだ。空調のきいた室内に、サリーの上にグレーの制服を着た女性たちが、脇目もふらずに作業に精を出している。よく見ると1枚終わる度にナンバーを押している。

この表情の違いは、何からきているのだろう。興味深い。さて2つの工場の概略と、MEPZの簡単な紹介をしたいと思う。

#### <マドラス輸出加工区>

インドには、7つの輸出加工区がある。そこで働く労働者の大多数は女性である。いく

つかの企業では、低賃金で劣悪な労働条件のもとで、1日12時間以上も働かなければならない。CITUのたゆまない努力の結果、最低賃金法や、従業員保険、退職準備基金などの社会保険を導入できるようになった。

タミルナドゥ州チェナイにあるマドラス輸出加工区は、100ヘクタールという広大な土地に、商務省の管轄のもとに1984年スタートした。外貨獲得と先端科学技術の開発のため、外国からの投資を誘致する目的で出発した。MEPZには、80の工場がある。主なものは、電子、衣料、皮革、ゴム、プラスチック造花、編み物である。労働者総数は2万9000人で、そのうち1万9000人が女性と子ども。年齢は、7歳から30歳にわたっている。

輸出加工区は投資家を保護する基本サービス条例のもとにおかれており、労働法が正しく実施されていない。



長い髪にサリー姿の女性労働者

#### <地元企業—ファムテックス社>

現在は冬物のブルゾンを主体に裁断・縫製・仕上げをしている。布地は韓国から輸入しているが、ミシンは日本のジューキミシンを使用している。従業員は、約1200人。そ

の大部分が女性である。二階建ての作業場に冷房設備はない。1日8時間労働で、交替制はなく、残業もほとんどない。MEPZの80社のうち10社にCITUの組合があるそうだが、ここもその1つで、全員が組合員だという。委員長は女性であった。12～13歳の子供から白髪のお年寄りまで働いていた。

#### <日印合弁企業—全インド手織機&日本アパレル社>

住友商事と、同社が以前から布地を輸入してきたインドの織物会社、石川県の縫製会社の三社による合弁企業で、それぞれ販売、原材料、製造を担当している。この工場ではマドラス・チェックのシャツやブラウスを裁断、縫製、仕上げまで行う。「BIG JOHN」「Polo」などの商標で日本やアメリカに輸出している。製造責任者である日本人から話を聞いた。

従業員は700人で、うち男性は30～40人。女性は高卒を採用しているが、平均年齢21歳。下層カーストが多いこともあって、結婚すると退職するのが一般的だが、アイロンかけなど根気と技術を要する部署には、長期勤続のベテランもいる。賃金は月給制で、同一職種では男女ほとんど同じという。一定時間ごとの生産目標と実数量の対比表をボードに掲示している。20人に1人の割合で班長がいる。従業員教育として、各工程の男性スタッフを石川県の工場に送って8カ月訓練し、帰国後彼らが部下の女性を教育するシステムという。8時間労働で3交替制だが、深夜シフトは女性にはない。産休・生休の規定がある。労働組合はない。(菊池 和子)

## インド報告③

## 日印合弁のテレビ工場見学 カラーTVは給与の5ヵ月分

### ロボットより人力

バンガロールは英国統治時代の避暑地らしく、建物や木や花壇のある町並みとさわやかな気候が穏やかな雰囲気を作り出していた。私たちが訪問した電機会社も、広い敷地の木々の間に建っていた。

ここは、地元のBPLリミテッドと日本のサンヨー電機との合弁企業で、83年に日本側出資40%でつくられたBPLサンヨーリミテッドである。BPLは元々製薬会社であったそうだが、60年代ははじめからサンヨーなどの技術援助でテレビや医療機器などのメーカーとなり、今では合弁も含め10以上の企業によって企業グループを形成している。半導体とエアコン以外の電機製品は何でも造っているそうだが、日本には乾電池が輸出されているという。

私たちが訪ねた工場では、カラーテレビをつくっていた。インドのカラーテレビ消費量は年間180万台、サンヨーはそのうち65万台、30%強のシェアを誇っている(ちなみに白黒テレビの年間消費量は450万台で今なお白黒の方が主流である)。従業員は500人で、6割が女性。女性には深夜勤務はないが、工場は3交替24時間稼働で、1日2000台のテレビが生産されている。

工場の中は清潔で明るい。女性たちはサリ



休憩時間 — 機械の間でホッと一息

ーの上に着たブルーの制服を着てベルトコンベアーの前に並び、何種類かの細かい部品をプリント基盤に張りつける作業をしている。この作業は日本ではロボットがやっているが、ロボットはコストがかかる上に技術の変化に即座に対応するには、人力の方がよいということだった。生産ラインは建物の1階と2階を無駄なく流れるように工夫されている。騒音のひどい所もあるが、皆立ったまま静かに定められた仕事をしている。ラインの最後には、時刻ごとの目標台数と達成台数が表示されていた。後で聞くと、いわゆる「カンバン方式」も採用されているということだった。

女性たちの平均年齢は23歳。18歳から入れるが、年間の離職率は20%と高い。ほとんどが高卒で、英語ができることが条件。中途の場合は新聞広告で募集するが、20名くらい募集すると5倍くらいの応募があるという。

### 年間労働日は303日

日本人管理者の話によれば、労働条件は、初任給は月額1700ルピーで男女差はない。

平均給与は2500～3000ルピー。休日は、週休1日と年間10日の有給休暇があり、残業は1日2時間までとなっているが、通常はほとんどない。特別な販売が予測されるとき、たとえばワールドカップの前にはかなりの残業があったそうだ。女性の出産休暇は有給で3ヵ月あり、希望すれば無給で1ヵ月延長できるが、既婚者はきわめて少ない。

その他、福利厚生として、労働者の送迎バスと社員食堂があり、食事は1食2ルピーを労働者が負担する。労働災害もほとんどなく、休養室や医務室も要らない平穏な職場で、労働者はこの会社に入れたことを満足しているようで、労働組合の要求もないとのこと。

ところでインドでのテレビの普及率は、全国平均17%、大都市では90%以上にもなるという(都市に密集するスラムの住人は数に入っていないようだ)。価格は21インチの白黒で3000～5000ルピー、これは一般の労働者の1ヵ月分の給与に相当し、カラーだと1万5000～2万ルピー、つまり5ヵ月分の給与と同じで、まだまだ高嶺の花だ。それでも、人口10億人におよぶインドは魅力あるマーケットであり、低賃金労働力と並んで、日本からの企業進出の大きなメリットとなっている。

今、インドの外資導入は、資本比率49%以下となっているが、規制緩和で一定の条件を満たせば100%も可能となった。すでに報道されているトヨタ自動車をはじめ、今後日本からインドへの企業進出はますます盛んになるだろう。企業の海外進出は、送り出し国、受け入れ国双方の労働者に大きな影響を与える。今日本でおきている労働基準法改悪

の動きも、労働者の働き方を変え企業の効率を高めるためのものであろう。双方の労働者の権利と労働条件が守られる仕組みを強める必要があると感じた。(福原宇子)

#### インド報告④

### パームハウスで働く人々

—— 内職、下請け貸加工の町工場

#### ヤシ造りの掘り立て小屋

初の訪印で、いきなり失礼にもスラム(イスラム難民部落)を拝見させて頂くという、まことに無理で非礼なお願いを許して下さいましたCITUの度量と実力に、まず感謝します。ここは伝統的な貧困地帯ではなく、近年の宗教紛争で居住地を追われ西インドから東海岸に逃れてきたイスラム教徒たちの集落。パキスタンの公用語であるウルドゥ語を話し、みな整った顔立ちをしています。ここで働く男たちの中には上半身ハダカの人も。でも女たちは華やかなサリー姿です。この母親たちにまわりつく2～3歳の男児たちはボトムもつけずフリチン姿でニコニコと元気。女兒たちは母親たち同様カラフルに着飾っています。

その住居はヤシの葉を編んだシートで屋根を葺いてあります。ほかに共同トイレが集落の一隅にありますが、例年のように雨期には近くの河川が氾濫、何ヵ月も床上浸水が続く水害地帯とか。

このココナツ椰子の大樹は南インド二州では至るところで群生していて、その実からはジュース・フルーツが楽しめてココナツミル

クが採れ、かつヤシ油が大量に輸出されて外貨を稼ぐ。さらに太い幹は建材、繊維は強靱なロープや敷物に。そして大きな葉は編んで屋根材、壁材、ザルやカゴと、まさに天の恵みです。

### ビディ巻きやパッド加工

そのスラムにほど近いパームハウスの戸口では女性たちが有名なビディの手巻き作業をしています。これは安物の葉巻きタバコで、かつて上流階級が愛好したラム酒入りなどの太巻きの粗製品ですが(そういえば、部落の入口付近に葉タバコの乾燥庫らしき建物がありました)、まったくの手作業です。じつは1980年代に『インドのビディ家内労働者』という報告書がストラスプールで刊行されて以来、ビディ加工内職がインド家内労働の代表のように世界中で知られた作業であり、それを実地に見聞できたのは幸いでした。

このほか同じく有名なパッド(薄焼きせんべい)の加工現場、サリー布地の機屋を各一軒ずつ見学しましたが、こちらは家族労働に通いの従業員もふくめた零細な作業所(給料制)。パ



ビディを巻く女性たち

パッドは生地うちから整形までの一貫作業のあと販売業者に納品するらしく、また手織りサリー布地の賃機(ちんばた)工場は、これも糸繰り(手紡ぎ)、巻取り、整経、織り(織機2~3台)の4工程を全部こなして製造間屋に納品するもの。それぞれの部分工程を各軒で分業する西陣など日本の伝統織物の賃機家内労働者とは少し違う作業方式です。そして経糸の綿糸(緯糸は多彩な化繊の先染め糸で大工場製)は、玄関わきで二人の女性が手回しの紡ぎ車で繰っています。あるいはホームスパンの手織り高級品を誇るショールーム兼用の実演工房なのかもしれません。いずれにしても下請け賃加工の町工場=家内工業といった感じです。

さて2軒のビディ家内労働者はCITUの組合員で、その指導で得たという家内労働手帳を誇らしげに見せてくれました。とかく底辺労働者の所在には目が向かない大労組が、こういう就労層にも関心をよせ組織化に努力しているCITUには敬意を表したい、と思います。ただ熱心に案内して下さった組合リーダーの指導や援助が、なま身の家内労働者たち当人の利害や要求にピッタリそうているのかどうか。わが国でも1970年代に当時の総評や同盟の一部リーダーがやはり手帳の所持や賃上げ団交を唯一の路線と速断して実行、結果は無論オール失業に終始。彼女たちの善意と努力は空転し完敗しました。このあと訪問したWWFでも(かつてはSEWAも)、その労組独善アレルギーと拒絶反応ぶりを実感させられました。

どうかCITU幹部が組織労働者の限界性を深く自覚して、その善意を有効に活かせる

よう、お互いに認識のズレ違いを克服して下さることを切に希いつつ辞去しました。

(神尾 京子)

#### インド報告⑤

## 社会変革の担い手として 最底辺の女性組織するWWF

### 女性の状況伝えるロールプレイ

8月31日、ツアー最後の訪問先であるWWF (Working Women's Forum 勤労女性フォーラム) を訪れた。事務所へ行く前に屋外での交流集会在設定されていて、炎暑の中テントを張った会場に市場や路上で野菜を売ったり内職などで働いている女性たちが100名近く集まり、私たちの到着を待っていた。ここではインフォーマル・セクターで働く女性たちの現状や女性たちを組織するWWFの活動が、会員のロールプレイによって生々しく紹介された。

WWFは1978年に、零細な仕事をしている未組織女性労働者への無担保融資からスタートし、現在では本部マドラスを中心としてタミルナドゥ州、カルナタカ州、アンドラ・プラデシュ州に45万人の会員を持つインド最大規模NGOのひとつである。69年に貧困層への融資拡大を名目に国営化されたバンク・オブ・インドは、当時都市貧困層の女性たちへの融資を行わなかったため、貧しい女性たちは高利貸しから借金をしてその返済に困窮していた。



テントの下に集まってくれたWWFのメンバー

WWF創立者のジャヤ・アルナチャラムは銀行にかけあって、貧しい女性でも融資する価値のあるグループへの融資を約束させ、スラムで野菜や花などを売るグループ各人に300ルピーの融資が始まった。グループで連帯責任を負う仕組みのため返済率は高く、ついにバンク・オブ・インドもこの女性たちを小口融資の対象として認め、WWFが保証人となる条件の下、78年4月に40グループ800人の女性が、融資を受けることになった。これがWWFの創設のいきさつである。今やWWFは、活動の中心となっている貯蓄・貸付事業を全インドで行う資格を持つ自前の金融機関へと発展している。

「結婚して家庭に入ったものの、夫は酒浸りで稼いだお金はみんなお酒に消えてしまい、私と子供はいつもお腹をすかしていた。文句を言おうものなら夫は、ペロンペロンに酔った体で殴りかかってくる。9人もの大家族の世話で途方にくれている私に、WWFの会員は”融資を受けて仕事をする道”を勧めた。初めのうちは信じられず、まして会費がいることもあって敬遠していたが、他の女性が融資を受けて成功している姿を見て納得し、融資を受け、野菜を仕入れて小売りすることに

した。1日20～30ルピーのお金を持ち帰り、家族が食べられるようになった。今では娘も結婚し、夫も変わってきていて幸せだ」という女性たちの体験によるロールプレイに、私は素朴に感激した。この方は今はWWFの組織者として活躍されている。

彼女たちは小さな村をまわってお金を借りたい人を捜してグループに入れる。貧しい女性たちにとって、融資は最も高い要求ではあるが、それだけではない。WWFの目的は、  
 1) 小売業を営む女性たちを団結させること  
 2) 階級やカーストにこだわらず、すべての貧しい女性たちに効果的に参加できる組織を生み出すこと  
 3) 女性だけによる組織をつくり、大きな運動として展開させること  
 4) 貧しい女性たちにとって必要な事項を要求していくことであり、融資を通して女性たちが社会変革の中心的な担い手となっていくことに意義を見い出しているのである。

### 底辺を重視した多彩な活動

テントの下での交流会の後、私たちはWWF本部のある建物へと移動した。案内役は昨年秋センターの招きで来日されたムスラクシュミさんである。代表のジャヤさんは、WWFは通常、底辺部分とされる女性たちを第一の優先順位とし、メンバーによって構成されるグループを主体とする草の根組織である。それを支えるためにリーダーがいて代表がいる。という話を、逆三角形に描かれた組織図で示しながら説明された。2階には貯蓄・貸付を行う金融機関があり、実際の事業の状況を目にしながらメンバーの話聞いた。

融資を受けた女性たちが一層向上するために、組織的にサービスプログラムが生まれ、児童労働・金融・労働・職業訓練など多彩な活動が展開されている。私たちは大いに元気づけられて帰ってきた。(立中修子)

### インド報告⑥

## 州立病院の看護婦定員削減 私立病院で働きながら待機

### 6000人の待機者

私は看護婦です。CITUのご厚意で、チェナイの私立病院で働く2人の看護婦さんからお話を伺うことができました。

「私たちは高卒後、3年半の州立の看護学校を卒業し、資格を取得しました。しかし1988年の州令により、州立病院の定員枠が定められたため、人手不足にもかかわらず、資格を持つ看護婦でも州立病院(タミルナドゥ州では11カ所)には就職できない事態が生まれています。現在、6000人もの待機者がいますが、待機期間中にはさらに1年コースの受講を義務づけるなどの圧力もあります。男性の看護士はすぐに就労できるという、女性差別的現状もあり、32歳で年齢制限をしようとする動きも出てきています。

なぜ州立病院で働きたいかという、まず第1に賃金や労働条件のことがあります。ミドルクラスの人々にとって州立病院で働くということは、「ダウリ(女性の結婚持参金)」が減額されるほど、信用と金銭の両面で家族

に安定をもたらします。好条件の賃金（半年の試用期間は月に750ルピー、その後は6000ルピー）に加えて、出産休暇や育児休暇もあり、年金も保障されますから、看護婦の75%は既婚です。ところが、ダウリを安くして結婚したものの、待機期間がダラダラと長いために、夫やその家族から暴力的な扱いを受けたり、離婚に至ったりすることも珍しくありません。

第2には、多くの人々が、医療水準はよくとも医療費の高い私立病院よりも、医療水準は低いといわれるけれど、医療費のかからない州立病院へ行くからです。

### 基準は患者8人に看護婦1人

労働条件のことをお話ししましょう。まず労働時間ですが、変則三交替制です。朝の7時から13時、13時から夕刻の7時、夕刻の7時から翌朝の7時までというのが基本。12時間の夜勤は1カ月に連続1週間と決まっています、これは州立も私立も同じです。

また、州立病院では、1病棟30～40人の患者さんにスタッフが5人の割合です。うち日勤帯の看護婦が2人位、ほかに雑役の男性が1人はいます。州の規則では、患者8人に看護婦1人の割合となっていますが、



母子病院外来の看護婦さん

守られていません。

私は今、州立病院で働けないので、待機している間、私立病院に勤めています。マドラスでは一番大きい病院で、賃金もよいのですが、月1500ルピーから2000ルピーという低さです。赤ちゃんからお年寄りまで、各セクションでケアしており、私は神経内科の病棟で働いています。脳血管障害で片マヒの方などがいて、重労働です。民間病院の看護婦は数カ月の講習で資格をとった者が多いので、500ベットに対し1000人の「看護婦」がいる勘定になります。

今、私たちはこうした州立看護学校を卒業した人を組織して、就労させるためのたたかいを組んでいます。先日も就労に年齢制限を新設しようとした州政府に対し、300人の看護婦がメディカルサービスの事務局のあるビルの前に座り込み、この法案を撤回させました。また、州立病院の労働組合は、患者に対する看護婦の割合をもっと増やせという増員要求をたたかっています。

私は看護婦として、病いに苦しむ患者さんが、チームのケアにより立ち直っていく時に、最も喜びを覚えます。」（新井 幸恵）

### インド報告⑦

## 女性の人権と平等求める 女性グループとの交流

### CITU女性委員会の活動

7月29日、いつもの食事の場所が会議室

になっていた。やがて、色とりどりのサリーを身にまとった女性たちが20人ほど集まり、CIU女性委員会からヴィマルさん、全インド民主女性協会からミティリさん（2人は全国的に有名な女性リーダー）、そして私たちの側から広木さんが前の席に着いた。

まずヴィマルさんから、インドの女性労働者の状況とCIU女性委員会の活動について簡単な説明があった。

「インドでは、フォーマル部門で働く女性は約10%、インフォーマル部門で働く女性は80~90%を占め、物売りや織物、ビデオ（葉巻きたばこ）の製造、農業などに従事している。女性たちの多くは厳しい労働条件の下におかれ、政府からも無視されている状態であり、私たちは政府と交渉し、よりよい環境を得るために活動している。

たとえば、女性の低賃金について、ビデオ労働では同じ仕事をしていても女性は男性の半分の収入にしかならない。製品の仕上がりに男女の区別がつかないのに差があるのはおかしい、と経営者と直接交渉することによって是正させる。女性だけでなく男性と力を合わせることによって解決の道が開かれる。さらに雇用やセクシュアル・ハラスメントなどの問題を、全インドのレベルで取り組んでいる。」

### インドでもセクハラは大問題

次に、日本とインド双方の質疑応答という形で多少のディスカッションがあった。

まず日本からの質問には、民主女性協会のミティリさんが以下のように答えて下さった。

1) ダウリは法律では禁じられているが、



女性労働運動のリーダーたち

今でも深刻な問題だ。かつては現金や指輪などだったが、今は消費文化の浸透により電気器具やオートバイなど高価な物が求められるようになり、古い慣習でありながら新しい時代の問題になってきている。サティ（夫の死に殉じて妻が生きながら焼かれた風習）は今ほとんどないが、未亡人に対するさまざまな社会的制約が働いている。

2) セクハラはインドでも大きな問題になっており、労組も全国的なキャンペーンを展開してきた。裁判所の重要な判例もある。職場ではセクハラをなくすための労使委員会を作り、委員の3分の1は女性とするという規則がつけられたが、実施はこれからである。セクハラは公共の場や家庭にもあり、たいへん深刻な問題だ。

3) 男女平等のためのポジティブ・アクションについて、市や地方自治体のレベルで、議員の33%は女性にという条項があり、女性の市長や議員が増えてきた。大学でもジェンダー学部や女性学講座が増えている。

4) 子どもの教育の現状について、公立学校は無料で誰でも入れるが（12年間）、設備や内容のレベルは低い。私立は学費が高い。貧しさのために学校へ行けない子どもも多く、児童労働の問題は深刻である（そういう子どもをあちこちでたくさん見かけた）。

5) 町には何もしていないように見える男

性があふれているが、インドは失業率がきわめて高く、政府統計でも40%が貧困層である。労働組合は最低賃金制に取り組んでいるが、貧困と失業はインド最大の問題である。

6) 保育、老人、障害者などへの政府の福祉政策は貧困で、これらの問題については皆無に近い。また、女性は結婚すると仕事を辞めるのが一般的だが、CITUや民主女性協会は、女性が仕事を継続できるよう支援し、男女双方の意識改革にも取り組んでいる。

7) インドの核実験について、私たちは絶対反対で、今後も反核運動を続けていく。日本の皆さんとも一緒に取り組んでいきたい。

☆

日本への質問は、①映画やテレビは女性たちをどう描いているか ②女性の教育・就職・労働の現状 ③女性が働いている場合、子どもや老人のケアは誰がしているか ④家庭内暴力の有無 ⑤国会議員の女性比率 など多岐にわたり、時間が足りないほどだった。

彼女たちの積極的な発言は、日本への関心の強さもさることながら、自分たちの状況を労働者同士が力を合わせて改善していくのだという確信に満ちたものだった。(柴洋子)

インド報告⑧

## 印・パ核実験に高まる怒り 反核集会に飛び入り参加

「核は廃絶」あるのみ

7月26日、思いがけずチェナイの反核集

会に参加できた。会場に入るや、広島原爆の写真が目についた。平和に関する(と思われる)本、資料、パンフレットの前は人、人、人。印・パ「両国民」が核実験を「熱狂的に支持」しているとのマスコミ報道者・支配者に見せ付けたい光景である。私は、サリー姿の娘さんに薦められ、絵・カットがふんだんに入ったパンフを3ルピーで購入し、ヒンズー語?タミール語?英語など、多様なことばの入り混じる中をかきわけて入場する。中は千人余り、超満員である。壇上からのメッセージに、怒りのどよめきや、共感の拍手が沸いている。

配られた英文のアピール文は、次の5項目の要望で締め括られていた。

<核兵器反対集会でのインド政府への要望>

- 1) 核兵器化の計画を中止すること。
- 2) 核軍縮政策を再構築して、インドから世界へ提言し、不平等な核取引に反対する。
- 3) パキスタンと直ちに話し合いをする。核冒険主義による緊張を解き、核兵器の廃止をめざす。未解決の問題・紛争原因は、ねばり強く協定や条例を作り上げ、信頼を築くこと。
- 4) 中国との間に、信頼と協力の隣国関係を築くこと。
- 5) 「核エネルギーは、非軍事・平和的に利用する。科学・技術は人類発展のために」というかつてのインドの主張をくりかえし強調すること。

さすがガンジーやネールを生みだした国! と思った。第二次世界大戦後、次々と独立をとげたが未成熟なアジア・アフリカ諸国に対して、植民地を奪われた列強大国は、先進の

科学や経済力での新たな支配をしくんだ。それに対しネール等は第三世界勢力をネットワークし、反核・反戦・非暴力・非同盟の「平和5原則」を生み出した。2) や5) の要望は、「人間の尊厳を哲学的・全的にとらえかつ実践を呼びかける」誇り高いインド人のバンドン宣言の今日版である。経済制裁などで圧力をかける大国への抗議でもある。

3)・4) は困難を抱えつつ自立をめざす印・パの苦悩の要望だ。貧困、4割以下の識字率、国家予算の5割を越す軍事費等问题を抱え、「庶民の暮らしの拡充はこれから」なのだ。民族、言語、宗教、カーストの多様性を対立させて支配した英国！ 世界をパニックにした印・パ核実験は、実はカシミール紛争という植民地支配の後遺症であり、米中等の大国干渉も原因だと思う。「核は廃絶」あるのみだ！

### 女性作家の熱いメッセージ

ステージでは、カメラマンに囲まれたインドの新進作家アルンダティ・ロイさん(9



7年英国のブッカー賞受賞) が語り始める。「私がニューデリーの住まいを発つとき”身に危険が及ぶ”とか”反ヒンズーだ。反国家の女だ”とかいわれた。」会場に緊張感が走る。5月11日・13日インド・ポ克蘭で核が爆発した時、当地の南100キロメートルのケトラに、1メートルの砂壁が盛り上がり、村人に吐き気や鼻血、皮膚炎が発症したそう。今後予想される放射能の害や核兵器の及ぼす悪魔の業について、村人は何も知らされていない。6月28日・30日パキスタン・チャガイの実験時の周辺の人々もまったく同じだろう。

「知らされていない印・パの人々は今、放射能に汚された空気、風、水を共有している。地球上の40億の人々の空気、風、水につながっている。核爆弾は、生きとし、生けるものすべてを”無”にし、地球を破滅させる。」朗々とした、詩のように韻をふんだメッセージが満場に泌みわたる。「核爆発をさせた支配者は、反ナショナル、反デモクラシーの極み、神に対する人間の不遜な挑戦だ！今、考える時。自分がなすべきことを。」カーリーヘアに白いスーツ。38歳の彼女がまぶしかった。

さてつぎは、ツアーの責任者として広木さんが壇上に立った。唯一被爆国日本女性として急遽発言が求められた。広島島の酷い被害から反核運動において女性が果たしてきた役割、そして今直面している”日米新ガイドライン”まで伝え、「ともに連帯していきましょう。」とさわやかな語り口であった。心に刻む思いを残しつつ、私たちは次の訪問を約した工場へと退去させてもらった。(和田 章子)

## 研修ツアー印象記

平和を  
願う  
女性たち



## 10年ぶりのインド

小松満貴子

1988年12月にニューデリーを中心とする北部からカルカッタに向け、半月の旅をした私は、1) その後10年経ってどうなっているのか、2) インドは国際舞台で知的貢献をしている女性が多いが、女性労働者の実態はどうかというのが、主な関心であった。

そこで1) についていえば訪問地域がちがうので比較できないというのが結論である。どこに行っても群がる乞食や路上生活者が前より少なかったこと、「子どもは2人まで」という看板がほとんど目につかなくなっていたことについて、帰りのバスでラジーさんに確かめたら「インドも開発が進んでいるし、出産制限の効果が上がったということです」という答え。2) についていえば、CITUを通じてあれだけ多方面の働く女性に会えたことに、感謝、感激。やはりリーダーの愛国心と意識の高さは日本の比ではない。ただ私たちが会ったのはエリートの女性労働者であり、草の根の庶民とはいえない。今後、日系企業に働く女性の調査もしたくなる。またイ

ンフォーマル・セクターは家内手仕事と街頭や市場の物売りがあり、両方とも伝統的セクターに止まって近代化を拒否する人々のように見えた。しかし近代的セクターがそこから利益をむさぼり続けるなら、脱近代へ飛躍する人々になるかもしれない。インド旅行は色々な課題発見の旅でもあった。

インドから日本を見ると・・・

三宅 鈴子

国外へ出ると自国の事と対比して考え、答えられない事やあいまいな事が多いと思われ知らされます。

なぜ、日本の経済は半世紀の間に発展でき、インドはその間どうしていたのか。

女性のサリー姿は美しいけど活動的でないし、身を守るに適しているとは思えない。日本の着物も美しいけど、便利さを優先させて日常は着なくなったのは国民性だったの？

インドは階層が法律では廃止といっても保守化して社会の変化を妨げているのではとか。

輸出加工区で日本と合弁の縫製工場を見学した折、案内の工場管理者が日本人で、見学者も日本人という事もあってか、皆、無表情で見学者を無視して仕事をし、時刻ごとに出来高を黒板に記入していた。一方、別の縫製工場ではほとんどの若い女工さんは見学者を見て、ニコニコと目で挨拶をかわし、水飲み場では握手をしたり、頬にふれたりした。

この日本式管理は品質は高いが、ノルマに追われている。今、日本国内でこの働き方から過労死や精神障害に追いこまれているものがふえている。こんな働き方を輸出してしま

って申し訳ない気持ちでした。安い賃金のう  
えに肉体と精神をむしばまれる労働から、イ  
ンドの誇り高い精神を生かして人間らしい暮  
らしを求めてほしいと願いました。

### 逞しさと優しさが共存する美しさ

太田 淑子

夜行寝台でバンガロールに着いた早朝、ま  
だ日の昇り切らない薄暗い駅の構内で、私た  
ちを迎えてくれたのは、歓迎の横断幕と一人  
一人に手渡された薔薇の花、そして色鮮やか  
なサリーに身を包んだ女性たちのリズムカ  
ルなシュプレヒコールであった。逞しさと優  
しさ、厳しさと温かさが矛盾する事なく共存  
する女性たちの美しさに、まだ目の覚めきれ  
ていない五感が心地良さを覚えていた。

インドにはたくさんの階層や宗教が混じり  
合うことなく存在すると聞いた時、私は倦怠  
や挫折・苛立ち等をイメージしていた。ところ  
が私の見たインド、とりわけインドの女性  
はじつにおしゃれでその瞳は輝き、エネルギ  
ッシュに見えた。私たちを迎えてくれた組合  
の活動家はもとより縫製工場で働く女性工具  
もスラムでタバコを巻く女性も、アルコール



コンテナ工場の社員食堂で

中毒の夫の暴力に苦しんでいるという屋台の  
おばさんも区別なくピアスに指輪(足の指ま  
で)、プレスレット、マニキュアにペティキ  
ュア、黒髪には香りの花を飾り、色鮮やかな  
サリーとよく似合う。

目先のことに引き回されている私自身と比  
較し、心のゆとり、精神的な豊かさを考えさ  
せられた研修旅行であった。

### インドの人々の反核集会

喜納 美代子

それはマドラスの街で行われていました。  
一昔前に日本の地方に見られた映画館のよう  
なホールの会場一杯に人々が集まって、熱気  
にあふれていました。若い人、年配の人、私  
の隣には3歳の女の子を連れた若い両親が座  
っていました。

壇上では集会の主催者、労働組合の人、女  
性作家の基調演説と次々に続きました。私た  
ちスタディツアーの責任者である広木さんが  
日本からの参加者として挨拶をしました。私は  
隣のお母さんに、彼女は私たちの代表なの  
よとうれしくなって声をかけました。

集会はタミル語と英語で内容はほとんどわ  
からないけど、インドの反核集会に参加して  
いることがとってもうれしかった。日本に帰  
ったらきっと、インドの人々は反核運動をや  
っているということをみんなに知らせよう  
と思いました。

日本では、8月6日、8月9日を迎えて広  
島、長崎の人々の慰霊祭や世界大会が開かれ、  
インド各地の反核集会の様子がテレビニュー  
スで伝えられました。

日本の人々にインドの人々の想いは伝わらず、一緒に反核をしていける。私たちは絶対に、そして共に ” ノー、ボム (No, Bomb) ”。

### 牛と人間が共に生きる街

森 文絵

バスから降りたら、7歳ぐらいの男の子がお尻をふりながらうれしき一杯に踊って私たちを迎えてくれた。そして、大人の女性たちは臨時テントの中で、自分たちが置かれている状況を生のままで寸劇で演じてくれた。市場や路上で花や野菜を売って家計を支えている女性たちのグループ(WWF)を訪ねたときのこと。

帰国前の集合時間まで1時間半というときに、サリーのブラウスを買いたいという数人の念願が叶えられた。オートリキシャ(三輪車)で信号のない道路をギーギーブレーキをかけながら、命がけでホテルと店を往復したが、良く無事に戻ったものだ。最後の20分でサリーの着付けまで教わり、インドの民族衣装を着る私たちに、言葉ではあrawせない暖かい友情が伝わった。

インドに行って、実際に街の中で牛と人間が共に生きる姿に触れた。乳牛を連れた親子が住宅の前で乳を絞り、牛乳を売る家族愛の姿、家計を助けるため、子供たちが賢く労働している姿に感動した。何よりも、暑いにもかかわらず、どの階層の女性も皆ロングヘアと民族衣装を身に付けていて、伝統を守ることがいかに大切であるか、心に染みた。南アジアの町の匂いを知って、スリル満点な旅だったが心が豊かになった。

### 貧しくても自立した女性たち

天野由紀子

私にとって初めてのスタディツアーは、「有意義」などという一語ではとてもあrawせないほどのショックや驚き、希望と共感、感動に満ちていました。

全行程を通じて印象的だったのは、女性たちの花マルじるしの元気です。工場見学や交流集会など、どこに行っても、小ざっぱりしたサリー姿の、堂々と生きている女性たちに会うことができました。

中でも忘れられないのが、WWFに組織された、貧しくても自立した女性たちです。暑い暑い路上の一角に集まって私たちを歓迎し、夫の酒乱や借金苦から抜け出すためにどんなことをしてきたかを、ロールプレイで伝えてくれました。共同の知恵と力で理不尽な現状を変えていく彼女たちの強さに圧倒され、組織率を高めるために悪戦苦闘している私たちの労働組合が、とても情けないものに感じられました。

あのツアーから1ヵ月たった今、「アジアの人たちと仲良くしたい」と、頭ではなく、からだ全体で思っています。



ベンガル湾の潮風を受けて

## マドラスで過ごした日曜日

山野 繁子

7月26日、日曜日。「今日は市内観光」ということで出発。はじめにヒンズー教の寺院へ向かう。バスを降りるとすぐ、7～8歳の女の子が手を差し出してついてくる。裸足になって境内に入ると地面に座ったり横になったりして瞑想している男性が多い。寺院を出て次に、音楽学校の講堂で開かれている反核市民集会に案内される。ケララ州の作家の大変印象的なスピーチに耳を傾ける。

午後はマドラス博物館で、古いヒンズー教の神々の像を眺めながら、興味深い説明を聞く。ガンジー記念館や聖トマスを記念する教会の近くを通過し、マリナービーチ海岸で夕方のひとときをのんびりと過ごしている人々に加わる。小さな箱型のたこを上げながら売っている少年、ビニール袋に一杯の立派な貝殻を両手に下げて観光客に売っているおじさん、家族連れでボール遊びしている人たちなどの姿を思い出す。

その夜の寝台列車で、次の訪問地バンガロールに向けてマドラスを発った。

## 違ったインド発見

井畑 敦子

私はインドの少数民族の研究をしている大学院の研究生ですが、今回の参加は今までは違った角度からインドを知る機会を持って、様々な発見がありました。とくにインフォーマルセクターの現場は印象的でした。

ビディやパッドをつくっている労働者は



輸出加工区の縫製工場見学

10才の子供を含め、苛酷な条件下にあり、一見救いようがないように見えますが、それでも皆が組織的に団結することにより、賃金引き上げなど少しずつでも改善してきた自信が伝わり、皆生き生きとしていてこちらまで元気づけられるようでした。

また、インドははじめてで、まだ初々しい感性を持つ女性たちと一緒にだったということも、すっかりインド人化してしまった私にとって、インドを見直すよい刺激になりました。たとえば、ビディ労働者の働く家を訪ねた折、労働者でもあるその家の奥さんが躊躇せず家の中を見学させるのを見て、「なぜこんなにいやがらないんだろう。」という1人の参加者の疑問は、インド人は外来者の中に神を見る信仰があり、オープンな性質だという前提で自明としていた問題を「本当はなぜなんだろう。」と新しく問い直させてくれました。

そして安い人件費をいいことに、普段値切れるだけ値切っている力車引きや使用人といった肉体労働者も、よく考えれば本当に安い賃金で働いているのだということに改めて気づかされ、少しあまく値切るようになった、というのも今回の参加による大きな違いでした。でも、ボラれてるのか、それ相応を支払っているのか、見極められるようになるのが今後の課題です。

## <バングラデシュ・産業再編と女性労働(2)>

### 女性の9割以上が既婚者 家族の中の主たる稼ぎ手

#### III 女性労働者の社会的・経済的状况

##### A. 社会的指標

###### 1. 年令

ガラス産業における女性労働者の平均年令は27.5歳、電話産業では37歳、電子は25.7歳、衣料は21歳であり、労働者の63%は30歳を下回っている。比較的年令の高い労働者が、ガラス、電話、電子産業で働いているのに対し、若い労働者は衣料産業に見られる。最年少者は13歳で、これはフォーマル・セクターにおける法定雇用年令を下回っている。

労働者の年令は、産業の存続年数に関連がある。たとえば電話産業は1969年以来操業を続けてきており、最年長の労働者がいる。反対に、衣料産業は10年ほど前から始まったので、労働者がもっとも若い。

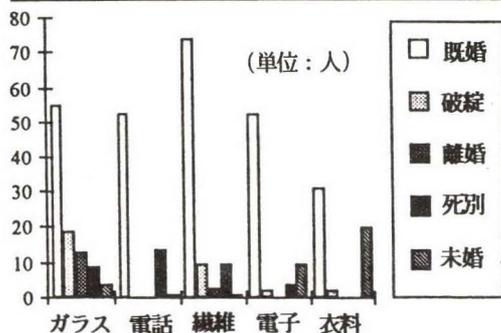
###### 2. 婚姻上の地位

既婚女性が家の外で仕事を探す理由は様々である。既婚者の大多数が必ずしも結婚生活を営んでいるとは限らない。”別居”や、夫が2人以上の妻と結婚する”夫の重婚”もある。調査した全労働者のうち33人(9%)が別居、16人が離婚、37人が未亡人、36人が未婚であった。

ほとんどの既婚労働者が、不安定な結婚生

活を経験している。その状況は各産業で異なる。たとえばガラス工場では、女性の約21%が別居しているか夫が重婚であった。これは調査をした産業の中で最高である。離婚率も最も高かった。似たような状況が繊維産業の労働者にもみられる。一方、電話産業の労働者は、結婚しているか(78%)、未亡人(21%)であった。未亡人の割合は、他の産業と比べると最も高かった。それは、この産業の政策として、夫の死亡後、妻が夫の仕事に就くからである。電子と衣料産業には、未婚女性が多い。未婚者の割合は電子産業の14%に対し、衣料産業では経営者が未婚女性を雇うことを好むため38%である。

婚姻の現状



###### 3. 教育

5つの産業の労働者の全般的な識字率は高く、全労働者の64%は読み書きができる。これは、女性の識字率についての国民統計の12.2%(1981年人口調査)に比べてかなり高い。この数字は、産業部門が主に女性人口の中の読み書きができる部分から労働者を引き出していることを示している。

産業別に見ると、労働者の教育水準の違いは非常に大きい。募集に当たっての教育レベ

ルの必要条件は、各産業で異なる。ガラス工場では、労働者は読み書きができないか(70%)、かろうじて自分の名前を署名できる(10%)程度である。彼女たちは手作業に従事しており、正式な教育上の資格は必要なく、正式な基準で雇われることもない。

同様に、繊維産業でも非識字の割合は高い。労働者の半数以上(51%)は読み書きができないか、署名ができるだけである。教育上の必要性は、女性たちが雇われている仕事のタイプによって異なる。読み書きのできない労働者は手作業に雇われ、できる女性は機械を使う場合もある。

電話産業では、92%の労働者が中等あるいは高等レベルの教育を受けており、読み書きのできない人は誰もいない。

同じように、電子産業でも読み書きのできない労働者はいない。約91%が中等か高等レベルの教育を受けている。

衣料産業では、大多数(71%)が初等または中等教育を受けている。この仕事は多少の読み書きが必要であるにもかかわらず、労働者の20%は教育を受けていない。この調査でわかったことは、労働者が前の仕事で何らかの技術を取得しているため、教育を受けていないことが現在の仕事を得る上で障害になっていないということである。

電子や電話のような組立て産業では、「英語の文字や数字が読める」女性を必要としている。外国から輸入される部品には英語の文字や数字で書かれた仕様書がついており、小さな部品を正しい場所に取りつけるために、英語の最低の知識を必要とするからである。

読み書きができないか、自分の名前の署名

しかできない142名の女性の大半が、見習いか、非正規の労働者として雇われているが、63名は正式な労働者となっている。

#### 4、家族状況

既婚女性が家の外で賃金労働者として働く理由は、家族の社会的・経済的状况にも関係している。彼女たちの立場を理解するために、誰と一緒に暮らしているかを調査した。面接した女性労働者389人のうち、95%が家族と一緒に暮らしており、約18人(5%)は一緒ではない。単身が最も多いのはガラス工場(14人)で、残りは衣料(3人)と電子(1人)である。

調査した全女性労働者の34%が世帯主であると答えている。彼女たちは家族の中で一番の稼ぎ手である。若い衣料労働者の場合には、母親が世帯主の場合もある。ガラス、電話、繊維産業では女性が世帯主である割合が、電子や衣料産業の場合より高い。

女性が世帯主である134人のうち47人だけが結婚しており、33人は未亡人であった。未婚、離婚、別居、捨てられた女性たちはすべて世帯主であり、家族に対して全責任を負っている。

世帯主が男性である場合、単に夫だけでなく父や兄弟あるいは義父の場合もある。252人の男性世帯主の中で、210人が夫で、42人は父、兄弟あるいは義父であった。

#### 5、移住

工場労働者に関する重要な特徴の一つは、地方から都市への移住ということである。調査した女性労働者の84%がダッカ市へ移住

してきていた。夫が都市で新しい仕事を探すのに妻が一緒についてきたケースもある。その後、妻が家計を補助するために近くの工場で仕事をするようになった。こうした女性たちは、やれる仕事なら何でもした。また賃金や労働時間、どんな仕事かについて何も文句を言わない。ガラス工場や繊維工場の労働者の一部はこのような人たちである。

未婚の女性、あるいは結婚生活上の問題を抱える女性は、家族を支えるために仕事を探さなければならなかった。彼女たちは仕事があるという情報を得て移住する。衣料と電子の労働者はこうして村から都市へやってきた。

電話や電子の女性労働者の中では「夫についてきた」が50%であった。若い労働者は、家族と一緒に、とくに父親の仕事のために移住している。自然災害を理由にした移住はわずかであった(2%だけ)。

移住はしていないという労働者は、工場地域の近隣に住む女性である。ダッカ市郊外にあるガラスや繊維の工場では、周囲の村からも女性たちが来ていることがわかった。

## B. 経済的指標

### 1. 収入について

ガラス工場の労働者は、月平均家族収入が2000タカ以下で、最も低い収入のグループに属している。繊維労働者も同じように低かった。一方、電話産業の労働者は、最も高い収入のグループに属しており、電子労働者がこれにつづいた。

家族の収入状態との関連で、家族の規模について調べてみた。80%以上が2~5人の家族で、一般的に家族規模は小さかった。6



2人の女性が6~9人と少し大きかった(16%)。規模が大きい家族は、ガラス、電話、繊維労働者にみられたが、これには拡大家族も含まれる。ガラス工場では16人の女性(4%)が1人暮らしで、家族の誰からも援助を受けず、貧しい生活をしている。

労働者の家族の間では、少なくとも家族の2~3人に収入があった。労働者の約73%が自分の他に2人の家族が稼いでいると答えた。核家族では、稼ぎ手は夫、息子、娘であった。拡大家族では、兄弟、姉妹、父、母そして義父が稼ぎ手である。繊維とガラス工場の労働者ではその割合が比較的高かった。

労働者の家族が当該労働者の収入にどのくらい依存しているかという問いに対する答えでは、全労働者の約3分の2が部分的に依存しており、3分の1が全面的に依存していた。

家族が生活費や臨時支出のために借金をしているかどうか調べてみた。全労働者の63%が生活費のためにお金を借りたことがあると答えた。この数字はガラスと繊維労働者でより高い。一方、電話産業と電子の労働者で

は家を建てるために借金をしていると答えている。

## 2、支出について

主な支出は家賃、水、ガス、職場までの交通費などである。食料、教育(子供)、医療、衣服などの支出については、調査する時間がなかった。

### a、家賃

女性労働者の70%が借家に住んでいるが、電話産業の労働者の56%は持ち家であった。ガラス工場のほとんどの労働者の家賃は月300タカ以下であり、衣料と繊維労働者は、500から1500タカ以上であった。

ほとんどの労働者が職場の近くに家を見つけようとしており、全労働者の約65%が2キロメートル以内に住んでいた。電話産業の労働者は会社から通勤手段が与えられているので、工場の近くに住む必要はない。

### b、光熱費

全労働者の90%が照明に電気を使用しており、9%が灯油を使っていた。とくにガラス工場労働者は灯油が多かった。労働者の中にはあまりに貧しいために、日が沈むと眠り、夜、照明を使うことを避ける者もいた。

女性労働者が市の水道を使うか井戸を使うかは、どこに住んでいるかによる。市の区域外に住む者の多くは、井戸水を使っていた。

このように、社会的・経済的指標によって家族の中での女性労働者の決定権について調べた結果、家族の収入への貢献が多いほど、より大きな決定権を持つことが明らかになった。(つづく)

~~~~~ <新刊のお知らせ> ~~~~~

## 英文資料「日本の女性労働」NO. 22

東京都による家庭内暴力の大規模調査によると、回答者の33%が夫やパートナーからの肉体的暴力を経験しているというショッキングな結果が報告されました。今号は、この報告の他、下関地方裁判所で「従軍慰安婦」に関する初の判決が出され、日本の国家責任を認めたことを特集しています。

- (1) 家庭内暴力：妻・女性パートナーへの暴力に関する東京都調査報告
  - (2) 関釜裁判で初の「従軍慰安婦」への国の責任を認める判決
  - (3) トピックス
    - ① インドの反核集会へのメッセージ
    - ② 児童買春禁止法案
- (交流センター発行：1部 400円)

~~~~~  
キリスト教アジア資料センター発行  
「アジア通信」165号

## 特集「想像力の終わり」

南インド研修ツアー中に参加した反核集会での、アルンダティ・ロイさんのスピーチのもととなった英語8000字エッセイ「想像力の終わり」が全文日本語訳され、掲載されています。命がけで人類の平和を求める叫びがつづられています。(1部 400円)、申し込み・問合せ：キリスト教アジア資料センター (TEL & FAX：03-3812-1899)

### <事務局日誌>

- 6月5日 センター設立15周年記念準備実行委員会  
 6月12日 第3回東アジア女性フォーラム学習会(広木)  
 6月17日 翻訳グループ学習会  
 臨時事務局会議  
 6月30日 6月定例事務局会議  
 7月5日 南インド研修ツアー事前学習会  
 7月15日 翻訳グループ学習会  
 7月22日 7月定例事務局会議  
 7月24日～8月1日 南インド研修ツアー  
 (参加者17名・広木・小池)  
 8月19日 8月定例事務局会議  
 8月21日～28日 第3回東アジア女性フォーラム(モンゴル・広木)  
 8月24日 AALA連帯委員会主催シンポジウム「今、非同盟を考える」パネラー  
 (塩沢)

## 多国籍企業のモニターに関する 第3回アジア地域セミナー開催

- 1) 日程: 11月13日(金)～14日(土)  
 2) 会場: 東京都江戸東京博物館・会議室  
 (JR総武線・両国駅前)  
 3) 内容: ・ワークショップ  
 ・海外ゲストを囲んでの交流会  
 ・アジア地域セミナー(フィリピン、インドネシア、タイ、台湾などにおける日系企業のトラブル事例など)

☆車椅子利用の方とツアーをご一緒した。インドではきちんと準備して受け入れて下さった。ただ主催者としての負担は残る。障害のある方の責任で付き添いをつけなければ旅行ができないというのでは不合理だが、負担の平等にはどのような方法があるだろうか。(K)

☆今年の夏はどこにも行かなかったけれど、かわりに夜中の訪問者がたくさん来てくれました。女の人とか、子供とか・・・金縛りだってばっちり。お盆にちゃんとお墓参りしなかったのがいけないのか?おかげで涼しい夏の夜をすごしました。(I)

### ▲ ▼ 事務局だより ▼ ▲

☆「労基法改悪」が、国会を通過した。8時間労働制の原則が崩れ、「雇用」の概念があいまいになる。誰もかれもが技術や資格を身につけるよう煽られる。「効率」「競争」、そして不安定雇用。底無しの蟻地獄に落ちていくような不安を覚える。(H)

☆星野道夫写真展を見た。人で溢れる会場がアラスカの静寂に包まれる。子熊を背に母熊がゆっくり歩いている。じゃれあう子狐たち。白頭鷺は大空を舞う。生きものたちの息づかいの中で、私も一瞬人間という動物になる。(N)

女性労働者通信

第77号

# アジアの仲間

アジア女子労働者交流センター  
〒169-0051 東京都新宿区西早稲田  
2-3-18-34

発行人代表者 塩沢美代子  
編集責任者 広木道子

電話・FAX 03-3202-4993  
郵便振替 00100-3-70086

← 多国籍企業のモニターに関する

アジア地域セミナー →

## 多国籍企業の活動を監視する

### 「NGO憲章」の討議と採択

11月13～14日、東京で「多国籍企業のモニターに関するアジア地域セミナー」が開催されました。主催は、進出企業問題を考える会。交流センターや日本消費者連盟、全国労働者安全センターなど16団体の共催によるものです。これは、アジア地域における多国籍企業の監視活動を、送り出し国のNGOとしてどう強化していくかをテーマに、2年前に「日韓共同セミナー」として開催されたのが始まり。昨年は、台湾、香港を加え、多国籍企業に対するNGOのモニター活動の基準と行動指針として「多国籍企業に関するアジアNGO憲章」を作ることを決め、草案づくりの作業を進めてきました。

今回は、フィリピン、タイ、インドネシアから、多国籍企業による問題に直接関わっている人々を招き、討議を深め、「NGO憲章」をまとめあげました。これには、多国籍企業の活動理念、情報公開、雇用・労働条件、労使関係、消費者保護、環境保護、紛争解決の責任などが含まれ、また、



アジアのNGOの共同行動指針が明記されています。今後はこれを具体的にどう使うかが課題です。アジア各国のNGOに「憲章」への賛同と監視活動への参加を呼びかけ、ネットワーク作りを進めながら、2年後には見なおし作業を行うことも確認されました。

### パート労働、家内労働に関するILO条約批准要求署名活動(CAW共同行動)へのお礼とご報告

7月から、CAWの共同行動として上記の署名活動に取り組んできましたが、12月10日現在、2000数名の署名が集まりました。多くの方々のご協力に感謝します。CAWはこの結果を集約しILOとアジア各国政府に要請書を送ります。国内でも、政府、政党、国会議員等への要請を行ないます。

### <第3回東アジア女性フォーラム>

## 体制変換後のモンゴルで

### 女性たちの力強い歩み

8月23日から26日、モンゴルの首都ウランバートルで、第3回東アジア女性フォーラムが開催されました。東アジア女性フォーラムは、95年に北京で開かれた第4回世界女性会議の準備の過程で、複雑な政治状況を背景にした東アジア地域の女性たちが、歴史や文化や女性の地位など、この地域の共通の問題について話し合いを深めること、交流を通して学び合い自らをエンパワーすることなどを目的に、自主的に集まったNGO女性グループのネットワークです。第1回は、94年に神奈川で、第2回は韓国で開催されています。

さて、今回の主要テーマは、「グローバルイゼーションの女性への影響」。参加者は、韓国、台湾、中国、香港、日本から約100名。開催国モンゴルでは、はじめての国際的な女性会議とあって、全国各地から200名を超える女性たちが参加し、他国の女性たちと積極的に関わろうとする意欲的な姿が、たいへん印象的でした。各国報告に続き、3つのワークショップをさらに各々3つのサブグループに分け、分科会が開かれました。

- ・ワークショップ1:グローバル化と女性の労働と生活
- ・ワークショップ2:女性の権利
- ・ワークショップ3:政治と女性へのエンパワメント

このうち、私は1のサブグループ1「雇用、所得創出、女性に対する経済教育」に参

加。その後、ウランバートル市内で女性NGO訪問やカシミヤ工場見学、女性国會議員との面談、そしてストリート・チルドレンの施設を訪問するなど貴重な機会が与えられました。

### 日本からは住友グループの差別裁判

サブグループ1は、韓国、台湾、中国から各1名、日本からは大阪の住友金属などで男女差別裁判をたたかっている原告の方々を中心に7~8名が参加、モンゴルからは30人を越えていました。会議はまず状況報告から始まりました。日本からはいくつかのレポートが出ていましたが、メインは住友グループの裁判。ここでは、日本の雇用現場における女性差別の実態がいかに厳しいものであるかが具体的に語られ、その是正をめざす女性たちの運動、とくに国際社会に働きかけるさまざまな活動が紹介されました。

韓国からは、97年11月のウォン下落以降の経済危機の下、IMF(国際通貨基金)の介入による自由競争の激化や失業の増大、とくに女性の失業と雇用の不安定化の問題が深刻に語られました。こうした経済状況が女性の生活の質をより低下させているのは、社会保障などのセイフティ・ネットが不十分だから、との指摘もありました。

台湾からは、輸出依存の台湾経済が、世界的な激しい競争にさらされ、企業はより低い賃金を求めて、東南アジアや南アジアに工場を移転し、労働者に対する責任を逃れようとしている。退職金や失業についての制度改革が必要との報告がありました。



プラカード掲げ国会前までデモ行進

中国では、市場経済化に伴う構造改革が始まってから10数年が経ち、その間の女性の雇用への影響について述べられました。改革点としては、女性雇用の伝統的な概念が変わり、女性の職業選択の範囲が広がったことや女性の教育レベルと労働者としての質の向上が見られたということです。一方、新しい問題としては、国有企業の改革の深まりによる労働集約的な製造業女性の大量失業、男女の賃金格差の拡大、女性に対する労働保護の無視などが出されました。

### モンゴルの女性と雇用

モンゴルは1990年に社会主義国から自由主義国へと体制を変換し、移行経済に入って10年足らずです。かつてモンゴルの女性は、教育レベルが高く、専門的な能力を身につけ、社会の経済活動においても重要な地位を占めてきましたが、90年以降の社会機構の変化は、女性の働く環境を悪化させました。まず、国有企業労働者の解雇によって、雇用者の女性比率が低下しました。民営企業では、女性は低賃金部門の手作業に配置され、危険な作業環境や健康に不安を感じる人が多くなっています。さらに、女性の家事労働

負担も重くなりました。

正規雇用と非正規雇用、男と女など労働市場の分離が起こり、経済的格差が拡大しています。その上社会主義制度の崩壊とともに、社会保障システムが完全に壊され、貧困層、とくに母子家庭や身障者、高齢者の生活を著しく脅かしています。女性に雇用の機会を、または経済活動へのアクセスのチャンスと資金を…。これが、モンゴルの女性たちが今もっとも強く求めているものです。

### 差別問題より雇用拡大切実

さて、各国の実情報告に続き、今後の共同行動について話し合いを進めることになりました。しかし、圧倒的な多数派であったモンゴルの女性たちには、日本や韓国の雇用における女性差別の問題はほとんど関心を持たれず、日本や韓国がモンゴルの労働者を外国人労働者として受け入れてくれるように、政府に働き掛けてほしいという要望が相次いで出されました。彼女たちは、この2つの国で外国人移住労働者の置かれている状況についてはまったく知らされていず、雇用拡大に有効だと考えているのです。さらに、これまで経済活動上の女性の役割が社会的に高い評価を受けてきたモンゴルでは、日本のようにひどい男女差別がなかったことも事実なのでしょう。日頃の情報交換や交流がいかに大切であるかを痛感しました。それが共同行動の前提となるものです。

可憐で美しい高山植物に覆われた大草原、降るような星空、そして女性たちのパワーと暖かさなど、モンゴルへの想いを強くして帰国しました。(広木 道子)

## ＝韓国女性労働者会＝

# 政府に適切な施策求め 女性失業対策センター設立

今年6月9日、韓国女性労働者会協議会とソウル、インチョン、プサンなど5つの地方支部は、女性の失業問題の深刻さを一般に広め、政府に対策を求めるために、女性失業対策センターを設立しました。ここでの主な活動を紹介します。

### 1、求職者登録キャンペーン

失業した女性たちの多くが、求職者登録をしていない。国中で失業問題が騒がれているにもかかわらず、女性は求職活動を簡単にあきらめてしまうと考えられ、“失業者”とみなされないため、公式の統計と実際の状況に大きなギャップが生じてしまう。そのため女性失業者に登録を促し、政府に女性失業者のための系統的で適切な対策を講じるよう求めている。

### 2、女性労働者の職業の安定と失業対策を求める決起集会

8月18日、与党本部前で開いた決起集会には、200人の女性が集まり、職業の安定と失業女性対策の実現を求める一方、このような集会を毎月1回、連続して行なうことを決めた。政府は最近、失業女性との話し合い、公共事業への女性の採用、女性世帯主のための職業訓練コースの設置などの対策を始めたが、これは女性たちの粘り強い活動の成果である。

### 3、失業女性に対するカウンセリング

センターが開設されて以来、1312件

のカウンセリングを行なった。内容はほとんど解雇と賃金未払い。求職者の特徴を見ると、第1に主婦が多い。彼女たちの大半が40歳を越え、夫の失業を埋め合わせるために仕事を探している。2番目に大卒の女性が目立つこと。最近は、「高卒の若い女性、低賃金もボーナスがないこともいとわれない者」が好まれる傾向が強くなっているからだ。

もっとも困難な状況に置かれているのは、女性世帯主である。彼女たちの多くが月極めで部屋を借りて暮らしているため、家賃が払えなくなれば部屋を追い出される。年令も30代後半から50代で、仕事を見つけるのは難しい。

センターではこの他、孤立しがちな求職者同士の交流会や医療援助活動に取り組み、また失業者のための一時的な生活保護、職業訓練や貸付け、子どもの学校給食費減免などの情報提供活動を行なっている。



### 女性世帯主交流で語る3人の母たち

ペク・ミギョン(42歳、1男2女)

92年に夫の会社が倒産。私たちは借金に追われて暮らしました。そのとき1番下の

子は3歳。夫が蒸発し、私たちは家賃が払えずアパートから夜逃げをしました。実家に戻ろうと思ったけど居心地の悪い思いをしたくなかったので、友人に借金をして部屋を借りました。それから地獄のようなたたかいが始まりましたが、幸い本屋での仕事が見つかり、しばらくの間そこで働きました。

韓国社会では、夫がいないと思わぬレッテルを貼られるので、周りの人に知られないようにし、子どもたちには、お父さんは外国に働きに行っていると話しました。

ある日、私の姉の友人が小さな店を経営する話を持ちかけてきました。けれど、IMFのせいで店を閉じなければならなくなりました。今では家政婦としてさき仕事を見つけるのは困難です。今一番困っているのは、子どもの授業料です。できることなら何でもするつもりです。

#### リー・カンジャ(39歳、息子2人)

結婚前、夫は9歳の甥と一緒に住んでいると言いましたが、後に、その子は彼の実の子だとわかりました。ある日、いくつかの銀行から請求書が届き、夫が他の女性のために借金をしていることがわかりました。夫の収入だけでは、暮らしを建てることも借金返済もできず、私は仕事をさがし始めましたが、なかなか見つかりませんでした。ある小さな作業所で縫製を教わり、ミシンを買い家で仕事を始めましたが、わずかな稼ぎでした。そのうち夫は解雇され、私に激しい暴力をふるうようになり、私は肋骨を折られました。

自殺したかったけどできなかった。息子はちょうど小学校に入ったばかり。夫とは離婚し、息子と夫の連れ子と3人で部屋を

借りました。

家での縫製の仕事だけでは不十分で、レストランで働くなど、何でもしました。夫が私の名義で作った借金をやっり返したと思ったら、韓国は突然、経済危機に襲われ、IMFが入ってきました。もうレストランで働くことも、家内労働をすることもできなくなり、どうやって暮らしていいかわかりません。

#### ミン・キョンスク(51歳、1男1女)

夫の墓参りに行くと、私はいつも夫を責めます。「そんなに早く死んでしまって。一人で子どもを育てるのはたいへんなのよ」と。彼は人と会うのが好きで、お酒も好きでしたが、肺が弱く、高血圧でした。よく病院へも行っていました。ある夏のこと、夫は友だちと飲んでいて脳卒中をおこし、亡くなりました。そのとき上の子は6歳、下の子は4歳、私は37歳の主婦でした。

49日が終わったとき、中学校の前の路上で物売りを始めましたが、仕事が軌道に乗り出したとき、学校が移転しました。それから花売りや、路上でケーキとヨーグルトの販売促進をやり、住宅街で掃除婦としても働きました。まだ小さかった娘を連れてよく働きました。子どもたちもよく勉強して学級委員長にもなりました。娘が生徒会会長に選ばれたときは、私もPTA会長になりました。

レストランで、馬のように働かされてきましたが、解雇されました。他の仕事が見つからず、ここ2ヵ月間失業中で、ひどく落ち込んでいます。今、家政婦の仕事を探していますが、若い人の方が好まれます。悲しく、不安で、時間だけが過ぎて行きます。

(KWWAU「働く女性」98年10月号)

## <バングラデシュ・産業再編と女性労働(3)>

### 性別職務分離くつきり

#### IV 労働条件

##### 1、労働者のカテゴリー

調査した5つの産業の労働者は次の4つのカテゴリーに分けられる。

- 1) **見習い労働者**：正式に雇われてはいないが、技術を学んだり補助的な仕事をする。毎月、わずかな手当が与えられる。見習いの労働者は衣料産業で多く見られる。通常3～6カ月後、正式に雇用される。
- 2) **非正規雇用の労働者**：特定の仕事を持ち長い間働いてきているが、正規の労働者にはなれず、労働法は適用されない。この身分はガラス工場の労働者に一般的である。
- 3) **正規雇用労働者**：規定にもとづき正式な手続きを経て採用される。正式な労働者として認められ、製造業の労働者に対するあらゆる諸手当が得られる。
- 4) **監督レベルの労働者**：管理職と労働者の中で、管理職に代わって仕事を監督する責任がある。諸手当は労働者よりも多い。

面接した389人の労働者のうち、73%が正規雇用で、24%は非正規雇用であった。ガラス工場では女性労働者すべてが非正規雇用であったのに対し、電子工場では女性労働者全員が正規雇用であった。電話、繊維、衣料産業には、4つのカテゴリーに属する女性労働者がいた。

他に、どの生産段階に従事しているかに

より労働者を分類する方法もある。おおむね次の4つの段階に分けられる。i 生産前の仕事 ii 生産職 iii 生産後の仕事 iv 補助職である。

面接をした女性労働者のうち、68%が実際の生産職に属し、25%が生産後の仕事に従事していた。電話や電子のように組み立て産業の場合は、主な仕事である組み立てが実際の生産の仕事として考えられている。

ガラス工場では、女性は3つの段階の生産に従事していた。使用済みのビンを分けて、洗い、炉に投げ込むという生産前の段階の仕事、炉から熔けたガラスを取り出し、それを賽の目型にいれる実際の生産、そして生産後の仕事は練ってかたちを作り、熱をさまし、最終的に製品を磨くことである。女性労働者のほとんどが生産後の仕事についていた。

電話産業では実際の生産段階に女性労働者が働いていた。主な仕事は部品の組み立てや仕上がった製品の検査である。繊維産業では、80%が紡績など実際の生産に従事していたが、2～3人は生産前や生産後の段階の仕事もしていた。生産前の段階は綿を選別したり混ぜたりすることであり、生産後の仕事は糸を束ねることである。電子産業では女性は部品の組み立てのみにみられた。

衣料産業では、生産前の段階に見習いがいる。女性は生産段階ではミシンを動かしていた。

この調査から、労働者の地位は従事する仕事をもとに決められることがわかった。

#### 2、技術の取得

労働者たちは未熟練として採用され、仕

5つの産業における女性労働者の労働・雇用条件

	勤続年数	賃金(月) 単位: ヲカ	昇進	募集方法	就職時の 技術要求	前職歴 ( )は転職理由
全体 (調査対象 389人)	10年以上 66%				要求された 18% 要求されない 81%	転職経験 105人(29%) (内)同業種 80% 異業種 20%
ガラス 産業	5年以上 74%	1,000以下 93% 1,000~1,500 7%	高技術取得後、職 長(監督)の意志 により昇進も可。	労働者の縁故 □コミ		衣料、繊維、製塩 (工場閉鎖により 転職)
繊維 産業	10年以上	2,000以下 92%	技術取得後、好き な場所へ移動可	広告・チラシ 縁故・□コミ	要求された 11%	衣料、たばこ、ピ スケット(良い賃 金を求め転職)
電子 産業	10年以上	約2,000 60% 3,000以上 33%	なし	広告・チラシ 縁故・□コミ	要求された 40%	
衣料 産業	5年以上 74%	約1,500 87%	補助からオペレ ーターは可能。 長期勤続年数で 監督のケースも。	広告・チラシ 縁故・□コミ	要求された 58%	同じ産業 (職場が遠いため に転職: 35%)
電話 産業	10~ 20年 82%	3,000~5,000 59%	技術者や監督も 可。なったケー スは少ない。	広告・チラシ 縁故(夫の死後 その仕事を継ぐ ケースあり)		なし

事を通して高いレベルの技術を習得したとしてもこの未熟練に分類されてしまう。労働者が新たに得た技術を認められないということは、技術をもつ労働者としての賃金が支払われないということである。

## V 職場や仕事についての認識

### 1、職務分離

ガラス工場では11の作業で男女別職務分離がみられる。製造前の段階は女性労働者の仕事であるが、炉にガラスを投げ入れるのは重労働で技術のいる仕事なので男性労働者の役割と考えられている。経営者はこのセクションには男性だけを雇うと決めていたが、何人かの女性が働きは

じめていた。女性労働者は型の中の溶けたガラスをさます仕事をしていた。型作業の後の段階では男女共に働いているセクションがいくつかあった。

電話工場での作業は部品製造と組み立ての2つに大きく分けられる。部品製造には女性労働者はいないが、組み立てでは80%が女性で残りの男性労働者も女性と同じ仕事をしてきた。この工場の操業開始時には、組み立てセクションは女性労働者だけであった。経営者は産休を与えなければならないので女性の雇用は有益ではないと考えている。

繊維工場では女性は全労働者の7~10%である。女性労働者は簡単な機械を扱うか、機械のないセクションに雇われている。女性は綿を選別する送風室のような

退屈で単調な仕事に配置されている。

電子工場では部品は外国から輸入され、工場で組み立てられる。組み立てでは労働者の80%は女性、梱包はすべての労働者が男性である。

衣料工場には裁断、縫製、仕上げ、品質管理、梱包の5つのセクションがある。裁断は重要な部門と考えられ、男性労働者が働いている。技術と経験のある労働者だけがこの仕事に採用される。縫製では労働者の80%が女性で20%が男性である。仕上げには男女両方が働いているが、品質管理には男性だけが雇われていた。梱包は男性と女性労働者両方によって行なわれていた。

## 2、性別による分業についての認識

電話をのぞく4つの産業で働く女性は、性別による明確な分業があると答えている。これは経営者が決めたことで、女性ができるかどうかはほとんど関係がないと考えている。女性は男性と同じ仕事ができるのかという質問には、全労働者の61%はできると答え、31%はできないと答えた。ガラス工場の労働者では、できるとできないの回答は同数であった。電話工場の労働者は全員が一致して、女性は男性と同じ仕事ができると答えた。繊維工場と電子工場の大多数は、女性は男性の仕事ができるといった意見だった。驚いたことに衣料工場の女性労働者は男性の仕事にはそれほど興味はなく、36%しかこの質問に肯定的な答えをしなかった。

## 3、機械を使うことについての認識

ここで取り上げた工場では、女性は機械を使っていた。機械を使うのに必要な技



術は仕事に身につけられる。この調査では機械の使用と技術変化の影響について知りたいと思った。しかし、調査した工場の労働者はまだ技術変化は経験していなかった。労働者は働き始めたときから同じ機械を使っている。女性労働者は機械が輸入品か国産品か分かる。ガラス工場では使われている国産のエアマシン以外はインド、日本、パキスタン、中国、韓国などから輸入されていた。

## 4、将来性についての認識

公共部門と民間部門の労働者では違う認識をもっていた。民間部門ではたとえ一生懸命働いてもその仕事を続けられるという保障はないと思われていた。一方、公共部門の労働者は、工場が稼働能力以下の生産量しかないことが不安ではあったが、公共部門なので仕事を続けられると思っていた。

技術や教育のある労働者は、失業の心配はしていなかった。今の仕事を失っても、技術があるので仕事を得られるという自信がある。

## 5、労働組合加入の権利についての認識

全労働者の半数以上が、労働組合に加入する権利があると答えているが、労働者の地位によって認識は変わってくる。ガ

ラス産業の臨時労働者は組合に加入する権利はないことを知っていた。電話と繊維産業の労働者は組合に加入する権利があることを知っていた。電子産業では64%が権利を知っていた。衣料などの輸出指向型産業では労働者は組合に加入する権利はないと思っていた。電話と電子産業では、組合に加入する権利があることを知っていた労働者はすでに組合に加入していた。98人の労働者が組合に加入する権利があると答えた繊維産業では、96人がすでに組合員であった。労働組合のある産業では労働者の要求を経営者に伝えるのは組合であるが、衣料産業には組合がないので、労働者は要求を直接経営者に訴えていた。

労働組合の有無に関しては、ガラス産業と衣料産業には組合はないが、繊維産業と電話産業には強力な労働組合がある。電子産業では、公営企業には強力な組合があるが、民間企業では組合加入は勧められない。

## 6、言葉に反映された認識

女性労働者の、自分たちの状況についての認識は彼女たちが話す言葉からもわかる。労働者が面接の時に話した言葉をそのまま書き取ってみた。彼女たちはベンガル語や出身地の方言で答えているにもかかわらず、英語の単語を多く使っていた。これは受けた教育や英語の知識からではなく、仕事をする上で学んだものである。読み書きができない女性でさえ質問に答えるときは英語の単語を使うことがあった。仕事や機械に関する英単語がどのくらい使われているかは、産業の種類や労働者の地位によって異なっていた。(つづく)

## 短信

### 韓国：「IMF孤児」の急増

なぜ、父親が刑務所に入ったのか、どうして母親が自分や妹を孤児院に置いていったのか、それを知るにはジ・ソンヨップはあまりにも幼なすぎた。「たいていは父親が職を失い、母はやりきれず逃げてしまうのです。」と、エンジェルズ・ヘブン孤児院のソーシャル・ワーカーは説明する。

厳密には彼らは孤児ではない。4歳と5歳の兄弟は、不況の深刻化による離婚の急増のために親から手放された。失業率の上昇と経済的な圧迫が低収入家族をおそい、「不況孤児」の急増という社会現象となって現われている。父親が失業し、破産して刑務所に入ると、母親は子どもを孤児院に預けて行方をくらます。こうして親にここへ連れてこられた「孤児」は、3月以来、20人にもものぼる。

この孤児院は、朝鮮戦争によって生まれた孤児を引き取るために、1953年に開設された。「経済的な理由で孤児とされる今の状況は、ある人々にとって戦争のようなものかもしれない」とカトリックの神父は言う。彼はまた、ソウル中の孤児院で「IMF孤児」が増えていると指摘する。「IMF孤児」とは、IMFの介入が韓国経済を一層悪化させたとする韓国の人々の気持ちを表している。

家族の血縁を重視するこの国では、孤児と養子問題は微妙な問題で、多くの望まれない子どもたちが家族の外に置かれてきた。不況のためにこの状況は悪化している。(「南中国モーニングポスト、98年6月20日)

＝＝＝プール・サイド＝＝＝

## 女子保護廃止は

### 財界の思うツボ

塩沢 美代子

私が30歳前後の頃、親しい友人たちとよく天下国家を論じていた。”類は友を呼ぶ”の例えにもれず、独身でそれぞれの分野で仕事に青春をかけていた女性たちで、社会福祉や労働関係が主だった。私のように現場にはりついた者も、研究者をめざしている者もいたが、その仕事を通じて世の中がはっきり見えてきた頃だった。したがってさまざまな形での女性差別は共通の話題となり、ある友は「女は男の3倍の能力がなければ、学会での発表の機会をえられない」と嘆き、私は労働組合のオルグとして全国を飛び回り、争議のさいなど日曜もなく徹夜もつづくという、男とまったく同じ働き方をしているのに、女ゆえに自立する賃金は必要なしと決めつけられ、ともに暮らせないと憤慨していた。

その話とともに、「男は純粋な志を貫く者がいない。それにひきかえ女は純粋だ。」というのが一般論とはいえ一致した見方だった。

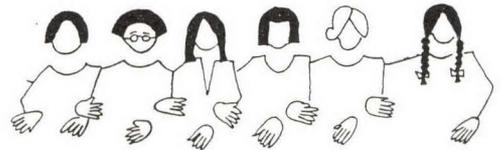
その話のなかで、「なぜ女が純粋さを保ってられるかは、いかに上司にゴマをすろうが権力におもねようが、どのみち出世するわけではないからではないか。もし対等に扱われるとしたら、女だって純粋でいられなくなると思うよ。」という分析も一致した。ときは昭和30年前後で、戦後の民主化で女性にも選挙権が与えられ男女共

学が実現して10年たつかどうかの頃で、こういう分析は現実感をもたず、あくまで仮定の抽象論だった。

☆

あれから幾星霜、私がこの話しあいを鮮明に思い出したのは、1978年(昭和53年)12月のことだった。ほとんど実効のない男女雇用機会均等法を制定するのと交換に、労働基準法における女性の長時間労働と深夜業の規制などをすべて廃止する法案が労働省から公表されたときである。これは労相の私的諮問機関の答申という形をとっていたが、労働省婦人少年局婦人労働課が、起草したものであった。

問題の本質は、業種、職種を一切とわず全廃すること。「男女ともに規制」と言う目標が全く具体化せぬうちに断行することにあるのだが、78年と同じく昨年の国会でも、女子保護規制の撤廃が雇用機会均等法の改正とセットで提案されたため、均等法ばかり議論され、問題をそらされてしまい、撤廃案は可決された。すでに多くの例外規定があり、女性の職場進出の妨げにはなっていないのだが。



そもそも労基法は、日本を民主化しようとしていた初期の占領政策により制定されたものである。ところが占領政策の大転換により息を吹きかえした日本の財界が、日経連や東京商工会議所などを通じて、再三再四にわたって労働省に働きかけ、女子の残業や深夜業の規制をなくす執念を燃やしてきたのである。国際婦人年以降、「保護より平等を」と主張するキャリアウー

マンの叫びは、財界にとって都合のよいかくれみのだったが、今年の国会審議中に「この要望は、日経連とか経済同友会、日本自動車工業会など産業団体が中心だった」と政府側は答弁している。

☆

前述のようにこの作業を担当していたのは労働省婦人少年局だが、戦後に労働省が発足して以来、女性が局長になれるのはこの局だけである。したがって東大卒のキャリアウーマンがこの局にはひしめいているらしい。初代局長の山川菊栄氏の頃は、女工哀史の時代をたちきるために、下積みの女性たちが自らその力をつけるような行政を行っていた。

50年を経た今日、世の中はまったく変わったのだといわれるだろうが、2000万余名の女性雇用労働者のうちキャリアウーマンは、ひと握りにもならない数で、いかに女性を低賃金源として利用するかという資本の立場は明治も平成も変わりはない。だから最大多数の女性たちは、パートや派遣、その他もろもろの不利な条件で黙々と働いているのである。女性労働の行政にあたる者としては、その底辺をふくむ全体像をふまえて、資本の攻撃に抗しなければ存在の意味はない。しかし自民党独裁のつづくなか、政財界の意を汲まねば出世はしない。

完全な実現は昨年だったが、20年前にこの法案の仕掛人だった女性官僚たちは、後に自民党の国会議員になったり、国連大使や畑違いの文部大臣になったり、やはり畑違いの最高裁判事となった。冒頭に述べた若き日の友人たちとの語らいは、どうやら当たっていたようである。

（交流センター所長）

## <図書紹介>

中野麻美・森ます美・木下武男編

### 『労働ビッグバンと女の仕事・賃金』

これまで予想もしなかった大企業も倒産するほどの大不況のなかで、失業率は上がりっぱなしである。安定した右肩上がりの賃金を保証してきた日本の雇用を流動化と多様化にシフトさせるため、労基法の”改正”や派遣法、職業安定法など労働関係法の規制緩和がすすめられている。この経済のグローバル化に対応するリストラの最初のターゲットにされるのは、最底辺を支えてきた女性労働者たちである。このような状況のもとでは、「仕事があるだけでもまし」「男女平等はしばらくおいて」と後ろ向きの声も聞こえてくる。

本書ではまず、住友化学、商社で働く女性たちの職場における男女差別を訴えた裁判での闘争を紹介し、パートにひろがる有期雇用や正社員との差別化、労働者の生活を破壊する変形労働制の実態など、女性労働者がますます不安定雇用に追いつてられている現状を浮き彫りにしている。そして、このような変化の時代だからこそ、これまで積み重ねてきたたかきのもとに職場での男女平等や非正規社員にも正規社員と同等の権利を実現するための制度や枠組みをつくりたいと、欧米の制度なども参考にしながら模索している。

女性が生涯働き続けることが当たり前になり、家計を一人の収入に頼る時代は終わりつつあるだろう。先が見えない今、「人間らしく働き続けるには」を一人ひとりが考える必要に迫られている。（青木書店 2000円）

### ＜事務局日誌＞

- 9月2日 翻訳グループ学習会  
 9月12日 南インド研修ツアー反省会  
 9月26日 国際労働研究センター研究会(広木)  
 9月30日 「アジアの仲間」75・76合併号発行  
 10月2日 9月定例事務局会議  
 10月3日 日本労働社会学会プレセミナー(塩沢)  
 10月7日 翻訳グループ学習会  
 10月13日 YWCA・恵泉研究セミナー講演(塩沢)  
 10月26日 国際労働研究センターアドバイザー会議(広木)  
 10月29日 10月定例事務局会議  
 11月3日 日本労働社会学会報告(塩沢)  
 11月4日 翻訳グループ学習会  
 11月6日 日本労働研究機構講演会(広木)  
 エポック10「女と男のゼミナール」講演(広木)  
 11月13～14日 多国籍企業のモニターに関するアジア地域セミナー(広木・仁田・池田)  
 11月14日 コミュニティ・ユニオン全国交流集会(広木)  
 11月18日 センター15周年記念準備実行委員会  
 11月23日 シンポジウム・インドと日本「子どもの権利」を考えよう(広木)  
 11月24日 第3回東アジア女性フォーラム報告会(広木)

☆性差別と報道の自由を求める元福岡KBCアナウンサー森部聡子さんの裁判の最高裁判決は上告棄却。でも現状追認の職場で毅然と「おかしい」と声をあげることで、会社に衿を正させてきた功績は大きい。ありがとう。(N)

☆親の介護の話が周り中に溢れている。そして私の母も腰を痛め立てなくなってしまった。打つ手が間に合わないほどのスピードで肉体が衰えていくことに、驚きとまどっている。「老いていく」のは本当に大変。ただ私の周りには助け手がたくさんいて感謝。(K)

### ▼▲ 事務局だより ▲▼

☆地下に張り巡らされた給油パイプの余熱で厳しい寒さをしのぐ、マンホールチルドレンとよばれるモンゴルの子どもたち。体制変換後の経済混乱の中で、父親の失業、飲酒、暴力。両親の離婚、病気、死。そして貧困。その極限の状況が子どもたちを襲う。(H)

☆オウム(元)信者たちの手記を読むと、救いを求めて入信しただけに、あんな結果になったことがいまだに信じられない人もいる様子。善悪って何？イギリスの詩人イエーツは、西暦2000年に「獣のような」救世主が来るまで、善はその力を失い悪は栄華を極めると言うけれど。(I)

女性労働者通信

第78号

# アジアの仲間

アジア女子労働者交流センター  
〒169-0051 東京都新宿区西早稲田  
2-3-18-34

発行人代表者 塩沢美代子  
編集責任者 広木道子

電話・FAX 03-3202-4993  
郵便振替 00100-3-70086

CAWネットワーク共同行動

## ILO条約批准要求署名運動

パートタイムに関する条約(175号)・家内労働に関する条約(177号)

24カ国4400名分を集約

激しい国際競争と経済危機に見舞われているアジア諸国では、パート、臨時、家内労働など、女性の非正規雇用化が急速に進んでいます。そんな中で女性の労働者としての権利を保障させるために、昨年7月からCAW(アジア女子労働者委員会)ネットワークの共同行動として取り組まれたILO条約批准キャンペーンは、12月に一応終了しました。

「パート労働に関する175号条約」「家内労働に関する177号条約」の2条約の批准を求める署名活動が行われ、日本国内では2011名、その他アジアを中心に世界23ヵ国から約2400名の署名が集められました。これらは、CAWを通してILO本部及びアジア支局、そして各国政府に送られます。

アジア女子労働者交流センターは、2月12日、集まった署名簿を携えて労働省への要請行動を行いました。労働省女性局・足利聖治女性労働課長と面談し、韓国、香港などアジアの女性労働者の実情をふまえ、日本が率先して条約批准を行うよう要請しました。そのためには、まず国内関連法の「パートタイ

ム労働法」「家内労働法」の改正が必要です。「パートタイム労働法」にはもともと施行3年後の見直しが明記されており、昨年2月に女性少年問題審議会から見直しについての建議が出されています。

「審議会」では、労働者側委員が、パート労働者の通常労働者との均等待遇原則を法律に明記するよう強く主張してきましたが、法改正の合意には至らず、具体的にどのようなモノサシで均衡を量るかについて検討する研究会をつくり、2000年3月末までに「めやす」についての結論を出すということになっています。しかし、労働条件の確保については、直ちに改善できる面もあり、また、この4月1日より施行される労働基準法の改訂もあることから、「パートタイム労働法」の指針の改訂も必要になり、2月2日に「一部改正案」が発表されました。

今後も、アジアの女性労働者との情報交換や国内の運動への参加を通して、条約批准に向けて取り組んでいきたいと思えます。署名にご協力下さった方々に感謝いたします。

### CAW・反グローバル化キャンペーン

経済のグローバル化の深まりが、アジア諸国の経済危機を招き、労働者の暮らしを脅かしている。CAWは、実態調査やワークショップなどの活動を通して、グローバル化の女性労働者への影響について明らかにしてきた。

それは大量失業、労働の臨時化・不安定化と賃下げ、労働強化、社会保障の低下、そして労働者の権利剥奪などを意味する。

CAWは、このような状況を何としてでも食い止めようと、ネットワークグループを総動員して反グローバル化キャンペーンを開始する。2月24日、マレーシアで4日間のリーダーシップトレーニングを開催するのを皮切りに、フィリピンでは輸出加工区訪問と労働者との交流を行い、IMFの管理下で苦しむ韓国では、労働組合や女性団体が組織する3・8国際女性デーに参加する。各訪問国で記者会見を行い、活動記録フィルムも作る。

その後、9月には南アジア地域グループによるインフォーマルセクターについてのワークショップの開催、2000年3月には東アジア地域グループのプロジェクトと続き、2000年末の全体会議までを、反グローバル化キャンペーンの流れの中で取り組む。

CAWは、キャンペーンの効果を高めるためにポスター、スカーフ、Tシャツなどを作成し、ネットワーク内外にアピールする。



### 香港女性をおそう 失業と不完全就業

ブンニヤイ (香港：中国女性ネットワーク運営委員)

香港の1980年代の産業再編成と、一昨年におこった金融危機は、女性労働者に一連の雇用問題を引き起こしました。とくに電子産業と衣料産業の衰退は、女性の雇用に重大な影響をもたらしました。一つは労働力の臨時化の増大と、それに伴う仕事の増加、もう一つは失業と不完全就業の増加です。

#### 製造業部門の中国移転

1988年、製造業部門には88万7000人が従事していましたが、92年には32万7500人になり、97年にはさらに30万9200人にまで減少しました。10年以内に50万人以上の労働者が製造業から「強制的に」追い出されたことになります。なかでも電子産業と衣料産業では女性が6割を占めていますが、90年代はじめ電子産業では50%以上が職を失い、90年代半ばには70%以上が失業者となって他の経済部門に回されるのを待っています。

香港の経済再編成は、80年代の中国の「開放政策」と深く関わっています。中国政府は、外国投資を促進して輸出加工産業を発展させるため、84年終わりまでに、14の都市と珠江地区、揚子江デルタ、福建省南部沿岸の3つの広域地域を開放し、香港の製造業部門全体がこの地域に移転しました。

香港の製造業は70年代から80年代に急速に発展しましたが、技術的に重要な改良を遂げたわけでもなく、実質的な研究や開発の能力を伸ばしてきたわけでもありません。しかし労働集約型の戦略は、製造ラインを中国本土に移すことを容易にしました。中国には安い労働力と土地が豊富にあるからです。

1985年以来、香港最大の産業である衣料と繊維産業は、経済再編成と国際市場の変化というジレンマに立たされてきました。タイ、マレーシア、中国など他のアジア諸国との競争が激化する一方、アメリカ、イギリスなど伝統的に香港の繊維・衣料品の輸出国であった欧米諸国の保護主義に直面しているのです。そのため、中国への工場移転によって生産コストを下げ利益を上げることは、手っ取りばやい方法ではありますがそれによって香港の衣料産業の従業員数は、85年から5年間に26.6%も落ち込んでいるのです。



雇用保障を求めて香港政府前で行動する女性たち

衣料産業と比べると電子産業は、中国の沿岸開発との関係でもっとも利益を上げている分野です。繊維や衣料産業と違い、電子産業には、一定の組立工程は香港内で行うことというような規定はまったくなかったため、産業全体が同時に移転でき、電子産業の中国へ

の移転は短期間のうちに定着しました。88年、この移転に伴い香港では4万人の女性が職を失いました。それ以後、香港内に残された工場は、主に製品の設計と試験場、また輸出センターへと変わりました。

製造業者は工場移転だけでなく、生産規模の縮小や工場閉鎖を行い、その結果労働者の失業が増え、88年以来、製造業部門の従業員は年に6万人の割合で減少しました。とくに、労働集約的な工程ほど移転が激しく、この部分には女性が多かったために、女性への影響は男性よりはるかに大きいのです。

### 失業率と不完全就業率の上昇

香港の失業率と不完全就業率は、90年代に急速に上昇しました。その理由はまず、80年代、90年代の製造業の衰退であり、つぎには、地方経済にまで影響を及ぼしているアジア金融危機による打撃です。97年の10月金融危機は、香港の労働市場の状況を悪化させ、労働者のレイオフや解雇が急増しました。失業率と不完全就業率を大きく伸ばした部門は、小売り、製造、飲食、建設、交通でしたが、そのうち小売りと製造、飲食は女性労働者が多い部門です。98年4月の国勢調査によれば、労働力総計328万4600人のうち、雇用者は319万6700人、8万7900人が失業者ですが、雇用者には不完全就業者が多数含まれています。

不完全就業者とは、希望に反して7日間に35時間しか働けなかった人で、調査前の30日間に仕事を探していた人をいいます。不完全就業者は、臨時雇用やパート労働者の源

となる人たちで、その大半が女性であり、状況は政府統計よりももっと深刻です。

### パートタイム労働の広がり

臨時労働は、収入と雇用の保障のない特別の労働とされ、低賃金、短期雇用、パート労働、非熟練、無保障、低い社会的地位と結びつけられてきました。発展途上国では、臨時労働は労働力のもっとも弱い部分で構成されています。たとえば移住者、民族的少数者、そして女性です。臨時労働は、インフォーマルな経済部門や副次的な労働市場へと周辺化されています。その増加は主に労働市場の状況の悪化によるもので、香港では90年代に起こった新しい現象です。

95年に私たちが行なった調査によれば、製造業では過去10年間に30万人を超える労働者が職を失い、その60%以上が女性でした。ほとんどの女性が失業と不完全就業のプレッシャーの下でサービス業に入っていました。男性も影響は受けていますが、その現われ方には男女によって違いがあります。ケーススタディによれば、雇用者は採用や仕事の配分に当たって、性別による基準を使用しています。「女性の仕事」とみなされるときは、パートタイム労働者によって行われることが多くなり時給で支払われ、既婚女性は夫の収入に依存していると考えられ、賃金は低くなります。

臨時労働が急速に伸びたことはジェンダーに関連しています。パートタイム労働、時給労働が発生したのは、女性の労働時間は融通がきくとみられたため、小売り、飲食、ホ

テル、商業、金融、その他サービス部門では多くの労働がパートタイムや時給労働によって再組織されています。

臨時労働は、パートタイム労働、一時的・請負的労働あるいは自営業であり、フルタイムの仕事に比べ、賃金が低く、他の手当もなければ労働法で守られてもいません。香港の労働法では、週18時間以上働く者、または4週間続けて働く者はフルタイム労働者と同じように保護されることになっています。正規労働から臨時労働への変更は、生産コストを下げるだけでなく、労使関係を弱め、使用者は労働者に対する責任を逃れることができ、また労働法を無視し、弱い立場に置かれた労働者を脅すことができるのです。

### 女性労働の臨時化とジェンダー

70年代から80年代の初期まで、製造業ブームの最盛期には、女性の労働はフルタイムが主で残業さえありました。サービス部門にはパートタイム労働者が多少いましたが、労働力全体に占める割合は比較的低かったのです。しかし、80年代後半から、香港ではほとんどすべての経済部門で臨時労働が急速に伸び始めました。膨大な数の女性が製造部門から締め出され、サービス業に職を求めました。そのことが、使用者の雇用戦略としてフルタイムからパートタイム労働に再組織することを可能にしたのです。

香港の女性労働の臨時化は、ジェンダーが仕事と交わる搾取的過程です。ジェンダーが労働の構造に入り込み、歴史的、社会経済的再構築の結果となっているのです。

## 市民・NGOからの情報こそ力

—国連人権委員会を傍聴して—

島岡 弘子(会員)

5年ぶりの国連(ジュネーブ)。正門前広場の、脚が一本ボッキリ折れた巨大な椅子のオブジェが印象的だ。あるNGOが地雷禁止条約発効促進を訴えたものだが、ジュネーブ市は、簡単な手紙一本の願いで、すぐに設置を許可したという。この条約自体、1000を越す各国NGOといくつかの政府の共同で作られた。時代はそういうふうに動きだしている。

「世界人権宣言」は、大戦の痛恨の反省から「人権こそ平和の基礎」とうたっている。この宣言を法律化したのが「経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約」と「市民のおよび政治的権利に関する国際規約(以下「規約」)」という二つの条約である。

規約締約国は、5年に1度、自国での実施状況を人権委員会(以下「委員会」)に報告する。「委員会」は、政府代表団との「対話」を通して報告書を審議し、「規約」と一致しない点を指摘し、勧告を含めた「見解」を発表する。市民・NGOが寄せる情報も、18人の委員は必ず目を通し、重大と判断すれば取り上げる。「実効ある人権侵害救済の保障」は締約国の義務と規定され、「規約」の柱の一つだからだ。「委員会」の事務局長は代々NGOの出身者であるほど、NGOは対等で重要な存在として扱われている。

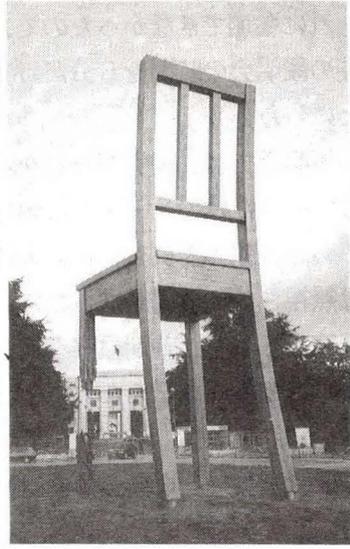
日本政府の第4回報告書は、昨年10月、

ジュネーブで審議された。前回の93年、私は「国労だから、女だから、そんな差別は許さない女のネットワ

ーク」の通訳として、「委員会」に事実を伝えに行った。国労差別は大きく取り上げられ、差別救済が長引くことを憂慮する「見解」も出されたが、その後も事態はむしろ悪化している。採用差別や国労バッジ着用を理由とした賃金カットなどについての労働委員会の救済命令に対し、JRは労働委員会と国労を相手に訴訟を起こし、裁判所はこの救済命令を覆している。バッジの件では、国労敗訴が最高裁で確定した。不当労働行為を受けても、救われる道は閉ざされたわけだ。

私たちは、国内での状況の変化のたびに「委員会」に手紙を送ってきたが、昨年は「規約」違反の判決を中心に報告を送った。「委員会」はNGOからの情報も得て政府に質問を予告し、政府は回答を準備する。今回は労働委員会と裁判所との関わりについても質問項目に入れられた。

日本のNGOの共同行動は前回より進み、問題によっては合同で報告書をまとめ、日本政府との事前の話し合いを持ち、「委員会」に対する合同説明昼食会も開いた。私は日程



地雷禁止を訴えた巨大イス。折れた脚の下に島岡さん。

的にそれに参加できなかったので、国際NGO主催の説明会の時間を5分だけ分けてもらうことにした。

その説明会では、国労バッジを示し「これをつけているだけで・・・」と始める。眉をひそめあきれ顔の委員もいた。人権委員会の憂慮は無視され、採用差別された人々が12年目を迎えること、差別救済を拒む判決が続いていることなどを伝えた。

### 「違反ではない」を繰り返す日本政府

他国に例を見ない、委員より多数の政府代表団のうち女性は実質一人で、そのこと自体女性が上級職につけない日本の現実として指摘された。前回の主張をまったく変えない政府報告は、委員から「デジャブ(既視体験)」と皮肉られるほどだった。ポイントには答えないうまま、「違反ではない」と言い張り、「対話」を促されても、用意した文章を読み上げ続ける。これが作戦らしい。結果的に、他国の倍以上の2日を要しながら、密度は薄い。取り上げられた問題に偏りが出たのは、政府のこの時間の使い方による。国労に関しては、労働委員会の救済命令と裁判所の関係が取り上げられたが、他人ごとのような「事実経過」の読み上げ回答で終わった。

女性については、日本がアジアのセックス・マーケットになっていること、国内外で買春をどう禁止するか、セクシュアル・ハラスメントの法規定、強姦罪の成立の難しさ、夫からの暴力の容認など、従来にない問題が詳細に質問された。

一方、女性と雇用に関しては、NGO側の

決定的な情報提供不足だ。取り上げたのは、ほとんどチリの女性委員キログさん一人だった。コース制人事に関する彼女の問いに、労働省の女性は「能力、適性によるもの」と答えた。私は急いで、北京で開かれた世界女性会議NGOフォーラムに持参したパンフレットを同委員に渡した。翌日彼女は、「コース制がやる気にもとづくものとは思えない、女性労働者の保護規定緩和が、平等につながるというのは納得できない」と発言してくれたが、その後出された「最終見解」では、女子保護規定撤廃など、労基法改悪が「積極面」として評価された。

だが全体としては、NGOの情報で、日本の状況はより正確に把握されつつある。「規約の実施に構造的弱点」「民主主義的な原則がない」「裁判官は考えを変えてほしい」など、根本的な批判がなされた。最後に委員長は「いつの日か日本政府を説得したいと願う」とまで言い、「最終見解」の中では、「憂慮」や「勧告」事項が30近くに上っている。

「前回の勧告の未実行、政府から独立した人権救済機関を作るべき、”合理的な差別はありうる”という政府の考えはまちがい、とくに裁判官に規約研修の機会を」など、締約国の義務に根本的にかかわるものばかりだ。終了後、キログ委員は「私にやれることはやった。あとはあなたたちが国内でやる番だ」と言った。「最終見解」を起草したインドのバグワティ委員は、来日の折、「日本政府は・・・」という私に、規約の現実化のためのインドのNGOの努力を熱心に語った。批判と励ましとは、市民・NGO側にも向けられている。やはり、新しい時代なのだ。

## ＜バングラデシュ・産業再編と女性労働(4)＞

自立と労働への意欲持ち  
働き続ける女性たち

## VI 男性労働者の反応

調査した5つの産業では、衣料と電子産業以外は男性労働者の方が多い。そこで、男性労働者が女性労働者をどのように見ているかを知るため、男性労働者にも面接をした。

## A 面接した労働者の状況

各産業から10人(電子産業は9人)、全部で49人の男性労働者に面接を行なった。電話、繊維、電子の産業で面接した男性は31歳から50歳であり、ガラス、衣料、電子の労働者は30歳以下であった。

電話、電子産業の労働者は中等教育(10年間の学校教育)まで、繊維、衣料、ガラス産業の労働者は初等教育のみである。ガラス産業には読み書きのできない者もいた。

49人中35人は、仕事を求め農村から都市に移住してきた。若い労働者の中で9人は両親の移住についてきた。家族ぐるみの移住は15年ほど前から始まり、それぞれの産業の開始時期と重なっている。電話や繊維産業は古い、電子、ガラス、衣料は新しい。

男性と女性のちがいのひとつは、女性が仕事を求めて都市に出ていく時には、夫である男性と一緒に移住はしないが、男性の場合、妻も共に移住することである。

49人中36人は既婚で、衣料産業だけは

10人のうち7人が未婚であった。電話産業では、面接した10人すべてが既婚である。既婚の労働者全員が家族と同居している一方で、未婚の労働者の中には両親と同居している者もいた。

36人の既婚者の中で8人は、妻も工場労働者であった。ガラス工場で働く7人のうち3人は、妻も同じ仕事に就いている。3人の衣料労働者のうち2人の妻も、夫と同じタイプの仕事に就いている。

電話産業では、男性労働者は家族の中で唯一の稼ぎ手であったが、衣料産業では独身で両親や他の家族にも依存している場合が多く、1人を除いて、家族の中で2人以上の人が働いているということであった。

## B 労働経験について

雇用期間は産業の種類によって異なる。たとえば、ガラスは産業は10年以下、衣料産業では5年以下であるし、繊維や電子産業では5年から15年にわたっている。電話産業の男性労働者全員が同じ仕事に少なくとも15年の経験を持っている。

## C 性別職務分離についての認識

工場では、男女間の職務分離がある。面接した男性労働者49人のうち39人がこれに気づいている。性別職務分離がないと感じている残りの10人は、電話工場の労働者である。分離があるとする人たちの意見は、以下のとおり。a) ガラス工場の男性労働者：女性は男性と同じ仕事はできない b) 繊維工場の男性労働者：機械は女性には合わない c) 電子工場の男性労働者：一部の仕事

は女性にはとてもきつい d) 衣料工場の男性労働者：男性がする仕事の技術を女性はもっていない。

半数近い男性労働者は労働における性別職務分離は正しいとは思わないと考えていた。女性も男性と同じ仕事ができるかという質問に、面接した男性労働者の3分の2以上が、女性も同じ仕事ができると答えている。

## VII 女性労働者のケース・スタディ

### 1、ガラス工場の労働者

シャハナ(20歳：非熟練工)

子供の頃、父親が仕事を求めてダッカに移住してきた。学校には行ったことがない。結婚したが、夫は失業しており、シャハナの父親がダウリとして渡したお金を浪費して、1年暮らただけで妻を残して家を出てしまった。それ以来、シャハナは両親と同居している。父親はリキシャ(自転車による人力車)曳きである。一番下の妹は学校に行っていて、別の姉妹2人は夫と暮らしている。

シャハナは腕輪製造工場で月600タカ(1タカ=3.5円)稼ぐ。一部屋の家賃は230タカで、明かりは一つだけ、料理は陶器のコンロを使っている。水は家主のものを使わせてもらう。彼女は毎日徒歩で1時間かけて通勤し、交通費は使わない。家族の全収入は、父親の稼ぎを含めて月1400~1500タカである。彼女は一家の重要な稼ぎ手であり、家族の決定にもかかわり、父親に妹を学校にやるよう頼んだ。

工場で働いたことはなかったが、近所の女性たちが働いていた腕輪製造工場で働き始め

て2年になる。技術も覚えた。賃金は出来高で決められ、1グルツ(12ダースの腕輪)で1.5タカ受け取る。シャハナは朝7時から夜10時まで、1日15時間働くが、残業手当はない。工場主から6000タカの借金をしているの、返済が終わるまではここで働き続けなければならない。しかし彼女は別の仕事に変わりたいと思っている。できれば衣料工場のオペレーターに。



### 2、電話工場の労働者

ファジラ・ベグム(38歳：夫の代替)

夫はかつてTSS社の工場で働いていたが13年前に亡くなり、会社の制度によって夫の仕事を引き継いだ。月に4000タカ稼いで短大生である2人の娘と息子を養っている。政府提供の家を月600タカで借りている。20キロ離れた工場への交通費として150タカもらっている。週休2日で国民の祝日は全部休みである。エイド(イスラム教の祝日)にはボーナスが出る。

賃金は出来高制で、毎日決められた目標の少なくとも75%は仕上げなければならない。仕事には古いドイツ製自動溶接機械を使い、ものすごい騒音の中で、1日9時間以上も働いている。

職場には労働組合があり、ファジラは組合を通して自分の要求を伝えられると考えてい

る。彼女はこの工場で長く働きたいと望んでいるが、もしここでの仕事を失ったら他では今の技術をいかせず、失業してしまうのではないかと不安に思っている。

### 3、繊維工場の労働者

#### レハナ・ベグム(40歳:技術に自信)

読み書きは出来ないが、署名はできる。北ベンガルのナートル出身で、仕事を求めてダッカにやってきた。夫は家族を捨てて別の女性と結婚したので、小さな2人の娘を抱えて仕事を探さねばならなかった。ホテルでスパイス挽きの仕事をしたが、ホテル経営者の態度が悪かったのでそこを辞め、知人の口利きでメグナ繊維会社の仕事に就いた。

7年間働いてきて、現在糸巻き部門で月給1500タカもらっている。同じ職場の労働者から糸巻き機械を使う仕事を習った。今の賃金には満足している。週休1日で国民祝祭日も休める。またエイドのボーナスもある。娘の1人はすでに結婚しており、まだ学校に通う下の12歳の娘と一緒に住んでいる。

レハナは仕事に対する自分の腕と能力にかなりの自信があり、この工場で長く働きつづきたいが、他に仕事を見つけるのもそんなに難しくはないだろうと考えている。

### 4、電子工場労働者

#### ザキア・カーン(30歳:熟練工)

中等学校検定資格を持つ。夫も彼女と同じ教育課程を経ており、水道局勤務で月給は4500タカである。夫の収入だけでは家計が苦しいので、ザキアも働くことにした。

就職する時には特に何の技術も要求されず、

最初の3カ月に職場訓練を受けた。現在テレビ部品の組立部門で働いており、月給は1700タカである。

会社は経営上の問題を抱えており、十分な仕事がない。この会社は公営企業なので労働者は多くの給付、ボーナス、退職準備金などを享受している。毎年、衣服や靴が支給され、3年ごとに冬服手当も支給される。

ザキアには息子と娘がいる。小さな貸家に住んでおり、家賃は光熱費込みで1500タカである。家から工場まで1時間かかり、交通費に1日10タカ使う。

彼女は組立工の技術があるので、似たような仕事を容易に見つけられると思うが、今は子供の世話のために家に居るべきではないかとも考えている。

### 5、衣料工場の労働者

#### シャーナ(17歳未婚:熟練工)

南部のバリサル出身。父親の小さな事業では十分に家族を養うことができなかったので、姉に続きシャーナと妹もダッカの衣料工場に働きに出た。姉は昨年突然亡くなったが、彼女と妹はダッカで働き続けている。最初、姉がかつて働いていたアリム衣料工場の補助の仕事について。月給は400タカだったが、会社は彼女が技術を習得するのを恐れ機械の前に座らせず、残業代も払わなかったので、6カ月後そこを辞めた。そしてLLファッション衣料工場の補助員の仕事に就いた。月給はわずか300タカであったが、あいているときや現場監督がいない時は機械の前に座る事ができ、すぐにオペレーターの技術を習得した。現在の月給は850タカで、残業代を

入れると月1500タカになる。労働時間は午前8時から午後5時まで。5時以降は残業になる。会社は残業に対しては2倍の賃金を払う事になっているが、彼女は1時間につき2タカしかもらっていない。休日は無い。衿付けの技術を学びたいと思っているが、新しい機械を使ってみる時間がない。

衣料工場で働き続けたいと思っているが、労働条件は悪い。狭いスペースに多くの労働者が働き、終日電動機械を使うので、1日が終わると体が麻痺したようになる。トイレは各階に一つしかない上、作業規則で仕事時間内にトイレに行けないようになっている。

彼女は読み書きはできないが、失業しても他の衣料工場で見つかると思っている。

### VIII 労働者の未来

政策立案者はいまだに女性の雇用は家庭を基盤としたもの、自営業、副収入のためとして、国の工業化の重要な一部とは見なしていない。しかし政府の支援が無いままに多くの女性が積極的に労働意欲を持ち、さまざまな産業で働いている。

世界銀行による構造調整計画などの政策によって貧困は増大し、女性は家庭崩壊にさらされ就労に追いやられている。安い労働力を求めて途上国に進出する企業は既婚女性を採用しないし、出産休暇も与えない。また労働組合も認められないので、労働者は基本的権利のためにたたかう基盤を失いつつある。この問題は多くのアジア諸国に共通している。女性が技術と労働者としての権利意識を身につけるために組織化が必要である。(おわり)

### 短 信

## インドネシア：賃上げはしたけれど・

労働者搾取工場に反対する北米のグループは、ナイキ社に対して、海外の請負労働者に生活できる賃金を支払うように要請した。ナイキ社は最近賃上げをしたが、生産現場の労働者が基本的な生活をするには見合わない額であるとする調査結果に基づくものである。

会社は1998年10月17日に予定されていたカナダやアメリカ国内での要請行動に先駆けて、10月15日にインドネシアの工場労働者の賃金を25%上げると発表した。しかし新たな賃金は一人の労働者が生活していくには十分ではない、とグローバル・エクスチェンジの最近の調査は語っている。

この調査では、独身女性一人あたりの必要生計費は1カ月35万ルピアになるが、ナイキ社の賃上げでは、25万ルピアにしかならない。アジアの経済危機のため労働者の購買力は低下しており、満足な栄養のある食べ物を得られない。労働者は田舎の家族のためにお金が必要である。また、弟や妹が学校を続けられなくなっているケースもある。

一方、ナイキ社社長のフィル・ナイト氏は靴工場の労働者の5273倍もの年収を得ている。会社の宣伝費の3%にも満たない額で、インドネシアの労働者の生活賃金を払うことができるはずである。グローバル・エクスチェンジでは、今後もナイキ社に賃上げを要求していくと共に、インドネシアにある他の会社にも圧力をかける予定である。

(Maquila Network Update 1998年12月)

## <図書紹介>

関西女の労働問題研究会編

『共生・衡平・自律 ——

21世紀の女の労働と社会システム』

「目前に迫った21世紀に、男女が共に人間らしい労働と生活を営める社会を築くためには、どのような変革が必要なのでしょう。雇用と社会システムの変革の道をどのように切り拓けばいいのか？キーワードは、『共生』『衡平』『自律』・・・」

不況を背景に政府と財界が一体となって出している労働法制の全面的な規制緩和によって、これまで女性たちが築き上げてきた働き続けるためのさまざまな労働条件が崩されようとしています。本書は、これに対して女性たちが変革の主体となり運動を進めて行くために、前述のように呼びかけられ、開かれたセミナーの報告です。

「経済の仕組みとジェンダー」「賃金差別とコンパブル・ワース」「アンペイド・ワーク(無償労働)と社会政策」「非正規雇用とパート労働者」「リプロダクティブ・ヘルス/ライツと労働」の5つのテーマに基づき労働政策全体を検証しています。具体的な欧米での実践や日本でのこれまでの取り組みなどを織りまぜながら、理論と展望を含めた問題提起が分かりやすく語られています。

セミナー参加者が職場で直面しているさまざまな問題や意見も紹介され、難しいテーマを身近に感じさせるものとなっています。最後に、これからの運動の方向が示され、エンパワーされます。(ドメス出版・2000円)

孔枝泳著・石坂浩一訳

『サイの角のようにひとりで行け』

3人の30代の女性を中心に、それぞれの結婚生活や人生の葛藤を描いた小説。本書は1993年韓国で発売され、65万部をこすベストセラーとなる。

韓国では90年代に入って女性作家の活躍がめざましいが、著者はその中でも最も人気のある作家の一人。63年ソウル生まれ。80年代に経験した学生運動は『サイ・・・』でも重要な縦軸となって登場人物たちの心のひだをつくり上げる。

ヘワンは離婚歴のある31歳。学生運動真っ盛りの大学生活を送ったが、今では「かつては希望に満ちていた世代」と呼ばれている。あるとき女友達が自殺未遂を起こし、それをきっかけにヘワンと友人たちは女であることの葛藤を爆発させる。その語り口はあまりにも率直で、韓国では「サイの角シンドローム」まで巻き起こした。妻の座に幸福を見出すことと、自分らしくあることが矛盾してしまう社会の中で、韓国版「女たちのジハード(聖戦)」は続く。

ここで描かれていることがそのまま現在の日本にあてはまるというわけではない。しかし登場人物たちの、自分自身や家族、周りの人々に向けられた正直な感情は、日本の女性たちの共感を呼ぶだろう。

まだ翻訳の少ない韓国の現代小説。本書も刊行までに2年の歳月が費やされ、関係者の苦勞がしのばれる。(新幹社・2000円)

## &lt;事務局日誌&gt;

- 12月1日 国際交流基金へプログラム助成申請  
 12月2日 11月定例事務局会議  
 翻訳グループ学習会  
 12月7日 第35回センター運営委員会  
 12月12日 国際シンポジウム「2000年の『女性国際戦犯法廷』をどう開くか」(広木)  
 12月17日 東京都女性財団へ活動助成申請  
 12月19日 国際労働研究センター研究会(広木)  
 12月20日 「アジアの仲間」77号発行  
 12月28日 仕事納め  
 1999年  
 1月6日 仕事始め  
 1月13日 東京都女性財団活動助成金申請に関するヒヤリング(広木・小池)  
 翻訳グループ学習会  
 1月20日 1月定例事務局会議

## CAW主催

反グローバリゼーションキャンペーン

Tシャツ買ってね!

白地

サイズ:

M/L

価格: 未定

入荷予定: 3月初



☆「ある明治人の記録」(中公新書)「城下の人」四部作(中公文庫)を読み、明治維新とは何だったのかとしばし考える。遠い昔に読んだ「TN君の伝記」そして林竹二さんの田中正造に関する著作。維新が壊し伝えてこなかった大切なものがあるように思う。(K)

☆我が子が世話になった学童保育所が、不審火で全焼した。隣接する小学校の空き教室は校長の使用許可おりず。1週間後、地域の方のご好意で空き家を使わせてもらうことになり、狭くても自分たちの居場所ができて子どもたちに笑顔が戻った、と親たち。(H)

## ▲ ▼ 事務局だより ▼ ▲

☆通りすがりの人に人相を読まれることが最近よくある。今は「20年に1度の大転換期」らしい。見知らぬ人に突然運勢を当てられるのも不思議な感じだけど、そういう靈感のある人は通りすがりの人の運勢がいやでも目に付くのでしょうか。それも大変そう。(I)

☆田舎の母が寝込んでから、実家の妹夫婦を気遣ってくれる本家のおばあちゃん。畑も漬物も社交にも貴重なアドバイザー。長年の経験が光ってる。おかげで、この冬も田舎のご馳走の漬物や煮物を堪能できました。謝々。(N)

女性労働者通信

第79号

# アジアの仲間

アジア女子労働者交流センター  
〒169-0051 東京都新宿区西早稲田  
2-3-18-34

発行人代表者 塩沢美代子  
編集責任者 広木道子

電話・FAX 03-3202-4993  
郵便振替 00100-3-70086

CAW東南アジアキャンペーン・ツアー

## グローバル化反対! 女性労働者の権利を守れ!

急速に進む経済のグローバル化がアジアの女性労働者の暮らしを脅かしており、CAW(アジア女子労働者委員会)は、反グローバル化キャンペーンを開始したことを「アジアの仲間」78号でお伝えしました。

その第一陣として東南アジアグループが、大量解雇反対、女性の雇用の安定を保障せよ、労働条件を守れなどのスローガンを掲げ、2月24日から3月10日にかけてマレーシア、フィリピン、韓国へのキャンペーンツアーを行ないました。これには、インドネシア、タイ、フィリピン、マレーシアから労働組合のリーダーや労働問題NGOの活動家など合わせて12人が参加しま

した。ツアーの目的は、(1)グローバル化の影響で苦しんでいる東南アジアや韓国の女性労働者の状況を世論に訴える。(2)訪問先の女性労働者や活動家、運動団体などとグローバル化の下での経験や意見を交換する。(3)女性労働者のネットワークの方向をさぐる。(4)ツアー参加者がアジアレベルで、あるいは国際的なレベルで反グローバル化の展望をもつこと、などがあげられています。



ツアー最後に行なわれた総括では、参加者は帰国後労働組合や所属グループにキャンペーンツアーでの経験を伝え、グローバル化に関する情報を集め、反対運動を組織すると語りました。CAWに対しては、グローバル化が女性労働者に及ぼす影響の調査を今後も続け、労働者のセーフティネットについての研究をして欲しい、女性労働者グループの間でのコンピュータによるネットワークづくりを支援して欲しいなどの要望が出されました。

交流センターでは、CAWの反グローバル化キャンペーン支援として、Tシャツ販売を行なっていますが、アジアで深化しているグローバル化の影響を受ける女性労働者の実状をビデオに収めた『捨てられた”人形”』(CAW制作)日本語版も完成しましたので、ぜひお求めください。またCAWが、産業再編が女性労働者に及ぼす影響を調査して作成した報告書『シルク&スティール—産業再編の嵐の中で』を翻訳して、学習パンフとして近日発行予定ですので、合わせてご利用ください(関連記事2~4面)。

## CAW東南アジアキャンペーンツアー報告

## 草の根からの運動で

## 反グローバル化の連帯を

## マレーシア

14日間にわたるキャンペーンツアーは、まず参加者全員がマレーシアのクアラルンプールに集合し、女性開発グループによるリーダーシップトレーニングから始まりました。ツアー期間中には、集会や記者会見など多くの人々の前で意見を発表する機会があるため、相手に印象づける話ができることは重要です。参加者1人ひとりの1分間スピーチをビデオに撮り相互に批評し合ったり、呼吸法により緊張感をほぐすなど技術的な訓練を受けたことで、ツアーの中で自信を持って主張ができた参加者には好評でした。このプログラムはまた、参加者がお互いに打ち解けあい共通の目的をめざすツアーチームを作ることにもなりました。

最終日には、ツアーの目的の一つである記者会見が行なわれ、タイやインドネシアの参加者の歌を交え、参加各国がグローバル化の

下で悪化する女性労働者の現状を報告し、各国政府が対策をとるよう訴えました。最後にCAW制作ビデオ『捨てられた”人形”』を上映しました。後日、ニューストレイツ・タイムスなど数紙に記事が掲載されました。



韓国・国際女性デー集会で広がる共感の輪

## フィリピン

政府の企業擁護の政策により、労働者の団結する権利が侵害されているフィリピンでは、マニラでツアー受け入れ団体NFLの女性部委員長から、フィリピンの女性労働者の実状と労働運動に関してレクチャーがありました。

2日目はカラヨム衣料労働組合とジルマート衣料労働組合を訪問し、続いて労働組合女性部によるオープンフォーラムが開かれ、フ

## ビデオ 『捨てられた”人形”』 (日本語版)

— グローバリゼーションとアジアの女性労働者 —

経済のグローバル化の下で、アジアの女性労働者の権利が奪われています。

スリランカ：団結する権利を奪われた自由貿易地域の女性たちは組織化に取り組みます。

タイ：経済成長を支えた女性たちは職業病に苦しみ、政府に職業上の安全保護法を求めます。

韓国：悪化する雇用条件の中、失業した女性たちは協同組合をつくり仕事を生み出します。

CAW制作 60分 5000円

<助成> 財団法人東京女性財団

ィリピン側からは20人ほどの労働者が参加しました。ツアー参加者が各国の女性労働者の状況を報告すると、フィリピンの労働者も共通の問題を抱えており、お互いの経験を交流することで連帯を深めました。

翌日、ツアーメンバーはミンダナオ島ザンボアンガに飛び、受け入れ団体の大歓迎を受けました。ミンダナオ島はイスラム教徒が多数を占め、マレーシアやインドネシアからの参加者にとっては同じ文化圏です。翌朝、ザンボアンガからフェリーで1時間の島にあるバジランに渡り、農地改革制度の下で労働者がプランテーションを譲り受け、協同組合形式でゴムやパームオイル、コーヒーを栽培する農場を見学しました。その夜のマー水産加工工場の労働組合のメンバーとの交流では、スウェーデン系企業である会社が経営難に陥っており、いつ工場が売却されるかと労働者は不安を募らせていました。ミンダナオ最後のプログラムは、NFL傘下のミンダナオ女性会主催のオープンフォーラム「グローバル化が女性労働者に及ぼす影響」でした。100人もの女性労働者たちが集まり熱気に包まれる中、ツアーメンバーが各国報告の後、グローバル化反対の声明を読み上げ、歌を披露しました。

ツアーメンバーはマニラに戻り、簡単に感想を話し合った後、韓国に向かいました。

## 韓国

IMFの管理下で、インフレや大量解雇による失業に労働者が苦しむ韓国では、まず、いくつかの労働関係NGOから、韓国の政治状況と労働運動の現状についての説明を受け

ました。韓国での最大イベントは、二つの国際女性デーにちなんだ集会への参加です。その一つは民主労組や韓国女性労働者会協議会、女性民友会など労働運動のリーダー的役割を担う労働組合や団体が共催したヨンドンボ市民ホールでの「国際女性デー・女性労働者集会」でした。集会では、ツアーのメンバーも紹介されグローバル化反対の声明を読み上げ、歌を歌うと、参加した2000人もの労働者から大きな共感の拍手を浴びました。

もう一つは、全国の女性組織から約1000人が集まった韓国女性団体連合主催の「3月8日国際女性デー集会」で、集会では、前日と同様にツアーグループは声明を読み上げ、歌いました。集会に続くデモは子供連れも参加し、家庭的な雰囲気の中で行なわれました。

韓国の女性労働者運動の中心的役割を担う二つのCAWネットワークグループを訪ねました。サービス部門の女性労働者を支援する

### 近日刊行予定

#### アジア女子労働問題学習パンフ⑧

## 『シルク&スティーール —産業再編の嵐の中で—

輸出指向型工業化政策の下で、経済成長を支えてきた韓国、インドネシアの女性労働者たちの産業再編が進む中での失業の苦しみ。産業の中心的労働力でありながら認められないバングラデシュの女性たちの叫び。CAWが行なったアジアの女性労働者の実態調査報告の一部日本語訳。(交流センター発行 500円)

女性民友会は、職場でのセクハラ問題や男女平等の促進に取り組んでおり、ツアー参加者から熱心な質問が出されました。製造業の女性労働者を主に支援してきた韓国女性労働者会協議会では、元CAWスタッフでもある会長のリー・マリアと話し合い、CAWのグローバル化キャンペーンについて、各国レベルでもグローバル化を深刻にとらえ、CAWのネットワークグループがそれぞれの国で運動を発展させていくことが重要だというアドバイスを得ました。



ツアーを終え、記者会見に臨むメンバー

カナダのテレビ局を含む6社が参加して行なわれた記者会見では、韓国企業の海外の進出先での現状に焦点があてられ、タイとインドネシアからの参加者に質問が集中しました。5つの新聞が記事に掲載し、反グローバル化キャンペーンはマスコミの注目を浴びました。(キャンペーンツアー報告資料提供：CAW)

### CAW反グローバル化キャンペーン



**Tシャツ**

サイズ：M/L

価格：1700円

白地にピンクと青色ベースのポスター絵

### 短信

## インド：「スチュワーデス」の定年

インド航空の「スチュワーデス」は、職場での女性差別に対して会社を訴えると怒りの声を上げている。問題の発端は、1989年に政府が国家公務員の定年を58歳に引き上げる法律をつくった時にさかのぼる。国営の航空会社であるインディアン航空とインド航空にも法律に従うよう指示が出され、インディアン航空はすぐに乗務員の定年を男女とも58歳とした。国際線を持つインド航空は女性が60歳まで働けるようにはしたが、50歳からは機内勤務からはずすことを決定した。

「これは明らかに差別です。健康で活動的な女性が50歳になったら、突然不健康で、仕事ができなくなりますか。男性は50歳以上でも機内勤務ができるのに。」とある「スチュワーデス」は憤る。インド航空の規則によると「スチュワーデス」は50歳になると退屈な事務作業の地上勤務に格下げされ、賃金は25%もカットされる。

ほかの「スチュワーデス」は不満をあらわにししながら、「『スチュワーデス』はもう結婚への切符ではありません。今日では、女性は『スチュワーデス』をキャリア職と考えているし、独身者、離婚者、家族で唯一の稼ぎ手の者もいます。」と言う。インド航空は男性中心の会社だと女性たちは訴える。というのは、男性だけがアシスタントパーサー、パーサー、監督と昇進できる。女性の方が、男性よりもはるかに経験豊かである時でも。

(Women Envision 1998年9～10月号)

## グローバル化とは何か? (1)



南アフリカで労働問題の調査研究、情報サービスを行なっているNGOであるILRIG発行の小冊子『グローバルゼーション』の翻訳を4

回のシリーズで紹介します。

今日、「グローバル化」という言葉がよく使われている。テレビでCNN（アメリカの放送局）のニュースを見たり、ホテルで外国人を見かけたり、道路を走る現代（韓国の自動車会社）の車を見て、「これがグローバル化だ」と人々は言う。サッカーのファンが自国の最強選手が海外のチームに入ったのを聞いてグローバル化を嘆く。ビジネスマンが海外から25通もの電子メールが来ているのを見て「グローバル化はすごい」と言う。工場に新しい機械が入り人員削減が発表されると、労働者はグローバル化のせいだと思う。

「グローバル化」は、人によって違った意味を持っている。対立した立場の人が使うからである。たとえば、資本主義は南アフリカ商工会議所の指導者にとっては最も良い経済システムであるが、社会主義を支持するCOSATUの指導者にとっては、労働者搾取を基盤とする経済システムである。

### グローバル化を支持する人々

グローバル化の主な支持者は多国籍企業と

国際金融機関、そして先進資本主義国である。かれらはグローバル化を「自由経済への過程」と規定している。この考え方では、グローバル化は国家間の貿易を容易にし、生産やサービスを増大させ、経済成長を確実にする最良の方法としている。また、「自由化」は企業経営者には利益向上の機会を与え、生産者やサービス提供者としての国家の役割を減らすことを意味している。支持者の意見をまとめると、グローバル化とは：

- 自然で避けがたい歴史的变化の一部。
- すべての国、そして労働者も含めたすべての人々にとって富が増し、繁栄する。
- 世界経済にとっては唯一の可能性。

### グローバル化に反対する人々

反対する人々は、グローバル化を「労働者の生活を攻撃するもの」とよんだり、「資本家が生き残るための戦略」とよんでいる。グローバル化は新たな植民地形成、「世界戦争」でさえあると考えている人々もいる。反対者の意見をまとめると、グローバル化とは：

- 貧困が増大し、労働者の生活水準が低下。
- 金持国と貧困国との格差が拡大。
- 国内での金持ちと貧困層の格差が拡大。

反対者の中には「グローバル化」という言葉を使うことを拒否している者もいる。この言葉は資本家の搾取をあいまいにしまうので、「資本の国際化」のような言葉を使っている。



わたしたちの定義：グローバル化は世界経済の再構築の過程であると考え。これは1970年代に始まっ

た資本主義経済の危機への対応策である。主な目的は、最大限の利益を上げるための新しい方法を捜すことである。

再構築の特徴は何か。再構築は次のようなさまざまなレベルで行なわれている。(1) 投資や貿易の方法 (2) 国際的組織や合意、規約の運用の仕方 (3) 政府の政策のタイプ (4) 生産過程のやり方(たとえば、職場でのリストラ) (5) 開発計画の決め方 (6) 人々の生活上の変化 (7) 自由市場経済の考え方の影響の増大

世界経済の再構築は、多国籍企業や先進工業国の政府、国際金融機関に導かれている。国や地域のレベルでは、経済界や政府のリーダーたちがこれを支持している。

### グローバル化の背後の考え

グローバル化の進行は、自由市場経済の考えに基いている。自由市場経済の中心となる原則は、国の発展には企業活動が最も重要であるということである。もし企業が大きな収益を上げれば、だれもがその”恩恵に浴する”ことになる。

自由市場経済は次のように機能すると考えられている。企業は利益を上げると、再度投資して新しい工場を作ったり、既存の工場を拡大する。この再投資をする時には、より多くの労働者を雇用し、より多くの製品を生産する必要がある。より多くの労働者が雇われると、労働者はより多くのお金を使うことができるようになる。労働者がより多くのお金を使うと、より多くの生産が必要となってくる。これにより大きな収益、再投資、多くの

仕事といった新たな循環を生むのである。このモデルで成功する鍵は、個々の資本家の利益である。そのため、自由市場経済の考え方は個人主義を促進し、とくに個人の事業主または企業の利益と成功への欲求が促進される。

自由市場経済の考え方によると、国家の役割とは企業の利益を促進させることである。そのために、民営化、規制緩和、貿易と金融の自由化の3つの政策が、一般にグローバル化と関連づけられている。

### 民営化

自由市場経済の支持者は、生産者、所有者、サービス提供者という形で、国が経済に介入することに反対する。国が製品を生産したりサービスを提供することは、民間が行なうほど効率的ではないと言うのである。そのため支持者は、南アフリカをはじめ世界中で、民営化を求めている。その結果、多くの国で国营企業が売却された。国营企業売却以外にも、次のような民営化の方法がある。

- 外注または下請け：国が行なっていたサービスが、民間企業によって請け負われること。たとえば政府が、民間の警備会社と契約すると、それまで公務員だった警備員は民間会社の警備員にとって代わられる。
- 政府と民間部門の提携の促進(半官半民)
- 国営地の売却
- 受益者負担の増大(教育、電気、水道)

### 規制緩和

規制緩和とは、国の生産者やサービスの提供者、社会福祉の促進者としての役割を減らす一連の方法のことである。

補助金の廃止：国が無料または低価格で提供するサービスは多い。たとえば国がある種の建材を無料で提供することで、住宅建築に補助金を出している。南アフリカでは過去にいくつもの補助金があった。学校や公共輸送機関、主要な食品である黒パンやひき割りとうもろこしなどに補助金が出ていた。

価格管理の廃止：国は多くの商品の価格を規制している。価格規制はたいていパン、ミルク、肉、卵、調理油、ひき割りとうもろこしなどの生活必需品にかけられている。規制緩和によって販売者は独自の価格をつけることができる。

直接税の削減または廃止：直接税は収入や収益に課せられる。規制緩和によってこれらの税金が引き下げられる。この裏にある考えは、裕福な個人や企業はより多くの商品を生産したり、サービスに投資ができるということである。

企業活動に関する国の規制緩和または廃止：規制緩和は企業活動の方法に関して規制する法律にも適用される。この法律には最低賃金、労働条件、環境に関する法律が含まれる。

### 貿易と金融の自由化

貿易と金融の自由化とは、国際的な企業活動をやりやすくするために、商品、サービス、お金が容易に国境を渡れるようにすることである。

貿易の自由化は、投資協定や政府の政策と密接に結びついている。実際、政府は貿易の自由化を利用して外国投資家をひきつけようとする。たとえば貿易協定は、外国からの投資家が税金と法律を免除される「自由貿易」

地域をつくることをねらいとしている。自由貿易の鍵となる次のような政策がある。

- 1、関税（輸入品への税金）の廃止
- 2、輸入割当制度の廃止（ある輸入商品の金額的・量的規制）
- 3、外国人経営の会社に対する規制の廃止

金融の自由化は、国境を越えるお金の動きに対する規制を廃止する。これによって、企業がある国から利益を得て、他の国に投資することが容易になる。

### 自由市場経済に関する議論

自由市場経済に対する批判は多い。この議論の中心となる問題は、自国の経済に対し政府はどのような役割を担うべきかということである。これは、二つに分けることができる。一つは、政府は積極的に経済を規制し、企業の方と影響をコントロールして労働者を保護すべきだとする立場をとり、社会民主主義者または「混合経済」の支持者、ケインズ派と呼ばれる。

もう一つの立場は、民間部門は国内経済での役割を果たすべきではないと主張する。労働者と国民の大多数の支配の下に、国は資源とすべての大規模な生産を所有し、経済をコントロールすべきだという。国家経済の決定には、国民の要求が最も重要な要因であると主張する。この立場の人々は社会主義者、共産主義者、マルクス主義者と呼ばれている。

### 立場1：混合経済アプローチ

この立場の人々はビジネスを経済のあるがままにされてはならないと考える。民間企業は国の経済に重要な役割を果たしていると主

張する一方で、利益を制限し国民の福祉を促進させるために国は介入しなければならないと考える。

この視点に立つ人々は次のような政策を支持している。

- (1) 企業や裕福な個人に高い税金を課して、社会的サービスのための資金とする。
- (2) 重要なサービスは国が所有する(電気、電話など)。
- (3) 主食、住宅、衣料などの基本的必需品に国が補助金を出したり、価格規制をする。
- (4) 保健、教育などのサービスを国が提供する。
- (5) 労働者を保護するための規制(賃金や雇用条件に関する法律)をつくる。
- (6) 国民を保護するための規制(差別や公害に対する法)をつくる。

## 立場2：社会主義アプローチ

社会主義者は資本主義を否定し、企業活動、農場、鉱山が集团的または共同的に所有されて機能することを主張する。この考え方からすると、民間企業の利益は労働者の搾取に基づいているため、資本主義は国民の需要に応えることができないとしている。さらに規制された経済や混合経済であっても、自由市場経済は常に危機を抱える傾向にある。危機が起これば、大規模な失業と貧困が広がるだろう。

このように社会主義者は、集团的または共同的な所有形態だけが、私的利益のためではなく国民の需要に応え、安定した経済を提供し、国の資源が大多数の国民の最大利益のために使われると主張する。(つづく)

## <図書紹介>

崔正鉉著

加藤美蘭訳・石坂浩一監修

『韓国版男も子育て パンチョギの育児日記』

レストランでお父さんにトイレにつれて行ってもらうハエリンちゃん。女の子だけお父さんと一緒に男性用トイレでしたい!とねばって試してみるけど、結局失敗しちゃいます。しばらくして今度は「ママ、シー!」と言って、驚くお母さんを後目に男性用トイレに意気揚々と入っていく……。本書は父親である著者が育児に奮闘する様子を楽しくまんがにしたものです。シンプルな絵と絶妙の間がとぼけた味を出していて、雰囲気はスヌーピーの「ピーナッツ」に似ているかな。

著者の崔正鉉さんは1960年生まれ。ソウル大学で油絵を学ぶかたわら、軍事独裁政権に対する抵抗運動の影響を受け、大学新聞に政治風刺まんがを描き始めます。

80年代には政治的な抑圧に対して直接的な表現が用いられていましたが、80年代後半から人々の生活が豊かになるにつれて、美術は新しい表現が求められるようになっていきました。そんな時、90年にハエリンちゃんが生まれ、崔さんは女性新聞にこのまんがを連載することになりました。95年には女性新聞社と第2政務長官室から第一回「平等夫婦賞」を贈られています。

子どもと暮らす楽しさや男性ならではの育児経験だけでなく、子どもの行事や託児所など、韓国の育児事情を垣間見られるのも魅力です。(社会評論社・1800円)

— プール・サイド —

## この道はいつか来た道

塩沢 美代子

3月24日の夜半、テレビのニュースが、日本海を航行中の不審船を海上保安庁の巡視船が追いかけたが追いつけず、はじめて海上自衛隊が出動し威嚇射撃を行ったと伝えたとき、とっさに私の頭にひらめいたのは、これは”やらせ”だ。日本軍(名前はなんであろうと、軍隊には違いない)が仕組んだ芝居だということだった。ときあたかも日米安保条約の新ガイドラインなるものの、国会審議がはじまったときで、あまりにもタイミングがよすぎたからと、かつての15年戦争の発端となった満州事変の史実が連想されたからである。

そのとき小学校1年生だった私は、その真相を知る由もなかった。いや大人だって同じであり、戦後に日本のアジア侵略の歴史が明るみにでるまでは、誰も知らなかったのである。満州と呼んでいた中国の東北部は、日本が日露戦争後に新京(長春)と旅順間の鉄道とその附属の利権を獲得し、関東州を租借して以来、日本の資本主義にとって重要な地域となり、関東軍と呼ぶ軍隊が駐屯していた。その幹部らは満蒙領有を計画し、1931年9月18日夜、奉天(瀋陽)郊外の柳条湖村で、自ら満鉄線を爆破し、これを中国軍の仕業だと称して軍事行動を起し、翌日には奉天市をはじめ満鉄沿線の主要都市を占領し、

中国侵略がはじまったのである。

☆

ところで日本海上の不審船については、その後のマスコミによれば、存在したことは事実らしいが、海上自衛隊が出動して威嚇射撃をする必然性があったのかどうかは、きわめて疑問である。テレビ番組では軍事評論家の肯定論者と否定論者を登場させるが、後者のほうがはるかに説得力がある。小淵首相は海上自衛隊の出動命令を20分で決断したというが、絶好のチャンスとして利用したのであろう。



この事件とはほぼ同時期から、ユーゴスラビア連邦セルビア共和国コソボ自治州をめぐる紛争で、北大西洋条約機構(NATO)軍のユーゴ空爆がはじまり、もう3週間も続いている(4月12日現在)。

紛争そのものについては、予備知識のない私にはまことにわかりにくいのだが、ユーゴ大統領と警察や軍隊によるアルバニア人への弾圧や攻撃をやめさせるための空爆だという。

NATO軍といっても、イニシアチブをとっているのはアメリカ大統領のようだが、国連の安全保障理事会の討議も経ず、ロシアの強い反対にもかかわらず、なぜ他国の民族紛争に武力介入をするのか。私にはアメリカは滞貨した兵器を消費するチャンスを、なんら

かの大義名分をつけて求めているように思えてならない。1日1億ドルの戦費という報道もある。そして日本が軍事同盟を結んでいる相手は、こういう国であり、新ガイドラインとは今後の米軍の軍事行動に日本を巻き込むための具体策で、いわば戦争マニュアルである。

☆

太平洋戦争による日本国内の民間人の被害者に限った場合でも、私の受けた被害は少ないほうである。住んでいたのが沖縄でも広島でもなかったし、おなじ東京でも3月10日の大空襲の被災地からも外れていた。それでも1945年(昭和20年)8月15日の終戦に至る前、半年間の空襲下の日々の恐怖感は、54年たっても、少しもうすらいでない。たまたま耳にするなんらかのサイレンが、当時の空襲警報のサイレンに似ていると今でもビクッとすると、我が家に焼夷弾と小型爆弾が落ちたときの心臓を直撃するような轟音も、私の身体に残っている。そしてテレビにうつる現地の人々の恐怖にひきつった表情が、私の顔に乗りうつる。相手国の権力者をこらしめ、軍事施設をたたくためと称する軍事行動も、結局は民衆を苦しめるのがおちである。正義のための戦争などありえず、武力行使そのものが絶対的な悪であることを、戦争体験者は肌で知っている。

2月25日に、車いすの100歳の櫛田ふきさんを先頭に、反ガイドラインの女性のデモが銀座通りで行われた。そのとき沿道の人たちがまったく無反応か、好奇の目でしかなかったのが、60年安保闘争のときの状況とあまりにも違い、私の焦燥感と危機感を深めた。  
(交流センター所長)

### <事務局日誌>

- 2月10日 翻訳グループ学習会
- 2月12日 CAWネットワーク共同行動・ILO条約批准要請労働省交渉(塩沢・広木・池田)
- 2月15日 日立男女差別裁判傍聴(池田)
- 2月20日 「アジアの仲間」78号発行
- 2月23日 2月定例事務局会議
- 2月25日 「新ガイドライン法反対!女性のデモ」(塩沢)
- 2月27日 国際労働研究センター研究会(塩沢・広木)
- 3月7日 国際女性デー「おんなたちの祭り」(塩沢・広木・池田)
- 3月8日 パート研究会(広木)
- 3月10日 翻訳グループ学習会
- 3月17日 横浜市従国際女性デー講演(広木)
- 3月20日 国際労働研究センター研究会(塩沢)
- 3月23日 3月定例事務局会議

----- <新刊のお知らせ> -----

### 英文資料「日本の女性労働」NO.23

- (1) CAWのILO条約批准を求めるキャンペーン共同行動で労働省に批准要請
  - (2) 改訂労働基準法、雇用機会均等法施行
  - (3) トピックス
    - ・北朝鮮系学生への人権侵害調査委員会
    - ・フィリピン・台湾「従軍慰安婦」裁判
    - ・家庭内暴力加害者男性の自助グループ
- (交流センター発行 400円)

## お知らせとお願い

会員の皆様の暖かいご支援によって、センターは15年にわたり、充実した活動をつづけることができ、心から感謝しております。しかし、財政上の限界により、当センターは今年度をもって現在の活動を終結せざるをえなくなりました。

発足当時はアジア第3世界に関する活動ということで、WCC（世界キリスト教協議会）、CCA（アジアキリスト教協議会）、アメリカのキリスト教団体から、年間予算の半分近くの活動資金の援助がありましたが、円高により激減し、数年前からはすべて打切りとなりました。国内の会費・カンパも大口だった方々は退職されたり、亡くなったりで減少しております。しかし会費やカンパの減少は、15年間に、アジアの民衆に連帯する多様な活動が生まれ、支援の志をもつ方々のお金が分散しているためでもあり、喜ぶべき現象の結果ともみられます。その点でセンターはアジアに目を向ける役割を果たしたとも考えられます。

そこで運営委員会で熟慮の結果、本年度をもって現在のセンターを閉じることに致しました。

したがって本年12月には、アジアから活動をともにした数名の仲間を招き、最後の交流集会を開催いたします。そのための経費も含め本年度は予算もかさみます。詳細は追ってご案内いたしますが、交流集会成功のために、会費、またはカンパとして以前にもましてご協力いただきたく、よろしくお願い申し上げます。

1999年4月20日

### 会 費 （年会費一口以上）

A 一般会員： a 3,000円    b 5,000円    c 10,000円

B 賛助会員（個人及び団体）： 20,000円

< 郵便振替 > 00100-3-70086

アジア女子労働者交流センター

アジア女子労働者交流センター

運営委員長    東海林 勤

運営委員・所長    塩沢美代子

運営委員    青地 恵    伊藤 義清    大津 健一

加藤 勇    塩原 節子    東海林 路得子

高戸 要    古川 幸子    松浦 順子    山野 繁子

## 1998年度決算報告

1998.4.1 ~ 1999.3.31

## &lt;収入の部&gt;

会費	2,809,000
カンパ	2,121,664
事業費	823,840
雑収入	3,825
運営基金より繰入れ	2,000,000
借入金	1,195,355
小計	8,953,684
前年度繰越金	△ 2,804,645
合計	6,149,039

## &lt;支出の部&gt;

国際交流費	724,807
国内交流費	54,985
資料費	673,866
調査研究費	642,945
15周年記念プログラム準備費	774
編集印刷費	570,040
翻訳費	469,425
通信費	653,107
人件費	3,875,370
事務管理費	955,947
予備費	4,126
小計	8,625,392
次年度繰越金	△ 2,476,353
合計	6,149,039

## 1999年度 交流センター活動計画

## 1、交流センター15周年記念事業

- 1) 記念ワークショップおよびシンポジウムの開催 (1999年12月)  
招待者: CAW、香港、韓国、タイ、インドネシアからオルガナイザー  
内容: 労働基準法女子保護規定、セイフティネットをめぐって
- 2) 15周年記念パーティ (1999年12月)
- 3) 「アジアの仲間」15年にみるアジア女性労働者との交流記録出版

## 2、CAWグローバル化・キャンペーンへの参加

- 1) ビデオ『捨てられた”人形”』の日本語版作成と普及・販売
- 2) CAW東アジア地域ワークショップへの参加 (2000年3月・台湾)

## 3、女性労働問題、進出企業問題に関する課題についての国内共同行動への参加

## 4、CAWその他、諸外国のNGO、女性グループとの国際連帯・協力活動

## 5、「アジアの仲間」発行 年6回

## 6、英文資料「日本の女性労働」発行 年2回

## 7、その他、翻訳グループ学習会、講師派遣、資料収集、翻訳、国際・国内連帯活動等

女性労働者通信

第80号

アジア女子労働者交流センター  
〒169-0051 東京都新宿区西早稲田  
2-3-18-34

発行人代表者 塩沢美代子  
編集責任者 広木道子

電話・FAX 03-3202-4993  
郵便振替 00100-3-70086

# アジアの仲間

センター設立15周年記念シンポジウム(予告)

## 12月・アジアの仲間招き、本音で語る熱い交流を

アジア女子労働者交流センターは、今年12月、アジアの女性たちを日本に招き、設立15周年を記念するシンポジウムを開催します。来日を予定しているのは、韓国、香港、タイ、インドネシアの女性たちで、これまでCAWの活動やアジア研修ツアーを通して親しくしてきた仲間たちです。

それぞれの国の女性労働者にとって、今最大の問題は、労働条件の悪化と雇用不安、そして非正規雇用化です。これは日本の女性にも共通しています。これまでも度々とりあげてきた問題ですが、経済のグローバル化とい

う大きな流れとの関連でしっかりとらえなおしてみたいと思います。

なお、これが交流センター最後のプログラムとなるため、パーティーも予定しています。アジアの女性たちは、日本の女性たちとの熱い交流を望んでいます。多くの皆さんのご参加を期待しています(詳細は後日)。

\*

- ◆開催日時 12月11日(土)  
シンポジウム:午後1時~5時  
同日 記念パーティー:5時~7時
- ◆場所 主婦会館プラザエフ(四谷)

### <好評発売中>

## ビデオ「捨てられた”人形”」(日本語版)

— グローバリゼーションとアジアの女性労働者 —

経済のグローバル化の下で、労働条件の悪化や職業病、失業など厳しい状況のなかで声をあげ、たたかうスリランカ、タイ、韓国の女性労働者を記録した最新の貴重な映像です。

60分 5000円 <助成>財団法人東京女性財団

★ 大学や地域の女性センター、公的図書館などに視聴覚資料として備えていたいただくよう、ご紹介下さい。

## ＜移住労働者と連帯する全国フォーラム＞

### 救済でなく移住労働者が主体者に！

6月5日から6日にかけて、東京で「移住労働者・家族と共に生きる社会をめざして」と題して第3回移住労働者と連帯する全国フォーラムが開催された。

1980年代から、海外からの移住労働者の数は増加し、バブル期の人手不足を補うために、日本政府もブラジルやペルーなど南米の国々の日系人や、研修生制度という名のもとに外国人労働者を積極的に受け入れてきた。しかし、最近の長引く不況のなかで、不利な立場にある移住労働者は多くの困難に直面している。

今回のフォーラムは、このような状況の中で日本各地で移住労働者を支援してきたグループが中心となり、これまでの活動を振り返り、グローバル化の影響の中での今後の方向を探ることを目的として開かれた。2日間で延べ1100人もが参加し、会場から人が溢れるほどの活気に満ちた集会で、移住労働者が日本の社会の一員として、確実に定着してきていることを実感するものであった。

しかしパネルディスカッションでは、性産業で働く女性たちへの暴力や人権侵害が相変わらず深刻なことや、日本政府は外国人・移住労働者に対する管理をますます強化しており、彼らを社会に受け入れようとする方向性をまったく持っていないことが報告された。

これを受けて15の分科会に分かれ、テーマ別に討議が深められた。私が参加した分科

会「アジアにおける移住労働者の連帯」では、海外から2人のゲストが報告した。

香港にあるNGO「アジア移住労働者センター(AMC)」のレックス・バローナさんは、移住労働者・支援する人々のアジアレベルの連帯をめざした取り組みを語ってくれた。

海外への出稼ぎは、自国内での貧困や失業、仕事があっても低賃金で生活ができない状況のために起きる。96年には1千万人が貧しい国から豊かな国へ出かけている。経済のグローバル化が進展する中で、経済危機に陥り、IMFや世界銀行の構造調整プログラムを受け入れた国々は、海外への出稼ぎを増加させてきた。98年には、それまで受け入れ国であった韓国やタイ、マレーシアなどが経済危機にみまわれ、約100万人の移住労働者が本国へ送り返された。しかし、送り出し国の経済状況が改善されたわけではないので、依然として移住労働者は跡をたたない。

### 移住労働者グループのネットワークを

では、現状をふまえ、どのような移住労働者の連帯が可能であろうか。労働者の移住先では、これまで支援グループが相談活動を中心に行ない、インターネットで他の国へ移住労働者の状況を伝えたり、国連の移住労働者と家族に関する人権規約の批准を政府に呼びかけるなどの活動を行ってきた。しかし、これらの活動には移住労働者は主体者として関わってこなかった。

ますます深化するグローバル化の下で、移住労働者が権利を主張するためには、救済ではなく、新しいものをつくる必要がある。A

MCではそのために、2つの具体的な取り組みをしている。その1つは、移住労働者に対する"re-integration" (再統合) の呼びかけである。これは移住労働者が海外で収入を得た後、自国に戻り何か仕事を始めることをすすめることである。もう1つは各国にある移住労働者の組織や支援組織を国内レベル、アジア地域レベル、世界レベルにネットワークすることである。実際にアジア各国にある移住労働者・支援者の組織をネットワークしたMFA (Migrant Forum in Asia) はアジアレベルで活発な情報交換を行なっている。

このMFAに韓国から参加している「外国人労働者対策協議会」の李今淵さんが韓国の状況を次のように報告した。この協議会は、全国各地でキリスト教会や人権団体、労働組合などがつくっている21の移住労働者の支援センターから構成されている。

IMF管理下の韓国では、"不法な" 移住労働者に対する監視が厳しく、移住労働者の組織化は難しい。協議会の具体的な活動は、未払い賃金や労災、健康についての相談活動が中心である。半数のセンターではシェルターを持っており、スタッフが一緒に生活をしている。移住労働者は自国で仕事がないので帰れない状況にあるが、韓国内でも失業が増大し、政府は外国人の代わりに韓国人を雇用した企業に、6カ月間、1人当たり月額50万ウォン(約5万1千円) 支払うことを決めた。

韓国にいる移住労働者は日本へ行きたいと願っており、500万ウォンほどブローカーに支払うと日本へ行けるといふ。日本と韓国の支援グループがネットワークを強め、情報交換をすることが大切である。(仁田裕子)

## 大阪から修学旅行の中学生 NGO見学でセンター来訪

5月23日、大阪・泉南郡の熊取中学校から修学旅行の3年生7人が、センターを訪れました。彼女たちは2年生の1学期からNGOについての学習を深め、昨年秋の文化発表会では保護者や地域の人々にも呼びかけて1円玉と5円玉の募金活動を行ない、また「環境・人権・平和」をテーマにしたビッグアートをつくるなどの活動を通して、地元大阪のNGOと交わってきたそうです。



センターを訪問した熊取中学校の皆さん

センターを訪問した彼女たちからはまず、①どのようなきっかけで、いつ活動が始まったのか ②なぜこの活動をしようと思ったのか ③仕事の中で一番つらかったこととうれしかったことは何かなど、センターの活動についての質問がありました。その後、ビデオ「捨てられた"人形" - グローバリゼーションとアジアの女性労働者」の中のタイの部分を観てもらい、アジアの女性労働者の問題、アジアの子どもたちの生活や学校の問題、日本の生徒たちが給食で食べているエビとアジアのつながりなどについて話し合いました。

## ”女性労働者の権利は女性労働者の力で”

### 韓国に女性労働組合誕生

「『今はダメだ。後にしろ。』女性の問題はいつも後回しにされてきました。女性解放、労働の平等を夢見る私たちは、もう待てません。今まさに女性労働者の問題を解決する時です。」経済危機の下、失業や不安定雇用にさらされる女性労働者たちが立ち上がり、1999年1月、相次いで韓国初の女性労働組合をつくりました。ソウル女性労働組合とソウル地域女性労働組合です。ここでは、設立資料を送ってくれたソウル女性労働組合を紹介します。

98年2月、女性労働者活動家と小企業で働く女性労働者、合わせて15人が集まり、韓国で最初の女性労働組合設立に向けて話し合いを持ちました。現在の労働組合の家父長的風潮をなくし、女性労働者の低い組織率(97年12月現在、5.6%)を改善するためには、女性労働組合が不可欠という結論に至りました。参加した女性の多くは小企業の労働者や臨時雇用の労働者で、急いで女性労働組合をつくる必要性に迫られていました。しかしだれも労働組合設立の経験がなかったので、ゼロから始めることになりました。

まず、韓国の労働運動がかかえる根本的な問題の検討から始めました。韓国の企業内労働組合や産業別や地域別の労働者組織の状況を分析しました。そして韓国の女性や女性労働者一般が置かれている実態を調査しました。これをもとに、女性労働者が連帯を強める方

向を話し合いました。女性労働者の組織化に成功した例も検討しました。また改訂された労働関係法に照らして、労働運動と女性運動に関する問題を研究しました。

この間一人の仲間が、結婚を理由に退職を強要されたことに抗議し、たたかっていました。これは、それまで私たちが検討してきたことを行動に移すきっかけになりました。

98年7月、20年以上も働きつづける中で、労働組合を設立した経験を持つ女性を招き、体験談を語ってもらいました。彼女の話に勇気づけられ、早急に女性労働組合をつくることの大切さを再認識しました。そこで、雇用機会均等月間である10月にソウル女性労働組合を設立することに決めました。

8月には、地域レベルの労働組合の面接による実態調査を行いました。建設現場の日雇い労働組合や全国農業協同組合労働組合、印刷労働組合、ソウル地域衣料労働組合、靴職人労働組合です。この調査を通して、厳しい状況にもかかわらず、組合が労働環境の改善にむけてたたかっていることがわかりました。

また小企業で働く女性労働者が経験を語り合う機会を持ち、職場で女性労働者が抱えている特有の問題を理解することができました。

9月、具体的にソウル女性労働組合設立の準備に入り、「希望と喜びを与える労働組合をつくろう」と題したワークショップを開き、徹夜で討論し、女性労働者を非人間的な労働条件から解放する労働組合結成をめざすことになりました。組合員の声をきちんと聞き、組合員の活動を最も大切に作る組合です。

資金難のため10月に予定していた設立を延期せざるを得ませんでした。しかし政府や

企業には資金援助を求めないと決めました。

11月には組合の規約をつくったり、渉外、調査、宣伝、教育などの各部門を組織し、最終的な行動計画もできあがりました。

99年に入り、200人以上もの人々から

資金援助を得て、ようやくソウル市の中心に事務所を持つことができました。支援者の半数は男性で、少ない給料からカンパをしてくれました。1月10日、設立大会後、市役所に届け、ソウル女性労働組合が誕生しました。

### <組合員の手記> 女性の権利のためにたたかう女性たちと共に

イ・ミニョ

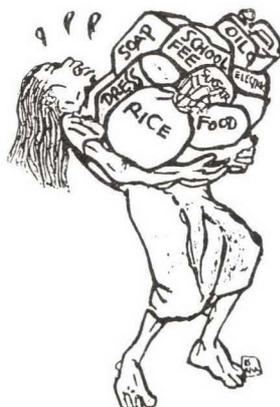
ウルサンからソウルに引っ越し、荷物の片付けで痛む体を引きずって公共勤労(日本の失業対策事業に該当)の仕事を終えてソウル女性労働組合の事務所を訪ね、組合に加入しました。

昨年1月夫は退職勧告を受け、6カ月の間に3回も配転されたあげく、辞表を強要されて退職しました。夫の失業は家族の生計問題でした。退職金とわずかな慰労金は借金の返済に消え、残った千万ウォンの借金のため、私は足に豆をつくって仕事を捜し、やっと公共勤労者になることができました。私の収入が家族の唯一の生計手段となりました。私はウルサンがいやになりソウルへ引っ越すことを提案しました。夫は何の展望もないソウルへの引っ越しは、私の仕事まで失うと反対し、けんかになりました。しかし、幸か不幸か、ソウルでも公共勤労ができることになりました。

夫は失業してから変わりました。被害者意識が強く、小さなことにもかんしゃくをおこします。すべてに自信をなくし、決断ができなくなっています。会社人間だったので、家にいて家族と過ごす時間が多くなったことで、私を恨むようになりました。

夫の失業による家庭不和の話は、他人事として知っていましたが、実際にその立場になると私も例外ではありませんでした。朝から晩まで、家事や子供の教育・育児、そのうえ公共勤労と、寝る暇もないほどめまぐるしい一日ですが、夫は助けてくれません。マスコミでは夫が失業した家庭の話になると、“夫を生かすのは女次第”という話ばかりで、毛先まで怒りがこみあげてきます。夫の失業で家族全員が苦痛を味うにもかかわらず、妻が夫の苦痛を癒してあげなければならぬというのは、できないことです。どこにも女性の苦痛に耳を傾けてくれる所はありません。

女性労働者として生きて行くためには、同じように女性の権利のために悩みたたかう女性たちと協力する以外にはないと考え、ソウル女性労働組合に加入しました。



## グローバル化とは何か? (2)

### III 今、なぜグローバル化か?



世界資本主義システムの危機が主な要因であるが、他にもグローバル化を可能にしている次のようなものがある。

- 技術の進歩、とくにコンピュータ化
  - 旧ソビエト連邦と社会主義諸国の崩壊
- 次にこれらの要因を詳しく検討してみよう。

#### 資本主義の危機

グローバル化は資本主義の勝利であると考え人々がいる一方で、資本主義の瀕死の段階と考える人々もいる。1945年から60年代の終わりにかけて、資本主義国は急速に成長したと前者は指摘する。この成長は政府による福祉の増大を伴い、新たに独立した第三世界の国々でさえ、この時期に国民の生活水準が急速に改善されたという。

資本主義の危機を語る人々は、70年代の初期までに資本主義は問題を抱えるようになったと主張する。資本主義経済には大きな問題が2つあった。1つは、大量な生産物を生み出したものの、それを購入できる消費者が十分にいなかったこと(過剰生産)。2つ目は、多数の大企業が巨大な利潤を蓄積してきたが、それを投資するところがなかった(資本の過剰蓄積)。その結果、西側の資本家は利潤を生む新たな方法を求めた。

まず、モノとサービスの生産を続けた資本家は、新しい市場とより低価格で生産する方法を模索した。これは、アジアやラテンアメリカなどに向けた貿易と生産の拡大をもたらした。他の資本家は生産をまったく諦め、利益を求めて金貸し業と投機に向かった。70年代には多くの資金が途上国に向かい、80～90年代には融資を受けた途上国の債務危機をもたらした。融資の拡大に加え、70年代初めから90年代半ばにかけて、巨大な資金が生産への投資から投機へと移動した。

2つ目は、資本家が労働力の生産性を上げることによって、新たな利潤を得ようとした。生産過程に“減量生産”とか“職場再編”といわれる新しい方法が現れた。これによって、企業や労働者には“国際的競争”に強くなるようさらに圧力が加わった。競争力強化が意味するところは、労働者が同じ時間、同じコストで、より多くのを生産するよう要求されることである。労働者は“多技能多職種”といわれる新しい仕事や異なる仕事を押しつけられた。多くの場合、競争力強化は人員削減を伴った。それは、“規模縮小”“適正規模化”“合理化”などといわれている。

グローバル化を資本主義の危機の結果と見る人々は、グローバル化の進展には限度があると主張する。新しく利益を生む市場には限りがあり、労働者の生産性をあげることに限界があるという。その上、投機的な投資の増大が世界経済に大きな問題を引き起こしている。投機は短期、あるいは中期的には利益を生むかもしれないが、長期的には生産への投資のみが安定をもたらす。“紙切れ”の売買による利益は、どのような製品にもサービ

スにも裏づけられていないので、結局は崩壊するに違いないという。

### 技術の進歩

この20年間に、技術が目覚ましい進歩をとげたことは、衆議一致するところである。グローバル化にとっては、次のようなコンピュータの役割がとくにおおきい。

■コンピュータは世界中の情報やお金を一瞬にして移動させることができる。これによって、人々が世界中で今何が起きているかをこれまで以上に早く知ることができるようになった。この情報によって、以前ならできなかったやり方で意思決定をし、事業活動を行うことができる。

たとえば、南アフリカの会社経営者は、インターネットの検索によって英国の製品についての情報を得て、電子メールで会社に注文し、支払い金は会社の口座に電子送金する。20年前はこのようなことは不可能で、郵便のスピード如何によっては、完了までに数日、あるいは数週間もかかっていた。

■電話技術の進歩は世界中いたる所の人々と昼夜関わりなく、いつでも話せるようになった。携帯電話で、車で移動中であろうと、山頂を歩いていようと、会議中であろうと、連絡することができる。

このようにコミュニケーションが速く、容易にできるようになったので、世界経済のさまざまな面でさらに変化が進んでいる。

■高度に組織化されたハイスピードの航空旅行システムと結合して、コンピュータはモノや人を世界中どこへでも非常にスムーズ

に移動させる。

### インターネット

インターネットは90年代に世界規模で使用されるようになった。インターネットを使って、コンピュータの前に座った人は数分のうちに、図書館から溢れるほどの情報にアクセスできる。南アフリカでは、企業や政府機関と同様に大衆組織もインターネットを利用している。インターネットを使い、人々は政府資料や法律、労働組合の政策などを読んだり、最新のサッカーのニュースを読むことができる。労働組合でもインターネットで、ストライキ行動などへの連帯を要請することができる。

### ソビエト連邦と他の社会主義国の崩壊

グローバル化の台頭を説明する時には、ソビエト連邦と他の社会主義国の崩壊が注目される。最も重要なことは、社会主義の崩壊が世界の力のバランスを変えたことである。ソビエト連邦の崩壊後、アメリカが唯一の超大国になり、残りの主要先進国はすべて資本主義国であった。多くの人々はこのバランスの変化が、自由市場の一層の拡大につながったと主張する。“新世界秩序”とも呼ばれるものである。

しかし、ソビエト連邦および他の社会主義国の崩壊の原因とグローバル化との関連については、さまざまな見解がある。グローバル化を支持する人々は、社会主義は崩壊する運命にあった機能不全のシステムと考えている。この崩壊は資本主義の最終的勝利であり、人類の偉大な前進であるとみる。

グローバル化に反対する人々は違った立場を取る。社会主義国の崩壊は、今のところ、グローバル化に替わる選択肢がないことを意味すると考えている。しかし彼らの多くは、ソビエト連邦および東欧諸国の社会主義は、資本主義に替わるものとしては、非民主的で非効率的であったと主張する。資本主義の勝利は現時点のものであり、最終的にはグローバル化に替わるものが現れるであろうという。

### なぜ今、グローバル化か？

グローバル化の支持者は、グローバル化は“自然”な過程と考える。とくに、技術的進歩がグローバル化をもはや止められないところまで推し進めているという。これを“情報時代”とか“情報資本主義”と呼ぶ。情報が権力の最も重要な源である時代であり、最上の情報技術と最高の技術技能（“知的資本”）を持つものが、世界経済において最高の力を持つと主張する。この新時代に成功する鍵は、世界中の金と情報をできるだけ速く動かせる能力である。生産力や軍事力でさえ、今や重要性においては二番手であるという。彼らは資本主義の危機などまったく予想しておらず、資本主義に何か問題があっても、技術がその解決に使われるであろうと考えている。



批評：技術はわれわれの仕事や暮らしを楽にするという。しかし、コンピュータや飛行機、武器システムなどの最新技術を手にできる

のは金持ちや権力者のみである。経営者の多くは機械を導入し、労働者の首を切る。技術

はわれわれを解放するのだろうか、それとも奴隷にするのだろうか。

## IV 国際的システムの中での変化

グローバル化の支持者も反対する人々も共に、70年代初めから世界の政治経済に大きな変化が起きていることは認めている。しかし、その変化の性質やそれが労働者や民衆にとって何を意味するかについての考え方には、大きな違いがある。この章では、技術、生産、投資、貿易、文化の分野での変化をみてみよう。

### 技術の変化

70年代初めより、技術の進歩はめざましかった。最も重要な変化は通信の分野で起きている。最近ではさまざまな通信技術のおかげで、情報は速いスピードで世界を駆けめぐらる。これらの技術には、電子メール、ファックス、電話（携帯電話を含む）、テレビ（衛星放送を含む）、ラジオ、国際的に連携した銀行システムがあげられる。

通信技術は80年代半ばから、大きく変化した。この10年間のコンピュータの台頭によって、どんな情報も世界中に瞬時に送ることが可能になった。90年代初めから電子メールの利用が広がったために、200～300ページの書類を数秒のうちに世界中に送れるようになった。この技術によって多くの企業や政府、団体、そして個人が通信によって、一緒に仕事をする事を容易にした。

通信の他、技術は世界経済の再構築の他の分野にも大きな影響を与えてきた。コンピュ

ータが職場に普及し、それを利用することで、以前には3～5人、時には10人もの労働者が必要だった仕事を、1人でできるようになった。コンピュータの利用は、多くの企業や政府の部門で生産性が増大したが、それはまた、職場で人員削減をもたらすことにもなっている。

### 支持者と反対者の意見

グローバル化の支持者は、通信や他の技術の利用が広まることで、私たちは”地球村”に住んでいるようなものだという。インターネットの利用は日増しに増えており、97年には、北アメリカに住む5千万人以上の人々がインターネットでつながっていると指摘している。この技術の利用は、すべての人々が”地球村”の一員になるまで広がると考えている。

グローバル化に反対する人々は、”地球村”のようなものはないし、そんな方向に私たちは向かっていないという。技術は一部の人が所有しており、北アメリカでは5千万人の人々がインターネットでつながっているかもしれないが、南アフリカのイースタン・ケープの81%の学校では電話もないし、北州では79%の学校に電気が通っていない。この数字は、大多数の民衆にとっては食料や住宅、教育のような基本的な必要性が切実な問題となっていることを表している。技術は人々の基本的な必要性を満たし、生活の向上に役立つよう使われるべきであり、金持ちのぜいたくや権力のために使われるべきではないと主張している。

(つづく)

### 短信

## スリランカ：FTZで初の国際女性デー

3月7日、およそ400人の女性労働者がカトナヤケ自由貿易地域（FTZ）で、女性センター主催の国際女性デーを祝った。この中には、最近工場閉鎖をして、女性労働者を置き去りにしたままのラスマラーナにあるJNSアパレル社の40人の女性労働者や、コロンボの北のモネラガーラにある工場の40人の女性労働者、近くのピヤガマにあるカトナヤケよりも小規模の自由貿易地域の35人の女性労働者など、カトナヤケの外からの参加者も多かった。

国際女性デーのデモ行進が、自由貿易地域で行なわれたということは画期的なことである。デモ行進する沿道には、地域の労働者たちが大勢並んでいた。カトナヤケの近隣の住民の中にも、連帯の気持ちを表してくれる人々がいた。

デモ行進の先頭は、紫色の服を着て自転車に乗った20人の女性たち。今年のメインテーマは「女性労働者の虐待をやめろ」。「路上で、バスの中で、職場での女性へのセクハラ反対」「女性労働者の安全を保障しろ」「私たちは機械ではない」「女性労働者をおもちゃのように扱うな」など、参加者はさまざまなプラカードを掲げて行進した。

デモ行進の後、女性センターで集會が開かれ、女性労働者たちが自由貿易地域での生活を語った。最後に、劇と文化グループが女性労働者のたたかいと団結の歌をうたった。

(CAWニュースレター・99年4月号)

■ プール・サイド

## ビデオを見てください

塩沢 美代子

この度、CAW(アジア女子労働者委員会)がつくったビデオを見て、さまざまな意味で感慨無量の一語につきた。これは原題が「DOLLS & DUST」という英語のビデオだが、日本人に近年のアジアの女性労働者の実態を知ってもらうのに最適な映像なので、センターのスタッフが苦労して日本語版をつくり「捨てられた人形～グローバルゼーションとアジアの女性労働者」と題して、完成したばかりである。経済のグローバル化のなかで、いかに女子労働者が使い捨てされているかをスリランカ、タイ、韓国で取材したものである。原題が”人形とゴミ”となっているのも、女子労働者が人間として扱われずに、使い捨てされているという実感がこめられているのであろう。

日本語版をつくるには経費がかかるのだが、キリスト教視聴覚センター(AVACO)が、採算を度外視して大幅に協力して下さり、東京女性財団から助成金が受けられたので実現した次第で、感謝はつきない。

☆

このビデオを見てまず感じたのは、”CAWがこういう映像資料をつくるまでになったのだなあ”ということだった。私をはじめアアジアの”女工哀史”について知ったのが1973年で、アジアキリスト教協議会(C

CA)の呉在植(オー・ジェーシック)氏から、この状況を改善していくための、国際連帯の運動をしたい。それでアジア各国の草の根でこの問題に取り組んでいる人たちのネットワークづくりをやってもらえないかといわれたのである。そのとき私は、そういうことができたらすばらしいが、現実には夢のまた夢、この人の着眼はすごいけれど、まるで雲をつかむような話だと思っていたのである。

ところがその後3年もたたぬうちに、私はこの雲をつかむ話に乗ってしまったのである。

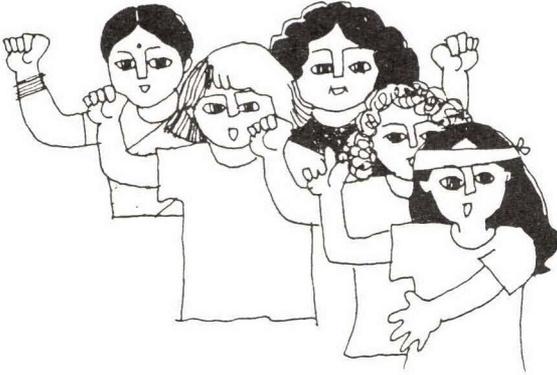
☆

香港での3カ月の英語研修を経て、各国を歩き始めた76年は、韓国は朴正熙、フィリピンはマルコスの独裁政権による戒厳令下で、草の根でもり上っている労働運動は、すさまじい弾圧にさらされていた。その他の国も香港以外は似たような政情だった。ひたすら耳から英語を覚えていった私が、「逮捕」とか「拷問」という言葉をいち早くキャッチしたような状況で、最初の試練はそのなかで活動することいかに馴れるかということだった。しかし各地で出会う人々は、初対面とは思えないほど親愛の情にあふれ、人間的魅力に満ちていたので、きびしくも楽しい日々だった。

はじめはひとりぼっちだった国際オルグは間もなくカトリックのシスターたちと共にやることになり、81年にはCAWがつくられた。しかし私が現場を歩いている間は、各国とも政治状況は変わらず、国際会議も極秘でしかできないので大変だった。

このビデオで韓国やタイで女子労働者の堂々たるデモやたたかいをみていると、隔世の感がある。しかもそれは他ならぬその国の人

々が勝ちとってきた結果なのである。



私がアジアを歩きはじめた頃、当然のことながら誰もが日本の状況を知りたがった。

日本では労働組合は合法的にできるのか？ 争議権は保障されているのか？ 思想言論の自由はあるのか？ 政府批判を公言できるのか？ などなどである。

いずれの質問にも答えはイエスである。公務員のスト権が認められていないくらいの制約しかない。彼らはこれを聞いて、日本はまるで天国のように感じたらしい。それなのに私が、日本の労組、とくに大手の民間企業の労組の大半が御用化していて、たとえばアジアに進出している企業の日本国内の労組が、進出先の争議に連帯できる体質ではないと話すと、理解に苦しむようだった。

また当時、彼らを弾圧していた独裁政権はクーデターによるものだったが、彼らは民衆の力でついにこれを倒したのである。ところが日本では選挙により選んだ政権で、ガイドライン法、盗聴法、君が代・日の丸が矢つぎ早に国会で議決される。この点が救いがたいところである。(交流センター所長)

## <図書紹介>

女性の人権カマラード編著

『タイからのたより—スナック「ママ」

殺害事件のその後』

1992年、千葉、東京、茨城で、タイ人女性によるスナック「ママ」殺害事件が相次いで起こりました。ケーオは、その一つの事件で加害者となった女性で、この本は、彼女が懲役6年の実刑判決を受けて服役中に書いた手記を中心にまとめられています。

人身売買、監禁、暴力、脅迫、罰金、強制売春・・・人間として、女性としての尊厳を奪われ、命の危険にさらされている多くのアジア人女性たち。被害者である彼女たちが、加害者として法廷に立たされるといふ何とも悲しくやりきれない事件でした。

そんな事件がどうして起こってしまったのか。ケーオの生い立ち、家族のこと、貧困とのたたかい、そして日本に売られてくるまでのことが静かに語られます。さらに、人身売買組織のしくみと暗躍ぶり、スナックでの「ママ」による虐待、ヤクザや日本人客のことなどが赤裸々に綴られており、彼女たちがいかに見えない存在とされているかを痛切に思い知らされます。

最後に、この本の編著者である「女性の人権カマラード」のメンバーが話し合ったことを、グループを代表して大島静子さんがケーオへの返事として書いています。日本でもタイでも、彼女たちを励まし続ける人々がいたことが心に刻まれます。(発行=パンドラ、発売=現代書館・1700円)

## &lt;事務局日誌&gt;

- 4月7日 会計監査  
 4月12日 第36回センター運営委員会  
 4月13日 東京女性財団説明会(広木)  
 4月14日 早大社会科学部自治会講演  
 (塩沢)、翻訳グループ学習会  
 4月19日 主婦会館プラザエフ下見見学  
 (広木・小池)  
 4月20日 「アジアの仲間」79号発行  
 4月28日 4月定例事務局会議  
 5月17日 国際労働研究センター研究会  
 (広木)  
 5月20日 ビデオ「捨てられた”人形”」  
 日本語版完成  
 5月23日 大坂府・熊取中学校3年生修学  
 旅行受け入れ

## ~~~~~ &lt;新刊のお知らせ&gt; ~~~~~

## アジア女子労働学習問題パンフ⑨

## シルク &amp; スティール

— 産業再編の嵐の中で

安価な労働力として輸出指向型工業化を底辺で担ってきた韓国、インドネシア、バングラデシュの女性労働者たち。経済のグローバル化の下ですすむ産業再編にどのように立ち向かおうとしているのか。CAWが行なった実態調査報告「Silk & Steel」の中から部分訳したもの。ビデオ「捨てられた”人形”」と合わせて、お求め下さい。

(交流センター発行・500円)

☆リクルートスーツを着て駅の中を(たいてい)走っていると、「がんばって」と声をかけられることがたまにあります。超氷河期だから大変だけれど、その分周りの人が応援してくれているのが分かり嬉しくなります。夏が来る前にスーツがぬげますように。(I)

☆先日の新聞で、韓国の図書館の収集に力を入れる公共図書館が増えているとの記事を目にした。利用状況も好調だそう。以前、原書は英文ばかりで、韓国語の本をおく図書館があまりに少ないと指摘した本を紹介したが、国際化志向が良い方向に作用し嬉しい。(K)

## ▲ ▼ 事務局だより ▼ ▲

☆4月から女性の深夜労働と残業規制が解禁になった。一方では長時間・過密労働、他方でリストラ。「失業率やや低下」の中身も、女性のパート就労の増加と求職活動をあきらめて非労働力化したことによるとか。統計数字のマジック。雇用不安は続く。(H)

☆ビデオ好評発売中につき、事務局は発送作業で大忙し。文字(本)よりも、映像に訴える方が”今風”を実感している。もっと大勢の方に見ていただきたい。発送作業等、ボランティア募集中。できる方はご連絡下さい。(N)

女性労働者通信

第81号

# アジアの仲間

アジア女子労働者交流センター  
〒169-0051 東京都新宿区西早稲田  
2-3-18-34

発行人代表者 塩沢美代子  
編集責任者 広木道子

電話・FAX 03-3202-4993  
郵便振替 00100-3-70086

## タイ・通貨危機下で 相次ぐ女性のレイオフ

1997年夏、タイ・バーツの急落に始まるアジア諸国の通貨・経済危機は、アジアの労働者に深刻な雇用不安、生活不安をもたらしました。

タイの「女性の友」によれば、タイでは、IMFの救済融資条件として、民営化やインフレ抑制を口実とした最低賃金の据え置きが行なわれ、労働者のレイオフや失業がふえています。レイオフされた女性労働者の多くは、繊維や衣料、靴、玩具、食品、宝石など重要な輸出産業に働いていました。それはまた、銀行、金融などのサービス部門に広がっています。失業者の数は労働省の発表でも200万人(6.2%)に達しています。

98年8月から新しい労働法が施行され、それまで最高180日分であった解雇補償金が勤続6年以上で最高300日分まで増額されることになりました。そのため直前の7月に工場閉鎖が相次ぎ、1万人の労働者が解雇されました。このうち半分は、タイ最大の繊維工場であるタイメロン社の労働者であり、そのほとんどは女性でした。その多くが、家

族を養う責任をもっていました。

レイオフの一方で、コスト削減のために下請け化が進んでいます。また、労働日数や時間を短くして賃金を減らすため、臨時雇用がふえ、労働組合の交渉力が弱められてきました。レイオフされた女性労働者の多くが、何の補償もなく職場を追われているのです。

### 『アジアに生きる女性たち』

— 女性労働者との交流15年』

「ドメス出版」からまもなく刊行

交流センターが誕生して16年がたちました。来年3月にセンターを閉鎖するに当たり、どうしてセンターが生まれ、アジアの女性労働者との交流をどのように進めてきたかを15年の交流記録としてまとめました。これはまた、工業化以来のアジアの女性労働者の実態と、女性たち自身の組織化および運動の記録でもあります。国の経済成長を支える重要な役割を担いながら、見えない存在とされてきたアジアの女性労働者に光をあて、勇気と力とやさしさを持って生きてきた女性たちがたしかにいたことの証とするものです。(予価：1800円)

＜好評発売中＞

## ビデオ「捨てられた”人形”」(日本語版)

— グローバリゼーションとアジアの女性労働者 —

ビデオ「捨てられた”人形” — グローバリゼーションとアジアの女性労働者」(原題「Dolls & Dust」)は、全国各地の女性センターや大学図書館、労働団体など多くの機関や個人に買っていただき、ご好評いただいています。日本経済新聞の夕刊(7月5日)の「女性かわらばん」でも紹介されました。

☆

経済のグローバル化が急速に深化していますが、その具体的な実態は日本の私たちにはなかなか見えてきません。このビデオは、グローバル化がアジアの女性労働者にどのような影響を及ぼしているかが、スリランカ、タイ、韓国の現状を通して、たいへん分かりやすく描かれています。そのグローバル化の大きな波の中で女性労働者たちは、それぞれの場で生きるために力を合わせてたたかっています。

交流センターでは、これまで「アジアの仲間」やアジア女子労働問題学習パンフなどでアジア各国の女性労働者の実情を伝えてきました。このビデオはその集大成的な内容で、視覚に訴える貴重なものとなっています。一人でも多くの方にみていただき、日本の私たちの置かれている現状とも合わせて一緒に考えていただければと思います。ぜひ、授業やグループでの学習会などにご利用下さい。

(ビデオ：5000円・送料：390円)

＜会員の感想から＞

どの国も息をのむような状況です。「Dolls & Dust」 — グローバルリズムとは、大資本や先進国のためのものだと思います。働く人間として、横につながるという「インターナショナルリズム」を今こそ、と思います。

◆

まだ前半しかみてませんが、とてもすばらしい内容です。グローバル化ということは、こういう意味なのですね。日本はすっかり侵略する側にまわり、女たちは、少しでもラクな道を選ぼうとするこの現実。どうしたらいいのでしょうか。もっとアジアのことを知らないといけませんね。

◆

「世界理解」の授業で使わせて頂きます。

◆

女性たちが生きるために、人間としての誇りをもって生きるために、こんな闘いをしているということを初めて知り、感動をもって見ました。働く女性たちに対する差別もある中で、また同じ働く男性労働者からもイヤがらせを受けるなど、女性であるが故の困難さとも闘いながらのこと。登場する女性たちのだれもが美しく輝いて見えました。とくに韓国でおきていることは、現実の日本でもこれからおきることもかもしれない、という不安を感じ、身をひきしめなければと思いました。

## 台湾の元「慰安婦」提訴へ

柴 洋子 (センター会員)

1993年、アジア女子労働者交流センター恒例のスタディツアーで台湾へ行った。あのときは、戒厳令が解除されてそれほど年月がたっていなかったのが台湾の女性たちの運動は、雨後のたけのこが勢いよく伸びゆくような元気があった。

このとき、私たちは87年に設立された台北市婦女救援社会福利事業基金会(以下、婦女救援基金会)を訪問している。当時婦女救援基金会は、山地民族の少女たちが貧しさのために売られ、売春をさせられていることを大きな問題として取り組んでいた。現在はそのほかに家庭内暴力・日本軍元「慰安婦」問題等に取り組んでいる。とくに、「慰安婦」問題には精力的にとりくみ、日本の「女性のためのアジア平和国民基金」(以下、国民基金)が「償い金」を受け取らせようと画策するのに対抗し、あくまでも日本の公式謝罪・個人賠償を請求するため努力してきた。台湾政府が毎月1万5000元(約6万円)の生活支援金を元「慰安婦」の女性たちに支給するように働きかけ、また、「国民基金」が強硬に支払おうとする「償い金」額に相当する50万元(約200万円)をオークションを開いて得たお金で各被害者に支払った。台湾政府も、日本政府が賠償するまで立て替えるというかたちで50万元ずつ支払った。

99年7月14日、韓国、フィリピン、中国等に続いて台湾の日本軍元「慰安婦」被害



### 提訴をアピールして裁判所まで歩く原告団

当事者が日本政府に対して謝罪と賠償を求め、東京地方裁判所へ提訴した。「慰安婦」訴訟として、8番目のケースである。

韓国などで元「慰安婦」被害者が名乗りでいても、台湾では元「慰安婦」の女性の存在は確認されていなかった。しかし、92年2月、日本の防衛庁研究図書館から発見された台湾軍司令部から南方方面軍にあてた3通の電報が、台湾の女性50名をサラワクへ送る渡航許可証発行の許可を得る内容だったため、台湾にも「慰安婦」にさせられた女性がいることを確信し、すぐさま同年2月、ホットラインを設け、寄せられた66件の情報から調査を開始したのが始まりとなった。

現在42名の元「慰安婦」の存在が確認されている。このなかには96年に婦女救援基金会に申請した原住民の女性たちも含まれている。裁判の原告は、42名中9名である。

数年前、証言のため来日した当事者たちは、公に名前と顔を出すことを避け、衝立の陰からしか証言しなかった。もちろん台湾社会においては沈黙を続けていたが、韓国やフィリピンなどの被害者と交流するなかで、勇気をもって顔と名前を最初に出した女性が黄阿桃さんだ。黄さんは、23年生まれ。家が貧しかったので住み込みで写真館で働いていた。

20才のとき、看護婦を募集していることを友達が教えてくれる。読み書きができなかった黄さんは炊事でもいいといわれ、応募した。高雄から浅間丸という船でマカッサルへ行き、そしてバリックパパンへ行く。途中、爆撃にあい、片目を失明し、卵巣も摘出する。

仕事が実は「慰安婦」と知り、怒り、抵抗したが無駄だった。どうせ死ぬしかないのならと泣く泣く従った。以後1日20～30人の相手をさせられたが、金は帰国するときまとめて払うといわれ、1銭も受け取っていない。45年によく帰国した。

### 山地民族の女性たちの中にも

台湾の女性が「慰安婦」にされた状況は、2種類のケースがある。前述の黄さんのように仕事があると騙され、東南アジアへ送り出されて、強制的に日本軍の性の処理をさせられたケースと、山地民族の女性たちのように、居住地の近くに駐屯していた日本軍の部隊で裁縫など仕事をするようにと、派出所の日本人警官に呼び出され、最初の2～3カ月は裁縫や洗濯など雑用をさせられたが、住み込みで働き始めて3カ月ぐらいたった頃、軍曹に部隊内の洞窟にかわるがわるつれだされ、強姦された。その後、毎日の仕事を終えたあと強姦される日が続いたケースとである。山地民族の女性の中には強姦されたとき妊娠し、子どもを産んだ人もいる。

山地民族の多くはクリスチャンである。一人の女性は、日本軍の軍夫としてフィリピンにとられていた婚約者が帰国したとき、すべてを隠したまま結婚したが、夫に秘密をもっ

ていることに耐えられず、92年、夫がガンで亡くなる前、すべてを告白した。夫は何十年も苦しんできた妻を許した。

これらのいずれの女性も貧しい家庭で育つか、親に早く死なれているため、学校にもろくに行けず、とにかく働かなければならなかった。少しでも家計を助けたいという気持ちに日本軍はつけこんだのだ。

日本は、台湾を50年余も長きにわたって植民地にしてきた。そして日本は中国と国交が成立した時点で台湾と断交した。そのため、2国間条約は結ばれていないことは良く知られている。日本政府は、台湾に対しては補償はすんでいると弁明できないのだ。

とはいえ、今や日本の現状は、日の丸・君が代の法制化など右旋回へ足並みそろえた感があり、このなかで日本政府の戦争責任を明かにしていこうとすること、元「慰安婦」にされた女性たちの人権と正義を回復していこうとすることは前途多難である。

しかし50年もの沈黙を台湾の女性たちが破り始め、みずからの尊厳をとりもどしていこうとすることの意義をかみしめながら、加害の側の私たちも、阿媽（あま。中国語でおばあさんの意）の思いに応え、共に歩んでいきたいと思う。

(台湾の元「慰安婦」裁判を支援する会)

~~~~~  
会の連絡先：世田谷区北烏山1-51-12

東京告白教会気付

Tel/Fax:03-5540-5513

年会費：1口3000円

郵便振替：00120-9-120613

台湾の元「慰安婦」裁判を支援する会

## 中国のディズニー製品工場で 労働者の人権侵害明るみに

衣服、帽子、靴などウォルト・ディズニー社の製品を製造している中国工場では、労働者が極端な低賃金で体を壊すほどの長時間労働を恒常的に強いられていることが、香港キリスト教工業委員会(HKCIIC)の最新の報告で明らかにされた。この報告について英米の人権団体は、「このような過酷な労働条件をやめさせるために、第三者監視団が直ちにディズニー工場に入る必要がある。」と語っている。

報告書は、ディズニー製品を作っている中国の4つの工場の労働者数十人に面接し、工場における労働者の権利侵害の実態を明らかにしたものである。8カ月におよぶ調査の結果、各工場が残業、賃金、雇用契約について、中国労働法とディズニー社の行動規範双方に違反していることが分かった。

中国の労働法では労働時間は週49時間までと規定されているにもかかわらず、ある工場では、生産のピーク時には労働者は1日16時間、週に7日間働いているという。別の工場では、3カ月も賃金が支払われず、労働者は春節(中国の正月)に実家に帰ることができなかった。調査したすべての工場の労働者が、わずかな賃金で残業を強制されることに不満を訴えている。ある工場では5時間の残業に対し、正規の賃金にわずか10セント(1セント=約1円20銭)しか上乘せされない。

どの工場でも、労働者は就職する時、経営

者に「保証金」と「就職料」を取られる。労働者が最低2年間工場に留まらないと、その「保証金」が没収される工場もある。また他の工場では、「工具の保証金」を毎月支払わされていた。

調査した労働者の時給は、13.5~36セントである。香港にある民間の調査グループによれば、中国の大都市で核家族が生活していくためには、最低1時間87セント稼がねばならない。

海外で操業する他のアメリカ企業と同様、ディズニー社も海外の工場の労働者に公正な待遇を保証するような行動規範を採用している。しかし報告書が示すように、ディズニー社の規範の中には労働者保護のために残業に関することや労働者への行動規範の配布などが規定されているにもかかわらず、ほとんど実施されていない。



「このような情報には、ショックを受けるし困惑させられるが、驚くに当たらない。以前から中国では行なわれていたことである。」過去4年間アメリカの企業に対し、海外での労働条件を改善するよう強い要請を続けてきたサンフランシスコの人権団体グローバル・エクスチェンジのメディア・ベンジャミンさんは言う。「この報告が出たことで、ディズニー社のように中国で操業する企業に対して、工場の所在地の公表、生活できる賃金の支払い、第三者監視団の受け入れなどの国際的な

要求が強まるのは必至である。」

「ディズニー社の行動規範は立派なものである。」と言うのは、イギリスのカトリック教会海外開発機関であるCAFODのメアリ・マッコラムさんである。「しかし、彼らが中国の工場に第三者監視団の視察を受け入れないのであれば、労働者に対する著しい権利侵害は会社の評判を落とすことになるだろう。」

### 株主総会で待遇改善要求案

ここ数年間、リーヴァイス、ナイキ、リーボックのようなアメリカ企業は、中国工場での労働者の待遇を批判されてきた。しかし、ディズニー社の中国下請け工場が狙上にあがるのは初めてである。

労働者酷使の報告が届いたのは、ディズニー社の投資家たちがシアトル（アメリカ）での年次株式総会に出席しようとしていた時であった。

合わせて100万株以上のディズニー社株を所有する宗教家や社会的責任を考えている投資家たちは、人権グループからの要求を反映させた株主決議案を提出した。彼らはディズニー社に対する消費者の評判を懸念して、工場への第三者監視団の受け入れに同意するよう求めた。さらに生活可能な賃金を支払う方針をとること、職場改善の進展状況を投資家に定期的に報告することなどを要求した。そしてこの株主提案に関して、「行動規範の実施が進んでいることを確認する報告がなされなければ、会社の評判、ブランドの価値、長期的な利益を今後損なうことが有り得るだろう。」と警告した。

(CAWニュースレター・99年4月号)

## グローバル化とは何か? (3)

### 生産の変化

生産方法にも多くの変化が起きている。最も重要な変化は生産手段の所有関係である。多国籍企業は次の数字でも分かる



ようにこれまでになく大きな力を持つようになってきた。

- トップ企業300社の資産の合計は、世界の全資産の4分の1を占めている。
- 世界の約3万7000の多国籍企業は、20万社以上もの下請け会社を持っている。
- フォード自動車会社のような大多国籍企業の年間売上高は、南アフリカの総生産高よりも大きい。

所有関係のほかに大きく変化したことは、製品の生産過程が多く国々にまたがるようになったことである。自動車生産の例をとってみよう。かつて自動車は一つの工場内だけで生産されていたが、グローバル化にともない、もはや一つの工場や一国内だけで行なわれてはいない。エンジンやタイヤ、カーラジオなどの部品はそれぞれ異なった国で生産され、最後に世界各地で生産された部品を一つの工場へ運び、自動車に組み立てられる。

このことは、生産のグローバル化について次のようなことを私たちに教えてくれる。

- 経営者の決定は国内レベルではなく、世界的レベルで行なわれる。
- 会社は会議を開くのに技術を使う。

- 本社が会社の重要な役割を演じている。
  - 会社はコスト削減のためグローバル化を利用し、次のようなことを行なっている。
    - ・下請け化 — 部品製造に賃金の低い会社を使う(労働組合がない部品会社など)。
    - ・さまざまな工場間で生産調整をする。
    - ・標準化によりデザインコストを削減する。
- 生産の国際化とは別に多くの会社が、「職場でのリストラ」や「新しい技術の導入」によって、労働者を解雇したり、生産を工場の外のインフォーマルセクターに移している。これは女性労働者に大きな影響を及ぼす。衣料、繊維など女性を多く雇用している会社では、新しい技術を導入して労働者を大量解雇している。解雇された女性労働者の多くは選択肢がなく、露店商や内職仕事しかない。

### 支持者と反対者の意見

グローバル化の支持者は、生産は”地球工場”に向かっているという。”地球工場”では、どこで自動車のタイヤを生産するかや、コンピュータの半導体をつくるかの決定は、だれが最も安い価格で、最も質のよいものをつくれるかによって決められる。そこでは資本と労働の双方が、条件の変化に合わせて、世界のどこにでも移動していく。生産のあらゆる側面が、効率や、最終的には利益の増大のために変化するということである。

グローバル化に反対する人々は、生産過程が世界中に広がっていることを認める一方で、グローバル化されない二つの面を指摘している。その一つは本社の場所である。世界の最大多国籍企業200社のうち、173社の本社はアメリカ、ドイツ、イギリス、フランス

と日本にあるという。多国籍企業の利益は、本社のある国の政府と密接につながっている。その利益は、脱税や政治家からの優遇、教育や訓練機関とのつながり、産業基盤の利用、危機の時に軍隊や警察を利用できる可能性などを含んでいる。

二つ目は、多国籍企業の研究開発部門は本社のある国に残されていることである。これは、知識や新しい技術は多国籍企業と本国政府の力の源泉となるものだからである。もし研究開発が世界中に広がったならば、どこの国でも最新のコンピュータや携帯電話をつくる能力を開発して、世界市場で競争できるようになるだろう。しかし、研究開発は多国籍企業では秘密裡に注意深く守られている。

最後に、グローバル化に反対する人々は、労働者は移動しないという。世界には多くの移住労働者がいるが、彼らは母国で仕事が見つからないために、海外へ移住している。多くの労働者が母国に個人的あるいは社会的な結びつきや責任を持っており、移住労働はそれほどうまくはいかない。

### 貿易の変化

世界貿易の中で最も重要な変化は、一つの国から他の国へ動く商品やサービスの量が全体に増えたことである。国際貿易の総量、とくに製品やサービスが大きく増加している。1970年から90年の間に、国家間で取り引きされる商品とサービスの割合は25%から45%に増えた。80年から93年の間には世界市場における製品輸出は年間7%の割合で増えている。しかし貿易の増加は必ずしも製品だけに限らない。サービスにおける貿

易は工業製品の貿易よりももっと急速に拡大してきている。今日、多くの法律事務所や教育機関、会計事務所、ホテルは”地球”レベルで営業している。

この貿易の広がり、二つのことによってもより容易になってきた。その一つは電話通信と輸送の技術変化によるものである。たとえば、電話や電子メール、ファックスで製品の船積みを手配できたり、国際線の飛行機で、製品は地球上どこにでも24時間以内に到着させることができる、などである。

二つ目は、国際貿易の推進や調整をするために、国際的組織や国際協定がつけられていることである。これらの組織や協定は貿易の自由化を促進し、それまで国内の産業を保護する政策をとっていた多くの国々に市場開放をさせている。国際貿易の分野で活動している最も重要な機関は、世界貿易機関(WTO)であろう。またヨーロッパ連合(EU)や北アメリカ自由貿易協定(NAFTA)など、地球規模で強力な貿易圏もつくられている。

### 支持者と反対者の意見

支持者は、自由化によって全世界が一つの大きな自由貿易地域(”国境なき世界”)になるよう動いているという。それが達成されると、商品もサービスも規制なく市場の力が命じるままに、一国から他国へと動かすことができ、”国際競争”の理想的な状況を促進することになると考えている。広く開かれた国際競争では、最も安い価格で高い品質を生産することのできる会社のみが生き残ることができるであろう。彼らは、この競争は、世界中の消費者に大きな利益をもたらし、消費

者は世界市場から手ごろな値段で、最も良いものを買うことができるようになるという。

これに対して反対者は、必ずしもすべての国々が、自由貿易から利益を得るわけではないし、労働者の多くは、恩恵を受けていないという。規制が緩和されているにも関わらず、世界貿易の70%は、ある先進工業国と他の先進工業国との取引によるものである。世界貿易の40%は多国籍企業同士の取引である。そのうえアフリカや最貧の国々は、国際貿易ではますます周辺においやられている。反対者はまた、アフリカ諸国から輸出されるほとんどの原料の価格が80年以来、値下がりしている事実を指摘している。そのためこれらの国々では、トラクターやコンピュータを輸入するために、コーヒーやココアを増産する必要に迫られている。一方、貿易はヨーロッパと北アメリカ、アジアの三つの地域に集中しているという。

第二に、グローバル化に反対する人々は自由貿易は不公平に行なわれていると主張する。低開発国は市場を強制的に開放させられる一方で、欧米の超大国は、アフリカなどから商品が自国に入ることを妨げているという。



**批評：** 70年から93年にかけて、世界の48の最も貧しい国々(合わせて5億7千万人の人口を持つ)からの輸出の割合は、0.

6%から0.3%に落ちている。48カ国のうち32はサハラ地域のアフリカの国々である。アフリカはなぜ、増大する貿易の利益を得ていないのだろうか。

## 投資の変化

国際投資には海外直接投資と投機的投資の二つのタイプがある。海外直接投資は外国企業が生産やサービスを他の国で始める時に行なわれる。これには労働者の雇用やその国の産業基盤の利用が含まれる。投機的投資は通貨を買ったり、株式市場で投資したり、利益を生み出す”紙きれ”(国債など)を買ったりすることに使われるお金である。投機的投資は、何の生産も行なわない。

国際投資のこの20年間の最も大きな変化は、海外直接投資から投機的投資に変わってきたことである。国際投機に関わる人々は個人の投機家の他に、銀行や保険会社、退職金や年金を運用する会社が含まれ、金融資本とも呼ばれる。70年代には金融資本は国際取引の中ではまだ比較的小さな割合で、76年には国際取引総額の80%が製品やサービスの売買だった。しかし97年には、製品やサービスの売買は国際取引のわずか2.5%を占めたにすぎず、97.5%は投機となった。

投機的投資に対する海外直接投資の割合が変化する一方で、すべてのタイプの投資の全体額も増大している。86年から93年の間に、海外直接投資は年15%の割合で増えた。海外直接投資が増えた理由はさまざまだが、規制緩和や貿易の自由化は、外国企業の投資をやすくした。93年までに、約80の国々で民営化計画が行われた。国営企業の民営化は外国企業に対して、投資の機会を与えることになった。

## 支持者と反対者の意見

グローバル化の支持者は、海外直接投資の

増大はすべての国々にチャンスをつくるという。自由市場経済政策で海外投資家をひきつけ、一度投資家が来れば、仕事の機会と新しい技術をもたらすと主張する。海外直接投資は低開発国の経済成長促進の鍵となるという。

世界経済の自由化に向けての第一歩として、金融資本の動きが活発化するとみている。お金が一つの国から他の国へ容易に動く限り、世界中の何百万人もの人々が投資で利益を得る機会があり、金融資本の台頭は、国が自由市場経済政策を維持することを確実にする方法だと考えている。もしある国が貿易を閉鎖し、強い経済統制をしいたり、私企業を国有化しようとするならば、投機家はその国を「攻撃」し、お金を引き上げてしまうだろう。その結果、通貨の価値が下がり、国内の株価が暴落するだろう。

一方、グローバル化の反対者は、海外直接投資は低開発国に利益をもたらしていないという。世界で最も開発の遅れた48カ国は、91年から95年にかけて、発展途上国に流れている海外直接投資のうち、わずか1.8%しか受け取っていないことを指摘している。その上、工業国は、低開発国と発展途上国への海外直接投資からその2倍近くの利益を受け取っている。

また、世界経済の中で金融資本によって占められる役割が増大していることを批判している。世界経済は生産を通して、富や仕事をつくりだし、生活水準を向上させることができる。投資が民衆の必要性(製品の生産やサービスの提供)によらず、そのほとんどが金融市場にもとづいている限り、失業と貧困は大きくなるであろうという。(つづく)

● プール・サイド //

## 兵士もまた「被害者」

塩沢 美代子

日本の近・現代史を全く習っていない世代に、朝鮮半島と台湾の植民地支配やアジアの侵略戦争のことを知らせることに専念してきた私だが、それだけではだめなのだと思ひきりに思う。

どうして日本の民衆すべてが、軍部が主導権を握る国家権力によって、将棋の駒を動かすように戦争に動員されてしまったかを知らなくては、話をはじめられない。かつて大学生に、「なぜ戦地への召集令を断れなかったのですか？」とほんとうに不思議そうに質問された時、あまりの時代感覚の隔たりに、一瞬、言葉を失ったことがある。彼らは日本に徴兵制があったことも、それが絶対的なものであったことも全く知らない。やはり明治の「富国強兵」政策から知る必要があろう。しかも、近・現代史を学んでいない世代は、すでに日本社会の指導層にまで及んでいるらしい。若手の教授となった元同僚が、私も全く習っていませんといていた。”日の丸・君が代”問題に対してのマスコミの鈍感ぶりも、そのひとつの現れであろう。

☆

一方で、かつての侵略によってアジアの民衆に与えた被害の補償について、戦争を知らない世代も含め、問題提起し運動している人たちがいる。そして、「従軍慰安婦」、虐殺、

略奪など耳をふさぎたくないような事実についてアジアの人々の証言が明らかになっている。それを聞く場合も、その時代を知らない世代と私とでは大きな違いがある。アジアの人々にとって、直接そういう蛮行に及んだ日本兵が憎いのは当然である。しかし私としては二重に胸が痛く、やりきれない気持になる。

兵士は全く抵抗できない国家権力によって、妻子とひきさかれ死地に赴かされ、100パーセント人権を無視され、人殺しを仕事として強制された日本の民衆なのである。また戦地では相手を殺さなければ自分が殺される極限の状況にある。そして兵士たちをそのように動かす軍の首脳部は、食糧を略奪する必要も、慰安婦を暴行する必要もない生活で、攻撃の命令を出していたのである。兵士らは、国が戦争をしなければ、郷里の田畑を耕し、または会社で働き、あるいは芸術を仕事とし、夜は妻や恋人を抱いていた人たちである。なかには当時は合法だった売春宿に通った者もいるだろうが、予想もつかぬ異境の地で、見も知らぬ女性を暴行して性欲を満たすなど、思ってもみなかった人たちである。

また南京大虐殺は、食糧の補給も追いつかずに進軍させられた兵士たちが、自らの食物をえるために、民家を略奪したことからはじまったらしい。空襲下の東京で飢餓体験のある私は、その状況の想像がつく。

加えてわが世代は、日本人以外のアジア人蔑視をたたきこまれてきたから、狂乱状態の兵士は、動物を殺すような感覚で殺戮がエスカレートしたに違いない。彼らは自分たちをこんなに苦しめる軍の命令、つまり国家権力には抵抗できないので、その恨みを目の前の

敵兵や住民にぶつけたともいえよう。

☆

こういうことをいうと、兵士の行為を正当化しているように誤解されるであろう。それを恐れて、私もなかなかいえなかった本音である。しかし私のいいたいのは、最前線の兵士は、不可抗力の国家権力によって、「加害者」に仕立てられた「被害者」だったということである。そのうち200万人以上が、自らも命を落としている。



私がこのさい誤解を恐れず言わねばならぬと思ったのは、この一年の国会をみていると、かつての国家権力に再びじわじわと近づいているからである。安保の新ガイドラインにより、何事か起これば港湾・交通関係など、民間機関も命令に反抗できない。またかつての権力は、天皇の名によって行使されたのに、「君が代」がほとんど議論もなしに国歌となった。かつての侵略戦争を検証している人たちは、アジアで何が起こったかと同時に、当時の国内の状況を、徹底的に検証してほしいと思う。私自身もその証人としての役割を、死ぬまで果たしていきたいと思っている。

(交流センター所長)

## ＜図書紹介＞

変えよう均等法ネットワーク／働く女性のための弁護団他発行

『職場を変える、あなたが生きる』

—— 新均等法積極活用』

男女雇用機会均等法が改正され、4月1日からスタートしました。改正前の均等法では違反があっても、雇用者の努力義務で制裁制度もなくザル法といわれました。本書は、その均等法を実効性のあるものに改正しようと運動してきた複数のグループが協力して発行したもので、働く女性たちに、新均等法を積極的に活用して声を上げ、職場を変えてほしいという期待がこめられています。

そのため、法律のポイントや行動方法が女性の立場から分かりやすく説明されています。たとえば、配置・昇進昇格差別の項では、「女性も管理職につくことができますか?」「子どもちや中高年女性に対して嫌がらせの配転をしていませんか?」と職場での差別のチェックポイントを具体的にあげています。もし差別があったら、労働組合に訴えたり、女性少年室に申し立てをして、是正勧告を出させ、それに従わない企業には企業名公表の制裁を出させましょうとアドバイスしています。

新均等法成立とセットで労働基準法の女性の深夜業が解禁になりましたが、本書では人間らしく働きつづけるために、どう権利を守ったらいかがが具体的に示され、働く女性には必携の一冊です。

(連絡先: 変えよう均等法ネットワーク)

Tel/Fax03-3940-3892 ・ 300円)

## &lt;事務局日誌&gt;

- 6月2日 5月定例事務局会議  
 6月9日 翻訳グループ学習会  
 6月16日 臨時事務局会議  
 6月19日 センター15周年記念準備実行委員会  
 6月21日 センター臨時運営委員会  
 6月26日 国学院大学国際問題研究会講演(塩沢)  
 6月30日 6月定例事務局会議  
 7月10日 「アジアの仲間」80号発行  
 7月16日 国際労働研究センター(広木)  
 7月21日 7月定例事務局会議  
 7月28日 翻訳グループ学習会  
 国際労働研究センター(広木)  
 多国籍企業研究会(塩沢)

## \*\*\*\*\*CAWの移転\*\*\*\*\*

CAWは事務局をバンコク(タイ)へ移しました。香港の事務所も99年12月31日まで開いています。

<新住所> **Committee for Asian Women**  
 386/60 Soi Ratchadaphisek 44,  
 Ratchadaphisek Rd., Ladyao, Chatujak,  
 BKK 10900, Thailand  
 Tel 662-9305634-5 Fax 662-9305633  
 E-mail: caw@mozart.inet.co.th

## ----- インドネシアの女性活動家釈放 -----

「アジアの仲間」74号で紹介したディタ・インダ・サリさんは、7月5日、釈放されました。ハガキキャンペーンへのご協力ありがとうございました。

☆月1回山形からやってくる有機野菜の荷物の中に女性たちが書く通信が入っている。いつもは農作業のことだが、今回は「日の丸・君が代」法をはじめとした自由の侵害に危機感を抱く文があった。人ひとりが平和を守る覚悟をしなければと私も今強く思う。(K)

☆就職の圧迫面接は何度受けても慣れません。圧迫面接官は無表情に迫ってくるタイプと笑顔で突っ込んでくる人に分けられます。この組み合わせで来られるのが一番手ごわい。ジョークでかわしたりまじめに答えたり、いろいろしてるけどハマるのは難しい。(I)

## ▲▼事務局だより▼▲

☆「福祉の仕事」に期待をもって、ホームヘルパーの資格をとるために勉強している人が身近に何人もいます。けれどその実態は低賃金と重労働。働き続けられるかどうかと不安を訴える。利用者ヘルパーの負担を増やす矛盾だらけの介護保険がまもなく始まる。(H)

☆「政治や宗教団体をバックにもたず、首都圏に事務所と専従を抱える女性団体が幾つあると思う?」と言われたことがあるが、そんな事務所の一つ、交流センターも今年度で閉店。ぜひ一度ご来訪を。(有)人、資料、お茶。(N)

女性労働者通信

第82号

# アジアの仲間

アジア女子労働者交流センター  
〒169-0051 東京都新宿区西早稲田  
2-3-18-34

発行人代表者 塩沢美代子  
編集責任者 広木道子

電話・FAX 03-3202-4993  
郵便振替 00100-3-70086

交流センターの閉鎖に当たり、長い間のご支援に心から感謝します

アジア女子労働者交流センター所長 塩沢美代子

暑くて長い夏がやっと終わりましたが、皆さまお変わりなくお過ごしでいらっしゃいますか。

さて本紙の79号でお知らせいたしました通り、皆さまの暖いご支援により、15年間活動してまいりました当センターも、12月に、アジア数カ国より、関係者をお招きして行なう交流集会を最後に、一応の終止符をうつことになりました。財政上の限界にいたった要因は79号に記しましたので重複をさけますが、いかなる運動もお金がなくてはやっていけないことを痛感いたしております。

最初に募金を呼びかけて下さり、センターの礎を築いて下さった初代の運営委員長である故高倉徹牧師が、発足のさい「アジア女子労働者交流センター」という名称について、”大きな看板を掛けてしまったが、やっていけるかな”とつぶやかれたことを思い出します。しかし今では第三者から、固定した財源はゼロのまま、15年間も積極的な活動を続けられたことはたいしたことだともみられております。これはひとえに、長きにわたって会費やカンパを寄せて下さった方々と、毎年クリスマス献金を頒って下さった教会やクリ

スチャンスクールの貢献によるもので、言葉につくせぬほどの感謝の思いでいっぱいです。

また私にとってまことに幸いだったことは、センターは、この活動に精魂を傾ける優れたスタッフとボランティアに恵まれたことでした。アジアの草の根の人たちとの交流には、目に見えず形にあらわれない、沢山の手間ひまがかかり心労がありました。しかし、スタッフは報いを求めずに地道に対応し、皆さまが献げて下さった資金は、120%と表現したいほど有効に生かされたとご報告できると思います。

経済のグローバル化が進み、アジアの女子労働者にさまざまな問題が起こっているなかで、センターを閉じることに痛みを覚えますが、明るい展望も開けてきました。センター発足時には、独裁政権下で労働者がきびしく弾圧されていた韓国や台湾などが、民衆の力で民主化され、アジア各地で女性たちが自ら問題に取り組み、活発に運動していることです。また、日本でも何らかの形でこの運動を継承する活動が模索されつつあることです。

長い間、ほんとうにありがとうございました。

## IMF体制下の韓国で 女性労働者の組織化すすむ

### 1 ホームヘルパーが労働組合結成

99年4月15日、ソウル市家庭トウミ労働組合(以下トウミ労組)が結成され、韓国労総傘下公共サービス労働組合連盟に所属しました。トウミ労組イー・オクドン委員長に話を聞きました。

「トウミ制度は96年、ソウル市が一人住まい老人や障害者を援助するために導入したホームヘルパー制度で、現在活動中のトウミは627名です。1日8時間、時間給3300ウォン(約300円)で働いています。老人たちの食事から沐浴、トイレの手助けまで一人で7~8人を受け持っています。

ソウル市は4月1日、私たちトウミには一度も相談なく、1日8時間労働を4時間に減らし、また契約制に転換して活動期間を1年単位で評価して、不誠実なトウミは辞めさせるという内容の公文書を出しました。生計型トウミをなくし、長期的には無給の奉仕者に転換しようと計画しているのです。

けれども私たちの働きは無給奉仕者たちが消化できるような仕事ではありません。有給トウミ制度が施行された理由も、無給奉仕者では活発にならず責任感が不足していたためでした。さらに私たちはホスピス教育まで受けた専門トウミです。現実も知らずに出された公文書に反発し、労働組合を作って私たちの権利を求めようという結論になりました。

私たちが市の改訂案に対して反対の立場を

話すと区長側は「辞めるなら辞めろ」という反応でした。私たちは各区毎の代表集会を持って対策を論議しましたが、大部分が主婦である組合員たちは、はじめは労働組合に対して否定的でした。けれども労働組合についての説明会、懇談会などを通して徐々に考えが変わり始め、4月15日、106名が集まって設立総会を開くことができました。申告証書も問題なく出されました。私たちははっきりと労働者なのです。

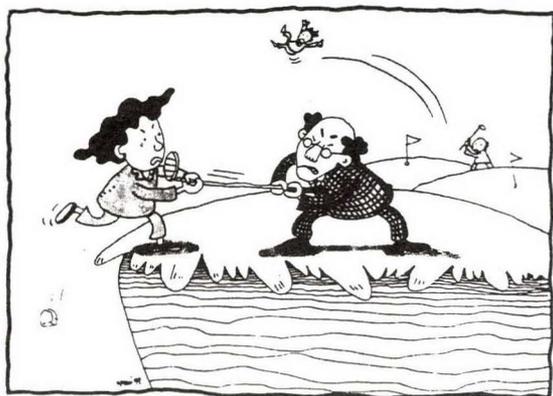
### \*労働組合の今後の活動

現在組合員対象者627名中約460名が加入していますが、3つの区では加入者がいません。今後、労働組合の活動内容とその進め方などについて説明会を計画しており、一緒にできるようになると期待しています。

私たちは4月26日、副市長に面会し、1日4時間に短縮した後のトウミ追加募集の中止、労組活動の保障、制度運営に対する労組との実質協議等を要求しました。副市長は詳しいことがわからず担当者を通して連絡すると言ったまま連絡がありません。そこで5月4日には保健福祉局を訪ねました。福祉局では、奉仕者であるはずのトウミがどうして労組を作るのか腹立たしく思っているようですが、私たちは奉仕者である以前に労働者であり、使用者はソウル市なのです。

トウミ労組は今後、待遇改善、1日8時間制固守、労働法の適用、定年65才認定などを要求しながらたたかっていきます。」

韓国労総女性局長は、「トウミ労組の結成は非正規女性労働者の組織化に拍車をかけるでしょう」と期待を述べています。



## 2 互助会つくり助け合う失業女性

昨年9月、仁川市で失業克服女性互助会が発足しました。99年5月現在、会員は453名。女性失業者たちは互助会を通して失業の問題に主体的に対応し、互いに力を与えています。

97年1年間に仁川女性労働者会の「平等の電話」にかかってきた相談件数は、全部で400件で、大部分が賃金未払いと不当労働行為でした。しかし98年になると3月だけで148件(雇用不安など84件、就業64件)と急増しました。4月にはとうとう相談を専門にするために”整理解雇、賃金未払い根絶と就業促進のための女性相談センター”を開設するようになりました。

この間、生活苦に悩む40～50代女性、とくに女性家長たちの失業は深刻でした。この問題についてだれも関心を示さないときに韓国女性団体連合(以下女性連合)などに提起すると、女性家長問題がソウル放送で報道され、募金運動が展開されました。

7月3日、女性連合とソウル放送、韓国女性団体協議会は共同主催で募金講演会を行いました。300名の参加者のうち6割以上

が女性家長でした。”家長の心が傷つくとき”というテーマで参加者の心を解きほぐしながら、解決を模索する集団相談を行ないました。その後女性労働者会は、”失業に対する衝撃緩和と自信を持つこと”を目標に、毎月1回「女性家長の夕べ」を始めました。

6月に女性労働者会が女性失業対策センターの活動をはじめて以来、求職登録をする女性は400名を超え、彼女たちに就業や生活支援の情報を提供するために集まることが多くなりました。その中で、失業問題に受け身でなく主体的に対応できる自主的な集まりをやろうという意見が自然に提起されました。そして困難を抱えた女性失業者たちが互いに助け慰める親睦の集まりである”互助会”が発足することになったのです。

互助会発足当初、加入人員は100余名でまず総務と編集部長を選任して活動に入りました。月1回発行する会報「よい隣人たち」で消息を分かち合い情報を共有することから始め、会報を通して互助会加入を呼びかけました。その後、“失業克服出会いの日”や“互助会出会いの日”“忘年会”などの開催を通して加入率はいっそう増加しました。

98年11月から互助会総会に向けて集会を持ち、「韓国社会の女性労働者問題」「女性失業対策センターの役割」「互助会の役割」などの学習をしてきました。

互助会会員は400名を超え、会員たちの生活苦と悩みを一ヵ所で相談することが難しくなりました。そこで各地域を分割し、行事出席率がよい積極的な人たち25名を地域長に選任し、月1回の出会いの日の行事案内と、生活苦など悩みを聞いて後で報告するなどの

ネットワーク役割を任せました。

### 女性たちの共同体として

99年2月6日総会を開き、この間の運営に合わせて規約を改訂しました。また会長、総務、副会長、会計監査、編集部長など幹部を選出し、地域長たちが紹介されました。

現在互助会費は月2000ウォン、主に慶弔費に使っています。月例会議は互助会新規加入者の求職票受付と就職情報提供、相談などを行なっています。その他失業女性たちの健康検診、共同体集団プログラム、婦人病講座、家族野遊会、失業政策学習会などを行なっています。いま互助会は運営委員たちの責任感と地域長たちの積極的な意志、互助会がまるで実家のような会員たちの愛情に支えられています。これからさらに積極的な会員間の交流で、女性たちの大きな共同体を作っていくべき責任を持っています。

### 3 出帆! 全国女性労働組合

去る8月29日、全国女性労働組合が出帆しました。女性労働組合は業種、企業、地域を越えて働く女性すべてを加入対象にしています。今年1月からいろいろな地域で女性労働組合が作られてきましたが、全国単一の女性労組は今度が初めてです。全国女性労組建設の趣旨と意義について委員長のチェ・サンリムさんに聞きました。

「99年8月29日、韓国女性労働者運動にとって非常に重要な日が始まりました。過去10年間女性労働者の団結と権益向上のために働いてきた全国の女性労働者会が基盤となって、志ある同士たちが集まり全国と地域

と一緒に全国女性労働組合を結成したのです。

女性の64%が4人以下の事業所に従事、女性の70%が非正規労働者、女性優先解雇と結婚・出産退職強要、低下する女性組織率(97年5.6%)。これが21世紀を目前にした韓国女性労働者の現実です。持続的に悪化している女性雇用の現実、女性労働者はもうこれ以上後退する所はないのです。全国女性労働組合は働く女性の要求を第一に、女性労働者の組織化と権益確保のために働いていく組織です。また女性労働組合は女性の成長を企図し、女性たちが持っている関心と悩み、結婚・出産と育児、職場と社会の中での不平等な地位の改善などを主要な活動とする労働組合です。

### 両性平等の社会発展の道

女性たちは一つの職場で長期勤務することはまれであり、結婚・出産・育児・家族介護などの理由で職場をしばしば変えることとなります。事務職、生産職、主婦、ときには家内労働もし、子どもたちが大きくなれば保険の勧誘もしたりという具合で経済活動の形が替わる場合がほとんどです。このような女性の生き方の変化にみあって働く女性であればだれでも入れるのが女性労働組合なのです。

韓国の産業化は、伝統的に女性の低賃金と家事負担、景気変動による優先解雇など女性の犠牲を基盤に成長してきました。女性労働組合を通して女性労働者の組織化を進め力を強めることは、女性が犠牲となる発展の仕方をやめさせ、韓国経済の体質改善を図って両性平等の社会発展を追求していくことです。

(「働く女性」99年6月号、9月号)

## 短信

## 韓国・ウォンジンみどり病院完成

韓国のウォンジン・レーヨンが、1966年に東レの老朽機械を購入してレーヨンを製造し、その過程で、二硫化炭素中毒による多くの職業病患者を出したことは、「アジアの仲間」でも何度か報じてきた。ウォンジン・レーヨンで職業病認定患者の存在が表面化したのは、退職した被災者とその家族たちによる団体や市民団体等による対策会議ができた87年以降のこと。その後、職業病の認定と謝罪・補償を求める運動に加え、認定基準改正の運動が取り組まれてきた。

韓国政府は93年5月、認定基準の全面的な改正を実現する一方で、会社を廃業させることを一方的に決め、工場を落札した会社はレーヨン製造機械をそのまま中国に売り付けた(韓国と日本で労働者の抗議行動があった)。廃業に当たり、ウォンジン・レーヨンの労働者と労働組合は、労働者の雇用確保と同時に、廃業以降も職業病が発生することを見通して、職業病専門病院の設立、労働者全員に対する毎年の精密検診、患者に対する十分な補償のための基金確保を求めた。実際、98年11月までに、ウォンジン・レーヨンの職業病患者は792名に達している。

政労使三者協議の結果、93年11月、非営利法人として「ウォンジン職業病管理財団」が設立され、99年6月5日に職業病専門病院であるみどり病院を含む「職業病総合センター」がオープンした。

(「安全センター情報」99年10月号参照)

民営化された香港の清掃労働  
労働条件低下まねく請負い制度

## 典型的な低賃金・3K労働

香港における公的サービスの多くは、民営化の波に押し流され、民間会社の下請け化が急速に進んでいる。その一つは、政府の住宅団地の清掃作業である。

香港の公的住宅の提供は、政府が直接行なうのではなく、香港住宅局と香港住宅協会という二つの半官的な機関によって管理されている。住宅局は166の住宅団地を持っており(98年7月)、1万2000人の清掃労働者を使っているが、彼らは全員民間会社に雇われている。政府の住宅団地をすべて加えると、労働者数は3万人を超える。住宅ブロックを昇ったり降りたりしながらゴミ収拾車を引いたり押したりする労働者は、たいてい中年の女性たちである。そのうちのある人々は工場の海外移転のために製造業から追い出された人たちであり、また他の人々は、家族の世話のために二重の責任を背負っている母親たちである。さらに非常に多くの人々が、中国本土から来ている新しい移住者である。

住宅団地における清掃の仕事は、極端な低賃金で典型的な3K労働である。仕事の内容は住人の生活パターンや習慣などに左右される。天候も重要だ。雨の日は、ゴミはより重くなり、祭りの頃はゴミが飛躍的に増える。大きくてかさばる家具類の処分はもう一つの“エキストラ”だ。しかし、“エキストラ”は、特別なものとは考えられていない。労働

者はどんなゴミでも一定の時間内に処分し掃除しなければならず、これは結局、労働者の健康と安全を犠牲にして行なわれている。

清掃会社は、手袋やマスク、ゴーグル、長靴などの保護具をまったく支給しない。あったとしても家庭の掃除に使う程度の簡単なもので、壊れたガラスやチューブ、お皿、家具などの尖った破片から清掃労働者を守ることはできない。もう一つ危険なものは、ゴミを一階の収拾室に集めるためゴミ投棄口の側に立っていないと見えない労働者の目に、ゴミや汚水などの異質物が当たることである。さらに、濡れた所や暗い場所で、労働者はよく滑ったりころんで足首を捻挫したりする。ゴミ収拾室の換気や証明について、会社はまったく考えてもいない。会社にとっては“効率”がすべてなのだ。

清掃労働者の実情を訴えるために、香港女性労働者協議会は98年7月、以下のような6ヵ月の教育プログラムを組織した。

- ・政府住宅団地で働く清掃労働者の生活についての展示とパンフレット作成
- ・労働安全と健康についてのクイズ
- ・清掃労働者の健康と安全を改善する方法についての、住人の意識調査



メーデーで要求を訴える香港労働者

私たちが清掃労働者を訪ねたとき、彼らは労働災害、解雇、人員整理などさまざまな労働争議に直面していた。私たちは清掃労働者が労働問題を解決し、健康と安全の問題を改善していくための援助として労働条件についての追跡調査を行なった。

この調査は98年7月から6ヵ月の間、5つの政府住宅団地に働く150人の清掃労働者に面接して行なったものである。この調査は、これらの問題の根本に目を向けること、すなわち不正で不適切な政策を明らかにする上で意味があった。

### 請負い制度の問題点

低コストと高い付加価値を求める入札政策は、住宅局が業者に低い入札価格で請負わせ、業者がより少ない人員をより低い賃金で雇うことを奨励している。その上住宅局は業者を監視せず、業者は労働法や規則を守らない。調査の結果、以下のことがわかった。

#### 1、低賃金と劣悪な労働条件

清掃労働者は基本的な法的保護を受けていない。彼らの90%は休日もなく1年に1～2回の休暇があるだけである。

#### 2、健康や安全への無関心

会社は安全のための道具を提供せず、ゴミ収拾室の換気や照明も十分でなく、労働者はすべったりぶついたりすることが多い。

#### 3、インフォーマル労働

清掃労働者は一定の時間内に膨大な量の仕事を終わらせるために、自分の家族の手を借りなければならない。これが彼らがどうにか稼げる方法である。

#### 4、監視の不足

住宅局にこれらの諸問題を報告し、業者に  
対する効果的な監視を行なうよう要請したが、  
住宅局は労働争議については労働部に持って  
いくべきだと言うだけだった。住宅局は主要  
な契約者であり、請け負い会社をしっかりと監  
視することから逃れることはできない。

#### 5、不明確な雇用期間

業者は、雇用期間について明確な契約を持  
たない。もし契約が更新されれば、10年続  
くこともあるが、入札に失敗すれば、労働者  
を減らすだけである。しかし非常に多くの会  
社がそれを解雇とは認めず、退職金の支払い  
を拒否する。住宅局はこの“グレイゾーン”  
に対する何の政策も持っていないし、関連す  
る法もない。

\*

要約すれば、公共住宅団地の清掃作業にみ  
られるような請負い制度は、周辺化された女  
性労働者を危機におとし入れる。それは、す  
べて“コストの効率性”に名を借りた清掃会  
社の残忍な搾取を作り出し、それを黙認する  
政府の無責任な態度を助長している。

#### 政府に対する要求

- 1、適切で監視できる請け負い制度
    - ・適切な仕事量と賃金の確立、“最低入札”制度の見直し
    - ・会社の労働慣行、労働法や規則の違反、労働者の苦情の記録にもとづく評価制度
    - ・会社の法違反に対する罰則
  - 2、労働者の法的保護
  - 3、職業病の予防と補償
  - 4、苦情処理機関の設置
- (香港女性労働者協議会99年レポートより)

#### 短信

### インドネシア・日系ニット工場で争議

東ジャワにあるインピアン・ブサナ社は、  
1990年創立の日本企業の子会社。日本へ  
の輸出用セーターを作っているが従業員は4  
00人で、そのうち375人が女性である。

98年12月9日、9人の労働者がはつき  
りした理由がないまま解雇された。彼女たち  
がこれを拒否すると、会社は労働者を普段使  
わないさびついた機械を扱う工場へ移した。

彼女たちは他の労働者と話をすることも許  
されず、服地1枚当たり200本もの糸を機  
械の上に注意深く並べなければならぬ。毎  
日70枚の服地のために1万4000本の糸  
を整えなければならず、労働者は頭痛や足腰  
の痛み、腕のこわばりなどを訴えた。その上  
ここで作られたものはただ倉庫に積み重ねら  
れているだけで、労働者への嫌がらせのため  
であることがわかり、12人の労働者がいや  
げがさして辞めていった。

99年3月、労働者はこの仕事の停止や賃  
上げなどを要求してストライキに入ったが、  
会社はこたえず、5月には活動的な15人の  
女性労働者が古い機械の工場に移された。会  
社は労働者の親元に、娘の悪口を書いた手紙  
を送って親を工場に呼び付けた。

労働者たちは議会に対し、42人の労働者  
の解雇と経営者の暴力について実情を訴えた。  
解雇については人力省の地方事務所に行くよ  
うにいわれ、暴力については警察に報告した  
が、解決に至っていない。

(CAWニュースレター・99年7月号)

## グローバル化とは何か? (4)



### 文化の変化

テレビのような電子通信メディアは、文化を国際的なものにするに大きな役割をはたしている。

多国籍企業が製を世界市場にむけて宣伝することが、容易に文化を世界中に広めることになっている。たとえば、音楽家やスポーツ選手などの有名な人々は、世界中のだれにも知られているということからも分かる。

グローバル化に賛成する人々は、メディアや広告は、世界中の人々がこれまでに触れたことのないような広範囲の文化や情報を得ることができるようにしたという。これは教育上の大きな進歩であり、他の人々や文化をより深く理解することは、平和の促進につながると主張する。

これに対してグローバル化に反対する人々は、多国籍企業の力は人々の考え方や味覚にまで影響を与えていると言う。世界のメディアは工業国の少数の白人によって支配されており、メディアの広がりによって、地域の文化や生産物は破壊されている。それは、地元の音楽はほとんど放送されないことや、外国製品がステイタス・シンボルとなっていることに現われている。言葉でさえ、英語やヨーロッパの言葉が母国語よりも重要視されている。メディアを通して広がる欧米文化は、ほとんどの国々で平等を促進することにはならないという。

## V 国内経済の変化

グローバル化の影響は、国内経済の動きにもおよんでいる。この章では多くの国の経済が自由市場型へと動いていることをみている。

### 国内経済の変化

国内経済を自由市場経済に向けようとするプログラムを三つに分類することができる。

- 1) 先進国（とくにアメリカとヨーロッパ）における緊縮財政計画
- 2) 旧社会主義国における「ショック療法」
- 3) アフリカ、アジア、ラテンアメリカの国々における構造調整プログラム（SAP）

この三つのプログラムは、世界の多くの国々で民営化、貿易の自由化、規制緩和に重点を置いて実施されている。とくにショック療法とSAPについては、国際通貨基金（IMF）と世界銀行がプログラム作成に主要な役割を演じている。

実際には緊縮財政、「ショック療法」、SAPは、次のような意味を持っている。

- ・国有企業の広範な民営化
- ・企業および資産家に対する税の軽減
- ・社会支出の削減、あるいは「国庫統制」といわれているもの（公務員の大量削減を含むのが特徴）
- ・政府の物価統制と補助金の廃止
- ・関税基準と輸入割当の引き下げ
- ・輸出用生産、とくに構造調整およびショック療法下の輸出用生産の促進
- ・関税免除やインフラの無料使用のような外国投資家への便宜の提供
- ・国内通貨の切り下げ

・労働市場の”弾力化”への移行(最低賃金の切り下げ、労働基準の緩和)

これらの変化はヨーロッパの社会福祉国やラテンアメリカ、アフリカの民族主義国、そしてソ連や東欧のかつての”社会主義”国をはじめ、多くの国々で起きている。

### 支持者と反対者の意見

グローバル化の支持者たちは、自由市場政策が円滑にすすめられてきたわけではないが、前述の経済政策は肯定的な結果をもたらしていると主張している。とくに、経済成長をもたらし、インフレを抑えていると強調する。投資を自由化することにより、市場の変化に対して効果的に対応することができるという。また、産業の民営化をたたえ、独立時に、南アフリカ政府によって国有化された鉱山の多くが、民間会社に売却されたことを歓迎している。その上、多くの第三世界の国々が、輸出加工区を設置するなどの優遇政策で外国人投資家に国内経済を開放していることに満足しており、アフリカの国々は、香港や韓国、台湾、シンガポールなどのアジアの「虎」を見習うようにと言っている。これらの「虎」は、世界市場向けの輸出品の生産を増やす鍵として輸出加工区をつくってきた。

最後に、グローバル化の支持者たちは、政治的自由もまた自由市場と共にもたらされると主張する。その証拠として、過去20年間に独裁体制から選挙による民主主義へと政治体制が変わったアフリカやラテンアメリカ、アジアの国々をあげている。

グローバル化に反対する人々は、自由市場経済は世界各地で、とくにアフリカで災難をもたらしてきたという。自由市場経済は、あらゆるレベルで不平等を増加させている。北と南、国内の貧しい者と富める者、男と女、都市と農村などである。市場経済が世界の国々の経済を支配するようになって以来、貧富の差が増してきたという。

また、多くの国々や地域の自立が損なわれていると主張する。アフリカの多くの国々が70年代には、食糧を自給していたが、90年代にはほとんどの国が、主食でさえも輸入しなければならなくなった。世界市場向けの輸出作物生産の圧力が、穀物や野菜からコーヒーや生花のような換金作物へと農業生産を転換させてきた。換金作物はより多くの収益を生み出すが、干ばつや市場輸出価格が下落した時、農民は自分で生産したものを食べて生き延びることができないのである。

最後に、国の経済政策のグローバル化を批判する人々は、自由市場経済と民主主義との間には何の関係もないという。グローバル化の進展は民主主義の構築ではなく、後退を示していると主張する。これについて二つの点を上げている。第一に、多国籍企業や国際金



融機関の力が増大すると、選挙で選ばれた政府や他の民主的機関、コミュニティグループが独自の活動を発展させていく力が失われるという。第二に、グローバル化と共に、民主的には見えるが実際には企業の力を強める政策がつくられていくという。”合意形成”として知られているこの方法は、決定の鍵を握るすべての”利害関係者”と”政策当事者”と一緒に登場する構造を作り上げることを特徴としているが、グローバル化の批判者はこのような構造は民主的ではないという。なぜなら、この構造は企業と政府が、労働組合や地域組織、草の根グループのような”利害関係者”よりも強い力を振り回すからである。このような合意形成のやり方が民主的に見えたとしても、結局は、実際の合意よりもかなり以前に企業が下す決定を支持するめくら判として使われていると批判者は主張する。

## VI グローバリゼーションへの対応

この章ではグローバリゼーションにどのように対応するかをみていく。

### グローバリゼーションを支持する人々

TINA(「他に選択はない」という言葉の略)は、グローバリゼーションを支持する立場をとる人々である。彼らは南アフリカのような国では、国際競争に向けて自由市場経済をすすめる以外の道はないと考えている。この立場をとる人々は、二つの陣営に別れる。一つは、自由市場経済を発展と繁栄の唯一の方法として、全面的に支持している。もう一方は、自由市場の弱点をみて、多国籍企業や

国際金融機関、西側諸国の力が強くなるので、南アフリカのような小国は大きな力に便乗するしか選択肢はないと考えている。

### グローバリゼーションに反対する人々

多くの人々は、グローバル化を止めることはできないが、その影響は規制すべきだと考えている。そのために、多国籍企業や世界銀行の力を制限したり、IMFと世界銀行の影響を抑制し、世界の大多数の人々の生活水準を向上させようとする運動が行なわれてきた。そして、世界各国のさまざまなグループをネットワークしようとしている。彼らがとりあげている問題には次のようなものがある。

#### \* 企業の行動規範

企業がある国に出資する場合、従うべき労働条件や環境保護などに関する規範。

#### \* 社会条項

多くの労働組合が、政府間の貿易協定に社会条項を盛り込むことを支持してきた。この社会条項は、どの国も貿易協定に調印するときは、労働や人権にかかわる一定の方針に従わせるものである。

#### \* 児童労働

多国籍企業は児童を労働に従事させて告発されてきた。推定では、世界中で7000万人の学齢期の少女たちが労働に従事している。

#### \* 女性の搾取

多くの女性団体や労働組合が、女性が著しく搾取されている問題をとりあげ、輸出加工区の女性や農業労働者を運動の対象としている。ナイキのような会社は、中国や他のアジア諸国で若い女性たちを搾取していると訴えられており、反対運動の的になっている。

## グローバリゼーションに代わる選択肢をつくりだす人々

多くの人々が、グローバル化は世界を分裂させると主張している。グローバル化を支持するか、他の道を捜すしかないという。他の道を捜す人々は、社会主義的な立場を取るのが、典型的である。

世界各地で、労働組合、住民組織、女性団体などの組織が、グローバル化に代わるものを求めて、一緒に活動している。そして、次のような戦略を掲げている。

- \* 民主的に納得されるかたちで地方、国の政府をつくる。
- \* 多数者の基本的ニーズに焦点をあわせる。
- \* 人種、性別などあらゆる種類の差別に反対する。
- \* 開発は、当該国に主導的役割をもたせる。
- \* 労働者、女性、農村の人々の連帯を促進する。このグローバル化に代わるものを作り出す運動にかかわる多くの人々がキャンペーン運動に積極的に参加し、意識化をすすめる。



**批評：** グローバル化というのは、私たちがそれに代わるものとして小さなプロジェクトを組んで対応できるほどの力なのだろうか。

あるいは、国際的レベルの運動を展開することによって、ようやく抵抗できるというほど、その力は大きいのだろうか。あるいはまた、地域、国、そして国際的なそれぞれのレベルで、グローバル化に代わるものを創出すべきなのだろうか。(おわり)

## <図書紹介>

西野瑠美子著

『エルクラノはなぜ殺されたのか —

日系ブラジル人少年・集団リンチ殺人事件』

1997年10月4日。愛知県小牧市内で日系ブラジル人少年たち十数人が、日本人の少年たち20数人に一斉に襲われ、うち14歳のエルクラノ君が暴行され、亡くなった。警察は暴走族同士のケンカとして処理しようとして、なかなか犯人捜査を始めなかった。

ブラジルから家族で働きに来て、何もしていない大切な息子を突然に失った両親は、これに納得できず二人で署名活動を始める。さまざまな非難を受けながらも署名の輪が広がり、ようやく警察は加害者の少年たち11人を暴行や傷害致死の疑いで逮捕した。そして両親は、二度と悲しい事件が起きないよう暴力追放キャンペーンに取り組んでいく。

この事件に関心をもった著者は、エルクラノ君や事件に関わる人々に丹念に聞き取りをし、丁寧に事実を拾い集め事件の全貌を解きあかそうとしている。それは、被害者の両親が声を上げて訴える「命の大切さ」の日本社会の現状を浮き彫りにしている。少年がバットで殴られるのを見ても「他の人の迷惑になるから外に行け。」というだけの駅員。息子の急を聞き病院に駆けつけた両親に「ビザはもっているか」と冷酷に聞く警察。海外からの移住労働者を低賃金の単純労働力として必要としていながらも、社会の一員としては認めようとしめない私たちの社会。深く考えさせられる。(明石書店・1800円)

## &lt;事務局日誌&gt;

7月31日～8月2日

働く青年の全国交歓会(塩沢)

8月25日 多国籍企業研究会(塩沢)

8月30日 8月定例事務局会議

9月14日 CAWネットワークグループ・

おんな労働組合(関西)との話し合い

CAWネットワークグループ・女の労働わ

くわく講座との話し合い

9月18日 国際労働研究センター研究会

(広木)

9月23日 全労連女性部国際シンポジウム

(広木)

9月24日～25日 NCC-UIM総会

(塩沢)

9月29日 9月定例事務局会議

\*\*\* 新刊のお知らせ \*\*\*

## 英文資料「日本の女性労働」NO. 24

(1) 労働の規制緩和が女性労働者に及ぼす影響

(2) 事実上の憲法改悪：平和・民主主義・人権を侵す法律の大量生産

(3) トピックス

台湾元「慰安婦」が日本政府を提訴

(交流センター発行 400円)

合本「アジアの仲間」1～84号

2000年3月発行予定 5000円

&lt;ご予約ください。&gt;

☆病院の待合室はいつも満員。座る椅子も足りなくて壁によりかかっていると、隣りに立っていた中年の女性曰く「身体が丈夫じゃないと病院通いはできませんね」とは、けだし名言? 因みに私は1日に3つの病院をはしごできたのだから、身体が丈夫な証拠。(S)

☆東海村で起こされた臨界事故。その直後に担当大臣になった中曽根氏は、「何が問題だったと思うか」との問いにまず”従業員の無責任さ”をあげた。また別の大臣は、「日本も核武装してもいいのでは」と。これが世界唯一の被爆国日本の政治家たちなのだ。(H)

## ▲ ▼ 事務局だより ▼ ▲

☆母がベッドの上だけでの生活となって10カ月。なりゆきでこうなりこの事態に本人もさして抵抗感はないらしく、私も「まあ、いいか」位。母のお友達から電話がかかり率直に事態を報告したら電話口で泣かれてしまいあわてた。寝たきりは”可哀想”なのだ。(K)

☆息子の中学校の運動会。一日中、校庭での競技を応援。帰りがけ、校舎前のポールをふと見上げると、校旗はないのに「日の丸」だけが風にはためいていた。国旗掲揚はなかったのに。「日本的静かに浸透」が一番恐い。(N)

女性労働者通信 第83・84合併号

# アジアの仲間

アジア女子労働者交流センター  
〒169-0051 東京都新宿区西早稲田  
2-3-18-34

発行人代表者 塩沢美代子  
編集責任者 広木道子

電話・FAX 03-3202-4993  
郵便振替 00100-3-70086



インドネシア・韓国・日本から内容の豊かな報告



韓国からかけつけた呉在植  
さんから花束を受け取る塩  
沢所長

## 交流センター15周年記念プログラム アジアの女性たちとともに15年

1999年12月11日、東京・四谷の主  
婦会館プラザエフで、アジア女子労働者交流  
センター設立15周年を記念するシンポジウ  
ムと感謝のつどい（立食パーティ）が開かれ  
た。「経済のグローバル化に挑戦するアジア

の女性労働者」をテーマにしたシンポジウム  
に130人の参加者が真剣に聞き入った。

パーティには、CAW結成の立役者であつ  
た呉在植さんをはじめ、センターを支えて下  
さった50人の方々が参加された。



ともに活動してきたアジアの仲間たち



席をうめつくし、熱心に耳を傾ける参加者

<シンポジウムから>

## 経済危機とインドネシアの女性労働者

インドネシア：アユニ

(Kelompok Kerja HUMANIKA)

### ポスト・スハルト

インドネシアは、1997年の中頃から、32年間におよぶスハルト政権の悪政によってもたらされた厳しい経済危機に見舞われている。経済開発の名の下に軍が国を支配し、その統制不能の軍事体制は、大きな社会的格差や政治腐敗を引き起こした。党の政策も流動的で、大衆組織は管理されたり吸収されたりした。

改革運動は、「スハルトの後継者」によって体制全体を変えることなくトップが変わるだけで終わった。合法性を認めてもらうために、スハルトの後継者であるハビビは、組織化の余地などの政治的な可能性を開いた。その結果、10におよぶ新政党が設立され、約20ものナショナルセンターが出現した（この半分以上は政治家によってつくられた）。

短期間に非常に多くの労働組合がつくられたが、それが労働運動の力を反映しているわけではない。それはむしろ労働者が非常に多くの問題に遭遇しているということである。

もう一つの大きな問題は、外国からの債務の増大である。1000億ドル以上を多国籍金融機関(MFI)やお金持ちの国に返済しなければならない。この債務は、インドネシアのMFIへの依存など他の問題をもたらした。彼らは、インドネシア政府に自分たちの

方針にそった特定の政策

(構造調整プログラム=SAP)を採用するよう圧力をかけた。その一つが民営化であり、多くの解雇問題を引き起こしている。また、



アユニさん

水道、電気、電信電話、病院、教育機関など、人々に公共サービスを提供するという公企業の役割を利益優先指向へと変えている。

### 1、経済危機が労働者に与えた影響

#### 急激なインフレと賃金水準の低下

インドネシアの労働者は、国を直撃している経済危機によってさらに貧困に追いやられている。政府は98年8月、最低賃金をわずか15%上げたが、その時のインフレ率は77.63%であった。以下の数字は、98年と99年の三大都市の地域別最低賃金である。

月あたりの地域別最低賃金

|       | 1998年      | 1999年      |
|-------|------------|------------|
| メダン   | 174,000ルピア | 210,000ルピア |
| ジャカルタ | 198,500    | 231,000    |
| スラバヤ  | 152,500    | 182,000    |

注：98年(8月) 1米ドル=13,000ルピア

99年(11月) 1米ドル=6,850ルピア

スマラン(中央ジャワ)のワーユ社会基金の調査によれば、労働者の賃金の80%以上が食費に使われている。それも、食の質を落とすことによってなんとか足りているのである。テンポ・ニュース・マガジンによると、西ジャワのベカシでは労働者は1日2食しか

とっていない。空腹をこらえるために彼らは眠ることにしている。

経済危機が衣料や繊維、製靴、電子、食品加工など労働集約型産業の労働者にどのような影響を及ぼしているのかについての調査によれば、労働者の消費パターンは経済危機の前後できわだった変化はない。労働者はすでに最低限の生活水準以下の生活をしていたので、経済危機によって支出のパターンが変わるわけではなく、レベルが下がるだけである。貧困層の割合は、人口の15%から60%へと増えている。

### 大量解雇と雇用不安

大量解雇は労働者にとってもう一つの大きな脅威である。企業閉鎖が続いており、最近38の民間銀行で人員整理が行われ、その結果、推定1万7000人の銀行員が解雇された。国営4銀行の合併も解雇をもたらした。人力省の正式な数字によると、98年7月までに少なくとも1540万人の労働者が解雇されている。また、別の筋によると、98年末までに2000万人の労働者が解雇され、2500万人が半失業状態におかれている。

雇用主の中には、実際に経済危機のために労働者を解雇する者もいれば、経済危機を口実に活動家を排除したり、効率のために労働者を解雇する者もいる。数週間あるいは数カ月後には工場を再開し、より若くて安い労働者を採用する雇用主もいる。

さらに、1年に約250万人の若者が労働市場に参入する。すでに労働市場にいて仕事がない数百万人の人々がいる。そこに新たに解雇された労働者が加わるのである。

### ILO条約は批准したが

政府は、結社の自由と団結権の保護に関するILO条約第87号と、団結権と団体交渉権の原則の適用に関する98号条約を批准したが、現在の労働法は条約にそっていない。その上労働者が組合を組織したり組合活動を活発に行おうとするとき、人力省は労働者を保護するという力を発揮していない。ジャカルタ、バンドン、スマラン、ボゴール、スラバヤなどでそのいくつかの例が思い当たる。バンドンでは、2つの繊維工場の労働者が労働組合を組織することになり、彼らは集会を開いて規則や細則を作った。しかし、両工場の労働者は解雇された。

またスラバヤのエビ加工工場では、労働者の代表が団体交渉を要求したが、その代表全員と地域労組の組合員の数人が解雇された。スラバヤの縫製工場で働く地域労組の組合員も、ストライキを行って交渉を要求した結果、解雇された。労働争議で経営者側に立つという古い慣行が、同じように古い行政機関である人力省にそのまま残っている。

その上、労働争議の解決のために軍や警察を導入するなど強圧的な権力を使うことがいまだに行なわれている。最近の新しい傾向としては、労働者を脅かすために暴力団を使うこともある。メダンでは、暴力団に刺されて数人が怪我をした。

### 2、女性労働者特有の問題

こうした問題の他に、女性労働者は職場の内外で多くの問題に直面している。

\* 工場の内外でのセクシュアル・ハラスメン

ト — とくに夜勤で働く女性の場合。

- \* 月2日の生理休暇の権利が多くの工場で否定されているか、取得手続きが複雑になっている。たとえば、女性労働者は政府が管理する医療クリニックに許可を申請し、検査の後で会社に提出する証明書を出してもらう。労働者が地域の行政機関から許可証をもらい、それを監督に提出する場合もある。
- \* 生理休暇を取る労働者は皆勤手当をもらえないという工場もある。
- \* 家族手当は夫（男性労働者）だけに支払われる。
- \* 労働組合やその他の労働者組織の中で女性はリーダーシップをとれない。
- \* 職場の外でも、家族が女性労働者の活動を制限しようと厳しく管理したり、結婚後の仕事と家事の二重の負担、夜外出する女性に対する警察による任意拘留、尋問や嫌がらせなど、さまざまな問題がある。

### 3、労働者の抵抗と戦闘性

#### 頻発するストライキ

労働者は、工場の敷地内でも政府関連機関の中でも、地方議会や州議会など公的機関でも、個人による抗議や警察への通報、集団でのストライキやデモなどを行ってきた。99年1月から8月にかけてのストライキ件数は148件を下らない。

活動に参加する労働者の数は増えている。東ジャワのメランでは、99年、組合のリーダーの釈放を求める労働者のデモに5000人の労働者が参加した。また98年には、ス

ラバヤの大工場でのストライキに2万5000人、97年のケディリ（東ジャワ）では、4万人にもおよぶ労働者が参加した。

労働者の抵抗の形と強さは、インドネシアの労働運動の力をはかる重要な指標となっている。99年8月、労働法を守るよう主張して死ぬまでハンガーストライキをしたジュジュ・ジュリアはその最初のケースである。

最長のストライキは、ボゴール（西ジャワ）のプラスチック手袋工場の労働者がおこなったものである。彼らは、9人の組合活動家の解雇撤回を求めて5カ月間ストライキを継続した。

労働者の交渉力はまだ弱いので、たたかひの成果は今のところは少ないが、その戦闘性と犠牲的精神には希望が持てる。

#### 変化する労働NGOの役割

労働者グループとNGOとの関係も変化している。NGOの中には状況の変化に即対応し、労働者グループからできた労働組合との間で話し合い、新しい仕事分担や役割を決めるところもある。しかしすぐ対応できずに、NGOと労働者グループとの間で小さな摩擦をおこしているところもある。

この新しい状況の中でNGOがどのような役割を担うのかは、議論の余地がある。NGOがもっと固有の役割を果たし、専門家になるべきだという意見もある。

労働運動にはさまざまな障害がある。大量解雇、実質賃金の低下による労働者の交渉力の低下、低い組織率、雇用主の敵対的な態度、反組合的な法律などである。NGOと労働組合の協力がますます重要になっている。

## IMF体制下の韓国の女性労働者

韓国：マリア・リー  
(韓国女性労働者会協議会)

### 女性の失業の増大

IMF(国際通貨基金)による経済支援計画の厳しい条件が施行された1997年12月から、韓国ではおよそ200万人から300万人の労働者が仕事を失っている。わずか8カ月足らずの間に仕事を失った労働者の数が6倍に増加したことになる。社会保障制度が弱く、国内の経済が外国の投資に大きく依存している国では、急激に増加する失業は国全体が極度の財政不安、社会問題の激化、深刻な情緒不安に陥ることを意味している。

女性労働者は、リストラ戦略や民営化政策の影響をより大きく受けている。性や年齢、結婚の有無による差別のために、40歳以上の女性、子どものいる女性、妊婦は真っ先に解雇される。これらの女性たちは将来、賃金労働に雇用される可能性はほとんどない。

女性労働者の65%が、勤労基準法の適用を受けない零細企業で働いている。人員削減や解雇の最初のターゲットにされるのは女性労働者である。また、正規雇用の女性労働者も臨時職やパート、日雇い、派遣労働者にされる。これは、韓国社会の家父長制によるところが大きい。

99年5月現在、女性失業者は55万9000人となり、これは全失業者の32.8%に当たる。女性の失業者の増加率は男性に比べて高く、雇用された女性の3人に2人が臨



マリア・リーさん

わずか5%である。

時雇用である。男性はその61.4%が正規雇用であるのに対し、女性の場合はわずか30.8%が正規雇用である。さらに、組合に加入している女性労働者は

### 女性労働者の非正規雇用化

98年9月の韓国の経済活動人口は2162万2000人である。これは、15歳以上の人口の61.2%に当たる。下の表を見ると、賃金労働者は97年には1322万8000人であったが、98年9月には112万7000人減少して1210万1000人になった。賃金労働者の数は減少したが、賃金を支払われない家族労働者の数は増加した。さらに、正規労働者の数は著しく減少したが、臨時職や日雇い労働者の数は増加した。

雇用形態別賃金労働者数 (単位：千人、%)

|       | 1997年         | 1998年9月       |
|-------|---------------|---------------|
| 賃金労働者 | 13,228(100.0) | 12,101(100.0) |
| 正規雇用  | 7,133(53.9)   | 6,247(51.6)   |
| 臨時職   | 4,204(31.8)   | 3,931(32.5)   |
| 日雇い   | 1,890(14.3)   | 1,923(15.9)   |

97年と比較すると、98年9月の男性賃金労働者の総数は減少したが、63.4%を占める男性の正規労働者の数は変わっていない。しかし女性の場合、正規雇用者はわずか32.9%で、臨時職と日雇い労働者がそれぞれ46.6%、20.5%を占めている。

これは、女性の賃金労働者の67.1%が非正規雇用であり、雇用が非常に不安定であることを示している。

経済危機の下でのリストラを口実に、女性の正規雇用を非正規雇用に変えるさまざまな不当な労務管理が行われている。解雇されたり、自主退職を強要され、その後斡旋業者を通して臨時契約で再雇用される。この結果、女性の非正規雇用は急速に増加した。

### 労働法改訂で条件悪化

仕事を継続している労働者の場合も労働法の改訂後は、長時間労働や労働強化などの困難をかかえている。原則は週4時間制だが週56時間まで、月12時間は残業手当なしに働かせることができるようになった(変形労働時間制による)。そして、派遣労働法(21業務)が制定されてからは、多くの労働者が派遣労働に雇われている。

### 「自主退職」の強要

経済危機の中で、女性労働者は労働市場の周辺部に追いやられている。女性たちは自主退職を強要され、結婚や妊娠、子育ての後に臨時職として再び労働市場に参入しているのである。

とくに金融関連企業の構造調整プログラムの下で、最初に解雇されたのは女性労働者であった。H保険会社は98年4月、7年以上働いた人をターゲットに自主退職計画を実施した。自主退職した労働者の75%が女性であり、10人のうち4人が既婚女性であった。会社が女性労働者の自主退職を奨励し、残りづらい雰囲気をつくり出した結果である。

### 不当解雇、臨時職への転換の強制

KWWAU男女平等権利カウンセリングセンターの99年第1四半期の相談ケースのうち、雇用不安についての相談は85.3%にのぼった。女性は、まず最初に退職のターゲットとされるが、夫と同じ職場で働いている場合にはとくにそうである。公営企業では、適切な手続きや説明なしに解雇通知が渡される。零細・小企業では、合理的な理由なしに解雇される。妊娠した女性や産休後の女性への退職強要、産休中の賃金未払いなど産休に関する相談ケースが増えている。KWWAUはこの相談活動を通して、女性労働者が直面している不利な状況をあらためて確認した。IMF経済危機の旗の下に生理休暇や出産休暇が取りづらくなった。公営企業でも、女性技術者が臨時職にされたり、新しい労働者を臨時契約で採用するために退職を強要される。賃金不払いも多くなっている。

### 失業した女性の状況

失業した女性のための活動センターによると、相談件数は1649件で、35歳以上の女性が64.9%、75.3%は高卒で、81.9%が既婚の女性であった。これは学歴の低い女性や中年の女性、既婚女性が仕事を手に入れるのがもっとも困難であることを示している。

家族の経済を背負っている女性でも仕事を得る機会は多くない。年齢制限もあり、60歳以上では仕事のチャンスは全然ない。彼女たちの多くは月々の家賃を払わなければならない、生活費の補助は不十分である。職業訓練コースも短かすぎて、仕事に必要な資格は取

れず、多くの人が仕事を得られないでいる。

### 女性たちの運動の前進

雇用状況の悪化の中で、女性労働者はときには集団で、あるいは一人で苦闘している。運動によって仕事に復帰した人たちもいる。観光センターの女性研究者は、性差別的な解雇に対して裁判をおこした。馬山輸出自由地域の勇敢な8人の女性たちは、5カ月におよぶたたかいを通して仕事に復帰した。大宇建設の女性労働者は、性差別的な解雇に対して裁判に訴え勝訴した。ゴルフクラブのキャディは、40歳以上のキャディに対する解雇通知とたたかい、全員仕事に復帰した。結婚したら退職するという宣誓書にサインしたために、結婚で退職した既婚女性たちのケースは、裁判で争われ勝利した。このようなケースが女性労働者を大いに励ましている。また、臨時職の労働者を正規の契約に変えたり、組合への加入を奨励している会社もある。

未組織の小さな会社で働いている女性労働者が解雇されると、未払い賃金も支払われないことが多い。その多くが家長である。そのため昨年6月に失業女性のための活動センターが設立された。その目的は、女性の失業の深刻さを広く社会に知らせ、政府に女性労働者のための政策をつくらせることである。

この活動センターは、仕事の相談や情報の提供、職業訓練、調査活動、医療援助などのさまざまなプログラムを通して女性労働者に実質的な援助を提供している。女子学生もまきこんで、政府与党本部や国会の前で毎月集会を行い、女性労働者の仕事の安定や失業防止対策などを要求している。

## 日本における非正規雇用の実態

日本：酒井和子

(東京ユニオン)

### 女性の失業と非正規雇用化

1999年8月の総務庁「労働力調査特別調査」によると、雇用者は4955万人で、そのうち正規職員・従業員は3688万人(74.4%)、パート・アルバイト1068万人(17.3%)、派遣・嘱託・その他199万人(4.0%)である。95年からみると雇用者全体では150万人増加しているが、正規職員・従業員は100万人減少、パート・アルバイトは250万人増加している。すなわち正規職員が減ってパートが増加するという非正規雇用化が進んでいる。男女別でみると男性の正規職員は88.3%、パート・アルバイトは8.1%であるが、女性では正規職員54.9%、パート・アルバイト40.6%で、非正規雇用は女性に顕著である。



酒井和子さん

完全失業者は320万人で、失業率は男性5.1%、女性4.4%と女性の方が低くなっているが、これは女性が求職活動をあきらめたこととパートでの再就職という結果である。失業者の5人に1人は1年以上の失業者となっており、失業期間が長期化する傾向にある。

学卒者の就職状況は不況を反映して低い水準にあるが、男女別をみると四大から高校まで女性の方が10%前後低くなっている。

### 労働法制の規制緩和

規制緩和の流れの中で労働法の改正が急速に行われた。98年改正均等法、労働基準法の子供保護規制の撤廃、パート労働法見なおしの見送り、99年新派遣法と女性労働にかかわりの深い労働法が矢継ぎ早に施行されている。

改正均等法は差別禁止が明確にされるなど改善された点もあるが、間接差別の禁止には至らなかった。

12月1日から施行された新派遣法は、対象業務を専門的26業種から臨時的・一時的業務へと拡大し、原則自由化された。

### アンケートとヒアリングから

女性のワーキングライフを考えるパート研究会が実施した「働く女性の均等待遇を考えるアンケートとヒアリング」(99年9月派遣を除く民間と公務の女性対象)から非正規労働の実態と意識をみてみたい。

#### 1) パート労働

非正規労働の大半がパートであるが、その7割が女性である。パート労働者は被扶養者の主婦が自分の好きな時間に働いているので、責任も拘束も軽いとみなされ、家計補助、補助労働、自由な選択がパート差別を合理化す

る理由とされてきた。しかし調査結果からわかるように、正規労働者と非正規労働者間の学歴、勤続の差は縮小傾向にある。民間非正規労働者の34.8%に配偶者がおらず、24.5%は本人が生計維持者で、シングルやシングルマザーも多い。生活のために働いているにもかかわらず家族責任や非自発的な選択として非正規労働にならざるをえなかったのである。

表1 平均年齢・年収・勤続

| 雇用形態  | 人数   | 平均年齢  | 本人年収  | 平均勤続 |
|-------|------|-------|-------|------|
| 民間非正規 | 681人 | 43.9歳 | 151万円 | 7.0年 |
| 公務非正規 | 1022 | 43.4  | 209   | 9.8  |
| 民間正規  | 451  | 38.2  | 418   | 13.0 |
| 公務正規  | 164  | 41.3  | 625   | 18.5 |
| 総計    | 2319 | 42.4  | 264   | 10.3 |

従来日本のパート労働を特徴づけていたのは、製造業におけるフルタイムパート(疑似パート)の存在であるが、経済構造の変化に伴い正社員の削減とパートの基幹労働力化が進んでいる。スーパーなど流通業では週労働20時間以内で雇用保険や社会保険の加入資格のない短時間パートと、週労働30時間前後の長時間パートを組み合わせ、正社員と同じ職務につかせている。

しかし女性労働者と女性パートの賃金格差は広がっている(77年80.7%、97年

表2 同居している人(%)

| 雇用形態  | 一人暮らし | 配偶者あり | 子どもあり |
|-------|-------|-------|-------|
| 民間非正規 | 7.9   | 65.2  | 72.8  |
| 公務非正規 | 3.0   | 74.3  | 89.0  |
| 民間正規  | 19.7  | 44.8  | 44.8  |
| 公務正規  | 12.2  | 55.5  | 71.3  |

表3 主な生計維持者(%)

|       | 本人   | 配偶者  | 親    |
|-------|------|------|------|
| 民間非正規 | 24.5 | 66.1 | 11.5 |
| 公務非正規 | 16.3 | 74.2 | 11.9 |
| 民間正規  | 49.1 | 40.4 | 20.9 |
| 公務正規  | 64.2 | 41.5 | 9.4  |

表4 働いている理由(%)

|       | 生活のため | 自立・向上心 | ゆとりのため |
|-------|-------|--------|--------|
| 民間非正規 | 43.7  | 26.3   | 29.0   |
| 公務非正規 | 55.9  | 23.5   | 19.9   |
| 民間正規  | 41.8  | 36.2   | 20.8   |
| 公務正規  | 36.8  | 45.0   | 17.2   |

68.0%)。労働時間が減らされ、ダブルジョブで生計を支えるシングルマザーも増えている。コミュニティユニオンの複合就労調査では年間3000時間働いて年収がやっと300万円というパート労働者の事例もある。

## 2) 有期契約労働

航空業界では国際競争の中で人件費削減のため94年に客室乗務員の短期契約制を導入した。同時に国内線勤務の正社員を強制的に国際線に転属したため、家族責任のある女性は退職に追い込まれた。契約社員は3年後に正社員に採用されるが、賃金制度は元の正社員とは差別され低くなっている。

パートでも有期契約が増えている。従来は期間の定めのないパートが多数であったが、パート労働法で雇入通知書に期間の定め項目を置いたため、その後有期契約が増えた。前述の調査では民間非正規の74.6%が有期契約であった。契約期間を2~3カ月と短期間化し長期にわたって反復更新を繰り返したり、6カ月働くと1カ月空き期間を設ける不連続雇用によって年次有給休暇や雇用保険、社会保険の適用を逃れようとする脱法的契約もまかり通っている。最近の労働相談では有期契約のため育児休暇が取れないとか、妊娠・出産を契機に契約更新を拒否されたという訴えが目立っている。

## 3) 派遣労働

派遣労働のトラブルでは圧倒的に中途契約解除が多い。禁止されている派遣先による事前面接や違法派遣なども後を絶たない。

女性正社員の採用をやめて派遣社員に置き

換えたり、業務全体を派遣会社に移して解雇か派遣会社の派遣社員になるかという選択を迫るという事例もある。

派遣ネットワークの調査では、94年には時給平均1704円、年収266万円であったが、98年にはそれぞれ1660円、256万円と低下し、新派遣法施行を前にして1400円台にまで下がっている。派遣会社の競争が激化し、派遣料金の引き下げ競争の中で、臨時的・一時的派遣の時給はパート並みに引き下げられることが危惧される。さらに、派遣先が容姿端麗で若い女性を要求するという女性差別も当然のように行われている。

### 女性労働者と労働組合のとりくみ

丸子警報機の臨時社員賃金差別裁判は96年に長野地裁で勝訴した後、99年11月に高裁で原告勝利の和解をした。地裁では正社員と同じ仕事をする女性臨時社員に、正社員の8割の賃金を支払えという画期的な判決が出された。高裁での和解は日給制を月給制とし、一時金や退職金の支給基準を正社員と同一にすることなど、非正規労働者の均等待遇に与える影響は大きい。

労働組合の取り組みとしては、コミュニティユニオンや女性ユニオンによるパートや派遣の組織化も行われているが、非正規の女性労働者の組織率はきわめて低く、これからの課題である。

非正規労働者の組織化とともに均等法ネットワークや派遣ネット、女性のワーキングライフを考えるパート研究会、有期雇用ネットなどの課題別ネットワークやホットライン活動などの取り組みも増えている。

シンポジウムでの

## 質問に答えて

<韓国のマリア・リーさんへ>

(Q) 女性ユニオンは、失業者を含む組合か。それは合法の組合か。

(A) 女性ユニオンは産別組合ではないので、女性であれば誰でも加入できるが、失業者は組合員になれない。8月に結成された全国女性労働組合は合法だが、ソウル女性ユニオンは別の組織で、失業者を含むため法的に認められた組合ではない。

(Q) 女性のためのIMF危機の家(アクションセンター)はどんな活動をしているか。

(A) アクションセンターは98年6月に作られ、まず工場閉鎖や解雇に反対する活動をしている。構造調整計画以前から、中小企業の女性たちは退職金も社会保険もなく解雇されていたのに、女性はどうせ家庭に入るのだからという考えで政府はまったく関与してこなかった。政府の雇用対策事業は男性主体のものだったため、女性に対する雇用保障政策を要求してきた。次に性差別に関すること。解雇も真っ先に女性が狙われる。とくに金融などでは、女性から解雇リストが作られている。さらに不当解雇を止めさせること。女性を解雇して非正規で再雇用するというような不当なことが行なわれている。労働組合の女性部と女子学生が共同で、国会や与党へのアピールなども行なってきた。

(Q) リストラされた労働者の自主操業、協同組合作りの経験について紹介してほしい。

(A) まず縫製労働者のワーカーズ・コレクティブを支援した。彼女たちは20年間工場で働いたがパーツだけを縫ってきたので、服1着をどうやって作るのか誰も知らない。という問題があった。またマーケティングや経営のノウハウもわからない。そのため私たちは政府に対して、場所の確保、技術訓練、経営のやり方、そして作った物の供給先などについて便宜を図ること、たとえば弁当を作って公立の学校に納めるなどを要求した。私たち自身も喫茶店を開いて2人のシングルマザーに経営を任せている。

(Q) ワークシェアリングの要求は賃金水準が低い中ではなかなか難しいのではと思うが広く労働者に支持されているのか。

(A) 現代自動車の例をあげると、ほとんどの労働者が毎日2~3時間の残業をして、ようやく月給が1200米ドルくらいだった。はじめ労働者は、残業なしでは食べていけないと言っていたが、今では残業なしで少しでも多くの労働者が働けるようにしようということに同意している。政府には週40時間制を要求し、1年間やってみて、賃金の問題などは改めて話し合おうと提案している。

(Q) 労働組合や労働運動それ自体に女性差別を感じることはあるか。男性の運動家たちとどう連帯していくか。

(A) 男性の労働組合リーダーは女性の問題に敏感でないので、女性の労働組合ができたという経緯もある。このようなことを通して男性の意識も変わってきた。韓国の2つのナショナルセンターは、来年から非正規雇用者も労働組合に受け入れられるよう

にしようという方針を固めている。

<インドネシア・アユニさんへ>

(Q) 労働組合は女性労働者に対するセクハラ防止にどう取り組んでいるか。

(A) 労働組合としてセクハラ問題に取り組んでいる例はほとんどない。以前スラバヤで実際にあったケースで、女性が会社の警備員のセクハラにあった。相談を受けたNGOは、警察に届けることを勧め、はじめは警察も親切だったが、結局わずかなお金を払っただけで何も解決しなかった。しかし今はいろいろな労働組合もでき、セクハラに取り組む組合も出てくるだろう。

(Q) 子どもがいる女性はどのようにして働いているのか。

(A) 夜のシフトがあったり、都会では生活費が高いため子どもを実家に預けて働き、週1回くらい子どもに会いに行くというのが普通。今、スラバヤで労働組合と一緒に保育所を作ろうと計画している。労働者が休日に田舎に行ってしまうと、私たちが労働者と話す時間がないので、保育所があれば労働者の組織化にもつながる。

(Q) 解雇された女性はその後どうしているか。

(A) わずかな補償金をもらってたいい1度は田舎に帰り、また仕事を探しに戻ってくる。しかし結局仕事が見つからず、インフォーマル・セクターで働く人が多い。

<日本・酒井和子さんへ>

(Q) 「女性のワーキングライフを考えるパート研究会」について。

(A) 93年、パート労働法ができたときに、その中身があまりにもひどいので、法の見直しをさせようと、関西と首都圏で同時に立ち上げた。パート労働者の現状をきちんと把握して、労働省に対抗しようと活動している。メンバーは研究者、弁護士、労働組合の女性たちが中心。労働省はパート法の改正を行わず、均等待遇のものさしについての研究会をやっている。その中で問題なのは、パート労働者を年収130万円以内で働く人と技術をもったパートにタイプ分けしようとしていることだ。男性が長時間労働をしているのに、残業はしない、配転はいやだというような女は均等待遇に値しないという考え方である。これはILOの家族的責任条約や同一価値労働同一賃金原則に違反するものなので、条約のレベルに引き上げるために取り組んでいる。

(Q) 非正規雇用の下に、ILOではAtypical workerといっている雇用性のあいまいな非定型労働が多数いる。女性が多数を占めるこの非定型労働をどう思うか。

(A) 非定型労働者は雇用されてはいないが、実際はどこかの企業のために働いている。規制緩和の中で、雇用契約ではなく労働法の適用も受けられない時間単価だけの労働者を増やすという方向が出されている。パートで働いてきた人が突然、業務委託などといわれる。業務委託では有給休暇も産休もとれなくなり、最低賃金など基本的な労働者の権利が奪われてしまうということがすでに起こっている。この問題は企業内だけでは解決しない。法の網をかけることが必要だ。

<シンポジウムの感想から>

## アジアの女性たちの力に感動

- \*自分はまだあまりにも知らないのだと実感させられました。これまでの過程および現状を知るとともに、日本、そして私がこれからどのようにしていけばいいのか、またどのようにしていくべきか考えていきたいと思いました。(20代・学生)
- \*アジアのお二人の話で、困難な中でも立派に活動を継続されている様子がわかり、学ぶことの多い一日でした。私たちの身近な暮らしの上のできごとが、こんなにもアジアの中で連動しているのだと驚きも大きいです。(50代・パート)
- \*とてもよいシンポジウムでした。高齢化時代を迎えるにあたり、女性の労働(介護)が増えると思うので、その方でも男女平等の労働を期待します。(70代・自営業)
- \*基礎資料も整理されていて、効果的な討議の流れでした。参加している人たちの質問も、さすがにポイントを心得ているものばかりで興味深かった。この質の高いネットワークを大切につないでほしいと思います。(50代・団体職員)
- \*アジアの女性労働者が互いに顔を見ながら交流することの大事さ。交流センターが果たした役割はとても大きい。新たにどんなネットワークを草の根で広げていくのか。たくさんの種が蒔かれ、いたるところで芽が伸びていくことでしょう。今後、働き方への労働者自身の主体的創造についても検討してみたい。(40代・団体職員)

\*とても有意義でした。インド、香港の方にも発言していただけたらもっと良かった。日本の正規労働者の実態についても少し触れられると良かったのではと思います。

(40代・公務員)

\*アジアの運動が国際独占に対するきわめて実践的な連帯行動として発展しつつあることを実感した。(60代・教員)

\*はじめての参加でしたので、うなってしまうことばかりでした。アジアの女性労働の実態について、もっと知りたいと思いますので、スタディツアーを今後とも企画していただきたいと思いますがいかがでしょうか。(50代・公務員、教員)



\*酒井和子さんの日本の報告はたいへんよくまとまっており、現在女子労働とはあまり関わっていない私にもよくわかりました。アジアの女性労働運動のリーダーの発言を直接に伺える良い機会で、彼女たちの理知的で能動的な活動の報告に刺激を受けました。(60代・元教員)

\*グローバリゼーションは必ずマージナル化を引き起こす。その危険についてもっと多くの議論がされるべきである。グローバル化は国境を越え、共通の問題を弱者の間に引き起こしている。他のアジアの女性の問題は日本の女性の問題でもある。こうした

問題に取り組むには、女性の組織力、エンパワーメント、交渉力が不可欠である。

(40代・会社員)

\*現状を変えるため労働運動の必要性があるとは思っていてもなかなかできないでいる。中には関わりたくないと思う労働者もいる。めざすものが大きすぎるからでしょうか。ささいなことからも取り組みたいと思います。(20代・歯科助手)

\*日常レベルで浸透しつつあるグローバル化を、消費者・生活者としてどう防げるかに関心がある。価格の低下などグローバル化の“おいしいところ”はエンジョイし、自分の身にふりかかる部分だけ反対するというわけにはいかない。今後、とくに日本では、労働者という側面だけでなく、消費者・生活者としての行動を考えたい。(30代・団体職員)

\*労働組合主催ではできない形での女性労働者の連帯が表されてとてもよかった。センター閉鎖後もCAWを通して日本でもこのような交流ネットワークを存続させていきたいと思いますが、計画はあるのでしょうか。日本の改悪された労働法が輸出されている現状に、日本の私たちは共同してたたく責任があると思います。(40代・会社員)

\*働く者の貴重な時間と心が酷使されて作られる富は、大企業に集中されることで死に金になってしまいます。生き金としてきちんと働く人間にもどされること、そういう社会は、今日の世界経済の歪みを正していくと思います。経済のグローバル化ではなく、働く者の自立的社会をめざすグラスル

ーツの労働運動が国際連帯することの大切さを感じました。(40代・無職)

\*日本での状況について漠然と感じていたことがはっきり説明され、非常によい勉強になりました。新聞等では法のデメリットなど報道されていないと強く感じました。またインドネシアや韓国でも日本と同じような状況が進んでいることを知り、びっくりしました。少しずつ自分でできることからしなければという気持ちを持ちました。(40代・教員)



\*ビデオ「捨てられた人形」は非常に衝撃的でした。一つひとつ立ち向かっていかなくてはいけないことに改めて気づかされました。火災で亡くなられた人々の姿が目には焼きついてはなれません。(20代・学生)

\*厳しい状況の中で、スリランカ、タイ、韓国の女性たちが、前向きに勇気を持ってたたかっていることに感動しました。日本でも、非正規雇用者がリストらにさらされている中、たたかっていくことの大切さを実感しました。(40代・公務員)

\*充実したシンポジウムと胸が熱くなるリユニオンの機会と、ありがとうございました。地味な「ふつうの」人々が、それぞれの輝き方をしてその人のやり方で寄与して、みんなで何かを成し遂げる — そのすばらしさに心を打たれました。(50代・翻訳家)

## <ワークショップ(12月10日)> 労働者保護とセーフティネット

グローバル化が進み労働条件が悪化する中で、各国の労働者保護や社会保障はどうなっているかをめぐって、ワークショップを開きました。アジア5カ国の参加者とともに、日本からは女性労働運動のリーダーとして活躍している7人の女性たちが参加し、各国の実情を出し合いながら意見交換をしました。

はじめに働く女性のための弁護団の黒岩容子弁護士から、労働条件の確保、雇用継続への保障、非正規雇用の問題、また社会保険や公的扶助など社会保障について、日本の法律や判例などを紹介してもらいました。アジア各国の報告はつぎのとおりです。

### 法的枠組が弱い香港

もっとも基本的な労働時間と賃金に関する法的枠組が弱く、最低賃金制もない。

解雇に関しても何の制限もなく、この18カ月間は解雇が相次ぎ、失業率の上昇が続いているが、失業保険はない。数年前に(男女)平等機会条令ができ、雇用における性差別禁止、男女同一労働同一賃金、セクシュアル・ハラスメント禁止などが盛り込まれたが、平等機会委員会の権限は弱くほとんど実効性がない。またこれと引き替えに、工業に働く女性労働者の時間外労働は年120時間以内という制限が廃止された。香港の経済状況は悪く、解雇、賃下げ、下請化が進む中で、労働者の不満や不安が広がっており、組合の組織率は高まっている。

### 限りなく日本に近い韓国の規制緩和

週44時間労働が原則だが、変形労働時間制が導入され、週56時間まで残業手当なしで労働者を働かせることができるようになった。IMF体制下で作られた整理解雇制は、労働省に「構造調整を行なう」というだけで労働者を解雇できる。労働コストを減らすために、勤続年数の長い人から解雇する傾向があり、とくに女性が多い金融業では正規を解雇して臨時で再雇用するケースが増えている。派遣労働も合法化された。

パート労働に関しては特別な法律はないが労働法がすべての労働者に適用されるよう要求している。また、従業員4人以下の事業所には労働法が適用されなかったが、女性の70%は4人以下の零細企業で働いており、99年4月から適用されることになった。

女性の深夜労働と残業についての規制、また生理休暇の撤廃については毎年議論になっているが、全体の労働環境整備が前提。



法的枠組話し合うワークショップ

全体として、労働者の生活が非常に不安定になっている。労働災害や、過労死も増えている。生活費は上昇し給料は下がる。新卒女性の90%は非正規雇用という状態だ。

### 東南アジア、南アジアの状況

インドネシアでは午後6時から午前6時ま

での女性の労働は禁止されているが、女性の健康と安全への措置を前提として雇用主が人力省の許可を得れば働かせられるため、工場での深夜業は当たり前になっている。

タイでは98年に労働保護法の大幅な修正があり、雇用の機会均等や同一労働同一賃金原則が明記され、深夜労働についても労働者に選択権が与えられた。しかし現実には、大量解雇、賃金水準の低下などの問題に直面して、有効に活用されていない。90年に社会保障法ができたが、従業員10人以上の企業に適用される。30歳以上の解雇労働者はインフォーマル・セクターに流れ、労働組合もなく社会保障からももれてしまう。

インドでは女性労働者の90%以上が家内労働や露天商などインフォーマル・セクターで働き、労働法の適用を受けない。女性の深夜労働禁止や時間外労働規制について廃止する動きはあるが、労働組合が抵抗している。

### 日本 — 加重労働と人員削減

4月から改正均等法・労基法が施行されているが、月100時間におよぶ残業、深夜労働への従事など女性の加重労働が深刻になっている。若い未婚の女性が長時間労働のために無月経になることも多い。男女ともに、健康を守れるような法規制が必要。

人員削減もすさまじい。仕事が見つからずホームレスが増えている。「整理解雇の4要件」があるが、人選の合理制に有夫の女性が入られるなど問題もある。女性の場合、再就職はほとんど非正規雇用。解雇制限、雇用保障については、パートや派遣も含め、もっと包括的な法規制が求められている。

### 海外短信

## エルサルバドル：衣料工場で労働者虐待

1999年12月12日、北米のNGO団体からの抗議により、アメリカの女性衣料製造業リズ・カリボン社は、その多くの製品を生産しているエルサルバドルにある下請け工場のドゥオール衣料工場に対して、労働組合加入を理由に不法に解雇された39人の労働者の復職を求めることに同意した。また、ドゥオール工場がカリボン社の行動規範とエルサルバドルの法律に違反していないか、独立したモニター機関に監査を依頼した。

11月28日、セトデサ労働組合設立の届けを出した日に、組合委員長と書記の二人はドゥオール社から辞職届にサインするよう求められたが、断った。翌日、39人の組合員全員が解雇された。北米にある労働者に連帯するグループは、解雇された労働者支援の運動を開始した。クリスマスシーズンに予定していたクライボン社の工場直営販売店でのピラ撒きの予定を早めて開始し、会社が解決に動き出すまで続けた。

ドゥオール工場での労働条件は、労働者を組合づくりにかりたてるような劣悪なものであった。96年には工場での妊娠テストの強要など労働者虐待の状況が明らかにされたが、カリボン社の副社長はそのような虐待を黙認するはずはないと否定した。現在もドゥオール工場の労働者は、残業の強制、上司からの言葉による虐待、不当な生産割当、トイレの制限などの虐待に苦しんでいる。(maquila network update・2000年2月号)

## CAWアジア地域会議

### 豊かな経験分かち合って

1月23日～27日、タイのバンコクでCAW(アジア女子労働者委員会)主催によるアジア地域会議が開かれました。これは3年に1回開催されるCAWネットワーク・グループの全体会に当たるもので、13カ国28のグループから33名が集まりました。主な議題は過去3年間の活動の総括と今後3年間の活動計画をつくることです。

CAWは、昨年8月に香港からバンコクへ事務所を移しました。書記局のスタッフも大幅に変わり、新しい環境の下でどんな活動が作り出せるか、期待を持って参加しました。バンコクは東アジア、東南アジア、南アジアの中心にあります。そのためかアジア地域のNGO事務所もたくさんあり、互いに情報や経験の交流をしながら活動できそうです。ネットワーク・メンバーも活動歴の長い人と若い人が適当に交じり合って、皆がCAWを大事に育てていこうとする熱意を感じました。

### 国際機関の動きにも注目

CAW全体会は、「グローバリゼーションとアジアの女性労働者」をテーマとする助言者の基調報告から始まりました。

多国籍企業の利益追求の中で90年以降グローバリゼーションが深化し、外国からの投資・投機がバブル経済を生み出し、バブルがはじけてアジアの通貨危機をもたらしました。その結果、労働者の賃金低下、長時間労働、



CAWの事務所移転を歓迎するタイの女性たち  
労働災害、そして解雇や失業による生活不安、社会不安など深刻な問題がいろいろ起きていますが、タイではそれが労働組合運動の弱体化を招いているということでした。

報告者は、この時期に大事なことは、組織労働者が農業やインフォーマル・セクターに働く人々や貧しい人々、そして外国からの移住労働者など、さまざまな階層の人たちと手をつないで問題解決に取り組むこと、またそのためにジェンダー問題を中心に据えることだと強調しました。

初日の夜に特別に開かれた学習会では、UNCTAD(国連貿易開発会議)について国際NGOの方から話を聞きました。昨年11月のシアトルでのWTO(世界貿易機関)会議は、世界中から集まった多くの人々の抗議行動によって失敗に終わりましたが、まもなくUNCTADの総会がバンコクで開催されるとあって、その動きが注目されていたのです。私たちは、生活や労働の現場でグローバリゼーションと向き合っていますが、同時に国際機関への働きかけも必要になっています。

### ビデオの翻訳と上映運動の広がり

さて、97年から2年間のCAWの活動を特徴づけるのは、各国でグローバリゼーショ

ンについての学習が進んだことです。98年10月にはグローバリゼーションの女性労働者への影響を記録したビデオ「DOLLS & DUST」(英語版)が完成し、アジア数カ国語で翻訳され、上映運動が広まりました。日本でも交流センターが日本語版として「捨てられた人形」を作成し、すでに230本以上のビデオが売られた他、あちこちで上映会が開かれています。

東南アジアグループは、99年春に反グローバリゼーション・キャンペーンツアーを行い(詳細は「アジアの仲間」第79号)、南アジアグループも秋にはワークショップを開催して、組織活動への女性労働者の参加とエンパワーメント(力をつけること)について話し合いました。東アジアグループは、この3月に台湾でワークショップを開き、女性の不安定雇用化に対する運動と組織化戦略について話し合うことになっています。

C AW全体の共同行動としては、98年7月～99年1月まで取り組んだILO条約批准要求の署名活動があります。一つは家内労働に関する177号条約、もう一つはパートタイム労働に関する175号条約です。非正規雇用化、インフォーマル化が進んでいるアジアの女性労働者の現状からすると、どの国にも共通する課題でしたが、パートや家内労働という言葉は同じでも、具体的な中身にはそれぞれに違いがあり、十分な取り組みができませんでした。しかし、ILO条約批准の要請書を受け取った多くの国々の政府からC AW書記局に返事が届いており、各国での批准要求運動はこれからということです。

C AWネットワーク・グループの具体的な

取り組みとして、タイや韓国の労働者共同組合や貯蓄を含む共済活動、共同作業所の運営などが紹介されました。

スリランカでは、この1月から自由貿易地域に働く労働者に労働組合の権利が認められることになりました。スリランカでは70年代の終わりに自由貿易地域が作られて以来、労働者に団結権はありませんでした。長い間の労働者の大きな犠牲と努力の末に、数年前に合法的につくられた労働者合同協議会と労働者評議会が、「影の労働組合」としてさまざまな活動に取り組んできましたが、正式に労働組合が認められるのははじめてです。

### 日本の労働者への大きな期待

C AWの今後の活動計画について、グループに分かれて話し合いましたが、とくに東アジアの女性労働者の状況は日本とほとんど同じようでした。とくに労働法制の規制緩和、すなわち労働法の改悪が進み、1日8時間労働制の原則や安定雇用という考え方は大きく崩されようとしています。

アジアの状況が日本に似ているということは、日本の状況が悪化しているということでもあるのですが、日本で起きている労働問題は即座にアジアに波及していつているということを実感しました。そのため、アジアの女性たちは(女性に限らず)日本の労働者との経験や情報の交流を強く求めています。

交流センターはこの3月に解散することになりましたが、その後C AWをはじめとするアジアの女性労働者との交流をどのように発展させていくか、大きな課題が残りました。

(広木道子)

## CAWネットワーク・グループの メンバーとして

和田弘子(おんな労働組合・関西)

バンコクで開催されたCAW会議に参加しました。はじめは緊張しましたが、イメージトレーニングでリラックスしてから討議に集中させるという見事な進行方法も取り入れられ、大いに感心しました。

毎日、朝8時半～夜7時まで昼食とティー・ブレイクを除いてはびっしり会議に追われましたが、それでも時間は少なく、お茶や食事の時間は、とくに個人的な交流に欠かせない貴重な時間帯でした。

グローバリゼーションの深化と経済危機の中で、そのしわ寄せは女性労働者を直撃しています。輸出競争は激化し、同じ仕事でもタイでは月4000バーツ(1バーツ=約3.4円)の賃金が、ベトナム北部では800バーツ、カンボジアではもっと低いという中で、労働者同士が競争させられています。タイの繊維や電子産業では、80～90%が女性労働者ですが、美化されるハイテク産業(電子産業など)では、若年労働者の中で化学薬品障害や労働の単純化がおり、単純労働=未熟練労働は女性労働と位置付けられ、女性の低賃金と男女賃金格差の根拠とされています。

また環境破壊や、職場での労災や安全衛生問題は東南アジア、南アジアの他の国でも共通の緊急課題として多くの発言がありました。

さらに地域の特徴として、東アジアにおけ

る工場閉鎖、東南アジア・中国への移転による失業率の高さは深刻です。女性労働者の非正規雇用化も進み、韓国では女性労働者の70%が非正規労働者です。東南アジアでは、海外出稼ぎ問題や女性の労働市場が狭められて家内労働が増えていることなどが問題になっています。南アジアでは、女性の93%が家内労働や露天商などインフォーマル部門の仕事に従事し、労働者保護法の適用からも除外された無権利状態にあること、また工業化、都市化の陰で環境が破壊され、貧富の格差が拡大していると報告されました。



サリーを着て踊る和田弘子さん

この会議で、10年前のCAW日本会議で会った数人の女性たちとの再会もあり、嬉しく、懐かしく、またグローバル化に反対する連帯行動を築くという大きな課題のあることを実感しました。また日本のネットワーク・グループがCAWの一員として、今後いかに継続的なつながりを作っていけるのか、アジア女子労働者交流センターの今後とも関連して一緒に考えていきたいと思いました。

最後の夜は、CAWの事務所が香港からバンコクに移転したため、バンコクの女性団体やNGOを招いてCAW披露パーティが催されました。パーティでは、ネパールの女性がサリーを着せてくれて私もネパールに仲間入り。みんな本当によく歌い、よく踊りました。

プール・サイド

## センターを支えたスタッフたち

塩沢 美代子

いよいよニュースレターも最終号になってしまった。思えば塩沢事務所として発足してから20年、アジア女子労働者交流センターを名乗って16年、ねばり強く活動をつづけられたのは、資金を提供して下さった会員と優秀なスタッフ・ボランティアに恵まれたからであった。最後にあたってスタッフのプロフィールをご紹介します。

☆

▼広木道子さん 事務局長として活動の中心になり、CAWの運営委員を任期いっぱい6年つとめ、後半の3年は望まれて委員長役を果たした。その会議や国際集会が多い上に、センターのスタディツアーのほとんどに引率役をしたから、しばしば海外出張があった。それはひとり息子がまだ赤ちゃんのときからはじまったので、茨城県の山奥にある（と本人のいう）実家から、すでに70歳を越えたお母さんが、留守宅に来て家事・育児にあたって下さる生活が10数年つづいた。もちろん夫君の理解なしにはできないことで、広木さんの働きのおかげには、ご家族の限りない協力があったのである。

また私にはセンターに託す悲願があった。共通な目的のために、あらゆる立場の人がともに集う場にしたいということだが、広木さんはその実現のために忍耐強く、とことん協

力して下さったことに感謝している。

▼小池恵子さん 一貫してセンターの会計を担当して下さった。これほど明朗・清潔な財政はないだろうと、私はひそかに誇りに思っていたが、それは小池さんのおかげである。

また韓国語をこつこつと勉強し、韓国からくる資料は小池さんが読んで、ニュースレターにのせるものは翻訳して下さった。近年は寝たきりになられたお母さんの介護をしながら、時間をやりくりして面倒な会計を全うして下さいました。

▼仁田裕子さん NCCキリスト教アジア資料センターで働いた後、センターに来て下さった。夫君の研究生生活のため、二回にわたり滞米生活をしたので、英語も達者なのだが、センターではマルチプル人間として、縁の下の力持ち的な働きをして下さった。募金によって運営される団体の事務局には、つねに多くの事務処理があり、また海外との連絡など目に見えぬ仕事の処理役であった。最近はこのニュースレターも、仁田さんのコンピュータで編集されている。



新旧のセンタースタッフを紹介する塩沢所長

▼山本恵子さん 2年前に夫君の仕事の関係で札幌に転居されるまで、もっぱら英語担当スタッフとして働いて下さった。アジア各国の情報はほとんど英文でくるからその翻訳、交流集会やスタディツアーでの通訳などを引

き受けていた。また日本の労働事情について海外に伝える英文ニュースレターは、大きな役割を果たしてきたが、山本さんのおかげで発行できたのである。

☆

さらに15年の間のある時期に働いて下さったスタッフがいる。

▼山野繁子さん 英国でインダストリアル・ミッションを勉強され、1983年に帰国早々にリクルートし、広木さんの前にCAWの運営委員長をつとめた。

国内でも教会やキリスト教団体とのコーディネーター役や優れた英語力で3年半貢献して下さった。今は聖公会で初の女性司祭になり、神学校で教職にある。

▼説田尚子さん 永年の会社勤務を終えたあと、会計事務で小池さんを手伝い、英文タイプで山本さんの手伝いをして下さった。

☆

労働問題をライフワークとした私としては、スタッフの仕事の質と量からみてサラリーは世間並のせいぜい半分で、社会保険も全くないことが悩みの種だった。にもかかわらず、精魂を傾けて働いて下さったことに感謝はつきない。誰も大病もせず、スタディツアーの参加者に大きな事故も起こらずに終わったこともまことに幸運だったと思う。

ところで肩の荷を下ろした私が、張りあいを失い淋しくなりはしないかと案じる方もいるかもしれない。その点は心配ご無用。もともと遊び好きの人間で、水泳、山歩き、音楽を楽しむ上に、書いてみようかなと考えていることもあり、淋しがる暇はなさそうである。

(交流センター所長)

## <図書紹介>

中島通子・中野麻美・黒岩容子・岡部玲子著

### 『働く女性の法律Q&A』

働く者の権利を守るための法律があることは知っていても、実際の職場で直面するさまざまな問題にどの法律がどのように利用できるかは、一般にはほとんど知られていないことが多いのではないのでしょうか。

本書は、働く女性たちから多くの相談を受けてきた弁護士である著者たちが、「こんな法律があることを知っていたらトラブルは解決できるのに、と思うことが少なくありません。」との思いから書かれています。具体的な質問に答えるかたちで、どのような法律が適用されるのか、どうすれば女性労働者としての権利を守り、働き続けることができるかを分かりやすく説明しています。目次も「キャリアアップする」「賃金を支払わせる」「子どもを生む」「健康に働く」「育てる・介護する」など働く女性の視点に立つ構成になっています。そして、最後に現在の法律を有効に使用して、各自の職場で男女平等を進めていく積極的な手段もアドバイスしています。

不況でなかなか就職口が見つからない昨今では、職場で不当な待遇を受けても労働者としての権利を主張しにくい雰囲気もあります。でも、くやしい、おかしい、不当だ、など、働く上で疑問や困難にぶつかったときに本書を開いてみると、きっと、解決に向けてのヒントになる回答が見つけれられると思います。働く女性にとっては、強い味方となる必携の書です。(有斐閣選書・1600円+税)

## &lt;事務局日誌&gt;

10月15日 均等法ネット学習会 (広木)  
英文資料「日本の女性労働」24号発行

10月17日 愛知労働研究所総会講演  
(広木)

10月27日 10月定例事務局会議

10月29日 「アジアの仲間」82号発行

11月2日 法政大学大原社研創立80周年  
記念シンポジウム (広木)

11月13日 15周年記念プログラム準備  
実行委員会

11月24日 11月定例事務局会議

11月26日 均等法ネット学習会 (広木)

11月27日 東京女性財団98年度助成報  
告会 (広木)

11月30日 塩沢美代子監修・広木道子著  
『アジアに生きる女性たち』発行  
新派遣法シンポジウム (広木)

12月4日 15周年記念プログラム準備実  
行委員会

12月8日～13日 15周年記念プログラ  
ム

12月10日 ワークショップ「労働者保護  
とセイフティネット」

12月11日 シンポジウム「経済のグロー  
バル化に挑戦するアジアの女性労働者」・  
パーティー「感謝のつどい」

12月20日 12月定例事務局会議

12月28日 仕事納め

2000年1月6日 仕事始め

1月21日 1月定例事務局会議

1月22日 塩沢美代子所長東京女性財団賞  
受賞式

1月23日～28日 CAW全体会議 (バン  
コク・広木)

2月4日 会計監査

2月5日 国際労働研究センター研究会 (広  
木)

2月9日 均等待遇2000年キャンペーン  
発足の集い (広木)

2月18日 2月定例事務局会議

2月19日 都立府中高校講演 (広木)

2月22日 第35回センター運営委員会

2月28日 均等待遇キャンペーン実行委員  
会 (広木)

3月5日 国際女性デー「おんなたちの祭り」  
(広木)

3月8日 国際婦人デー中央集会講演 (広木)

3月10日 「アジアの仲間」83・84合  
併号発行

3月11日 NCC女性委員会プレミーテ  
ィング (塩沢)  
交流センターオープンハウス

3月21日 3月定例事務局会議

3月26日～31日 CAW東アジア地域ワ  
ークショップ (台湾・広木)

3月31日 英文資料「日本の女性労働」  
25号発行

~~~~~ 新刊! ~~~~~

合本「アジアの仲間」1～84号

5000円 (申込み受付中)

\* \* \* \*

塩沢美代子監修・広木道子著

『アジアに生きる女性たち

— 女性労働者との交流15年』

(ドメス出版・1800円+税90円)

## 2000年1月31日現在決算報告

(1999.4.1 - 2000.1.31)

## &lt;収入の部&gt;

|        |           |
|--------|-----------|
| 会費     | 2,241,000 |
| カンパ    | 2,981,329 |
| 事業費    | 229,845   |
| 雑収入    | 1,915     |
| 助成金    | 500,000   |
| 基金繰り入れ | 3,000,000 |
| 合計     | 8,954,089 |

## &lt;支出の部&gt;

|            |           |
|------------|-----------|
| 国際交流費      | 595,692   |
| 国内交流費      | 6,000     |
| 資料費        | 598,247   |
| 調査研究費      | 628,550   |
| 15周年プログラム費 | 1,749,533 |
| 編集印刷費      | 534,415   |
| 翻訳費        | 86,700    |
| 通信費        | 492,908   |
| 人件費        | 3,326,890 |
| 事務管理費      | 345,910   |
| 予備費        | 10,000    |
| 次月繰り越し     | 579,244   |
| 合計         | 8,954,089 |

2月1日～3月31日の2カ月間に収入100,000円、支出2,053,000円が見込まれます。そこで99年度末不足額 約138万円と前年度繰越金△2,476,353円及び借入金1,523,647円の合計 約538万円は運営基金により精算します。

当センターが83年以来17年近くの長期にわたって活動を続けることができたのは会費、カンパをお寄せ下さった皆様のおかげです。改めて心から御礼申し上げます。

## 改めてお力をお貸し下さい。

「交流センター解散後、アジアとの関係はどうなるの？」というお問い合わせをたくさんいただいています。15周年記念プログラムの中でも、今こそ日本とアジアがつながらなければ、という熱い思いが寄せられました。アジアの女性たちも、日本の働く女性たちの経験やホットな情報を強く求めています。そこで、とにかく「CAW (アジア女子労働者委員会) の活動に参加する」ことを中心に据えた活動を開始したいと思います。

新しいグループの名前は、

CAWネット・ジャパン

まず情報収集、そして国内向け「CAWネットニュース」と英文ニュースを発行。女性労働問題に関心のある個人と国内のさまざまな女性労働者グループが、直接CAWのプログラムや交流に参加できる活動をめざします。

## &lt;ご協力いただきたいこと&gt;

- ・資金カンパ
- ・翻訳・通訳 (英語・韓国語など)
- ・情報の提供や原稿執筆
- ・CAWプログラムへの参加
- ・たくさんアイディアと活動への参加

## &lt;連絡先&gt;

〒359-1151 所沢市若狭3-2555-15

CAWネット・ジャパン

Tel &amp; Fax 042-949-5231

Eメール: cawnet@japan.email.ne.jp

&lt;郵便振替&gt; 00100-9-186394

CAWネット・ジャパン